

された。即ち「各組合を整備して經營的基礎を確立すると共に最も廣汎な勤勞大衆を組織に確保するため全精力をこれに集中すること、この大衆獲得の努力と共に全運動の統一を期し、その爲めの組織固めとして本年度こそ關消聯單一化の具體化を實踐に移すこと、更にこれらの重要方針を決定的に成功せしめるための條件としての機關の強化が強調された」。而して日本消費組合婦人協會參加支持、他勞農團體との共同闘争の件、産組課税、大衆課税反對、東京交通労働組合と提携消費組合確立強化に關する件等の議案が協議可決され、是等の諸活動を促進し且つは組合の財政的強化を圖る具體的手段として、米の共同購入が加盟組合の積極的參加應援によつて精力的に行はれ、これが殆ど導火線となつて關消聯全體の配給高を増大せしめる結果となり漸次財政的苦境を脱出するに至つた。次表は十一年の共同購入活動開始以來の數箇月間に於ける關消聯の累月配給高である。

月別	配給高	前年度各月の比較増
四月	一〇、七八六	五二%
五月	一五、六二四	六七%
六月	一七、八一二	六三%
七月	一七、四四七	六二%
八月	一三、一五〇	

備考 右の各月配給高の大部分は米であつて、毎月平均五千本を精白配給してゐる。尙取引は總て現金制が實行されてゐる。
また總會を開かず、十一年度の事業成績は不明であるが、左

貸借對照表 (11.9.1-12.5.30)

借方		貸方	
出資金	6,300.000	未拂込出資金	950.000
借入金	5,457.000	日消聯出資	1,000.000
拂下米借入金	4,395.300	全聯出資	200.750
産組關係	11,827.590	地所設備	3,000.000
雜貨	7,889.970	精米所設備	1,000.000
同上	1,956.490	餅搗所設備	2,000.000
假受	150.000	什器	1,300.000
經費	268.220	賣上未收	4,863.338
常務會假受	109.040	貸付金	14,096.826
		假渡	689.900
		預在	11.920
		庫品	5,691.370
		期缺	2,379.360
		前現	1,141.220
		缺	38.926
合計	38,363,610	合計	38,363,610

備考 關消聯經營連絡委員會報告書に據る。

記數字によつて内容が若干窺知され得ると思ふ。

十一年末現在の加盟組合は左の通りである。
城西消費購買組合 東京市杉並區高圓寺
金杉消費組合 同 下谷區金杉下町
南千住消費組合 同 荒川區南千住町
城北消費組合 同 豐島區西巢鴨町
城南消費組合 同 品川區上大崎長者丸
東交北部消費組合 同 豐島區巢鴨町

松山消費組合 東京市淺草區南松山町
城西購買組合 同 世田ヶ谷區下馬町
購買組合共働社 同 城東區大島町
東京第一合同消費組合 同 本所區横川町
東京市電從業員購買會 同 足立區梅田町
市電全職場共同購入準備會 市電各職場
多摩川消費組合 神奈川縣橋本郡高津町
備考 一、右表中の城西消費購買組合は大正十五年設立、認可組合であつて、組合員には一般市民層を持つ。十一年末の組合員數一、二五二名、一箇年賣上高七二、一九二圓。
二、他の組合は前出のもの。

農村協同組合運動

農民運動と關聯ある地方に於ては、既設の産業組合に對置して貧農による階級的協同組合が、農民運動と消長を共にしてその運動を續けてゐる。尤も是等農村の階級的協同組合が既設産業組合に對置一本立てで行かうとする方針の可否は、現在の如き農民運動の不振状態にある時に於ては充分再検討されねばならぬことであり、最近この解答が「産業組合大衆化」といふことと一致し、その方向に向つて農民組合の運動が進められつゝ、

一、農民組合關係

組名	所在地	創立	組合員數	出資金額	賣上總額	利餘金	備考
二日市支部消費組合	福岡	昭四	五人	六〇円	七、三九九円	一八五円	全農福佐聯合會二日市支部

あることは蓋し妥當なことであらうと思ふ。然し斯うした貧農の産業組合への参加は、「組合の經濟的諸機能の組合員への作用の分裂の鋭化」であり、「經營的に組合發展を不隨化せしめる(貸付不振、購買不振、貯金逆轉、餘裕金湧出、販賣統制困難等々)のみならず、組合にとつて何よりも大きな損失は所謂組合の「隣保共助」の精神の損傷でなければならぬ」故、昨今では貧農に向つての産業組合の門戸開放は、却つて産業組合の頭痛の種であり、又産業組合自身が最初率先して提唱した「農事實行組合による法人團體加入の便法」も、「貧農の集團的結束の組合内部への持ち込み」として寧ろ脅威化されつゝある。
斯くの如く、最近では貧農は自身力によつて協同組合を組織するよりも寧ろ既設産業組合への集團的加入の方法を採つてゐるものが多く、従つて自主的な協同組合特に消費組合等の如きは頗る少數に過ぎず、而も其等の組合も申合せの組合であるから調査に頗る困難を感じてゐる。尙農民組合に於ては最近産業組合に對し協同組合化の方針を採り、此の方策に努力しつゝあるやうであるが、特に注目に値すべきことである。
農民團體關係並に農民の自主的組織としての消費組合に就て調査し得たものを左に列記しよう。

會根原添消費組合	福岡	昭四	三〇	三〇〇	一、七五〇	六〇	全農福佐聯合會會根原支部
加古川消費組合	兵庫	昭六	三〇	三〇〇	一、〇〇〇	〇	五〇(缺損)全農縣南備後支部、缺損續き不振
中島購買部	同	大二三	四二	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇	右同中島支部不振
本庄消費組合	新潟	大二三	三二	三、〇〇〇	一、三六〇	〇	横井笠柳小作組合員を以て構成
岡部消費組合	埼玉	昭八	一七〇	一、四〇〇	一、五七二	七〇	全農埼玉縣聯絡
川口農民消費組合	同	昭六	一〇	一〇	無活動	〇	右同
鷹栖消費組合	廣島	昭六	八五	三、四三五	三、四四五	〇	日農總同盟川口支部主體
長沼消費組合	北海道	昭二〇	五〇	三、八四〇	三、八四〇	一割	全農北聯本部並各支部と連絡
鷹栖中央消費組合準備會	同	昭八	一七八	二、〇〇〇	一、六〇〇	一割	右同
内小友經濟更生會	同	昭九	二八	本年一月より休業中	〇	〇	右同
	秋田	昭二	一九	玄米四斗俵一九俵	〇	〇	全農秋田縣聯内小友支部

二、地域組合

組合名	所在地	創立	組合員數	出資金額	總賣上額	剩餘金	備考
飯野消費組合	福島	昭八	八四	二〇〇	八五六	一一八	三森消費組合 秋田 昭六 四〇 二〇〇 一、〇〇〇 四五
川房協同組合	同	昭四	六七	六六五	七、八五〇	一三三	芹田消費組合 同 同 二八 一四〇 八〇〇 四一
余目消費組合	同	昭五	六二	三一〇	二、五〇〇	二五	室澤消費組合 同 同 一二 六〇 一一〇 一二
船津消費組合	山梨	昭八	二〇	三二	一、四〇四	一一九	琴浦消費組合 同 同 一〇〇 五〇〇 二、〇〇〇 六〇
八幡配給所	同	昭三	六〇	三〇〇	三、七七二	五七	切石消費組合 同 同 二三 三〇 五〇〇 六
堀之内消費組合	同	昭九	五〇	三六	一、二〇四	二〇	新關消費組合 同 同 昭七 三一 四〇 二、九二三 二四
黒川消費組合	秋田	昭八	二〇	一〇〇	二、一〇〇	一	川西更生會 同 同 昭一一 一五 一五〇 七五八 八四
前川消費組合	同	昭六	五七	五七	三、五〇〇	一	大館耕作會販 同 同 昭一〇 二、九〇〇 二六、〇〇〇 〇
平澤消費組合	同	昭七	四三	二一五	四五〇	三〇	購買組合 同 同 昭一〇 二、九〇〇 二六、〇〇〇 〇
							埼玉南部消費組合 埼玉 昭八 一九 一九 無活動

備考 農務時報第百五號(昭和十二年六月)所載の「地主小作人組合の概要の一項に」...小作人組合中には産業組合的事業を行つ

て居るものがあつたが、事實上の活動に至つては殆ど見るべきものがなかつた。然るに近年に至つては小作人組合自體又は小作人組合員が別に團體を組織して購買、販賣、利用、信用等の事業を行ふものが相當多數に上り、其の成績の相當見るべきものがあり、最近に醫療組合及無料又は輕費診療所の設立漸く多からんとし、農民組合其他農民關係無産團體若くは其の幹部の關與せるもの相當數を算ふるに至つた。

是等の團體を組織の上から觀察すれば前述の如く小作人組合自體に於て産業組合的事業を行ひつゝあるものと、組合員が中心となつて別に團體を組織して事業を行ひつゝあるものがある。後者に屬するものは又産業組合法に依るものと任意申合組合なるものがある。是等の組合の特に多い地方は青森、福島、滋賀、京都、兵庫、福岡の諸府縣である。

醫療組合

最近農村の窮乏は著しい。このことは周知するところであるが、斯かる農村の窮乏化は、差し迫つた生活費をすら充分賄ひ得ないといふことからして、必然的に農村に於ける諸文化施設を極めて低劣な状態に置かなければならぬこととなる。保健衛生施設の不備なこともその一例である。

斯うした環境にある農民に對し、醫療施設の協同利用がその壓倒的支持をうけたことは當然である。又一方都市に於ける勤勞無産者層は、その住居、職場等傳染

病發生の危険多く、結核發病及び死亡の割合高き環境に置かれ、而もその家計上、保健衛生費に相當の負擔を常に負はされてゐるが故に、一度罹病の時は家計の破綻が必然的に伴つて起る。斯うした不健康な環境に置かれ、而も經濟力に乏しい都市の無産者階級に對し、何等かの施設を以て安價に簡單に彼等を疾病の危険から救護すべきことは頗る肝要なことである。醫療設備の共同利用による方法が無産者階級の支持を受ける理由はこゝにある。以下醫療組合に就き概況を紹介しようと思ふ。

産業組合中央會調査によれば、十一年末現在の聯合會は六、其區域は五市二十八郡五九一町村に跨り、區域内總戸數四四八、九六一戸で總人口は二、五四五、〇八九人、所屬組合數は六五九その組合員總數二五四、七三〇人、従つて組合加入率は五七%となる(全農協機關紙醫療組合十二年十月號以下に據る)。

尙右組合の出資總額一、三三三、一〇〇圓、拂込濟出資額八八一、五八五圓。利用狀況に就ては外來患者五〇、七三三人、その延人員三一四、四九四人。入院患者數二、九七二人、その延人員五七、八六一人、利用料總額は外來では二〇五、一四一圓入院では一七九、一九五圓、尙組合員一箇年一人當利用料は一圓五十一錢、患者一人一日當利用料は一圓三錢となる。

醫療利用事業を主とする組合は四〇組合(前年四四組合)、その區域は十一市五十九郡八八七町村に及び、此の區域内總戸數七六二、五二二戸、總人口九、四四〇、四五二人である。組合員總

数は二二二、九九三人、この内譯は農業者五割強、商業者一割六歩強、工業者及び俸給生活者が之に次ぐ。出資は二七三、四二三〇、二、七五六、五八五圓、拂込濟額一、三七三、四三六圓、平均一口十圓強、利用状況に就て見れば、外來人員三七七、四三一人、その延人員二、五五八、五〇五人、入院患者は二〇、二六二人、その延人員三六九、一八〇人、組合員一人當受診日数は十三日、利用料總額は二、三二一、〇三七圓、組合員一人當利用料十圓強となる。

又町村産業組合に於て醫療事業を行ふものは三九組合（前年三四組合）、その區域内戸數二四、二五〇人、人口一、一三一、八八四人、組合員數二一、四七三人、平均加入率は八九%である。次に利用状況は外來五一、一四五人、その延人員二六九、四六四人、入院は少なく二二二人、その延人員三、二二五人、利用料總額は一六八、二〇一圓、組合員一人當りは七圓八十三錢である。

以上醫療組合及び其の聯合會の全國的勢力を總括すれば次の如くなる。

聯合會 六
廣區域組合、町村單位組合及聯合會所屬組合の合計 七三八
區域 一六市、一五一七町村（八七郡）（一道二府二十七縣）
組合員總數 四九九、一九六八
組合加入率 四〇%

農業

生産價額の好轉

茲には 農政的に表面に示し出された具體的な事象には觸れず、専ら統計的な資料によつて最近に於ける農業界の動向を観察して見たい。言ふ迄もなく、農業の基本的な要素である土地とか人口とかは僅かな間に急に半減したり倍加されたりするやうな大變動は考へられぬので、勢ひ僅少な増減にも可成の注意を拂はねばならず、また増減と言つてもそれがホンの一時的なものか或は數年來の傾向か等をも注視せねばならないと思ふ。そこで、以下に於ては主として昭和六年以降の状況を見ることにしたい。尤も特に昭和六年と言ふ年を選んだに就ては單に最近五、六年間と言ふ以外に農業恐慌以後の動向を知る——と言ふ——意味をも持つのである。

處で、先づ一般的状況であるが之が最も端的に見られるのは恐らく年々の農業生産價額に於てであらう。農林省調査の農林水産生産價額累年表によると、昭和元年は總額四十二億圓、翌二年は四十億圓、三年と四年は同じく三十九億圓、五年は急激に二十七億圓に下り、六年は更に二十三億圓と底をつき、以後

醫師數 四六一人

看護婦、產婆 一、一六四人

藥劑士、技手、助手 一八六八人

外來患者 四七九、三〇六人、その延人員三、一四二、四六三人

入院患者數 二三、四五六八人、その延人員四三〇、二六六八人

利用料總額 外來 一、七三九、九〇六圓
合計 二、八六三、五七四圓

組合員一人當利用料 五圓七十四錢

患者一人一日平均利用料 八十錢

以上は醫療利用組合に就ての概況であるが、右は悉く農村組合員を母體として組織され發展しつゝ、在るもので、純粹に市街地醫療組合と見るべきは東京府にある二組合のみである。

尙農民組合或は農民組合員を背景として診療所或は醫療組合が設立され、又設立されんとしつゝ、ある處が若干ある（前頁備考参照）。新潟縣葛塚地區を組織の中心とする葛塚醫療同盟を始めて、同縣下の龜田醫療同盟、南部醫療同盟は規模相當に大きく、積極的な活動をしてゐるやうである。

尙又最近保險制度全體の協同組合化を計れとの主張相當に強く、此の問題に對し十一月十二月の社會大衆黨大會に於て賀川豐彦氏が行つた強硬な意見の開陳（註）は相當反響しつゝある。

（村山重忠）

界

は次頁の表に示す如く次第に回復しつゝあるのである。勿論、この金額は農・林・水産の總生産價額であつて農業生産だけでは無いが、廣く一般農業界の状況と言へば寧ろ斯かる總價額を見る方がより妥當のやうに思はれる。而して十一年の事情は今のところ適確な數字で示し得ないが、米にしろ麥にしろ藪にしろ夫々十年より皆増額してゐるので——且つ其他の價額がここ數年來着實に増加してゐることを考慮に入れれば、一層——總價額も増加してゐるものと見做されよう。

米の收穫高は、昭和十一年は、六千七百三十四萬二千七百二十三石で十年の收穫高に較べて九百八十八萬五千石餘（一割七分二厘）を、また十五箇年平均に較べては八百十九萬六千石餘（一割三分九厘）を増加した。作付段別は三百二十萬六千九百八十三町で、全國平均一段歩の收穫高は二石一斗に當ることになる。而して同年の稲作は、移植後七月上旬迄は低温寡照に經過して生育も思はしくなかつたが、七月中旬からは天候回復して分蘗伸長共に促進され、その後八月中は天候不良の地方もあつたが、九月に入つて一般に好天候に恵まれた爲開花結實良好なるを得九月二十日現在に於ける第一回豫想は六千七百八十四萬六千石

耕地面積 (單位千町)

年次	田地	畑地	總面積		自作地	小作地
			實數	指數		
昭和 6	3,212	2,742	5,954	100	3,147	2,807
" 7	3,220	2,772	5,992	101	3,164	2,828
" 8	3,226	2,803	6,029	101	3,186	2,843
" 9	3,219	2,819	6,038	101	3,199	2,839
" 10	3,219	2,840	6,059	102	3,221	2,838
" 11	3,218	2,868	6,086	102	—	—
昭和 元	3,118	2,962	6,080	102	3,296	2,784

乍然、一段と内部に入つて農業の基本的要素とも言ふべき耕地や農家の事情は一體どうであらうか。

農家の專業化

耕地の總面積は僅か乍らも年々着實に増加しつゝある。然しその内部に入つて見ると、上の表に於て明かに知られる如く、田地は昭和八年の三百二十二萬六千町を頂點として以後七、八千町歩を減じたまゝ釘づけにされ、着實に増加しつゝありと言ふのは畑地の方である。或は、總耕地面積中に占める田地の割合と言ふやうな比率にして見れば大したひびきにはならぬかも知れぬが、數年來畑地が僅

か乍らも確實に増加の一路を辿つてゐる趨勢は——色々の意味合から——輕々に見過ごされてはならぬと思ふ。而も亦、同様のことが自作地と小作地の區分に於ても見られ得る。即ち、小作地の面積は昭和八年の二百八十四萬三千町を境に以後減少し自作地の面積は年と共に幾らかづつ着々増加してゐるので——特に、前後兩者の間に別に關聯が考へられないにしても、偶々——興味ある同一傾向と言はねばなるまい。尤も自作地に於ては畑地が、小作地に於ては田地が多いのが一般的常態であることも考慮されよう。

而して、十一年を十年と較べると、總面積は二萬七千〇三十四町(四厘)の増、田地は千七百四十町(一厘)の減、畑地は二萬八千七百七十四町(一分)の増となり、更に十一年中に於ける耕地の擴張・潰廢狀況を示せば、開墾・荒地復舊・地目變換・埋立及開拓を合せた擴張面積が五萬〇九百二十六町、地類及地目變換・荒地道路、鐵道、軌道、河川及水路敷地、宅地並に工場及建物敷地を合せた潰廢面積が二萬四千八百二十九町である。猶、自作地と小作地との別に就ては未だ適確な數字が示されないが、從來の傾向を一段と進めたものと推測される。

次に農家の事情はどうか。總戸數は昭和七年を境に二萬を越えた戸數を減じたまゝ、否それ以上を減じて退歩しつゝあり、實數に於て減退してゐるのである。而してその内容に於ては次頁の表に見られる如く、先づ專業と兼業の區別では明瞭に、專業農

農林水産生産價額 (單位千圓)

年次	總價額		米	麥	蕎麥	其他
	實數	指數				
昭和 6	2,337,381	100	913,182	155,065	275,557	993,577
" 7	2,717,017	116	1,235,024	158,141	296,791	1,027,061
" 8	3,353,570	143	1,433,590	221,819	500,129	1,198,032
" 9	3,079,192	132	1,384,522	256,596	203,871	1,234,103
" 10	3,547,359	152	1,611,332	275,185	350,860	1,309,982
" 11	—	—	1,865,268	330,853	386,632	—
昭和 元	4,290,844	184	1,836,522	301,616	661,454	1,491,552

餘とされ、その後偶々十月上旬の暴風雨の影響を蒙つた地方の多かつたのと局部的に病蟲害の發生を見たのとの理由から、十月末日現在の第二回豫想は第一回の豫想に較べて百四十五萬九千石餘(二分二厘)の減少とされたが、その後天候も概して順調に經過して實收高は第二回豫想に較べて九十五萬五千石餘(二分四厘)の増加となつたのである。

麥は、十一月の第三次最終公表によると、先づ大麥の實收高が六百三十五萬五千五百七十七石で十年の實收高に較べて一割二分八厘の減少、前五箇年の平均實收高に較べて

八十三萬五千四百五十五石(一割一分六厘)の減少とされ、裸麥は五百八十三萬八千九百〇七石で十年に較べて一割一分八厘の減少、前五箇年平均に較べては四十萬千〇三十石(六分四厘)の減少とされ、小麥のそれは八百九十六萬千七百六十二石で十年に較べて七分二厘の減少、前五箇年平均に較べては九十五萬六千二百八十七石(一割一分九厘)の増加とされて十年の實收高に較べては孰れも減少してゐるが價額の點では逆に皆増額してゐる。猶、燕麥の實收高は二百十三萬八千石餘で十年に較べて十八萬九千石餘(九分七厘)の増收で、價額に於ても亦相當の増額を示してゐる。

蕎麥は、十一年の蕎麥産額が八千二百九十萬二千貫で十年に較べて八十三萬六千貫(一分)の増加であり——價額に於ては一割二分の増額である、が——少くその内容を示すと、養蠶戸數百八十五萬七千戸、蠶種掃立量一億四千五百六十三萬七千五(内、春蠶六千五百〇五萬二千五)、繭産額八千二百九十萬二千貫(内、春蠶四千三百三十九萬二千貫)、繭産價額三億八千六百六十萬七千圓(内、春蠶一億九千九百九十六萬七千圓)と公表されてゐる。

其他の諸生産物に就ては省略するけれども、上の表にも見られる如く米・麥・蕎麥で總價額の大部分を占め、而も三者孰れも相當増額が見られるので、少くも價額の點に於ては、十一年は十年より一層好轉し、この意味からすれば農業恐慌以來最も恵れた年であると思ふべきであろう。

田畑賣買價格及小作料 (段當)

年 次	賣 買 價 格		實 收 小 作 料	
	普通田	普通畑	普通田	普通畑
昭 和 6	411	253	1.02	13.74
" 7	386	234	1.01	11.21
" 8	387	234	1.02	10.92
" 9	398	240	1.04	11.20
" 10	415	247	1.02	12.67
" 11	435	259	1.03	13.90
昭 和 元	571	350	1.07	18.99

勸業銀行の調査に従へば普通田畑の賣買價格は年と共に次第に高まりつゝある但し、上の表にも見られる如く、年次的に示す昭和六年での田は段當り四百十一圓、畑が同じく二百五十圓であつて、寧ろ翌七年の價格が底をつき以後漸次に高まつて來た。そこで

この經濟調査によると農家の總所得、家計費、その差引過不足の點からして恐慌以來漸次回復の狀況が窺はれるやうである。試みに、全府縣平均の一戸當り差引(過不足)金額だけを記せば昭和六年が七圓三十一錢の不足、翌七年からは順に六十一圓三十九錢、百十九圓八十九錢、九十四圓五十四錢と夫々餘剩になつてゐる。然し、惜むらくは九年迄の實情で最近の具體的數字が未だ得られぬのでこゝに深くは觸れぬ。處で、一歩後退視角を變へて、耕地價格や小作料乃至勞賃の最近に於ける高下を見ることにしよう。

農 作 備 賃 銀 (單位圓)

年 次	年 雇		季 節 雇		日 雇	
	男	女	男	女	男	女
昭 和 6	0.47	0.33	0.95	0.72	0.86	0.64
" 7	0.42	0.29	0.85	0.66	0.77	0.55
" 8	0.44	0.32	0.89	0.69	0.79	0.57
" 9	0.44	0.30	0.88	0.69	0.79	0.61
" 10	0.48	0.32	0.95	0.78	0.85	0.65
" 11	0.50	0.35	1.00	0.80	0.89	0.67
昭 和 元	0.74	0.53	1.45	1.17	1.42	1.10

同七年の價格を一〇〇とする、田は九年が一〇三、十年が一〇八、十一年が一〇三、畑の方は同じく順に一〇三、一〇六、一一一となり、孰れかと言へば田の方の價上りが強い。而して十年と、十一年とを較べて相當値上りの著しい地區は、田に於ては東山・東北・北陸・九州などで、畑に於ては北陸・東北・沖繩・中國・九州の數區である。次に同じく勸銀の小作料調によると、田の實收小作料は昭和七年の段當り一石一升を最低とし、十一年は前年に較べて幾分多く特に増加の著しいのは、東山・北陸・東海の數區である。他方、畑の實收小作料は、昭和八年の段當り十圓九十二錢を最低とし以後年

農 家 戸 數 (單位千戸)

年 次	專 業	兼 業	總 戸 數		自 作	自 小 作	小 作
			實 數	指 數			
昭 和 6	4,091	1,543	5,634	100.0	1,757	1,495	2,382
" 7	4,117	1,526	5,643	100.2	1,755	1,499	2,389
" 8	4,126	1,496	5,622	99.8	1,746	1,500	2,376
" 9	4,144	1,474	5,618	99.7	1,740	1,509	2,369
" 10	4,164	1,447	5,611	99.6	1,732	1,518	2,361
" 11	—	—	—	—	—	—	—
昭 和 元	3,901	1,654	5,555	98.6	1,732	1,509	2,314

家が着々と漸増して殆ど之と反比例的に兼業農家が漸減してゐるので、言葉を変へば近時農家は專業化しつゝありと言ふ事が出来る。之は全く確實な一つの趨勢である。然らば自、小作別の戸數はどうかと見るに、僅か乍らも着實に増加しつゝあるのは自作兼小作農で、自作農は年々減少し小作農は昭和七年を境に之亦減少してゐる事を知る。自作農も小作農も共に減じて自作兼小作農のみが——僅とは言へ——増しつゝあるのは興味ある點として注視せねばならない。農家に就ては更に耕作地の廣狹別によつての區分がある。先づ五段未滿の農家戸數は年々減少し、五段以上一町未滿の戸數も殆んど同様漸減し、一町以上二町未滿の農家は年々

若實に増加して、二町以上三町未滿は一上二下最近では幾分増加し、三町以上五町未滿のものは殆んど停滞最近多少増加し、五町以上のものでは同様最近に於て増加の色が濃い——但し詳しくは十年迄。而して是等の農家中、五段未滿及五段以上一町未滿のものは夫々總戸數の約三分五占め——一町以上二町未滿のものは約二分三占めであるから——比較的小面積を經營する農家が大部分を占めてゐることを知り、そこに過小農の問題も當然重要視されて來なければならぬ。ともあれ、耕地が多少とも増したのに他方、農家戸數が幾分でも減じたのは果してどう云ふ意味を持つであらうか。固より一概には言ひ得ないが、減少したのが兼業農家であり、一町以下下は過小經營の農家であつて見れば、残されたもの自體としては——僅少乍ら畑地の増加もあり——寧ろその状態はよく、振り落される農家が簡單に度外視されるなら次第に堅實な方向へ進みつゝありとも樂觀されよう。

小作料と勞賃の騰貴

然らば農家經濟は如何。極く大雑把に言へば、既に我々の見た如く生産價格が増大し農家戸數が減退したのであるから、一戸當りの粗收入としては當然幾分の増加を來たした筈である。がより詳しく言ふならば少くとも農林省の農家經濟調査を見るべきであらう。

養蠶備貨銀 (單位圓)

年次	備		季節		日	
	男	女	男	女	男	女
昭和 6	0.59	0.38	0.89	0.67	0.93	0.73
" 7	0.53	0.37	0.81	0.62	0.86	0.67
" 8	0.58	0.41	0.86	0.65	0.89	0.69
" 9	0.57	0.41	0.84	0.66	0.88	0.70
" 10	0.61	0.44	0.95	0.74	0.96	0.75
" 11	0.64	0.48	0.98	0.79	1.01	0.79
昭和 元	1.29	0.86	1.67	1.24	1.80	1.37

割額を包含し、一人一日平均の普通賃銀である。即ち、農作備も養蠶備も年次としては昭和七年の賃銀が最も低く、以後年と共に大體増加し殊に十年、十一年と相當の増額を示してゐる。而して、昭和七年と十一年を比較すると孰れも

年増額し、十一年と十年を較べると總ての地區で増加を見るが殊に著しいのは東山・近畿・四國・東海の數區で、前二區に於ては十五圓七十錢から十七圓八十錢と一躍二圓十錢の値上りである。

勞賃については、農林省調査の農作備及び養蠶備賃銀を示すと前頁下段及び上表の通りである。但し是は指定地調査で、賃銀には食事手當其他實物給與の日

約二割の増加であるが、農作と養蠶を較べると養蠶の方がやや鋭敏にひびき、男と女を較べると女の方がやや鋭敏のやうである。

猶、以上に記したところは——最初にも斷つた如く、専ら昭和六年以降の數字によつて概観したので、若しそれ以前——謂はゞ平常の——年を基準としたなら、同じ回復の様相も相當異つて感ぜられるであらう。列へば、右の養蠶(男)日備賃銀が一回を越したと言つても、實は近年一回以下に下つたのは昭和六年からのことで、一年前の昭和五年ですら一回九錢、その前年は一圓五十二錢であつたといふやうな事情を充分念頭に置かねばならぬ。然しこゝにそれ等を詳述する餘裕を持たぬので、便宜十年前の昭和元年の數字を各表の最下欄に附記したので参照されたい。

缺狀價格差の再現

更に一言、所謂缺狀價格差について次に一應觸れねばなるまい。つまり、農産物價格と他の商品價格とのひらきについての問題である。

試みに今、東洋經濟新報社の調査によつて農産品物價及び農村需要品物價の指數を見ると、——大正十四年を100として——農産品は昭和六年から順に三九・〇、五〇・六、五六・五、五六・五、五八・四、六五・五であり、農村需要品は同じく六年から

農産品及び需要品物價

年次	農産品		農村需要品	
	(A)	(B)	(A)	(B)
昭和 6	100	—	100	—
" 7	130	100	113	100
" 8	145	112	131	115
" 9	145	112	129	114
" 10	150	115	139	123
" 11	168	129	147	129
11年10月	170	131	144	127
" 11月	169	131	146	128
" 12月	179	138	157	138

順に四六・〇、五二・二、六〇・二、五九・三、六四・一、六七・五であるから、農産品と需要品との價格關係は昭和六年に於てその不均衡が最も大であり、十一年はこゝ數年來最もよく均衡のとれた年であると言ひ得る。

そこで、右の數字を加工して昭和六年を基準とした場合を(A)、同じく七年を基準とした場合を(B)として表示すれば上表の如くである。而してAの場合を見れば一見農産

品の方が甚だ有利の如く、他方(B)の場合に於ては兩者殆んど大差なく見える。勿論、前述の十一年が最も均衡を得たであらうことには誤りなくとも、農産品と農村需要品との價格關係はいつを基準にとるかによつて、甚だ異つた感じを受けることを充分注意せねばならぬ。猶、農産品及び需要品物價もその内容

如何によつて異なるので、右に記したものの内容を示せば、農産品は米・小麦・繭の三品、需要品は醬油・小麦粉・鮭・硫酸・過磷酸・豆粕・キヤリコ・晒木綿の八品である。

兎も角、十一年は十年に較べて農産品物價も騰貴し、所謂缺狀價格差の問題もやゝ樂觀視され得たかに見えるが、年末に近づくに従ひ再び不均衡のきざしも見えて前途に一抹の不安を感じざるを得ないのである。

(宮本倫彦)

農 政 問 題

轉換期の農政

過ぐる昭和十一年を回顧して其處に重大なる轉換期を感ずるのは獨り農業の部面のみではない。こゝ數年の間再三人心を震駭せしめる事件に遭遇し特に五・一五事件によつて表現された社會不安は、二月の事件發生に至つて一層端點に示し出され社會の各方面に重大な轉機を感ぜしめたのである。乍然、五・一五事件も二・二六事件もその背景乃至前景として押し出されてゐる問題に何時も農村問題の解決といふことがあり、殊に五・一五事件はわが農業が最も深刻に恐慌に陥みつゝあつた際で、文字通り農村救済が有力なスローガンでもあつた。二・二六事件に所謂稅政の一新もその具體的のものを求めるならば、同じく農村救済の實施が恐らく何人にも容易に發見され得る。五・一五事件と共に成立した齋藤内閣は鋭意農村の救済に努めざるを得ず農村更生計畫の樹立とその實行に力を盡し、これを機として、農村對策は極めて多方面に亘つて實施されるやうになつた。二・二六事件を契機とした廣田内閣に於ても庶政一新の國策遂行が論議され、言ふ迄もなくこゝでも亦農村對策が當然重

要なる地歩を占めると言ひなされた。

こゝに於て農業關係の八團體(帝國農會・産業組合中央會・帝國水産會・全國養蠶業組合聯合會・中央畜産會・全國山林會聯合會・帝國耕地協會・農村更生協會)は該内閣の成立を機として逸早く三月十二日農山漁村民の生活安定向上を圖るため「左記各項」の斷行を望むと廣田首相、馬場藏相、島田農相に要望したのである。

- 一、統一農林行政機構の確立
 - イ、農林水産業行政機關の強化
 - ロ、中央及び地方の對農山漁村民行政機關の整理統制
 - ハ、補助金制度の根本的改善
 - ニ、農山漁村民生活調査事業の整理統制
 - ホ、農林水産團體の統制
- 二、農山漁村民利益代表機關の充實
- 三、土地制度の改善
 - イ、適正なる小作法の制定
 - ロ、自作農維持創定施設の擴充
 - ハ、耕地政策の確立
 - ニ、國有林整備計畫の實施

- ホ、農業水利權の確保
 - ヘ、森林事業計畫の確立
 - ト、漁業權制度の強化
- 四、滿洲農業移民政策の確立
- 五、負擔不均衡の是正
 - イ、國稅及び地方稅に亘り稅制の根本的革新
 - ロ、地方財政調整國庫交付金制度の確立
 - ハ、地方制度の合理的改造
- 六、價格の調整
 - イ、米穀政策の確立
 - ロ、蠶絲政策の確立
 - ハ、肥料政策の確立
 - ニ、農林水産物關稅政策の確立
 - ホ、農林水産物輸出増進政策の確立
 - ヘ、農林水産物の生産調整及び販賣統制施設の確立
 - ト、農山漁家重要必需品に對する價格調整政策の確立
- 七、金融の改善
 - イ、農林水産金融機關の整備充實
 - ロ、農山漁村負債整理施設の擴充
 - ハ、生産的施設に對する低利資金融通の潤澤且つ簡易化
- 八、協同組織化の奨勵
 - 農山漁村に於ける協同組織化に對し統一ある積極的政策の確立
- 九、其他

而して四月始め發表された昭和十一年度實行豫算のうち特に農村關係のものを摘出すれば、農林省の實行豫算總額八千五百五十二萬圓、同じく十一年度追加豫算千二百八十八萬圓。やゝ煩瑣の嫌はあるが右追加豫算中主なる經費を明示すれば次の如く――括弧内の單位は千圓――農村經濟更生特別助成(二、八〇三)、馬政第二次計畫實施(一、三七〇)、第二期治水事業費(五〇〇)、農村工業獎勵費(五〇〇)、林道開設獎勵費(六〇三)、災害防止林業施設費(一七二)、船溜船揚場設備助成(四〇〇)、鶏卵利用増進獎勵(五七)、繭生産費低減施設助成(一八五)、北太平洋漁場調査費(八四)、牛の改良試驗費(三〇)、生絲販路擴充調査(二二八)、蠶絲試驗場設置(七〇)、自作農維持創定費增加(二二八)、自給肥料獎勵費(二八九)、東北地方集團農耕地開發助成費(二四〇)、特殊地方耕地及び牧野改良事業助成費(五〇二)、漁港修築獎勵費增加(九三)、産繭處理統制施設費(三三三)、買入生絲處理費(六六五)、東北地方國有林所在地交付金(二二二)であつて、産繭處理統制に關し三十一萬三千圓の追加豫算が明かにされてゐる外、なほ重要肥料業統制法施行に關する經費一萬五千圓並に米穀自治管理法施行に關する經費五百九十萬五千圓は、既に十年度豫算に

含まれ法案不成立のためそのまゝ、残されてゐるので實行豫算の中に含まれてゐる譯である。この外、農村關係のものとしては内務省、大藏省所管のものもあるが、追加豫算としての東北振興特殊會社設立準備に要する經費(五〇)及び同會社配當補給(二五〇)のみを指摘して置くに止める。が、然し斯く表面に示し出された追加豫算の中に果して我々は新たな何物を認むべきであらう。

重要法案の成立

これよりさき去る六十八議會は一月二十一日の休會開け當日解散。岡田内閣は二月全國一勢に劃期的肅正選舉を行ひ、四月特別議會開會の豫定であつたが、二・二六事件の勃發に遭つて政治的大變動を來たし廣田内閣の成立により、六十九特別議會は五月一日から開かれ二十六日に了つた。

本特別議會に於て成立を見た農村關係法案としては、米穀自治管理・米穀統制法中の改正・穀共同貯蔵助成・産糶處理統制・蠶絲業法中の改正・蠶絲業組合法中の改正・重要肥料業統制・土地賃賃價格改訂・土地賃賃價格改訂法施行に伴ふ耕地整理の特例に關する法律・農村負債整理組合法中の改正・競馬法中の改正・東北興業株式會社・東北振興電力株式會社等の諸法案が列擧されるが、是等のうち米糶及び肥料の三重要法案は六十七議會に提出されて審議未了となつた法案と大同小異のものであり、且

つ解散された六十八議會にも提出の運びとなつたものである。従つて政府が農村關係の重要施設として即ち、主要農産物の價格對策として實施せんとしたもの及び農業經營に直接重大な關係をもつもの、需給調節並に價格に對して行はんとした諸懸案は、一應片付いたものとも見られる。

今少しく議會の模様を見るに、米穀關係法案が衆議院に上程されるや先づ七名の質問演説があり、三十六名の委員付託となつて爾後十數名の質問者が相次ぎ、十八日の本會議で委員長報告の際又質問者一名討論者六名で漸く梟がついた程に相當の波瀾があり、米穀生産統制方策及び代作の奨励・米穀の國營検査・米穀自治管理委員會の構成・産業組合の指導監督・米穀取引所及び米穀業者への影響對策・生産機關と配給機關との利害調節・内地官廳協力の七項の「附帶決議」がなされ、斯くて衆議院を通過した法案は貴族院に於ては本會議及び委員會とも甚しい反對はなく、希望決議三項を附して原案通り可決された。而してここに留意すべきは右附帶決議の第四及び第六であつて、第四(産業組合の指導監督を勵行し、その官僚化と營利化を排除し殊に違法及び脱法行為の絶滅を期し、組合本來の使命に基きその健全なる發達を圖るべし)の中に塗りつぶされてゐる反産的の空氣は輕々にこれを見過してはならぬ。産業組合の白米小賣に對する取締りを明示するやう要求するむきもあつた。第六(政府は米穀の生産機關と配給機關との利害を調節し、共存共榮の方策を講ずるため調査會を設

くべし)の項は一波瀾を起した問題で、つまり調査會の設置は次に來たるべき米穀根本對策樹立のためのものであつたといふことで梟がついた。が、こゝに米穀法案を繞つて政民兩黨の模様は一つは農村的立場から賛成し進んでは次の根本的對策樹立を主張し他は中小業者と産業組合との協調に重點を置いたもののやうに見做されてゐる。次に、蠶絲關係法案は衆議院に上程されてから貴族院を通過するまで兩院合せて十日間で審議を終つた程に實に迅速に進行した。斯くの如く坦々として通過した背後には何物か十年と異るところの事情がなければならぬ。前回に比して條文の修正された點に二つある。即ち前の第一條は法文上糶取引禁止の場合を生ずるが如き懸念を生じ且つ強制規定の如く解せられる處があつたので、然らざる點を明かにするため字句を修正し、更に第五條に就いて前回の案では行政官廳の統制命令が無制限に發動され、且つ養蠶組合に強制加入される個人にも適用され、その結果乾糶取引等の間接強制となるが如く思はれたので、それ等の杞憂を一掃するため統制命令發動の場合及び限界を特に規定したと言ふ。乍然、條文の修正は單なる字句の修正でなく或程度内容の修正を公にしたものと見なければならぬ。この外、檢定のこと否特に特約取引の認可等は前回の通りであるとは言へ既に十年とは事情を異にする。端的に言ふならば法案の修正による軟化と特約取引地盤の確保、殊に大製絲家のそれと鐘紡の地盤確保が注目されるべきである。兎も角

く平々坦々として進行した審議途上、矢張り各方面に對する影響が考慮され農相も(産糶處理統制途上に於ける各種取引割合は特約取引は現在の四割程度とし個々の特約取引を合理化する筈である。乾糶組合と他の處理形態との無用の摩擦は出來得る限り之を避けると共に組合員たる養蠶者に對しては組合との關係に於て無理をさせぬ積りである。特約取引の認可に際しては調査の上出來得るならば認可の準則等を設け手續の簡單化を期する筈である。中小製絲の金融改善に就いては其の必要を痛感し之が實現に努力する等)種々言明し、なほ貴衆兩院は「輸出生絲の販賣統制に關する具體案を議案に提出されたい」との趣旨の附帶希望をつけて原案通り通過したのである。

重要肥料業統制法案は十二日衆議院に上程され委員會に於て種々質問あり、愈々各派の態度決定に際しても、政民兩黨の間に於て原案承認には一致したが附帶決議に關して可なり複雑な経緯があつた。結局一、重要肥料の供給を豊富ならしめるため政府は速に適切なる方策を樹立すべし、政府は肥料配給上の不圓滑を防止するため相當量を常時貯蔵し、又は外安の輸入に關し損失補償の制度を設くる等、需給の圓滑を圖り價格の昂騰を抑制する方策を講ずべし、三、重要肥料業統制委員會の構成に關しては消費者の意向を同委員會に反映せしめるに遺憾なきを期すべしとの三項を附すこととなつて衆議院を通過し、貴族院に於ては別段異議なく原案通り確定を見た。而して本案に對し

ては二つの意味の反對論があつた。その一つは肥料製造業者側で、強力な政府の關與を受けること、なるから不利益が豫想されるといふ點、も一つは農業者側で斯かる法案は肥料の消費者たるものにとつて何等の利益をも齎さざるばかりでなく徒らに肥料カルテルを強化せしめる處が多分にあるといふ點である。こゝに社大黨は(米前に賛成したが)肥料に就いては政民と分離して反對した——農民大衆の利益にならぬといふのである。本法によつて實現せんとする公正な價格は何程であるか、前年同様生産費が噴しく論議された。生産者も消費者も我慢する共存共榮の麗しい法案と稱せられるかも知れぬが、同時に資本家と農民と何れが力あるかの常識に立つて法の運用に遺憾なきを期せられねばならぬ筈である。次に土地賃賃價格改訂法案及びこれに伴ふ耕地整理法の特例に關する法律案であるが、別段問題なく夫々兩院を通過した。

次で農村負債整理組合法中の改正は、同法によれば組合設立申請期間が十一年七月末日を以て終了する事となつて居り、而も農山漁村の實情に鑑みれば猶整理すべき多額の負債が存し、今後相當期間に亘つて負債整理組合を設立せしめ、以て負債整理の促進を圖ることが農山漁村の更生上極めて必要だとの考へから、設立期間を更に三箇年延長すると共に、之に伴ひ資金融通期間及び資金融通の期限を夫々三箇年間延長することとしたので、年限延長だけの改正で問題なく兩院を通過したが、政府

は速に法律の再検討を行ひ、根本的な負債整理方策を樹立し次期議會に提案すべきであるとの附帶決議が附け加へられた。鞍馬法中の改正は別として、東北興業及び東北振興電力兩株式會社法案に就いて一言すれば、東北地方の窮乏を打開するため災害防除、産業振興等に關する各種の施設を繼續實施して行くことの必要は固りであるが、是等政府の施設と相俟つて確たる方針の下に各種資源の開發利用を行ふ特殊會社の設立が緊要と認められたので、前者は一、肥料工業その他電氣化學工業 二、水産及び鑛産資源の開發事業 三、水面埋立事業 四、農村工業 五、其他東北振興に關する諸事業を會社自ら經營し又は是等諸事業に對する投資その他の助成を行ふことを得るのであつて、後者は差し當り十箇年間に阿武隈川、田澤湖外數箇所に水力發電約十五萬キロワットを開發し、同時にその電力を供給するに必要な送電線路、變電所等を建設して發電所の落成と共に逐次營業を開始するもので、猶必要に應じ適當の地に補給用の火力發電所(約二萬キロワット)を建設し水力の有効な利用を圖るものといふ。即ち、産業振興の前提要件である電力の供給を低廉且つ豊富ならしめるため特殊會社を設立するので六月一日から設立にとりかゝつた。

農政の新生面

米穀、蠶絲、肥料等重要法案の通過を頂點として表面に現は

れ出る具體的方策も自ら新生面を披かざるを得ない。既に十一年度不成立豫算に就いて農林豫算編成の意圖が十年度迄とはその基調を異にするとの見る向きもあるが、惟ふにこゝ數年殊に昭和五年以來の農政には三つの大きな核心があり、第一は農産物價格政策、第二は自力更生政策、第四は臨時救農政策であつて、第三の臨時政策は既に終つたのである。そこで農村政策の新たな動向は今迄の中心的題目であつた第一及び第二のものに、政策として不充分的點を持つた諸種の點を、新たな政策によつて解決せねばならぬといふことから起ると考へられるのである。先づ、價格政策の大宗たる米穀政策は當然價格高揚に限度を持ち、農家經濟上未解決の問題が幾多殘され、其處には租稅負擔及び負債重壓の重要事項が存する。又小作料も特に現物小作料の現狀に於ては地主方の利益に傾き、價格政策の利益を生産者に均霑せしめるところの小作問題の解決が肝要である。更に小農民にとつては米乃至繭以外のものが甚だ重要で、この部面に對する價格政策が擴充されねばならず、而もそれには既存の政策の補正改變が當然齎されなければならぬ。實際過去の多くの政策は政策を擔當する團體を作ることが第一の用務の如くであつたが、次第に自主的販賣統制へと向ひ之と共に金融的統制政策が加へられて來ると見られる。次に、自力更生政策は昭和七年以來行はれてゐるが一時的應急のものでなく恒久的でなければならぬ。加之、更生運動の具體的進行につれて突き當た

る幾多の矛盾、生産増殖と價格の問題、自力以外のもの、問題、更に又生産の基礎的事項に觸れるもの、有利なものへの自然の轉化等多くの問題が惹き起され、眞に農民生活の根本に觸れた更生政策が要求されると見做されるのである。

さきの特別議會に於ては五百萬圓の農村經濟更生特別助成施設費が承認された。本施設は從來の分散的助成に村の完成といふ目標を與へて經濟更生指定町村の更生計畫を綜合的に助成し、計畫全體を町村毎に綜合的に完成せしめようとするもので、六月二十日過「農山漁村經濟更生特別助成規則」及び「農山漁村經濟更生特別助成金交付要項」が公布された。右要項の第一によると特別助成の対象となる町村即ち、規定により道府縣から助成金の交付を受くべき町村は一、昭和七年公布にかゝる農山漁村經濟更生計畫に(關する農林省訓令第二號及び之に基く農山漁村經濟更生計畫樹立方針に)則り經濟更生計畫を樹立し、その實行に着手したる後一年以上を経過せるものたること 二、町村民克く融和し町村、各種團體等町村に於ける組織克く整備充實して、經濟更生計畫の實行に協力一致努力しつゝあるものたること 三、經濟更生計畫を樹立し熱意を以てその實行に邁進し來たりたるも、町村民の資力乏しきため自力を以てしては、經濟更生計畫中の重要な事項を實行すること困難なるものたること 四、町村民に中心人物存在し經濟更生計畫の遂行確實なるものたること等の諸要件に該當せねばならない。人の和あり熱

意あり人物ある条件整備の町村が(七月)三百五十餘選ばれて特別助成を受けることとなつたのである。然らば助成の対象となる更生計畫は何かといふに言ふ迄もなく更生計畫そのものであり、従つて甚だ多種多様であるが個々の計畫事項は單獨でなく綜合計畫の内容をなすもので獨立して助成の対象とはならない。乍然、助成の対象となる更生計畫は當該町村の經濟更生上必要缺くべからざる綜合的計畫であるから、その計畫事項中には國家の重要な政策事項に屬し經費も多額に寧ろ特別助成から分離して別途に施設するを便宜とするものもある筈である。是等に關して本施設に於ては別途助成計畫と稱して、イ、林道(牛馬道、索道等を除く)、ロ、稚蠶共同飼育所、ハ、桑園整理改植、跡作獎勵、ニ、稚蠶共同桑園、ホ、肥料配合所、ヘ、船揚場、船溜、ト、森林治水事業の七項を分離してゐる。

而して特別議會後の政策の新たな動向は農相の言明、つまり次期通常議會に提出を約せるもの(一)、米穀検査の國營、二、産業組合監査制度の確立、三、農村負債整理組合法の根本的改正)及び考究の上實施を約せるもの(一)、土地制度の改革、二、漁船保險兼養保險を含めての農業保險の實施、三、輸出生絲の販賣統制、四、米穀根本政策の再樹立、五、米穀統制法買上規定その他手續の簡易化、六、重要肥料業統制法の補強工作として硫安の常備貯蔵制度或は外安輸入補償制度の實施、七、産業組合と米穀商その他中小商工業者との調整、八、北洋漁業の統制強化等)によつて略々その見透しがつけられるが、

還方針、更生計畫の條件緩和、煩瑣極まる現行制度の數々の缺點を排除せぬ限り、果してどの程度農村更生に効果を齎すか頗る疑問であると見られた。更に十一月には、さきに農林省は可及的速かに整理を必要とする十三億の負債整理のため初年度八百餘萬圓の經費を計上して負債整理金庫案の提出を計畫したが、金庫の新設は多額の融資上却つて不利との大藏省の見解によつて金庫設置が一蹴され、産業組合中央金庫、勸業銀行等既設金融機關の参加利用の代案によつて妥協すること(その骨子は、一、十三億の負債中四億は債權債務兩者の條件緩和で帳消となる、二、實際の整理額九億圓整理のため中金、勸銀、町村に対する預金部の融資は同程度、三、無擔保負債は中金及び従前通り町村を通じ、また有擔保負債は勸銀を通じてなされるが、政府は無擔保に對し三割、有擔保に對して二割の損失補償を行ふ、四、整理促進のため中央及び各府縣に負債調整官を置く、五、この仕組に於ける負債整理の繼續年限は七ヶ年乃至十ヶ年とす)と報道された。この外、農地制度、災害共済制度等についても夫々紆餘曲折はあるが、十一月下旬發表された十二年度農林省豫算概算は基準豫算七千三百萬圓、新規承認額五千三百萬圓、合計一億二千六百萬圓(内當然増千四百萬圓)で新規承認中主なるものは左の如く——單位千圓——である。

- 一、農地問題關係費(低利資金利子補給、移住獎勵、開墾助成、農地委員會、職員等) 六四〇
- 一、農林土木事業費(治水事業費、暗渠排水事業設備費、用排水幹線改良事業費補助、災害防止林造成事業費、林道

越えて八月には廣田内閣の七大國策十四項目が公にされ國民生活安定國策の中に農山漁村更生策が一項目として包含された。これと略々時を同じうして所謂農林五大國策なるものが報道されたので、それは農林省議で當時決定した十二年度豫算案の新規要求施設をさすのであつて、農地制度(小作關係の問題と自作農創設維持とあり、自作農創設には更に既墾地の購入と未墾地の開墾によるものとあり)、負債整理(農村負債の整理機關として負債整理組合を組員とする負債整理金庫を設置する)、災害共済制度(保險を含む共済制度は農林土木共済、農作物收穫災害共済、漁船保險及び幼齡林火災保險の四部門に分かれる)、農林土木五箇年計畫(用排水幹線改良、農用公共設備、暗渠排水その他)、綿羊増殖計畫(百二十萬頭増殖十箇年計畫)の五つをいふ。勿論その後種々要望もあり案の變更もあつた。負債整理について言へば、例へば九月始め東方會

は、現行整理法は實情に副はず整理組合法及び金銭債務調停法の大改正を斷行し低利資金、勸銀、農工特殊銀行資金等の債權執行を緩和し個人債權に先だつて整理の示談に應じ立法の趣旨を徹底せしむべしと決議を望み、十月下旬農林當局の實績發表(八年八月以來滿三箇年、七年末現在の組合概況發表)があると世上多くはその成績舉らざることを指摘し、而も整理資金の貸付を受けた負債の六五%が有擔保、三五%が無擔保融資である事實が緊急匡救の要ある貧農の高利負債に手をつけてゐない反證とも見られ、謂ふところの負債整理金庫の設置も負債整理に伴ふ償

開設事業費、漁港修築及び船溜船揚場設備助成費等)

- 一、災害共済制度調査會費 一一、九〇〇
- 一、漁船漁具再保險(指導費) 三〇
- 一、地方別、業種別に保險組合を作り政府が再保險する 五〇
- 一、幼齡林火災保險(國營保險をなす) 三〇〇
- 右兩種の保險のため特別會計より約二十萬圓を繰入れ資金會計をなすが、これがため單行法並に特別會計法を制定する必要がある
- 一、農山漁村經濟更正特別助成費(五百ヶ町村五百萬圓、内三年の分二百萬圓は豫算外契約) 三、〇〇〇
- 一、農村負債整理制度費(助成及び事務費等) 二〇〇
- 一、絲價安定施設費(需給狀況調査、委員會費等) 三〇〇
- 一、羊毛自給施設費(購入及び貸付)初年度 一、五〇〇
- 一、穀物検査國營制度費 五、三〇〇
- 一、産業組合監督費 三一〇
- 一、硫安配給貯蔵施設費(主として全購聯に五萬トン貯蔵せしめ利子補給、保管、賣却損失補償及び事務費等) 三九〇
- 一、町村及び農林漁業團體活動促進費 三、〇〇〇

如實に示し出された右新規要求の中に政策の一新をどの程度に感知し得るか。新たな社會情勢によつて前面に押し出されて來た土地問題に關しても明かに見られるのは今迄も繼續されて來た自作農創設維持の擴充で、既に帝國農會あたり一面これ

が制度を確立すると共に小作關係を調整しと(農林大臣の諮問に對して) 答申をなしたる如く、否仄開する農地委員會の如きより更に一層根本的な問題の解決が圖られねばならぬ。

所謂統制の強化

さりながら視野を廣く一般的に顧みて特に感ぜられるのは所謂統制の強化である。而もそれは今迄とはいさゝか趣を異にした形に於て即ち、より端的に言ふならば廣義國防の意識の下に準戰時的な統制への過程を事實踏みつゝあることである。税制整理の大綱は既に早く(七月)報道された。地方税制について見れば戸數割が廢止され、所得税附加税が道府縣についてのみ認められ、家屋税が國税に移管される(即ち、謂ふところの改革要領は、イ、所得税に對する附加税は道府縣についてのみ之を認め且つその賦課率は之を一定限度以内で限定し制限外課税を認めぬ、ロ、家屋税を國税に移管し之に對して道府縣及び市町村をして附加税を賦課せしめる、ハ、地租、營業收益税及び家屋税に對する附加税の賦課制限率は各税を通じて之を均一となし特別の場合を除くの外課税を認めぬ、ニ、土地賃賃價格の改訂並に附加税賦課率の引下による減税ホ、小商工業者の負擔軽減のため營業税及び同附加税の減税、ヘ、主として社會政策的見地に於て雜種税及び同附加税に整理を加へて減税、ト、戸數割は之を廢止する)のである。更に此の地方税制改革と併せて恒久的な地方財政調整制度が確立される。一、所得税の一部(大體本税の二割程度相當額)及び資本利子税は之を道府縣の財源として交付し

二、地租 營業收益税及び家屋税は之を市町村の財源として交付し三、市町村立尋常小學校の教員俸給費は之を道府縣の負擔とするといふ。斯くて一面地方農村財政が幾分軽減され潤滑となると同時に、他面それと共に市町村は漸次その自治的性質を喪失して中央の力が特に強化され、地方自治體が何等か新たに事を行はうとすれば勢ひ中央の指令を仰ぎ新たな支出を求めざるを得ないやうに次第に強制され中央集權化される趨勢にある。金融統制の強化も亦注目されるべきである。地方銀行を整理して銀行の集中を圖ることは既に前々から始められたが(所謂一縣一行)それが一層強められ、また日本勸業銀行と地方農工銀行との合併もその反對急先鋒たる東京農工銀行の合併によつて急速に促進し始められた。特に大藏省が東京農工銀行に合併を希望したのは六月中旬と傳へられ、七月下旬には合併反對の強硬論を抛棄して勸業に合流(但し具體的には十一月一日に合併)することとなり鹿兒島が之に倣ひ、やがて十一月に入り十一月一日の全國農工銀行同盟大會に於て(我々全國農工銀行は過去の經驗に徴し、現在の如く勸業兩行の併存することを以て却つて地方不動産金融を潤滑にし産業の進歩を助長する所以なりと信ずるが故に、今後益々その使命の達成に向つて邁進せんとすとの)聲明を發し結束を堅めることとなつたが、その直後に大分の合併があり引續いて阿波農工(徳島)の合併決定が報ぜられ、越えて十二年の年頭には更に大阪、兵庫、廣島の合併承認が傳へられ、まさに勸業合併の一途を

進みつゝあつた。なほ信用組合に對する大藏省の監督權擴大も圖られ、金融一元化の方向は益々その進路を辿る情勢下にある。

更に局面を轉じて漁業條約調印問題を見る。問題の性質を異にするため少しく之が説明を加へるならば、曩に(一九二八年)調印の日ソ漁業條約は十一年五月を以て満了する事となつて居り而も同條約には解釋上の疑點や其後の情勢の變化に適應せぬ不都合の點も少なくなかつたので、我國政府は同條約改訂の方針を決して十年の春四月、駐ソ代理大使から豫備交渉の申入れをなし交渉を重ねた結果、同五月下旬に至つて正式に駐ソ大使から條約改訂の提議をなし、一、漁區の安定、二、漁業の合理化、三、魚族保護の三點を中心として新條約の締結交渉を開始したが、條約の満了までに右交渉終了の見込がなくなつたので、十一年五月二十五日議定書を締結し現行條約の效力を年末まで延長せしめた上引續き改訂交渉を繼續したのである。其後交渉の結果十月初旬に至り日ソ間に意見の一致を見たので直ちに起草に着手し、十一月上旬脱稿成文を得るに及んで我方は同十八日樞府の御諮詢を経て二十日モスコで調印の運びとなつた。然るにこれよりさき十六日の外相、駐日大使の會談でソ側の質問に非公式に告げられた日獨防共協定締結に對してソ側の態度が俄然硬化し、十九日には我代理大使に對して極東部長から國內手續きの未了を理由に調印延期方を申入れ遂に停頓の止むなきに至つたのである。而して調印未了に終つた新條約の内容は殆

んど現行條約の内容と同じく(我三要求も容れられて居らず)ソ側が調印を拒んだことは政治的考慮を除外しては全く考へられぬが、日ソ漁業條約會議録に(漁業條約改正の商議が規定の期間内に終らぬ場合は兩國政府間に暫定取極めがなされるべきであるとの規定もあり、やがて十二月年末に至つて現行條約の效力一箇年延長に關する暫定協定の御諮詢案が(二十八日)樞府で可決され御裁可を仰ぎモスコに於て正式調印のこととなつた。これにより、一箇年間は現行の條約と同條件、同手續で漁區貸付が圓滿に遂行された譯で、なほ我方はその間先に調印未了に陥つた新條約とは別個に改訂新條約の可及的急速な締結を目指して交渉を進める筈と報ぜられた。

この問題に對して起された種々の政治的論議は別として、一つの協定といふ具體的表現によつて昨日と今日と斯くも事情の異つたことに深く留意せねばならぬ。過ぐる十一年を顧み事柄は全く違ふけれども、突如表面に示し出された二月の事件によつて、情勢は著しく異り單なる生長的變化に止らず力強い轉換而も意識化された轉換の齎された事は疑ないところであつて、こと農政上の問題についても亦然りであるが謂ふところの統制は一層強化され(單に米穀統制の一面に關しても、米穀配給機關の整理統合を行ひ米穀配給の主流をなす米穀取扱業者及び米穀生産者の團體等を包含せる全國的一大配給機關を特設し、實米の取引を主とする市場を開設せしめ公正妥當なる米價を決定して米穀取引上の指標をたらし

めると共に米價の變動に伴ふ危険を分散緩和するの便をも得せしめ、米穀取引の圓滑を期する事が米穀統制年度の運用上極めて緊要との趣旨から日本米穀株式会社なるものも年末に報道され種々組織立てられた。勿論、一般農民自らがどこまで社會の動向を認識し物の本體を把握してゐるかに就ては可成り疑問の存するところであるが、凡そ従前とは異り何等か大きなうねりを感じ積極的意識化の状態にあることは看過し得ない。指導的立場にあるもの、意識化のみでなく農民一般のそれが感ぜられる點に從來との大いなる差異を認めなければならぬ。農村の更生に向つて邁進した多數農民は、其處に何を見たであらう(敢て詳細をこゝに述べぬが) 滿された幾多の事實に直面し否それのみでなく、轉換期へ

の流入によつて一步は一步より強く意識化されて來た。乍然、斯かる場合に殊に留意さるべきは一般農民の識ると識らざるとに拘らず、總て表面具體的に何が示し出されるかで、例へば協定の事實によつて我が國際的立場が著しく鮮明化した如く、社會の最表面に浮び出されるものによつて一般農民の眞摯なる努力がどう結果づけられるかの問題である。これこそ今後の重大問題と考へられるが、更に轉換期に適合した一新政策が現實に實施され統制強化が遂行されるについて、一色に塗りつぶすべくわが農業が地方的に餘りに多彩であることを考慮し且つその然る所以を没却せざるやう一言附記して置きたい。

(宮本倫彦)

農民運動及小作爭議

農民運動

緒言

昭和十一年度に於ける我國農民運動は、總選舉に於ける無産派の飛躍的發展、二・二六事變による政治諸情勢、社會情勢の急轉回を契機として可成り從來とは異つた注目すべき諸動向を示した。

即ち二月の總選舉後に於ける無産派農村議員の飛躍的發展は農民組合運動の上に著しく活力を興へたと共に、その議會に於ける農村議員の活動は農民組合運動發生以來嘗てなき程の活潑な活動となつて現はれたのであつた。

而して二・二六事變が突如勃發するや、我國の社會不安は一層激成されたかの感があるが、この爲め農民運動上に及ぼした影響も誠に大なるものがあつた。

殊に農民組合の中、左翼戦線及び愛國派戦線の統一運動に與へた影響は見逃す事の出来ない事であつた。

顧みるに我國現下の情勢は、所謂滿洲事變、五・一五事變を契機として國內に於ては所謂愛國的國家革新思想が著しく擡頭し、其の反映として愛國主義日本主義を標榜せる愛國勞農組合運動は各地に擡頭を見るに至つたのである。

而してこれ等愛國派各組合は無産派を以て共產主義、社會民主主義團體なりと常に排撃的態度を執り、これが絶滅の運動を起して居るのであるが、殊に二・二六事變の突發はこの種思想運動に一層拍車を加へたるやに見えるのである。

於茲無産陣營内に於てはこのファッシ反動化の波に抗する爲めには所謂勞農戦線を統一し、この力によつてファッシを粉砕すべしとの意見の擡頭を見るに至り、先づ我國農民運動の主流をなせる全國農民組合は、一面に於て舊來思想的に對立せる極左派との對立を解消して左翼農民戦線の統一を完行すると共に、更に他面從來とかく融合しなかつた大衆黨との提携の密度をも大いに加へ、茲に實際的に勞農戦線強化の第一歩を踏み出したのである。

即ち「反ファッシ」を目標とする勞農戦線、農民戦線の統一運動は十一年度に於て遂に實行に移されたのであるが、これは十一

年度に於ける農民運動中最も注目すべき現象の一つであらう。左翼戦線の統一の氣運は一面に於てこれと對蹠的にある愛國農民陣營にも重大な影響を與へた。

即ち愛國革新運動勃興以來、各地に愛國農民組合が設置され、フロンツに反對、維新政治斷行の大旗を掲げて運動を起したのであるが、創立日尚淺き爲め未だに團體間の統一運動は起らなかつたのである。然るに十一年度に於ては左翼戦線の統一運動に刺戟されてこれが統一運動の具體的進行を見るに至り、所謂皇國農民組合を中心とする準備會の結成をも見るに至つたが、遂にこの運動は一部のみの結合に止まり大同團結にまでは至らなかつた。けれども愛國農民陣營がこの社會情勢を反映して統一の爲め第一歩を踏み出した事は左翼陣營の統一運動と共に十一年度に於ける農民運動向上注目すべき點であつた。

更に十一年度に於ける農民運動上注目すべき傾向の一つは二・二六事變によつて挂冠せる岡田内閣に代つた廣田内閣に對する農民組合の種々なる動きであつた。即ち廣田内閣が庶政一新を標榜して立つや、農民組合に於てはこの氣運に乗じて多年要望せる農村諸政策を實現せしむ可く各種の運動を起したのであるが、同内閣が漸くその政策を具體的に實行に移さんとするや、これに對して各々期待を裏切るものとして獨自の闘争を掻き起すの氣勢を示したのである。斯くて、十一年度に於て農民組合は客觀的諸情勢の變化と革

新的諸風潮に乗じて諸種の動きを示したのであるが、今これ等主要なるものに就て少しく述べて見よう。

總選舉と農民の政治的躍進

昭和十一年度に於ける農民組合中特筆する可き事柄の一つは農民の政治的躍進である。即ち普通選舉實施以來、農民組合では農民階級の政治的利害に對して發言權を獲得すべく屢々組合代表者の政治的進出が企圖されたのであつたが、未だに大なる躍進を示さず、前回の如き僅かに大阪五區に於て全農委員長たる杉山元治郎氏の當選を見たるに過ぎなかつた。

然るに今回の總選舉戦に於ては階級的農民組合を背景として立候補せるもの、中當選せるもの七名、愛國其他地方農民團體を背景に當選せるもの三名、計十名を出し、農民組合發生以來嘗てなき躍進振りを示したのであつた。

而してこれが戦績を見るに、この中最高當選者四名を算し、而も其當選地區に就て見るならば、従來は都市近郊地區例へば大阪第五區の如き所謂インテリ市民層多き地區に於てのみ、それ等階級の投票によりて當選を捷し得た感があつたのであるが、今回は秋田、新潟、山梨、長野、静岡、高知、鹿兒島等所謂純農村地帯に於て多くの當選者を出し、従來多くの人々によりて言はれて居た「農村地區に於ける農民組合代表者の國會進出は不可能なり」との觀念を一掃すると共に、農民の政治的進出に

對する將來に就て明るき希望を持たせしむる第一歩を築いたものとも云へるのである。

今試みに其の當選者に就て選舉戦績及び所屬黨派を掲げて見ると左の如くである。

無産派農村議員當選者一覽表

府縣別	選舉區	議員	當選	得票數	當選者	所屬黨派	議員地位	當選回数
大阪	第五區	四人	第一位	三、九〇四	杉山元治郎	社大黨全國中央委員長	農民組合中	二回
新潟	第三區	五人	第二位	一八、〇三五	三宅 正一	社大黨全國農民組合新潟縣聯顧問	農民組合新	一回
静岡	第二區	四人	第四位	二、一七	山崎 劍二	社大黨全國農民組合静岡縣聯委員長	農民組合新	一回
秋田	第二區	三人	第一位	一七、四七	川俣 清吾	社大黨全國農民組合秋田縣聯委員長	農民組合新	一回
高知	第二區	三人	第一位	一、九、九三	佐竹 晴記	社大黨全國農民組合高知縣聯委員長	農民組合新	一回
岡山	第一區	五人	第五位	一、三、四九	黒田 壽雄	全國農民組合千葉縣聯委員長	農民組合新	一回
鹿兒島	第二區	四人	第三位	一、五、四四	富吉 榮二	地方無産元全農鹿兒島縣聯委員長	農民組合新	一回

愛國派農村議員當選者一覽表

府縣別	選舉區	當選者	順位	得票數	所屬黨派並に	議員地位	當選回数
山梨	全區	平野 力三	第四位	三、九三	泉道會日本農民組合會長	農民組合新	一回
高知	第一區	大石 大	第一位	三、一七	土佐農民總組合會長	農民組合新	一回
長野	第二區	小山 亮	第二位	二、〇九三	農村更生聯盟顧問	農民組合新	一回

因に何故斯く選舉戦が新興派に有利に轉回したか、其の根本的な原因に就いて考へて見るに、其の理由としては種々の事柄があげられると思ふが

- 一、肅正選舉の影響。
- 二、農民の政策批判能力の進歩。
- 三、無産政治戦線の統一と對立候補の解消。
- 四、多年に亘る日常闘争の成果。

等々をあげられるかと思ふ。而して此の中特に日常闘争の活潑なりし地帯に於て多くの當選者を出した事は、多年に亘る闘争の成果とも見らる可く、農民の政治的進出に對し一方向を示したるものと言ふ可きであらう。

二・二六事變と農民組合の態度

十一年度農民運動の劈頭を飾る選舉戦に於て、農民組合代表者が著しき躍進をなした事は農民に異常の刺戟を與へた。即ち

組合はこれが爲め俄然活況を呈し、其の運動は益々高揚せんとするの氣勢を示すに至つたのであるが、突如として勃發せる二月二十六日の一部青年將校の驟起事變は、我國社會各層に重大なる不安を與へたと共に、農民運動分野にも種々の動搖を與へたのである。

即ち農民組合に於ては左、右兩派各々其の立場を異にして、事變に對する立場を明かにして居るのであるが、今その動きの中一、二を示すと次の如くである。

二・二六事件に對する政治的態度 (社大黨並に全農新) (湯縣聯共同聲明)

「現下の政治的客觀的條件は勞農階級最惡の敵への發展の危険性を包含する。右翼運動の多くは彼等の意圖の如何に關らず、それは勞農大衆の戰線を破壊し、國家資本主義トラストの完成に協力する以外の何物でもない。以上の見解に立ち我等は(イ)一切のファシスト勢力に反對し勞働組合、農民組合、知識階級その他一切の進歩的分子を結合し反ファシズム戰線を統一結成すること。(ロ)勞働組合、農民組合の會議を開催し、それを主體として無産黨議員、其他の議會勢力を奮勵動員し、勞働立法、農業立法、社會立法、促進の爲めに戦ふこと、即ち五・一五事件、二・二六事件は一面に於てファシ、勢力を促進すると共に、その半面に於て社會生活、その他社會政策の實現を可能ならしめた事は明かである以上、これ等は我々の遂行すべき三つの任務なりと信ずる」

皇國農民組合の指令(名古屋)

皇國農民組合では事變を契機として指令を發したがこれを拔萃すると左の如くである。

「古今を問はず、東西を問はず、何時の時代、何處の國でも、もの言ふことを知らぬ農民の苦惱は歴史の裏にひそむ血の浸潤を忍ばせるものがある。

國務の要諦はこのもの言ふ事を知らぬ無辜の農民をわれわれむことから出發せねばならぬ。慈悲心こそは、涙こそは、政治の根本である。臺閣にあつて徒らに樂觀を裝ひ、無責任なる大言を弄して一時を糊塗する如き、誠に許す可からざるのみならず、大君の負託にそむくこと甚大なるは恐懼の至りである。願はくば黙々として働く農民をわれわれ彼等の樂土を築け、かくてこそ健かな血潮は甦り皇國の前途は輝くのである。吾等の大業その第一念願は實にこの一點にあるのだ。強健國家の建設も國防の根本もみな農村問題の解決にあるのだ。」

盟 誓

建國の本義に基き新日本の建設を誓ふ。

一、天皇政治の徹底。一、資本主義機構の打破。一、國家統制經濟の徹底的確立。一、農村漁村山村徹底的改革。

尚ほ本事變によつて農民運動上與へられた直接影響としては(イ)戒嚴令の施行により一部地域に政治問題に對する言論、集會が禁ぜられこれが爲め農民運動が著しく不活潑となつた事。

(ロ)メーデー、愛國勞働祭等が禁止せられ農民組合の威力を外部的に知らしむる機會がなかつた事其他であらう。

農村議員の議會活動

二・二六事變の突發、戒嚴令の施行等によつて一時農村の政治運動は著しく不活潑となるに至つたが、戒嚴令下に開催された六十九議會に於ては曩に當選せる農村議員は議會に於て農民的立場に立つて各種農村議案に對し其意見を表明し、大いに農民の利益の爲めに戦つた事は偉とすべきであつた。

即ち六十九議會は、岡田内閣に代つた廣田内閣が、時代思潮を反映して農村議案に就いても多くの重要議案を提出したのであるが、これに對して農村議員が如何なる活躍をなしたか、茲に少しく述べて見よう。

議會に對する態度

曩に當選せる新興議員が、組合の指導精神を反映して如何なる態度を以て議會に臨むや注目されて居たが、結果的に見ると左の二分野に分れて活動する事となつた。

(A)新興農村議員中思想的に開きありと見られた平野力三(日本農民組合)、大石大(土佐農民總組合)、小山亮(農村更生聯盟)の三氏は第二控室に合流することによつて發言の機會を掴まんとするに至つた。

(B)爾餘の無産農村議員は、社會大衆黨が他の急進無所屬議員と連携して交渉團體を造るが如き態度に出でず、黨所屬議員と左翼無産議員とのみ提携して無産議員團を組織して活動する

事となつたので、この無産議員團の傘下に於て活動することゝなつた。

而してこの中、社會大衆黨の杉山、三宅、山崎、川俣、佐竹の五氏、全農の黒田、地方無産の富吉氏は別に農村議員團を組織して、農村議案に對しては隨時協議の上議會に臨むことゝなつた。

議案に對する態度

前述せる如く平野、大石、小山三氏は第二控室に合流したのであるが、第二控室に於て右三氏が特に協同的に動いた譯ではないので、茲では主として無産農村議員團の活動狀況に就てのみ述べて見よう。

議會に於ける無産農村議員團の活動は頗る多岐に亘るが、その中主なるものに就いて述べると左の如くである。

1 米穀自治管理法案、外關係二法案 米穀自治管理政策に關する法律案は五月九日衆議院に上程されたが、本議案に對しては質問戦に富吉榮二氏を送り委員會には同氏並に三宅氏が出席して大いに無産派の米穀政策に對する方針を鮮明にしたが、委員會に於ける討論終了後社會大衆黨に於ては富吉氏並に平野力三氏(皇道會)の賛成を得て左の如き附帶決議を附して本案を賛成したのであつた。

米穀自治管理法案外二法案に對する附帶決議 一 米穀統制法上の規定を簡易化し、小農と雖も容易に買上に應じ

即刻入金し得る様改正すること。

二 自然的災害その他の事情に依り飯米難に陥りたる場合、政府所有米の貸下、拂下げ、又は交付を簡易に爲し得る様米穀統制法を至急改正すること、並に運用について考慮すること。

三 米穀自治管理法に於て小農の利益を害せざる様寄託米については即刻最低価格の全額を融資し、尙小農が自家用飯米の爲寄託米の解除を必要とする時は之に應じ得るの道を開くこと。

四 米穀自治管理法外二法案に對し、米價吊上げに墮するとの批判あるに鑑み、政府は米穀生産費低減の爲に肥料價格の低減を計り農民負擔の軽減、更に小作法並に農業保險法を次期議會に提出すべし。

五 青田賣等の農民金融に對しては、本法立法の旨に顧みて至急適切な方策を講ずべし。

因に本法案に對し社會大衆黨に於ては十一年度第二回中央委員會に於て、

「米穀政策の基調は米價安即ち農民生活を保護する爲の生産費低下の爲め、(イ)小作法。(ロ)農民本位の肥料統制。(ハ)米作損害の國家補償。(ニ)負擔軽減の四點を前提條件とする米穀統制でなければならぬ。この見地に立ち吾黨は更に現行米穀統制法の買上規定の不合理の改正を要求し、管理米の全額融資並に利子、保管手数料の國庫負擔要求をする」との決議をなして居る。

産米處理統制法案 五月十一日に上程された。議員團に於ては山崎劍二氏が質問に立つたが、委員會討論の際に山崎氏は

ハ 重要肥料業統制法案

五月十二日本法案が上程さるゝや、本會議に於て佐竹晴記氏質問に立ち、委員會では同氏と三宅正一氏が出席し、更に同十九日には杉山元治郎氏が立つて反對討論をなし、本法案に對する反對意志を明示した。

因に委員會に於ては代表委員が反對意志を明白にした後、社會大衆黨では本法案に對して左の如き反對聲明書を發表した。

聲明書

- 一 重要肥料業統制法案は廣田内閣が組閣の建前を國民生活の安定に置いたに拘らず自らそれを放棄し、もつとも露骨な資本家擁護に墮し以て農民大衆の生活を蹂躪せるものと云はざるを得ぬ。
- 二 云ふまでもなく肥料政策は消費者たる農民大衆を基調として立案されなければならぬ。然るに政府は肥料政策の基礎條件たる價格決定の根幹たる可き重要肥料の生産費に就ては眞實を語るを避け却つて肥料會社の高價なる生産費を發表し少數の肥料資本家に高率なる獨占的利潤を確保せしめんとするのみである。
- 三 かゝる政府の資本家的肥料政策に對しては吾々は三千萬農民大衆の名に於て反對するものである。其れと共に吾々は吾々の年來の主張である「電力國營」と聯繫せる「肥料國營」こそが眞實に現下の窮乏農村を救ふ所以であることを強調し、以て政府の農民偽瞞の方策に痛撃を加へんとするものである。

此の外の農村關係議案たる東北振興兩會社法案は東北出身の川俣清吉氏を、土地賃賃價格改定法案、競馬法中改正法案、土

社會大衆黨の立場から政民の附帶決議並に四ヶ條の希望條項の外に更に左の希望條項を附して本案に賛成した。

社會大衆黨の希望條項

一 政府は海外に於ける生絲販路を一層増進せしめる爲に積極的努力すると共に、人絹工業に對抗する必要から特に普通蠶種統制、桑園肥料特別配給制度等に迄及ぶ生産統制の方策を樹立し、合理的な生産費の引き下げをなし、養蠶、製絲の生産段階を輸出の販賣統制と合致せしめ、斯業の向上發展に資すべし。

二 政府は速かに乾繭融資の損失補償法を議會に提出し、曾て絲價安定融資補償法の實施により生絲關係業者や金融業者の救済を行つた際と同様に、豫め乾繭處理方策に向はんとする此法律の施行に依り、相場の激動、不慮の事態に對する安定保障の政策確立に努められたし。

三 政府は一般農業保險又は桑園の災害保險の研究成案と共に、養蠶災害の場合に於ける養蠶そのもの、保險制度の研究立案を爲しその實現の爲めに努力すべし。

因に本法案に對し社會大衆黨では義に行はれた中央委員會に於て——吾黨は、(イ)産繭公定價格による融資補償法の制定。(ロ)小作法。(ハ)農民本位の肥料統制。(ニ)養蠶損失の國家補償。(ホ)負擔軽減、更に産繭制限を前提とする産繭政策を主張し、殊に此際此機會を通じて養蠶農家を基點とする産繭、製絲、絹布等養蠶業の全生産行程の連結組織確立による蠶絲政策の根本的確立をなすべき事を主張する——との決議をなして居る。

地賃賃價格改正法施行に伴ふ耕地整理法の特例に關する法案並に國稅徵收法中改正法案は全國農民組合黒田壽男氏が質問並に討論に當つたが茲では省略する事とした。

尙更に又社會大衆黨では左の如き質問書、建議案、決議案、農村關係法案を議會に提出したが、これも紙數の關係上その内容は省略する。

A 質問書

1 沿岸漁民生活防衛に關する質問書。2 國民健康保險法制定に關する質問書。

B 建議案

1 義務教育費全額國庫負擔に關する建議案。2 農業損失國家補償に關する建議案。3 兵士家族生活國家補償に關する建議案。4 國民健康保險法制定に關する建議案。

C 決議案

1 農村窮乏打破に關する決議案。2 雪害對策に關する決議案。D 農村關係法律案

農民戰線上に現れたる諸動向

總選舉戰に於ける無産黨の躍進。一・二六事變突發等客觀的諸情勢の變化に伴ひ、農民戰線上にも種々の動きが認められるが、今是等動向中十一年度に於ける主要な流れを述べると左の

如くである。

小作組合の漸減的傾向

昔に農民組合とのみ限らず、一般的に見た小作組合の組織状況に就いて見るならば、小作組合数の上から見ても、亦小作組合員数の上から見ても、總體的には減少過程を辿つて居る様に思はれる。即ちこれを關係當局の調査によつて見ると、十一年度に於ける小作組合数は三、四二六、組合員数は二〇三、三四六名となり、十年に比し組合数の上では七一組合、組合員数の上では三〇、四四二名の減少となつて居るのである。

然らば一體小作組合は何故斯く減少傾向を辿つて居るかと思はれるに、其の原因には種々あると思はれるが、次の如きことも其の事由の主なるものにあげられると思ふ。

- 一、經濟更生運動の進展によつて農村に於ける全體主義運動が益々濃厚となつて來たこと。
- 一、警察の小作爭議防止政策が各地に於て行はるゝや小作料減免交渉がこれ等機關に於て行はるゝ様になつたこと。
- 一、最近階級對立思想よりも全體主義的思想が一般に強まつて來たこと。

農民組合戦線の統一運動

一般的に見た小作組合の動向に就いては上述の如くであるが、次に主要農民組合の動向に就いて見るならば、十一年度に於て特筆すべき幾多の現象が見られるのである。

即ちこの最も大いなる現象としては組合戦線統一運動であるが、これは左翼派たる全農と、愛國派陣營との間に同時に行はれて居る。今各別にその概況を述べよう。

1 左翼農民戦線の統一運動 十一年度に於て全農を中心にして統一運動が著しく促進されたが、その統一運動の諸潮流を述べると左の如くである。

(A) 單一農民組合の統一化

總選舉戦に於ける組合の政治的進出と、小作問題の小作料問題より土地問題への移行は全農の組織上に好影響を與へ、地方單獨小作組合をして全農の指導下に投ずるの傾向を助長せしめたのであつた。

即ち福島縣下では縣北地方の單獨小作組合が全農縣聯と連携して縣北小作團體協議會を結成し、今や全農の指導下にその運動を展開せしめて居る如き蓋しその一例である。

(B) 極左農民組合の復歸、合同

二・二六事變後に於ける社會情勢の變化は我國極左農民組合運動に重大なる轉換の機を與へた。即ちフラスコに對抗する爲めには農民戦線の統一をなしてこれにあたる可きとし、従來の指導精神上に於ける對立は一應問題の外に置き、極左組合をして左翼派たる全農との合同復歸に邁進せしむるに至らしめたのであるが、其結果は共に反フラスコ戦線統一に邁進せる全農との間に統一の氣運を助長し、全農は八月の中央委員會に於て全會

派最大の勢力たる福佐聯合會の正式復歸を認め、茲に數年間對峙せる全會派との全的統一を完成したのである。

尙新潟縣下に於て實勢力を握れる北日本農民組合も同様なる意味に於て八月全農本部に合同を提唱し、其の結果總本部派の新潟縣聯との間に略々合同に對する意見が纏つたのであるが、未だに一部意志の疎通を缺乏完成にまでは立至つて居ない模様である。

(C) 社大黨との接近による農民戦線の再建

反フラスコ農民戦線統一の建前から全農が極左的農民團體との統一を完成した事は前述の如くであるが、同時に從來相當緊密なる關係にありし左翼労働團體との關係を薄め、反對に社大黨との接近の度を深めた事も、十一年度に於ける全農の動向として注目すべき事であつた。

即ち全農は未だ總選舉前に於ては我國左翼派たる労働無産協議會との接近程度深く、一月行はれた左翼團體主催の小作法、労働組合法獲得労働協議會にも杉山委員長をはじめ幹部が出席して同會支持の態度が明らかであつたのであるが、選舉戦後左翼的色彩濃厚なりし岡山地方無産團體協議會(全農岡山縣聯、岡山労働組合、岡山消費組合)では「フラスコ」的勢力が一般市民中間層を目標に動いて居る際、これに對抗する爲めには鬭争團體たる協議會ではなく、政黨組織を急務とする旨聲明をなし、俄然社大黨支部を結成する事となるや、次いで他の各地の社大黨

支持反對派たりし地方農民組合も同一的傾向を示すに至つたので、茲に全農總本部もこの傾向を反映して、労働協議會の委員を辭退するに至り、九月の中央委員會では「差支へなき限り全農支部は大衆黨支部を結成すること」の決定を見るに至つたのである。

斯くて全農と社大黨との接近は十一年度に於て著しく促進せられたのであるが、同時にこの傾向を通じ全農の組織統一運動は著しく促進せられつゝある様にも思はれる。即ち各地に於て組織の破壊されたる舊全會派系農民組合はこの氣運に乗じて労働提携運動と共に社大黨支部を組織し、これ等組織を通じて全農との接近、農民組合の再建が計られつゝある現狀にて、組合の統一運動の正道から見れば變動的なものではあるが、實質的には全農の再建或は統一運動がかゝる觀點から促進せられつつあるを見るのである。

例へば富山縣下農民團體聯合會が社大黨支部を結成し、又長野、三重、秋田等各地農民組合が主體となつて労働戦線統一による社大黨支部を結成し、これ等が同時に全農との密度を大いに深めんとしつゝあるが如き即ちこの一例である。

尙全農の無産政黨統一運動に對する態度としては、最近全農の中心人物たる黒田代議士は、全水松木氏と共に社大黨、労働協議會との合同を斡旋して居る模様で、これ等を通じて見ると、全農は社大黨を中心とする全無産團體の統一へと邁進して

居るもの、様に考へられる。

口 愛國派農民團體の統一運動 左翼農民戦線が、フッシュ、反對、農民戦線統一の爲め活潑な動きを示して居るに對し、これが對、諷的團體としての愛國農民團體も十一年度に於て漸く統一運動に對し活潑な動きを見せるに至つたのである。

即ち愛國農民團體中最大の團體たる日本農民組合は、愛國農民戦線統一運動に對してはあまり積極的な動きを見せなかつたのであるが、爾餘の團體たる皇國農民系諸組合は右翼農民團體の大同團結が必要なりとし、先づ十一年五月維新青年俱樂部、富山縣勤勞農民同盟、新潟皇國農民聯盟、名古屋皇國農民組合同盟の諸組合連名を以て左の如き愛國派農民戦線統一の提唱をなしたのであつた。

愛國派農民戦線統一を提唱 (抜萃)

「愛國革新運動は今日一大飛躍的戦列を整備すべき歴史的時期にある。愛國運動は今日迄大衆的基礎の重點を如何なる國民層におく可きかを考究することなく、之等に對し一顧だにせず只盲目的に觀念の上滑りの運動を續けて來た事に重大缺陷があつた。滿洲事變以來全國に亘り一大マルキシズム共同戦線黨の結成を見んとして居る。全國農民組合の全組織がマルキストの指導下にあることは公知の處にして、農村窮乏を好餌に細胞組織を活潑に進めて居るのを全愛國者は如何に見るや。今日にこそ全愛國農民運動者が小異を捨て、團結し、以て全國の優

秀なる農民より優れたる闘士を養成、全農村に愛國運動の大旗を押し進むべきと思ふ。以上の如き考へのもとに我々は全愛國派農民戦線の統一のための協議會の結成を提唱するものである。」

而してこの提唱は愛國農民團體の統一の氣運を助長し、六月二十八日には遂に皇國農民團體結成關東地方準備會を東京に於て開催する運びに立至らしめたのである。即ち當日の參加團體は大日本皇國農民團、愛郷自治聯盟(茨城)、愛國勞働農民同志會(埼玉)、皇國農民聯盟(新潟)、皇國農民組合同盟(愛知)、勤勞農民同盟(富山)、皇國農民自治聯盟(千葉)、興國自治會(東京)、信州郷軍同志會(長野)、農都一團會(神奈川)、皇國農民同盟(山形、群馬、大阪)等の諸團體であつたが、當日は各地の情勢報告と皇農結成に關する意見を交換したる上左の如き申合せをなして散會したのであつた。

申合せ

皇國內外の非常時局に鑑みて愛國運動の大衆的基礎勢力として全国各地の團體的農民團體並に同志諸兄の協力を促し、その大集結に努めること。以上の如く皇農派關東地方準備會が結成されるや、更に關西地方に於ても同様の意圖の下に準備會が持たれ、七月五日には關西地方の愛國農民團體たる皇國農民同盟(大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取)、滋賀皇農政治同盟、富山勤勞農民同盟、愛知皇農組合の各團體が會して、各地出席の代表者より種々運動に關

する具體的な意見の交換をなした上左の如き申合せを爲したのであつた。

申合せ

皇國內外の非常時局に鑑み團體的農民團體の全國的統一の爲め先づ我等各團體は茲に單一組織として合同し、進んで皇農團體關東地方準備會と協力して速に全國的大集結に努め政治的に發展せしむること。

斯くて關東、關西に於ける愛國農民團體では更に八月を期し全國的結成をなす可く準備に取掛つたのであるが、其後關東派と關西派との間に意見の不一致を來し、遂に愛國農民組合の全國的結成運動は失敗に歸するに至つたのである。

而して其の後に於ける愛國農民團體の動向を見るに、關東派たる新潟、富山、愛知、山形、山梨の各愛國農民團體は七月共同聲明を發し、皇農戦線の主體完成の階程として愛國勞働農民同志會内に農民部を組織し、七月十七日其の代表者會議を開催して次の諸項目を決定した。(イ)愛国内に農民部を置き農村問題の一切を處理す。(ロ)農民部は愛國同盟の農民團體幹部部を以て組織す。(ニ)農民部は愛國規約に依り下記役員を置く。役員常任理事 今里勝雄、理事 田中正則、岩内隆平、柄澤利清、萩原貞一。

又關西派並に關東派中愛國に参加せざる愛國農民團體は其後獨自の建前によつて運動を起して居るが、關西に於ける皇國農

民同盟は現在關西の愛國勞働團體とも提携して運動してゐる。

尙愛國農民團體統一運動としてはこの外中野正剛氏等の東方會が十一年八月上旬農民團體の統一座談會を企てたが、これは他から參加する團體がなく、結局所屬代議士例へば高知の土佐農民總組合の大石代議士、山形置賜農民同盟の木村代議士等が其の所屬農民組合を基礎に運動を起して居るに過ぎない。

主要農民組合の主張とその運動

我國に於ける農民組合はその主要なるものに就いて見るならば、從來主としてマルクス主義(合法又は非合法)乃至社會民主主義を指導精神として設立されたのであるが、最近に於ける社會情勢の急轉から一面に於ては日本主義を指導精神とする愛國農民組合の出現を見ると共に、他面所謂マルクス主義を指導精神とする非合法組合も合法的轉向をなして社會民主主義乃至日本主義陣營に投ずるに至り從來の分野が改變されて社會民主主義陣營と日本主義陣營との二分野に大別されるに至つたのである。而して前者に屬する組合としては左翼派として日本農民組合、右翼派として日本農民組合總同盟の二組合が代表的と見らるゝが、この兩組合はその指導精神の相異から未だに合同の機運に達しない。又後者に屬する代表的組合としては日本農民組合、皇國農民系諸組合があるが、愛國陣營も亦統一困難なる

事前述せる如くである。

然らばこれ等各組合が十一年度に於て如何なる主張をなし且つ如何なる運動に主力を注いで来たか、これが概要を述べよう。
全國農民組合

選挙戦に於て多数の議員を當選せしめ、又議會に於ても活潑な闘争を行つた事は既述せる所である。而して政治闘争としては、最近農産物検査國營化反對運動、大衆課税反對運動、小作法獲得闘争を各地に於て行つて居る。又産米検査反對運動、車馬税其他農民負擔軽減運動が各地に於て行はれた事も從來と變りはない。經濟運動としては小作料軽減運動が各地に行はれて居るが、特に最近は見聞争と稱して、地主に検見の請求をなし、現地に於て大衆的威力に訴へて小作料減免を小作人に有利に解決せんとしつゝある事は注目すべきである。又十一年一月十日開催された第十五回大會に於ける重要議案としては――(イ)小作法即時制定要求の件。(ロ)米穀自治管理、産米處理統制案に關する件、肥料獨占價格引下げの件。(ハ)總選挙對策の件。(ニ)飯米闘争に關する件。(ホ)小作争議防止委員會に關する件(ヘ)貧農兵士家族の生活保證要求の件。(ト)東北、北海道農村振興政策の件。(チ)社會運動取締方針公開要求の件。(リ)國民健康保險に關する件等であつたが、これ等の諸事項は、選挙、議會、其他各地に於ける闘争を通じて實際的にも闘争に移されたのであつた。

4、電氣料値下要求運動に關する決議案(三宅正一氏説明)可決

要旨――政府は電力事業の民有國營によつて農村に於ける電燈料金電力料金の値下げを實現し得べしと主張して居るが、はたしてかくの如き結果が得らるゝや否や疑問である。獨占事業によつて重壓を受けて居る農民は辨々として待つて居る事は出来ないから、即時全國各地の電氣會社に對して電燈料、電力料の大幅引下げを要求し、これが爲めの運動を展開せんとするものである。

5、農産物検査及び其國營化に對する決議案(竹治豊氏説明)可決

要旨――政府は農産物検査中米穀及び麥類検査を國營に移し統一せんと計畫して居るが、現行制度に於ても既に地主は多大の利益を享受して居り、小作人は多大の負擔を強ひられて居る状態にあるのであるから、我等は現行穀物検査による小作人の負擔は一切地主の負擔すべきことを要求し、且つ國營に伴ふ検査の峻厳化に對しては絶對に反對しこれが爲め不利益を蒙る一切の農民を動員して全國的大運動を捲起せんとするものである。

而してこれ等の諸決議は全農の今後に於ける闘争の方向を明示するものとして注目される可き事柄である。尙最近第七十議會に對して全農では社大黨、日本労働組合會議、日本農民組合總同盟各派と合流して、労働組合法、小作法即時制定に關する請願署名運動を起して居り、労働組合と合流してこの種運動を行へる事は農民組合としても最初の試みであり、勞農提携の實踐

更に又本組合は九月七日より三日間に亘つて其の創立十五週年記念大會を舉行したが、同大會に於ては左の五つの決議案の決定をなした。

1、小作法、小作組合法即時制定要求に關する決議案(黒田壽男氏説明)可決

要旨――政府の農村國策たる、自作農創定政策の擴充に反對し、小作法(即ち耕作權の確立、減免請求權の確認、不當小作料引下、強制執行制限を含む小作法)の即時制定と、農民の團結行動權確認の爲めの小作組合法の即時制定を要求する。

2、廣田内閣農村國策に關する決議案(川俣清音氏説明)可決

要旨――廣田内閣は農民生活安定國策の名の下に所謂反動的な農村更生施設、自作農創定擴大、災害共濟制等々申請的、糊塗的な國策しか持合せて居ない。故に眞に農民生活を安定せしむるに足る國策への出直しを要求する。

3、大衆課税増徴反對に關する決議案(山崎劍二氏説明)可決

要旨――廣田内閣が斷行せんとする大衆課税増徴に對しては、農民の生活必需品の騰貴を招來し農民の經濟に重大なる壓迫を加ふるを以て、これに對し絶對反對を表明し、軍需豫算の恩恵を蒙れる産業商業金融資本への増税を要求する。又農民負擔の戸數割、雜種稅廢止を要求する。

的行動として注目されて居る。

次に全農の主張並に綱領であるが、是等は全農の指導精神を決定する尺度として誠に緊要なものであるが、記念大會に於て發表せる當面の主張並に綱領を掲げて見ると左の如くである。

主張

- 一、小作料の減免
- 二、立毛差押、立入禁止、土地取上反對
- 三、耕作權確立
- 四、耕地不買同盟
- 五、自作農創設反對
- 六、農業労働の最低賃銀及労働時間制限
- 七、階級的消費組合の組織
- 八、獨占價格及高利反對
- 九、惡稅廢止
- 一〇、青年團、處女會、在郷軍人團、補習教育の自主化
- 一一、農會、産業組合の自主化
- 一二、全國的農民組合の完成
- 一三、農民運動を壓迫する諸法令の撤廢
- 一四、團結權の獲得
- 一五、勞農組合の確立

綱領

- 一、組合の闘争によつて生活を向上し、生産者たる農民の生活を保證するがごとき小作條件ならびに農業労働條件の獲得を期す。
- 一、國民全體の食糧の源泉たる土地を獨占して投機と利潤の目的に

亂用する弊害を排し、耕作者たる農民に土地の利用の完全なる權利を確保するがごとき土地制度の制定を期す。
一、農業を發達させ耕作者たる農民をしてその成果を完全にうけしむるがごとき、土地の改良、農業技術および農業經營の改善促進を期す。

一、小作農、小作兼自作農ならびに農業労働者を組合に團結し、農業生産者の全國的組織を完成せんことを期す。
一、組合の組織と活動とを通じて農村無産大衆をして生産者の地位を自覺せしめ、都市無産階級運動と協力して新社會建設の完成を期す。

日本農民組合總同盟

政治運動としては總選舉に於て神奈川縣で片山哲氏、長野縣で小山亮氏を後援してこれを當選せしめた。又經濟運動としては東京府下に於て失地農民問題を取り上げてこれが闘争陳情をなした事等は注目すべきことである。

尙十二月六日埼玉縣川口市に於て十一年度大會を開催したが、その議案の主なるものを掲ぐると左の如くである。

- (イ)小作法制定要求の件。(ロ)農業保險即時制定の件。(ハ)大衆課税絶對反對の件。(ニ)電力國營による電燈料、電力料、肥料代値下促進の件。(ホ)失地農民對策の件。(ヘ)農業機構改革の件。(ト)醫療國營促進の件。(チ)尾去澤ダム決潰に對する三菱財閥糾弾の件。(リ)農家負債整理徹底の件。

而して(1)此の内電力問題、醫療問題に就いて國營化を主張し

て居る點、(2)失地農民に對しその對策として。(イ)換地提供。(ロ)作離料、補償料支給。(ハ)安當且つ適切なる職業輔導、生産資金融通。(ニ)耕作者本位小作法制定(家産法制定、土地増加税の新設)。(ホ)國內移民。(ヘ)海外移民等々を決議せる事は全農と異なる點であり、特に後者に就ては東京府聯合會が十一年度に於いて相當活潑な活動をした。

又本組合は大衆黨、全農と協力して小作法獲得請願運動を行つたのであるが、小作法署名運動に就いて其の大會の席上「本闘争は全農の大衆黨支持派と協力するのであつて全農と本組合とが接近せる結果ではない」旨を明らかにし、全農の組織全體に對しては未だ融和されざる多くの部分がある故、合同問題は不可能なりと明言せるは現下に於ける本組合の全農に對する態度として注目さる可きである。

尙組合の他組合に對する態度としては「我々が特に左右の陣營に於ける勞農提携論を排撃する所以は、それが觀念的戰術論なるが故のみならず、我が國農村の實狀を無視せる機械的机上論を一步も出でざる空論、なるが故なり」として左右兩陣營の運動に批判を加へ「組合は自主協同の實踐による團結を以て一は特權階級の横暴を打破し、二は資本主義の搾取によつて極度に荒廢せる農村制度を改革し、資本の搾取を排除する」旨を強調して居る。

日本農民組合

愛國農民團體が相當統一運動に就いて活潑な動きを見せたに對し、本組合はこれ等運動に對しては積極的な動きを見せなかつた。

二月の選挙戦には山梨縣下に於て組合長平野力三氏が出馬して見事當選し議會に於て活躍せし事は記述せる如くである。又本組合は十一年度に於ては戒嚴令其他の事情から遂に組合大會を中止せる爲め運動上に於ける主要な題目、運動方針等は明らかでないが、地方聯合會に於てはそれ／＼大會を開催して闘争方針を決定して居るので、それ等によつて運動狀況を概観して見ると左の如くである。

(一)日農組織中最大を誇れる九州同盟會に於ては四月二十三日福岡市に於て大會を開催したが、同大會に於ては左の如き宣言並に議案を可決した。

1 宣言 (抜萃)

「我等農民は更に組織を擴大強化し、國外に對しては東洋に於ける日本の建設的地位を確歩し、國內に於ては先づ肥料會社本位の肥料統制法方法を排し、眞に需要者大衆たる農民の實生活に即する非營利主義に立つ肥料統制法の實現を期し、更に、全國百七十萬町歩の水田小作地を土地證券によつて國家が之を買収し、小作人に對しては該反別より取れる四分一以下の玄米を政府に納入せしめ、耕作權を確認し以て米穀國家管理と小作地國有を斷行せしむることが農村問題解決の重點なりと確信し、我等は全力を傾注して邁進せんとす。

2 議案

大會に於ては左の諸議案が決定された。

- (イ)都市發展に伴ふ小作人の被害補償の件。(ロ)小作調停條項による強制執行反對の件。(ハ)自作農創設低利資金簡易貸付要求の件。(ニ)嶺山被害補償要求の件。(ホ)小作料を検査米にて納入することに反對の件。(ヘ)セメント國營並に國縣道の補裝工事即時施行の件。(ト)産業組合の大衆化に關する件。

(二)又十二月十三日には山梨縣下に於て中巨摩郡聯合會大會を開催して左の如き諸議案を可決した。

- (イ)本年度納租に關する件。(ロ)土地取上絶對反對の件。(ハ)小作料七割引要求の件。(ニ)家畜獎勵の件。(ホ)自轉車リヤカー税撤廢の件。(ヘ)違竈に對する小作料減免に關する件。(ト)耕作權確立の件。(チ)司法部巡回教導部設置の件。(リ)出征軍人家族慰問及び農事應援の件。(ヌ)土地ブローカー排撃の件。(ル)縣會並に議會に對する件。

即ち以上に於て見ると例年の運動と特に變りたる傾向は窺はれぬが、本組合が日本主義運動に轉換せる當時に比し、議案中に經濟闘争的内容の多く盛られて來た事は本組合の動向上注目すべき事と思ふのである。

尙ほ本組合は九州地方に於て曩に述べたるが如く小商業者との協力運動が進められつゝある事も十一年度に於ける運動として注目すべき事と思ふ。

皇國農民同盟

既述せる如く皇國農民同盟は關東派、關西派の二分野に分れたのであるが、是等組合の運動状況を見ると左の如くである。

4 關西派 皇國農民同盟に於ては八月十五日大阪に於て全國支部代表者會議を開催し、綱領の改正、規約の變更、役員決定及び農村對策要綱の審議をなしたが、中、綱領並に農村對策要綱を抜萃して見ると左の如くである。

農村對策要綱

- 1、文教對策——國體の本義を理解せしめ時代に適應せる文教對策を確立する事。
- 2、物價對策——A農村必需工業品價格對策（國家干渉、國營による價格引下げと合理化）B農産物價格對策（米穀の國營化、養蠶業保護、生絲貿易の國家管理其他の物價統制の強化）下略。
- 3、土地對策——A全國耕地の自作農化、B小作法定制、C國有林の拂下げ、D未墾地の國營開拓。
- 4、負擔對策——A雜種稅、戸數割其他の整理改廢、B財政交付金制度の確立、C現物及勞力による納稅制の創設、D産業團體及非産業團體の整理統一、E寺院の負擔輕減、神社寺院の設備利用。
- 5、負債對策——A金利の徹底的強制引下げ、B債權の國家肩替り下略。C信用組合中心の生産的農村金融制度の確立と國家統制下略。

綱領

一、われらは萬民共に皇國の礎たるを自覺し、日本精神に基く農村

共同體の完成を期す。

一、われらは一切の能力を統合し生産力の組織的發展を圖り需要の遺憾なき充足を期す。

一、われらは日本精神と經濟の徹底的計畫化により、階級闘争なき農村の實現を期す。

一、われらは土地制度を改廢して社稷を整備し農村を凡ての獨占資本の支配より免れしめんことを期す。

一、われらは農業の國營化協同組合の徹底化を期す。

一、われらは生活の確保發展のため必要なる一切の經濟的、文化的條件の具備を期す。

一、われらは都會中心の諸制度を改廢して都市農村の均衡を圖り農村文化の高揚を期す。

一、われらは建設動力たる基本組織體（——皇國農民同盟）の完成と共に特に將來農村の擔荷者たる青年育成の重大任務を自覺す。

一、われらは徳を磨き勞働を尊び相互犠牲の精神を以て堅く相結び萬難に耐へ此の綱領の實現を期す。

尙本同盟では日本主義精神を基調に各種の運動を行つて居るが、其内大阪府北河内郡に於て人糞肥料配給組合を設置し農村に配給を行つて居ること、皇國農民同盟義勇隊を組織し、義勇隊十誠により組合員の教育を行つて居ること等は注目すべき事と思ふ。

關東派 茲に述べた如く愛國農民團體の全國的統一運動は結局失敗に歸し、別に關東派は勞働農民同志會内に農民部を置

き其下に結成されたのであるが、同農民部では八月第二回農民部理事會を開催して左の如き綱領を決定した。

綱領

一、我等は皇國の民族的道義立國の大精神に則り全國民の聯合結束を計り以て國體明徴の實現を期す。

一、我等農山漁村民の生活安定と否とは皇國の興廢消長に關する重大要件たるに鑑み適切有效なる施設の下に全國農民の眞の經濟復興を實現すべく奮闘し以て國力増進に貢獻せんことを期す。

一、我等は反國體思想たる共產主義、社會民主主義を撲滅し、資本主義を根本的に革新し以て皇道の本義に基き國家機構の一新に協力邁進せんことを期す。

而して本農民部の實際的運動に就ては創立日尙淺き爲め判明しないが、農民部に於ける一主力たる名古屋皇國農民同盟では十月十七日結成大會を開催し左の如き議案を決定して居る。

- (イ)土地取上絶對反對の件、(ロ)穀物検査改廢の件、(ハ)小作料合理化の件、(ニ)入營出征兵士家族の生活保證に關する件、(ホ)大衆課稅絶對反對の件、(ヘ)人民戰線粉碎の件。

主要農民組合大會概況

全國農民組合第十五回大會

標記大會は昭和十一年一月十六、十七日の兩日開催されたのであるが、これは既に本年鑑昭和十一年版二〇三頁以下に掲載済であるからそれを参照ありたい。

全國農民組合創立十五周年記念大會

我國に於ける階級的系統農民組合のうち最も古き歴史を有し且つ最近に於ても我國農民運動の上に最も重要な地歩を占めて居ると云はれる全國農民組合では、九月七日より三日間に亘つて其の創立十五周年を記念する爲め記念大會並に之に附隨して種々の會合及び催しを行つた。

即ち今この大會に於て行はれた主なる事項を列舉して見ると先づ催し物の主なるものとしては、(イ)記念大會當日大會場に於て参考館を設けて組合關係記念物を公開した事。(ロ)大會當日は物語者の慰靈祭、功勞者の表彰を行つた事。(ハ)組合員慰安の爲め同夜「郷土演藝の夕」を催した事。(ニ)各府縣に於ける闘争史を集め記念出版物を頒布した事。(ホ)十五年の思出を語る會」等を開催した事等が掲げられるが、他面これ等催しと同時に全農の當面せる運動方針上の諸問題、政策上の問題に就ても大會以外に中央委員會、全國書記會議等の附隨的諸會合に於て協議が行はれたので、今これ等を一括して述べて見よう。

一 全農記念大會 九月八日大阪市北區天神橋市民館に於て本大會を開催した。出席者代議員三九九名、傍聴者約二百名で、午前十一時十五分司會者田中義男氏(京都)の開會の辭に次いで、左記順序により議事を進行し、同午後四時五十五分第一式を終つた。

第一式

開會の辭に次いで農民歌の合唱、杉山氏の挨拶ありたる後大會委員を左の如く任命した。

委員長 杉山元治郎、副委員長 宮向國平、委員 岡田宗司外十名
書記長 伊藤實、書記三名、會計 江田三郎

一 物故者の慰靈——宮向國平氏追悼文を朗讀し、物故者四十四名に對して一分間の黙禱を行つた。因に府縣別に見たる物故者數は左の如くで、此の中には田所輝明、山本宣治、可兒義雄氏等往年の闘士の名も掲げられて居た。

奈良一 東京一 栃木一 秋田三 京都四 徳島六 福岡二 福島三 香川五 北海道一 高知二 大阪二 三重二 埼玉二 岡山二 宮城二 青森一 千葉一 兵庫二 岐阜一

一 功勞章並に感謝狀授與——物故者の慰靈後組合發展の爲めに盡力せし人々に對し表彰を行つた。即ちその表彰内容別に見たる表彰者數を示すと次の如くである。

一、總本部推薦十年以上功勞者二八名。二、總本部推薦全農維持發展の爲め功勞ありし外部の人六四名。三、辯護士感謝狀授與者四二名。四、總本部推薦十年未滿功勞者三〇名。地方推薦功勞者二〇五名。

尙組合創立者杉山、賀川兩氏に對しては特に功勞賞の外に立體寫真胸像を贈つた。而して受彰後表彰者總代として竹治豊、仁科雄一、加藤充、八百板正、田端太一郎各氏の謝辭があつた。

一 祝辭、祝詞、祝電——メッセージ十通、祝電三十四通を

し、小作法（即ち耕作權の確立、減免請求權の確認、不當小作料引下げ強制執行制限を含む小作法）の即時制定と、農民の團結行動權確認の爲めの小作組合法の即時制定を要求して居る。

3 廣田内閣農村國策に關する決議案（川俣清音氏説明）可決

要旨——廣田内閣は農民生活安定國策の名の下に所謂反動的な農村更生施設、自作農創定擴大、災害共濟制等々申譯的、糊塗的な國策しか持合せて居ない。故に眞に農民生活を安定せしむるに足る國策への出直しを要求する。

4 大衆課税増徴反對に關する決議案（山崎劍二氏説明）可決

要旨——廣田内閣が斷行せんとする大衆課税増徴に對しては、農民の生活必需品の騰貴を招來し農民の經濟に重大なる壓迫を加ふるを以て、これに對して絶對反對を表明し、軍需豫算の恩恵を蒙れる産業、商業金融資本への増税を要求する。又農民負擔の戸數割、雜種税廢止を要求する。

5 電氣料値下要求運動に關する決議案（三宅正一氏説明）可決

要旨——政府は電力事業の民有國營によつて農村に於ける電燈料金電力料金の値下げを實現し得べしと主張して居るが、はたしてかくの如き結果が得らるゝや否や疑問である。獨占事業によつて重壓を受けて居る農民は辨々として待つて居る事は出来ないから、即時全國各地の電氣會社に對して電燈料、電力料の大幅引下げを要求し、

讀みあげたる後、左記各氏の祝辭があつたが、多くは反ファッシ、戰線統一の問題を携げ、全農の積極的な支持と活動を要望した。大矢省三（全日本労働總同盟大阪聯合會）松田長左衛門（日本交通労働總同盟大阪聯合會）上條愛一（日本労働組合會議 田万清臣（社大黨 大阪府聯合會）淺沼稻次郎（社大黨本部）島上善五郎（日本交通労働總同盟）加藤勘十（日本労働組合全國評議會）佐々木壽三（東京交通労働組合）松本治一郎（全國水産）

一 大會議案の審議——大會議案は概ね現政府の農村國策に對して全農の態度を表明することに主眼が置かれて居た様であつた。而してこれ等は左の如き順序によつて一應説明者が説明したる後、それらの決議案を可決承認した。

1 宣言（岡田宗司氏説明）可決
宣言は長文のものであるが、要するに十五年間に亘る農村社會の實情とこれに對して全農は如何なる態度を執つて來たかを述べ、更に當面の問題としては全農はその第一歩として「耕作權の獲得、團體行動權の確認、未組織小作農の組織、小作組合の全國的統一をなし、農地委員會、農民委員會の創設を通じて農民大衆との共同行動を實現しつゝ、更に都市無産者團體と提携して獨占資本主義、ファッシ、反對を共通目標としてこれが打倒の爲め前進しなければならぬ」旨を強調して居る。

2 小作法、小作組合法即時制定要求に關する決議案（黒田壽男氏説明）可決
決議案要旨——政府の農村國策たる、自作農創定政策の擴充に反對

これが爲めの運動を展開せんとするものである。

6 農産物検査及び其國營化に對する決議案（竹治豊氏説明）可決
要旨——政府は農産物検査中米穀及び麥類検査を國營に移し統一せんと計畫して居るが、現行制度に於ても既に地主は多大の利益を享受して居り、小作人は多大の負擔を強ひられて居る状態にあるのであるから、我等は現行穀物検査による小作人の負擔は一切地主の負擔すべきことを要求し、且つ國營に伴ふ検査の峻厳化に對しては絶對に反對しこれが爲め不利益を蒙る一切の農民を動員して全國的大運動を捲起せんとするものである。

右終つて農民歌を合唱し、全農十五周年記念萬歳を三唱して第一式を閉じた。

第二式
次いで同六時半より同講堂に於て「郷土演藝の夕」を開き、催物として野崎音頭（大阪）、江州音頭（京都）等を組合員により上演し、同九時散會した。

二 大會以外の附隨的會合 第二回中央委員會——九月七日午後三時より大阪市土佐堀青年會館に於て本委員會を開催した。出席者は約四十名で杉山元治郎氏を議長に左の報告並に協議が行はれ同六時散會した。

一、總本部報告（イ、組織活動報告。ロ、大會準備報告）二、記念大會前後の會合と順序の件。三、功勞者表彰の件。四、大會宣言決

議事項の件。五、大會役員の件。六、小作法獲得運動の件。七、福佐聯合會復歸問題に関する件。八、北日本農民組合よりの合同提唱の件。九、反ファッシ。戦線統一と社大黨との關係の件。十、町村會議員改選準備活動の件。十一、昭和十二年度大會の件。

而して右の中間問題となつたのは七、八の議案であるが、福佐聯合會復歸問題に就ては復歸後福佐聯合會を二分して福岡、佐賀の二縣に分割するか又は従前通りの建前で進むかに就て地方當事者間に意見の一致を見るに至らず、結局中央委員會では現地の實情に則して圓滿解決する様努力することとなり大した波瀾なく復歸を承認する事となつた。又北日本農民組合の合同提唱に就ては合同申込は本部になされたが、これは新潟縣聯合會と合同することを前提とすべきを以て、總本部としては合同には異議なきも「新潟縣聯合會申込まれ度き」旨の書面を出すこととし、北農の態度を静觀する事となつた。尙反ファッシ。戦線統一に就ては社大黨を中心に益々其の強化を計り全農としては社大黨と益々緊密（原則として農民組合は各地に社大黨支部を結成すること）な提携をなす事となつた。

全農書記局會議——九月九日正午より大阪市所在全勞會館に於て標記會議を開催した。出席者四十二名で議長に江田三郎氏を推し左の諸協議をなし同五時半散會した。

協議事項

一、總本部充實に関する件——各常任書記は歸京後、各組合

に於て會費の完納を計る様努力すること。

一、闘争方針に関する件(イ)大會決定事項を實踐すること。(ロ)勞農提携の實をあげる事その爲めに退職手当法改正に對する勞働組合側の運動を積極的に應援すること。(ハ)中絶せる機關紙を再刊すること。(ニ)日常闘争を活潑にする爲めに各地に責任聯合會を設置すること即ち責任聯合會は左の如く決定した。

岡山聯合會(中國地方)高知縣聯合會(四國地方)長野縣聯合會(信越地方)栃木縣聯合會(關東地方)三重奈良兩縣聯合會(近畿地方)福佐聯合會(九州地方)宮城縣聯合會(北海道、東北地方)

勞農懇談會——九月九日午後七時より全勞會館に於て標記懇談會を開催した。出席者五十九名(參加組合 全評、全總、市電從、全水、全農、内全農關係者約三十名)で、岡田宗司氏を議長に大體左の如き打合せが行はれ、同十時散會した。

因に同席上稻村隆一氏の滿洲視察談があつた。

一、反ファッシ。闘争を勇敢に行ふ事
一、月一回自由な勞農懇談會を持つ事

全農十五周年の思ひ出を語る會——九月九日午後七時半より中之島朝日ビル内社會事業俱樂部に於て標記會合を行つた。出席者約三十五名で司會者杉山元治郎氏を中心に全農十五年の昔し話をなしたる上、稻村隆一氏の支那農村視察談があり、同十時散會した。

尙此の外會合としては青年部中央委員會を開催する豫定であ

つたが、運動綱領草案が當局により發禁差押となつた爲め、遂に同委員會は流會となつた。

主張

- 一、小作料の減免
- 二、立毛差押、立入禁止、土地取上反對
- 三、耕作權の確立
- 四、耕地不買同盟
- 五、自作農創設反對
- 六、農業労働の最低賃銀及労働時間制限
- 七、階級的消費組合の組織
- 八、獨占價格及高利反對
- 九、惡稅廢止
- 一〇、青年團、處女會、在郷軍人團、補習教育の自主化
- 一一、農會産業組合の自主化
- 一二、全國的農民組合の完成
- 一三、農民運動を壓迫する諸法令の撤廢
- 一四、團結權の獲得
- 一五、勞農組合の確立

綱領

- 一、組合の闘争によつて生活を向上し、生産者たる農民の生活を保證するがごとく小作条件ならびに農業労働条件の獲得を期す
- 一、國民全體の食糧の源泉たる土地を獨占して投機と利潤の目的に

亂用する弊害を排し、耕作者たる農民に土地の利用の完全なる權利を確保するがごとく土地制度の制定を期す

一、農業を發達させ耕作者たる農民をしてその成果を完全に受けしむるがごとく、土地の改良、農業技術および農業經營の改善促進を期す

一、小作農、小作兼自作農ならびに農業労働者を組合に團結し、農業生産者の全國的組織を完成せんことを期す

一、組合の組織と活動とを通じて農村無産大衆をして生産者の地位を自覺せしめ、都市無産階級運動と協力して新社會建設の完成を期す

日本農民組合總同盟全國大會

社會大衆黨支持團體として、又無産派農民組合右翼派として東京、神奈川、埼玉、秋田、長野其他數縣に地盤を持ち、堅實なる運動を行ひつゝある日本農民組合總同盟に於ては、十二月六日埼玉縣川口公會堂に於て昭和十一年度全國大會を開催した。出席者東京、埼玉、長野、秋田の各代議員百五十餘名で片山哲氏を議長に、本部報告を承認したる上左記の諸議案の審議に移つたが、議案は何れも提案理由説明の上實行方法は本部幹部一任となり、満場一致可決された。

一、大衆課稅絶對反對闘争の件(理由省略)

二、小作法即時制定要求の件
理由——最近我國に於ける小作地は、全耕地面積の四・八割、之を耕す小作農並に自小作農家は農家戸數の六・九割を占めて居る。農

村經濟更生百日の説法も、何億の農救土木事業も小作制度の改革なくしては何等農村再建、農村振興のタシにならぬ。我等は現下の農村危機打開の根本方策として耕作農民の生活確保と勸業のために、耕作者本位の小作法即時制定を要求する。

實行方法——一、實行委員として新任中央執行委員並に各聯合會代表をして、直ちに關係各省に對し要請する事。二、第六十九議會に對しては我等と志を同じくする士と共に院内外を貫ぬる組織的大衆闘争を捲き起す事。

小作法要綱——一、小作權の物權化。二、存續期間十年以上。三、相當小作料。四、作種料五年分の小作料。五、有益費五箇年分償還。六、團體交渉權。七、強制執行制限。

三、農業保險即時實施に關する件

理由——一、農業經營の健全性確保のため過小農制を基調とする我農村經濟は弾力性を欠き一朝災害至るや其の經濟は破綻に瀕し、農家負債の増大著しく其の回復も亦至難である。從來天災による農作物被害に對する救済策は、地租減免、低資融進の應急處置のみで各府縣に存する罹災救助基金制の如き未だ充分たりと云ひ難い。我等は茲に水稻の風水害に對する保險地域に對し、水稻全作付面積の約三割五分を占め桑に於ては全作付面積の八割六分強に達して居る。常にこゝに耕す農民の爲めに農業保險即時實施の最も緊要事なるを信ずる。

實行方法——一、新中央執行委員會一任

(凶作保險要綱)

實行方法——關係官廳へ實行委員を派し要請すると共に第六十九議會に對し請願すること。

六、地方農業經濟機構改革の件

理由——現下國際、國內狀勢の急迫は、中央に於ける行政機構改革を必要とするに至つたが、我等は地方行政改革の徹底を要望し、從來の地方經濟機構に於ては實現し得ざる農家負債の絶滅、經濟更生事業の統一、農家支出の合理化を實現せんが爲め本案を提案する。

要綱——1、農業會議所の設置。2、農會廢止産業組合への併合。3、國立農業信用銀行設置。4、負債整理所設置(國家任命の整理官を置き従来の負債整理組合強化)。5、農業統制局設置(經濟更生計畫を統一し、生産分配の基準、規格を決定する)。6、府縣農事試驗場を統制局下に置き廢止の農會技術員を試驗場直屬として現在通り駐在せしむ。7、農業關係學校を農事試驗場に合併し、義務年限を以て實際教育を施し、卒業後は義務的に町村に配置す。8、産業組合の大衆化(イ)産業組合法の改正(ロ)農民組合による農事實行組合等の組織。

實行方法——新任役員一任

七、醫療國營促進の件(理由省略)

八、尾去澤ダム決壊に對する三菱財閥糾弾の件(理由省略)

九、農村負債徹底整理の件

理由——一、六十億負債の重壓下に壓殺されんとしつゝある現下の農村は正に借金地獄のどん底にありと云ふべく、これが苦難打開の途は、一つは農村金融の根本的立直しであり、其のためには、農業

1、國營保險。2、強制加入。3、保險料國庫半額負擔。4、水稻及桑保險。

四、電力國營による電燈電力肥料代値下促進の件

(理由省略)實行方法——實行委員議長指名、關係官廳に對し、要請第六十九議會に對し院外闘争を展開する事

五、失地農民對策確立の件

理由——都市近郊に於ける耕地取上げ問題の頻發とそれに基く失地農民の慘狀は重大なる社會問題、農業問題たるに拘らず主務官廳に於て之に對して殆んど省みる所なきは我等の痛嘆する所である。東京府下に於て見るも、耕地の住宅地、工場敷地化、公私用地として取上げらるゝもの年々歳々五〇町歩、失地農家戸數實に千二百戸、其の家族は一萬を超えて居る。神奈川縣に見るも、高座郡座間村新磯村に於ける士官學校用地六百町歩の取上げによる小作農四百家族の失地問題を始め、男女子私立大學、工場の移轉等々によるもの枚擧に遑かない。而してこれが對策の確立こそ今日の急務なりと信じ左記要綱による失地農民對策の確立に邁進するものである。

要綱——1、換地提供。2、作種料、補償料支給。3、安當且つ適切なる職業輔導、生産資金融通。4、耕作者本位小作法制定、家産法制定、土地増加税の新設。5、國內移民。6、海外移民。

以上諸對策具體化のため(イ)中央に農林、内務、拓務三省並に民間専門家を以て組織する中民委員會(ロ)地方に府縣農林課、社會課、市町村代表、民間専門家、警察官を以て構成する現地解決を主眼の地方委員會設置を要求する。

並に農村經濟の實際に即した金融手段と金融機關の存在と其の活動を必要とする。第六十四議會にては曩に農業動産信用法、農村負債整理組合法の通過を見、これが實施を見つゝあるが、政府が其の組合設立に甚大の努力をなしつゝあるに拘らず、今日に至るも尙三千餘組合に達するのみにして事業の不振甚だしく、しかも其の設立の期限は明年七月を以て終らんとして居る。其の不振の因は、1、有擔保の負債整理には非力なる事。2、負債整理事業資金の融通貧弱且つ其の融通甚だしく遅々たる事。3、設立手續の煩雜にして非農民的たる事。4、組合員の經濟更生計畫負債償還方法の樹立のためにする(イ)共同生産販賣(ロ)貯金強制(ハ)農業經營及び經營改善に對する局部的全面的指導統制不十分たる事等々が挙げられる。其のために、1、舊債の二分の一乃至三分の一切り棄てて成功するも、今後金融の途なく、2、又一村一地方の全面的科學的統制ある經濟更生計畫遂行への指導不十分なるため豫期したる目的を達せざるを知るのであるが、かゝる實狀に鑑み、我等は、1、全國的に統制力ある國立農業銀行を設立し、農家負債を肩代りし、直接債權者に對して負債整理をなし、2、債務者たる農民は同銀行に對して其の整理せられたる負債を長期低利で分割償還を爲すと共に、同銀行は、右負債償還を確實ならしむるため、各戸の經濟更生計畫を設計指導し之がために必要なる資金を融通する。3、又銀行は全國農村の更生計畫を統制指導する目的の下に新設さるべき農業統制局と緊密なる連絡を保つものとする、等を内容とする國立農業銀行の設立を要求する。

要綱——1、負債整理組合法施行期間延期。2、官廳的繁文縟禮廢

止 3、融資迅速且豊富 4、更生計畫の徹底的指導統制 5、國立農業銀行設置 6、負債整理所の設置。
實行方法——新任中央執行委員會一任
尙右の諸議案審議の上大會委員長よりは宣言、決議、役員の報告があり、決議に對してはその實行委員として片山哲氏外十名を決定した。因に決議並に新任役員は次の如くである。

役員

- 顧問 問 安部磯雄 賀川豊彦
- 會長 鈴木文治
- 中央執行委員長 片山 哲
- 會計監督 伊藤新藏 外二名
- 書記長 佐藤吉熊
- 中央委員 井堀繁雄 外四名

決議

- 一、尾去澤嶺山慘害に關する救済監督
- 一、肥料國營
- 一、農業生産資金無擔保融資
- 一、農民保險制度の確立

昭和十一年十二月六日

日本農民組合總同盟第五回大會

皇國農民同盟全國代表者會議

關西地方に於て唯一の強大なる愛國農民團體として、愛國農

民戰線の統一、維新政黨の結成等に就ても重大なる役割を果しつゝある皇國農民同盟に於ては同盟第三回全國大會を、十一年三月開催する豫定であつたところ、戒嚴令の爲延期の止むなきに至つて居たが、愈々八月十五日大阪中之島公會堂に於て同盟大會に代る可き全國代表者會議を開催した。出席者各支部代表者（大阪五七支部、一五八名。兵庫一七支部、三七名。奈良五支部、一名。三重二支部、三名。鳥取四支部、一名。島根、東京各一名）約二百名で、開會劈頭吉田賢一氏の發聲にて國歌の合唱に始まり、次いで吉田氏議長に就任、副議長には駒井菊松、寺島宗一郎の兩氏が任命され、先づ本部報告、大阪府聯、兵庫縣聯合會、山陰、岡山、關東地方の情勢報告ありたる後、愛國勞働組合近畿懇話會、八月會、二宮報贊會等の祝辭があり、終つて左記の諸議案の審議決定をなした。

議案

- 一、綱領改定の件（寺島宗一郎氏説明）
- 二、政策決定の件（野口良二氏説明）
- 三、皇國農民團體統一に關する件（吉田賢一氏説明）
- 四、同盟擴大強化の件（山中武夫氏説明）
- 五、全農對策の件（同）
- 六、關西地方勞農協議會結成に關する件（西光萬吉氏説明）
- 七、規約改正の件（小西繁藏氏説明）
- 八、役員選定の件（水澤達夫氏説明）

尙本會議に於ては左の如き政策が決定されたが、土地對策に於て新たに「全國耕地の自作化」を主張して居ることは注目に價する。

農村對策要綱

第一 文教對策

農村今日の窮乏は其の全經濟組織を、眞に皇道に基き、國體的に改組することによつてのみ打開し得る。従つて農民大衆をして正しく國體の本義を理解せしめ、深くこれに歸依せしむべく新に時代に適應せる特殊なる文教組織の確立を必要とする。

第二 物價對策

- 一、農村必需工業品價格對策 國家干涉、國營等による價格引下と其合理化
 - イ、政府、生産者、消費者代表による肥料價格の低下、決定
 - ロ、重要肥料の國營（貿易を含む）
 - ハ、産業組合餘裕金による肥料生産經營
 - ニ、電氣料金、鹽、砂糖價格の引下げ
 - ホ、農業用機械價格の引下げ（國家干涉、或は産業組合による生産）
 - ヘ、其他、各種農家必需品の價格引下げ統制
- 二、農産物價格對策
 - イ、米穀對策、米穀の國營化（生産農民の收入保證、國民の食料保證、生産管理、價格決定、配給を國家の責任に於て行ひ、自治體産業團體を配給貯藏等の補助機關となす）

ロ、蠶絲對策、養蠶業保護、生絲貿易の國家管理を基調とす（養蠶地域の指定、指定地域外養蠶業の轉業に對する國家補償）

ハ、其他の物價統制の強化

- 三、農業倉庫の普及
- 四、農産物に對する前貸制度の弊害除去
- 五、農業立地に依る農産物の全國的生産統制
- 六、農産技術の科學化
 - イ、電化施設の普及徹底
 - ロ、農産物加工、共同事業の促進

第三 土地對策

- 一、全國耕地の自作農化
 - イ、不在地主その他の適地の強制買上げ
 - ロ、擔保土地の買上げ並に整理
- 二、小作法制定
 - イ、耕作權確立による小作農保護
 - ロ、最高小作料の決定及び減免手續
- 三、國有林の拂下げ
- 四、未墾地の國營開拓

第四 負擔對策

- 一、雜種稅、戸數割その他の整理改廢に依る負擔の徹底的輕減
- 二、巨額の財政交付金制度の確立
- 三、現物及勞力による納稅制の創設
- 四、産業團體及非産業團體の整理統一による負擔輕減
- 五、寺院等に要する負擔の徹底的輕減及神社、寺院の設備利用

第五 負債整理

- 一、金利の徹底的強制引下げ
- 二、債権の國家肩替り制の創定
- イ、各種金融機關擔保付債務は適宜切捨て公債を交付して國家に繼承せしむ
- ロ、個人の擔保付負債についてもイに同じ
- 三、信用組合中心の生産的農村金融制度の確立と國家統制
- 四、農工、勸業ならびに普通銀行の農村進出制限、及び郵便貯金その他のによる農業資金引上げの制限

第六 人口對策

- 一、工業的勞働訓練所の設置に依る農村工業化の普及
- 二、國營及縣營に依る未墾地の開拓
- 三、各種移民の獎勵補助
- 四、各種職業紹介機關との連絡統一

第七 文化施設對策

- 一、各官廳施設の都市偏在打破
- 二、各種教育機關の農村分散
- 三、醫療機關の普及と利用價格の低下
- イ、無醫村の一掃
- ロ、公費に依る巡回醫療制度の確立
- ハ、公的醫療機關の農村分布(例、濟生會、赤十字社)
- ニ、醫療組合制度の普及
- ホ、農村助産婦簡易養成に依る無助産婦村の一掃
- 四、農村教育の向上徹底

第八 産業組合對策(略)

第九 其他各種對策

- 一、農村人材對策
 - イ、農村各種團體の整理統一による指導者の生活保證
 - ロ、適當なる受恩給者その他の歸村強制(特に技術者)
 - ハ、各種の農村人材養成施設創立
 - 二、天災凶作對策
 - イ、治水事業の徹底
 - ロ、天災豫防施設の設立普及
 - ハ、多角的經營及農業立地の強制
 - ニ、共濟的農業保險施設
- 因に役員は選衡委員會に於て協議の結果左の如く決定を見た。

役員

- 理事長 吉田賢一
- 理事 寺島宗一郎、新井伊太郎、平野吉太郎、吉田八十一、山中武雄、鈴木五一、野口良二、駒井菊松、水澤達三、大西千代吉、山口榮二郎、森本數市
- 本部書記 西光萬吉、吉田義一、小島利彦、小西繁吉、山本敏
- 顧問 杉村勇次郎、村井清規、千家尊建

小作爭議

緒言

昭和十一年度に於ける我國の小作爭議の情勢は、一言にして云ふならば前年度傾向の延長であり、その傾向が益々助長されて居る形勢にあると云へよう。

即ち爭議を件數の上から見るならば益々増加の傾向を辿り、殆んど停止するところを知らざるの情勢を示して居る。又爭議發生地域に就いて見るも、時に減少せる地方も見られるが、それも一時的現象に止まり、何時又激増するや計り知れざる情勢にあつて、今のところでは農村に於ける地主小作の紛争が解決の緒についたと斷言し得らるゝ地方は一縣も見當らない實狀にある。

更に爭議の内容に就いて見るならば、小作料減免要求による爭議は比年減少の傾向にあり、十一年度に於ても此種の爭議は著しく減少の趨勢を見せて居るが、小作權を中心とする爭議は益々増加の趨勢を見せ、爭議總件數の大部分はこの種の爭議によつて占められて居るのを見るのである。

そしてこの傾向は十一年度の如き、米、蠶の値上りや豐作を傳へられ、農家の經濟が稍々好轉せりと見られた年であつても、

全く何等の影響なく益々増加の趨勢を誘致して居るのであつて、かゝる點より見る時は最早我農村の現狀では假令如何なる方策を講じられようとも、小作權に對する安定工作の講ぜられざる限り、爭議を抑止し得られざる事態に立至つて居る事を思はしむるのである。

尙十一年度に於て小作料永久減要求の爭議並に小作慣行の改廢を原因とする爭議件數が著しく増加せるは注目すべき事で、これは農村窮乏化によつて小作階級が漸く消極的にも攻勢化に轉せんとせる事を暗示せるものであらう。

今左に十一年度に於ける小作爭議の一般概況を少しく詳細に述べて見よう。

爭議の一般概勢

爭議件數

爭議を件數の上から見ると十二年四月現在に於て五、七一四件を算し、前年同期に比し七一〇件の激増振りを示して居る。一體我國に於ける小作爭議は如何なる發展過程を辿つて來たかと云ふに、内務省社會局調査に依りて見るに、大正九年頃には未だ四八件に過ぎなかつたのである。然るに大正十年に至ると一躍一、六八〇件を算し、爾來一進一退を辿つた來たと云へ、常に一、二〇〇件以上を占め昭和元年には再飛躍して二、〇二九件に達したのであつた。

乍併其後數年間は農村に於ける組合運動の衰退其他によつて一時減少の傾向を見せ、小作争議は既に山を越したりとの議論さへ傳へられたのであつた。

然るに昭和四年以降農産物價格の激落、農村不況の深刻化により争議は再び増加の傾向を辿り、昭和九年度に於ては遂に三、〇〇〇件を突破し、九年度の如き五、〇〇〇四件に達するに至り、我國小作争議件数の最高記録を示すに至つたのである。

即ち斯くの如く争議が不況を契機として益々激増し、十一年は更に増加の傾向にあるは、小作關係の益々悪化せる結果であつて、小作問題の重要性を痛感せしむるのであるが、茲では單に其傾向をのみ記述するに止めよう。

争議分布状況

數年前に於ける我國小作争議分布の狀態は農民運動の發展度合と相互に密接な關係を持つて居たのである。

然るに最近に至ると争議發生の狀態は必ずしもさうとは限らなくなつた。

即ち争議の發生狀態は次にも述ぶるが如く、農民組合の組織や小作條件の善悪如何よりも、最近では農村に於ける地主や小作人の經濟事情の振否如何の方が争議消長の基礎的要件となつたのである。然らば十一年度に於ける争議の分布状況は如何になつて居るか、少しく述べて見よう。

十一年度に於て争議が如何なる地方に多く發生せるかを見る

6	福岡	二七一	愛知	一三
7	群馬	二三三	福井	一五
8	宮城	二三一	愛媛	一七
9	山形	二一五	京都	一七
10	茨城	一七八	大分	一九

争議の規模

小作争議に關與せる人員數並に耕地面積の上から見るに、十一年度に於ては關係小作人數五、三、七、四、八、關係地主數一、六、六、五、八、八、前年同期に比すると絶對數に於ては小作人數は二、三、七、八、八、地主數は一、三、一、七、四、八、關係面積に於ては一、〇、七、三、九、町六九の減少を示して居り、これを一争議單位の割合にして見ると何れも減少せる事左表にも見らるゝ如くである。

一争議平均範圍關係人員並に耕地面積

	小作人數	地主數	關係面積
昭和十年	一三、九	三、八	九、三、一
昭和十一年	九、七	二、九	六、二、八

即ち争議規模の上から見ると最近その規模は益々縮小化の傾向あるを看取し得らるゝのであるが、これは後述する小作權關係争議の激増化と關聯して争議の一般的傾向として注目さるべき事と思ふ。

以上の如く争議件數は十一年度に於て益々増加の傾向を辿り、又争議は愈々小規模實質化しつゝあることは十年と同様で

に統計によると、争議は山梨縣を筆頭に、東北地方では福島、宮城、山形の諸縣、又關東地方では栃木、群馬、茨城の諸縣、四國の徳島縣、九州では福岡縣に多く發生を見た。

而して是等諸縣の内、山梨、山形、福岡の三縣を除く餘の諸縣は、最近に於て争議が激増或は再發せる地方で、特に東北地方の從來比較的靜穩と見られた福島、宮城の各縣に於て十一年度に争議が激増化せるは注目すべき事であらう。

次に十一年度に於て争議の尠き府縣は關東に於ては東京、神奈川、北陸では石川、福井、近畿では京都、九州では沖繩、熊本、大分縣で、京都、鳥取を除き、これ等各府縣は從來より一般に争議の尠い地方と見られて居る。又北陸の石川、福井兩縣は人絹の發達によつて農村が大いに活況を呈し、爲めに争議が尠いとも云はれて居る。

今參考の爲めこれ等各府縣に於ける争議發生件數を示すと左の如くである。

小作争議地方別分布状況	
争議件數多き地方	争議件數少き地方
1 山梨 六三六件	東 京 一件
2 福島 四七六件	石 川 一
3 北海道 三八一件	熊 本 七
4 栃 木 三一四件	鳥 取 一〇
5 徳 島 二九二件	神 奈 川 一二

あるが、只十年度の傾向を益々強めつゝある事は十一年度争議の一特長であらう。

尙争議發生地域としては依然東北地方に多いが、同じく東北地方に於ても地域的に更に移行せる事は注目すべきであらう。

争議發生原因

争議發生原因に就て見ると、十一年度に於ても依然小作權關係争議が益々増加せる事は注目すべき事と思ふ。即ち十一年度小作争議發生原因に就て調査して見ると、所謂小作地引上其他小作權關係による争議件數は二、九、二、九、九件を算し、争議總件數の五割一分を占めて居る有様である。

而してこれを十年度同期に比較して見ると實數、割合共に著しく増加し(九年度同期件數一、六〇三件、割合三二・〇%)益々此種傾向に拍車を加へつゝある事を知るのである。

然らば一體十一年度に於て斯くの如く此種争議が益々増加せるは如何なる事由に依るか云ふに、その事由には種々あると思はれるが、左の如き事もその事由の主なるものに數へられる。

地主の依然たる窮乏と土地移動による引上争議の増加
農村不況以來、所謂中小地主階級の經濟事情は一般的には益益困難を加へつゝある。従つて地主中の或者は苦境切抜けの策として(一)耕地を他に轉賣、(二)或は轉賣せんとし、又或る物は(三)借金の抵當の爲めに土地を他に移轉するの止むなきに

至るものが増加した事である。

而して(一)の場合に於て耕地が他に移轉せる場合新地主は従来の小作人の繼續耕作を欲しない場合多く、耕地が新地主に移る場合には新地主は従来の小作人の耕作繼續を拒絶する場面が多い事。又(二)の場合の如き耕地を手離さんとする場合に於ては新地主が小作付きの耕地を欲せざるものがあり、此の場合耕地を賣放たんとする地主と小作人の間に衝突を惹起する場面が多い事。更に(三)の場合に於ても(一)の場合と同様新地主との間に耕作繼續に關する紛糾が生ずると共に、最近に於ては特に銀行其他の融通機關に土地が移行する傾向が多く、若し銀行等に土地が移行すると銀行では小作料取立に就いても事務的、法律的、組織的となり、小作人に小額の滞納ある場合にも小作地を引上げ、小作人を變更する場面が多い事。

中小地主の自作農化

地主の經濟的不振は一面に於ては前述の如く地主の耕地を手放す結果を招來したが、他面に於て從來悠々手を温めて居た地主をしてその生活を清算し自作化せしむるの傾向を助長し、其結果は舊來の小作人との間に紛争を惹起せしむるものが増加した事。

地價の騰貴と土地處分の増加

米穀統制法施行其他によつて最近米價高を招來するや同時に土地價格は騰貴の趨勢を示したが、其の結果は地主の耕地處分

の氣運を助長し一層土地移動による争議の激發を見る様になつた事。

小作人の窮乏化と地主の攻勢

曩に述べた如く、地主の窮乏は種々の面に現はれて争議激發の端緒を作つて居るが、小作人の窮乏化も此種争議發生の一素因となつて居る。即ち不況以來小作人の經濟的困窮は益々拍車を加へ、地主に對する小作料納入さへ容易でない場面が多い。其の結果小作人は小作料支拂の意志を持ち乍らも滞納等の舉に出でる場面があるが、其際地主も同様窮乏化せる結果は自己の生活を守る上にも土地引上等の舉に出で爲めに争議の激發を見て居る。

以上十一年度に於ける争議發生原因中最も主要な小作權關係争議に就て述べたが、次に其他の争議の發生事由に就て十一年度に於ける傾向を見ると左の如くである。

風水旱病蟲害等自然的不作によるもの

社會局調査によると十一年度一、〇九一件を算し、前年同期に比すと八二〇件の激減振りを示した。一體此種争議は從來は我國小作争議件數中の大半を占め、大正十五年頃は全争議件數の七割餘を占めて居たのであつた。然るに其後此種争議に依つて小作料が或程度まで遞減されたのと、最近地主が著しく攻勢的態度に出で小作人のかゝる要求に對しても直ちに土地引上等の強硬手段に出づる等の結果、小作人も自然かゝる態度に出づる

事を手控へる様になり、大正十五年を最高潮として漸減の傾向を帯ぶるに至つたのである。

而して十一年度に於て特に此種争議件數が減少せる理由としては(一)一般的に豐作を傳へられた爲小作人側に口實の餘地がなくなつた事。(二)小作争議防止委員會の普及によつて事前に解決するものが増加した事。(三)近年小作人側が減免要求等の舉に出でず、小作料滞納等の消極的手段を講ずる様になつた事等をあげる事が出来る。

小作慣行の改廢

所謂小作慣行の改廢、關する争議は十一年度に於て一一六件を算し、十年同期に比し一一三件の激増を見た。

而して何故斯く此種争議件數が十一年に至つて激増せるかを見るに、小作人の窮乏が漸次濃加するに従ひ、何とかこれを打開せんものと舊來の制度に對し積極的に動く様になつた結果であらう。

小作料高率によるもの

十一年度に於ては一六三件を數へ十年同期に比し九六件の増加を見て居る。此種争議は我國農民運動が各地に擡頭するや小作人は地主から多大の搾取を受けて居る。とて分配の公平化を主張して小作料永久減を唱へ、大正十三年頃には總件數の三割近くを占めた事があるが、其後かゝる見地より運動を起す時は小作料改訂後に於ける減免交渉が小作人側に著しく不利とな

るを以て、年々減免要求をなし、永久減と同一好果を擧ぐるに如くはなしとて組合側では永久減要求闘争を行はざる事に決定したのであつた。爾來此種争議件數は漸減傾向を示したのであるが、十一年度に於て斯く増加せる理由としては、農村窮乏化と共に未組織地帯の小作條件悪しき地方に於て此種争議が起された結果からと考へられる。

小作料増額

十一年度に於て一二三件を算し、十年同期に比すれば三一件の減少を見て居る。此種争議は小作地引上關係争議と同様地主の攻勢的意味を示すものであるが、從來組合運動の旺盛なりし頃は一時漸減的傾向を示して居た。然るに最近組合運動の不振、米價の高騰によつて地主の攻勢的傾向を助長し、再び漸増の趨勢を示して居る。

尙ほ此の外農産物價格下落、或は小作人の收支不償等を理由に小作料の永久或は一時減免要求をなすの争議も十一年度に於て各數件を數へて居るが、是等争議は目下の處著しく減少して居る。然し最近の物價騰貴の趨勢に鑑み再び増加するのではな

いかと考へられて居る。即ち以上によつても明らかなる如く、争議は十一年度に於ても専ら小作權關係を中心として行はれ、それが益々増加の趨勢を示しつゝあるを見るのである。

又争議原因中小作料永久減要求の争議及び小作慣行の改廢要

も主張を固持して債權確保の爲め立禁、立毛等の強硬手段に出づると、小作人は生活手段を奪はれる事となる爲め、飽くまでも結束して之が防禦にあたり、例へば大衆的に動員して事前に於て共同刈取又は共同植付等を行つたり、又執達吏が執行に臨むと大衆動員をなして、時に勢の赴く所、公務執行妨害をなし、又は地主を毆打する等流血の惨事を惹起する事もあるのである。けれども最近地主も土地引上に際しかゝる強硬手段の不利なるを察知してか、小作調停手段に訴ふるものが増加し、他面小作人に於ても同様に調停委員會等の處理機關によつてその權利を確保せんとする様になりつゝあるは喜ぶ可き事である。

小作人側の對抗手段は以上の如くであるが、次に地主は如何なる手段によりてこれに對抗して居るであらうか。

従來農民運動の旺盛な頃には地主は寧ろ小作人側に壓倒されて居り、初期に於ては農村逃避をさへ行ふものと見られたのであるが、其後地主側にも對抗的に地主組合を組織して共同して小作人にあたり、又は土地會社を創設して耕地を會社に委管讓渡して、紛糾に備へ、或は積極的に訴訟手段に訴へる等、農村に於ける地主小作の對立は誠に憂慮すべき形勢を示したのであつた。然るに其後小作人の運動が漸次凋落し、地主に對する積極的行動が漸次失はれる様になるや、かゝる對抗的な團體の必要性を認めなくなり、地主組合は漸減の趨勢を示すと共に、地主の中には小作人の實力が漸次消失すると反對に實力を行使

してもその權利を主張せんとする者を生じ、最近ではこの種の地主の積極的行動が漸増の趨勢にあるのである。

乍併地主の一般的傾向としては小作料減免要求に際しては實收を検査の上減免額を決定せんとし、又争議の紛糾せる場合には訴訟手段等の煩瑣な手續よりも小作調停法を利用して、これによつて小作契約上の諸事項を決定して訴訟と同様の好果を得んとする者の増加せる事で、これ等は小作人側に於ける争議手段の合法化と共に争議手段上に於ける最近の傾向として注目される可き事であらう。

争議の結末

争議の結末状況に就て見ると、小作争議は勞働争議と異つて居る爲め、争議繼續期間の如きも比較的長期に亘るもの多く、長きは數年間に亘るものも相當件數に及ぶのである。

従つて一定期間を限つてその解決状況を見ると所謂未解決件數も相當多いが昭和十一年一、三、七、三、一、三、一、八、八の解決せるものに就て見るならば妥協による解決件數が最も多い。而して十一年度の情勢を窺ふと争議解決件數は四、三九六件で内妥協による解決件數は四、〇〇九件、六九・五%（農林省統計）を示し、依然その大半は妥協による解決である事が解る。

而して次に多きは要求貫徹件數で二二一件、三・八%を算し、最も少きは要求撤回件數の一三二件、二・三%自然消滅三二件、

〇・三%である。

而してこれを前年同期と比較して見ると、妥協並に要求撤回件數は割合の上から見ると共に増加して居る。

備考

- 一、争議結末件數以外は社會局統計に依る。
- 二、結末件數は農林省統計であるから、件數の上にも社會局件數に比して相當相異なるは止むを得ない。又本統計は一月十日現在數である爲め、十一年度總件數とは認められない。

特殊小作争議事例

于拓地に於ける争議事例 熊本縣八代郡昭和村縣營南新地第一期小作料改定田地六十二町二反十九步は、元縣當局が海面于拓に依り新地となし、大正十五年より小作農家を移住せしめて耕作せしめ居れる耕地であるが、昭和九年は小作料の改定期に當るを以て、縣當局にては改定小作料に依る納米の告示を爲した。然るに小作人は其増額量が豫期に反して著しく過大にして前年度に比し四割七分三厘の増額となりたる爲め、到底圓滿に履行し得ずとて「一割五分程度にされ度し」とて、四月六日調停の申立をなし、爾來調停繼續中であつたが、遂に八月十七日九年度より十三年度迄五箇年間二割の増額をなすことにて圓滿なる解決を見るに至つた。

小作人の地主宅放火未遂事例 山梨縣東八代郡豊富村に於ける地主某は今回耕地を購入し、從來の小作人に無斷にて右耕地の桑葉買收方を交渉したる所、之を拒絶したる爲め地主に對し憤懣抑へ難く、

遂に五月十二日夜地主宅東側軒下雞小屋に放火したが發見せられ一部燒毀したのみにて未遂に終つた。尙右小作人は同日放火未遂として甲府地方裁判所に送局された。

耕地賣買に關する争議事例 新潟縣中浦原郡川東村の地主井上某の所有地約三十五町歩は耕地整理組合費滞納によつて競賣に附せられ、右耕地は北浦原郡木崎村地主某に競落せられたが、同氏は著名なる土地ブローカーにて競落したる田地三十五町歩を直ちに落札價格の二倍位の値段にて賣却すべき旨各關係小作人に通告を發した。仍て關係小作人中北日本農民組合に所屬する者十三名は之が賣買價格不當を理由として反對したが、地主は本春耕作期に至り、雇員をして右反對の小作人の耕作を中止せしめんとし、遂に小作人との間に衝突を惹起しこの結果小作人十四名は起訴されるに至つた。

演習買收地に關する争議事例 山梨縣南都留郡福地村外四箇村に亘る恩賜縣有財産保護組合の管理に屬する山林並に桑園約五百町歩を、陸軍當局に於ては演習地として買收することとなつたが、組合の希望する買收價格は坪當り地上物件共四十錢なるに對し、陸軍の買收價格は坪當り二十八錢なる爲め相當の開きがあり、組合に於ては反當百圓にて買收方陳情したが結局坪當り二十八錢と決定した。

而して該耕地關係耕作者は補償料として買收價格の六割を組合に對して要求したが、組合は村別により三乃至五割支給方を決議し、紛糾中の處結局四割五分を以て耕作者に對する補償料として支給することとなり解決するに至つた。

新舊小作人の間の争議事例 福島縣西白河郡社村小作人某は昭和五年中より地主某所有の田地一町七畝二十六歩を一箇年小作料四斗

入三十俵にて小作中であつた所、昭和九年以降打續く冷害に因つて小作料の内五俵を滞納した。然るに十一年三月下旬地主は土地返上を小作人に要求した爲小作人は小作調停を申請した。而して其後未納小作料を完納の上耕作に着手したるに地主は突如小作人に土地返還を要求し、他に小作せしめた爲め、小作人は大いに驚き新小作人に對し土地返還の理由を尋ねたるに、新小作人は「中間小作料を納入せば小作せしむべし」と回答した爲め、小作人は大いに憤激し、自宅より日本刀を携帶し、新小作人殺害の爲め同人宅に押しかけたが取押へられ、遂に殺人未遂として検察さるゝに至つた。

農民組合員間に於ける争議事例 新潟縣下北日本農民組合全國農民組合新潟縣聯合會の合同機運を他處に、土地争奪でいがみ合つて居た南魚沼郡大卷村地主廣田氏所有田地四反歩を纏る全農系小作人高橋氏北農系小作人中島氏の抗争は、其後一先づ北農、全農合同後の常任委員會に解決一任と云ふ事になつた儘脱み合ひを續けて居たが、十月十五日北農執行委員長玉井氏宅に於て北農側玉井、本多兩辯護士、全農側清澤、増山兩氏が會見して話し會つた末組合裁判の形式で左の「和解裁定書」を作成して問題は急轉解決するに至つた。
一、土地は協定の土地形に従つて略折半す 二、苜取稻は折半し各自の引受土地に従つて地主に直接支拂ふものとす 三、中島氏は高橋氏に對し稻刈料として五圓乃至十圓の適當額を支拂ふものとす 再繼小作争議事例 岡山縣倉敷市地主鳥越氏對小作人間に於ける小作契約改訂に端を發する争議は、昭和九年四月から二年越に紛糾を續けて居たが、去る九月六日大審院で上告棄却の判決があり、地主に土地返還の判決が確定した。仍て農民組合では倉敷市の組合員

四十名と九月二十五日から争議に入り紛糾中の處地主側が倉敷署に白紙一任したる爲め、小作側も同様白紙一任するに至つた。然るに地主は突如二十九日無断にて小作人の立毛を差押へたので、争議は再度悪化し、小作側は三十日本部を設置してピラを配布する等形勢は再び悪化するに至つた。

無断伐木による争議事例 東京府下北多摩郡押立の小作人横田氏の桃畑に東京市立第一中學校の測量師が無断にて立入り而も桃木七本を切り倒した事に端を發し、小作人二十一名は結束して日本農民組合總同盟の後援の下に同校々長と測量師を器物毀棄で告訴するに至つた事件は、其後二、三の調停者が解決につき斡旋したが要を得ず、小作人に無断にて土地を賣却せる地主も一、小作料二年分の支給、二、桃木移轉料一本につき二圓桑苗一株につき三圓支給等の妥協案を出したが、小作側は一、桃木移轉料は五圓乃至七圓、二、桑は一株四十錢乃至五十錢を主張して譲らず、小作側は「係争中この地に立入る可からず、無断立入るときは裁判を爲す」旨の立札を立つる等紛糾中であつたが、十一月十四日に至り左の如き條件にて圓滿解決を見るに至つた。

一、換地を提供する事 二、換地は地味坪數及び距離に於て前耕地に相似たる事 三、小作條件は従前通りとし、永代小作權を認めらる事 四、地上物補償移轉料の支給は次の如くする。桃一本拾圓、梨二年生一本五十錢、三年生七十五錢、四年生一圓 一、伐採桃は一本三十圓、破壊垣根は一間に付十五錢 五、小作争議費三百圓を支給する。

(山 本 巖)

勞 働 者 教 育

勞働組合、協同組合、無産政黨の教育

勞働組合

勞働運動と勞働者教育とは密接不離の關係を有し、廣い意味では勞働運動そのものが一つの大きな教育運動といふことも出来るが、勞働學校による知識的な勞働者教育は近來非常に着實な歩を運んでゐるやうである。大正の終りより昭和の初めにかけて社會運動の最も華やかな頃には、闘士やオルガナイザー養成の勞働學校が雨後の筍のやうに簇生したが、各種の事情で殆どその大部分は廢校の止むなきに至り、現在まで經營を續けてゐるのは、勞働組合關係では全日本勞働總同盟系の日本勞働學校(校長松岡駒吉、主事榎積七郎)日本勞働組合總聯合系の横濱勞働學校(校長森榮一)其他一、二に過ぎない。尤も組合とは直接の關係なく十數年に亘つて多數の勞働者の教育に當り、無産運動に良き指導者を送つてゐる大阪勞働學校は、近來益々健全な基礎の上に立つて經營を續けてゐる。いづれにしても過去の勞働運動に於て不健全なものが次第に清算され國情に即し民衆の要望に添つたものだけが残つたやうに、數多の勞働學校

中現在生存をつゞけてゐるものは、數は少いにしても、危つ氣のない永續性のあるものばかりである。教育運動には量よりも質が重んぜられる以上、過去の勞働學校簇生時代よりは、今日の少數の勞働學校の健全な發展の方がより望ましいことである。慾を云へば右二校の如きものもつと他の組合にも設立され、地方的にも分布の公平を期したいものである。また修了期間を少くとも一箇年以上にし、寄宿制學校とし、學生の費用其他一切は所屬組合の負擔にするといつたやうなものにしたいものである。

勞働組合中常設の勞働學校を持たないところは、組合聯合會及び各支部主催の講演會、讀書會、座談會、討論會、雄辯會、茶話會等の形で組合員の教育を行ひ、また一方機關誌、機關新聞、工場ニュース、壁新聞、パンフレット、リーフレット、ピラ、ポスター等の文書を通じて廣く一般組合員に働きかけてゐる。この點は常設勞働學校のある組合に於ても同様である。左に全日本勞働總同盟と一身同體である日本勞働會館による教育活動を摘記する。

日本勞働會館による教育活動

1、日本労働学校

本校は創立以來十七年(大正十年創立)卒業生累計五八一名、授業は毎週土曜、日曜の四時間を正課とし、課外講座二時間、其他特別講座、討論、座談會。修業期間六箇月(四月―九月、十月―三月の年二期)、十一年度入學生第一期五四、第二期六五、二期を通じて修了生九九。

學科及講師

(イ)政治講座(麻生久、川原次吉郎、片山哲、河上丈太郎、喜入虎太郎、馬場恒吾、原彪、松永義雄、三輪壽壯、蠟山政道、有澤廣己、岩野晃次郎、石橋湛山、上田貞次郎、大内兵衛、小汀利得、土屋喬雄、野崎龍七、橋爪明男、山田秀雄、小崎廣)

(ロ)社會及労働問題講座(鮎澤巖、河合榮治郎、上條愛一、河野密、北澤新次郎、菊川忠雄、鈴木文治、松岡駒吉、長岡保太郎、沼越正己、本位田祥男、櫻積七郎、赤松常子)

(ハ)時事問題講座(大西齊、龜井眞一郎、白柳秀湖、關口泰、松下芳男)

(ニ)課外講座(英語―主任櫻積七郎、機械工學―主任宮本喬)

(ホ)其他問題により適宜撰定

日本労働学校地方分校及巡回短期講座

地方別	開催回数	一回平均参加数	延人員
北豊島	八	三五	二八〇
大森	一四	七〇	九八〇

4、労働図書館

従来よりの蔵書並に新に各方面より寄贈を受けた圖書を労働学校學生並に關係組合員の自由閲覧に供し、所屬の巡回文庫は各地方組合支部の労働者に便宜を與へてゐる。

協同組合

我が國に本格的な協同組合運動が行はれて以來、若々實績をあげて來たが、未だこの運動の適正なる理論、知識、實際經營の教育をなす機關がなかつたので、小野武夫、高橋龜吉、三輪壽壯、上條愛一、角田藤三郎、杉山元治郎、賀川豊彦、安部磯雄等の諸氏が中心となり、朝野の有力者二十餘名の協力を得て昭和八年、日本協同組合教育協會を創設するに至つた。その事業としては教育事業及びこれに附帶した事業で、附帶事業中には、(イ)寄宿舎の經營並に娛樂機關の設置、(ロ)出版事業、(ハ)協同組合圖書館の經營(ニ)調査機關の樹立等が掲げられてゐるが、先づ事業の第一着手として、同年日本協同組合學校を設立することゝなつた。本校の目的とするところは、協同組合運動に最も必要とする指導者或は中堅人物の養成にあり、その教育方法としては、生徒を少数に限定し、講師と生徒が膝を交へて研究に精進し得るやうな塾式教育を加味してゐる。

本校は同年十月十二日に開校式を舉行し、第一期の授業は同月十四日に開始され、十二月十九日に修了式を行つた。爾來春秋二期に開講せられ。期間は二箇月間で授業は毎日午後七時よ

地方	開催回数	一回平均参加数	延人員
計一六地方	一四八	一、四三五	一四、七〇八
金町	四	三〇	一二〇
平塚	三	三五	一〇五
川崎	二	一〇	二〇
横濱	七	七〇	四九〇
朝霞	一六	六〇	九六〇
埼玉	四	二二	九二
市川	八	五〇	四〇〇
持越	一〇	三〇〇	三、〇〇〇
沼津	八	三二〇	二、五六〇
城東	一九	一四〇	二、六六〇
澁谷	七	三七	二五九
香嶺	九	六〇	五四〇

2、講演會

本館講室に於て開催した講演會回数は、一八回、延聴講人員三、〇一九、地方出張開催三二、延聴講人員九、七五〇

3、講習會

主として各作業場所又は之を中心とする労働分館、或は組合支部に於て開催、一般的には職業知識を、婦人労働者には特に家事、衛生、料理、編物、裁縫、茶、生花、習字等。集會數二四七、内婦人のみのもの六一、出席延人員八、〇五七。

り九時半まで行はれる。

本校は他の労働学校に比較して財政状態が良好で、而も學生は主として消費組合、労働組合等より推薦派遣されるやうになつて居り、校舎も基督教産業青年會館を常用するやうになつてゐるので、可成りの堅實性を持つてゐる。

募集人員は三十名であるが、毎期の修了者は十五名内外で、生徒は全國各地より集つてゐる。

協同組合學校の目的

今日の我が國は眞に非常時でありまして、勤勞階級の生活は益々窮乏に迫りつゝあります。都市には失業者が溢れ、農村の疲弊困憊は其の極に達して居ります。而して此の勤勞階級の困窮を救済する最も有力なる方策の一は、國民の大多數を占むる都市、農漁村に於ける勤勞者の協同と相互扶助による協同組合運動の健全なる發達にありと信じます。然るに今日我が國に於ては、都市に於ける消費組合運動、農村に於ける産業組合運動を始めとして、醫療組合運動等の協同組合運動が非常なる勢を以て勃興しつゝありますが、組合運動の基礎となるべき教育施設に就ては、遺憾ながら未だ見るべきものがありませぬ。

依つて本校は、以上各種の協同組合運動の實際に對する適當なる理論と知識、實際經營の教育實習等を授けると共に、將來我が國の勤勞階級の協同組合運動を指導する所の中心人物を養成せんとするものであります。一方に知識を授けると共に、他方人格の陶冶に力を盡す積りであります。

第八期學科及び講師(昭和十二年三月—四月)

科 目	授業時間 (單位時)	講 師
社會政策概論	(五・〇)	協同會參事 中川 賢一氏
日本産業組合史	(二・五)	法大教授農學博士 小野 武夫氏
保 險 論	(五・〇)	慶大教授 園 乾 治氏
消費組合論	(五・〇)	法大教授 山村 喬氏
産業組合簿記	(一〇・〇)	産業組合中央會 伊藤 元美氏
國民健康保險論	(五・〇)	日本協同組合學校 山崎 勉 治氏
協同組合論	(五・〇)	日本協同組合學校 賀川 豊彦氏
社會問題概論	(二・五)	安部 磯雄氏
文 學 概 論	(二・五)	健田 研一氏
産業組合法	(五・〇)	産業組合中央會 原田 弘成氏
經濟組織論	(二・五)	早大教授商學博士 北澤 新次郎氏
質庫信用組合論	(二・五)	中ノ郷質庫信組理事 奥堂 定藏氏
農 村 問 題	(二・五)	角田 藤三郎氏
市場組織論	(二・五)	消費組合我等の家 青山 義雄氏
消費組合運動史	(七・五)	山崎 勉 治氏
協同炊事組合論	(七・五)	營養食配給所主任 山 岸 晟氏
農村と法律	(二・五)	敦澤 八郎氏
産青聯の話	(二・五)	産青聯書記 安 達 巖氏

農村と婦人	(五・〇)	産業組合中央會 丸岡 秀子氏
消費組合經營論	(七・五)	江東消費組合理事 木立 義道氏
協同組合思想概論	(二・五)	協同會調査課長 長岡 保太郎氏
醫療組合論	(二・五)	全醫協主事 黒川 泰一氏
庶民金融論	(五・〇)	東大講師 鞍 田 純氏
農村協同組合論	(二・五)	八木澤 善次氏
經濟界の現勢	(二・五)	高橋 龜吉氏
實際政治學	(二・五)	東大教授 蠟山 政道氏
農業通論	(五・〇)	藤崎 盛一氏
協同組合の流れ	(二・五)	東大教授經濟學博士 本位田 祥男氏
科 外		
卒業生との座談會		
(一) 見 學		
中ノ郷質庫信用組合	江東消費組合營養配給所	全國米穀販賣購買組合聯合會
同精麥工場並鶏卵貯藏所	大日本柑橋販賣組合聯合會	産業組合中央會
全國購買組合聯合會	東京醫療利用組合	日本協同組合學校組織變更に就て

從來本校の講義は春秋二期に各二箇月間夜間開校して参りました。勿論現下の社會情勢の下に於て、本校の使命とする勤勞者に對する協同組合の普及、並に協同組合指導者養成の益々急務なるを感じますが、しかし從來の如き組織の儘では現下の社會情勢に適應して此の目的を達成する上に多くの支障を感ずるのであります。本校第八期の成績を見ますのに、規則書申込者百八十名中入學申込者二十五

名、實際登校者十六名、卒業生九名といふ状態であります。此の成績は獨り第八期に限らず、初期以來特に第三期以來同様であります。顧みますに寄宿舎の設備の無い本校へ、地方の勤勞者や農民が二箇月も仕事を休んで上京し下宿住をし乍ら、通學する事は殆んど不可能に近いのみならず、東京在住者と雖も、今日の如く多くの工場が、夜業を行つてゐる時代には特種な恵れた人以外は、二箇月も業務を休んで登校する事を期待することは無理であります。勿論本校に巨額の基金でもありて學費の一部補助でも出来れば別ですが、現在の如く校長の寄附金を唯一の財源として居るのでは之も不可能であり、大規模の基金募集を起すことも目下困難なる事情に在ります。とすると從來の講義組織の儘で本校を續けて参ります事は講師、並學校當事者の勞のみ多くして効少き憾みがあるのであります。

新組織の概容

其處で今度常務理事會に於て協議の上講義の組織を左の如く變更することに致しました。何卒右御諒承の上一層の御協力と御援助とを御願ひ申上ます。

講義を甲種 乙種の二種に分けます。
甲 種 指導者教育を目的とし労働組合、農民組合、協同組合と連絡を取る適當なる時期を選び労働組合、農民組合、協同組合並に一般より學生を募集。
東京又は大阪に於て約一週間晝間全日の短期講習を行ひます。

指導者教育ですから講義の内容も自からそれに適するものを選びます。

乙 種

主として消費組合の配給常務者養成を目的とし、毎年小學校卒業期直後二箇月(即ち四・五・兩月)を期間とし、主として小學校新卒業生中より生徒を募集し江東消費組合の從業員寄宿舎に宿泊させ食事は江東消費組合にて支給、晝間は江東消費組合の事務又は配給を手傳はしめ夜間本校に於て授業を行ふものであります。

講義は消費組合史、消費組合論、消費組合經營論、産業組合法、産業組合簿記等の實務關係の課目を主とします。
乙種卒業生は労働組合、農民組合、等に於て消費組合組織のため從業員を要する場合には其の求めに應じ、殘餘の人々は江東消費組合に於て從業員として採用致します。

無 産 政 黨

無産政黨中代表的な社會大衆黨の教育活動としては、この二三年來、時事問題に關する研究会、談話會、時々の地方講演會の外見るべきものがなかつたが、今春の總選舉に一舉三十七名の代議士を獲得したのに勢を得たものか、十一年夏來の懸案であつた黨の後進指導者養成のための中央政治學校を愈々開校する運に至り非常なる好結果を以つて修了した。

中央政治學校

- 一、場 所 東京市本郷區追分町願行寺
- 一、教育方針 革新的氣魄の昂揚、知識と實踐の統一、國民指導者

としての品性の陶冶

- 一、學生定員 六十名(原則として一府縣聯合會より二名選抜)
- 一、學生の資格 一年以上の黨歴を持ち、各支部聯合會に於て常時黨務に従事するもの但し年齢三十歳以下。

一、期 間 昭和十二年八月十日より同月二十日まで十日間。

一、授業料 一人に付金一圓

一、經費 學生の旅費、授業料、小使錢、並に十日間分の食料米は出身地聯合會負擔。

副食物費、合宿費、見學費等は黨本部會計負擔。

一、役員 校長 書記長 麻生久、學監 教育部長 松本淳三 青年部長 中村高一。

一、學科目及講師 黨員倫理 麻生久、立憲精神、綱領政策(平野學)、組織論、雄辯學、淺沼稻次郎、日本社會運動史 松本淳三、市民運動(阿部茂夫)、日本資本主義發達史(喜入虎太郎)、變革期の農村問題(角田藤三郎)、革新政策(山崎廣)、非常時財政論(織本侃)、明治維新史(河野密)、政治機構改革(三輪壽壯)、世界情勢(龜井貫一郎)、國民健康保險論 三宅正一、選挙運動(爲藤五郎) 科外—青年隊の組織、東京市政、地方黨情(渡邊物藏、渡邊年之助、渡邊潜)

一、見 學 東京朝日新聞社、帝國議事堂、科學博物館、動物園 東京港、中央卸賣市場、專賣局工場。

一、時間割 (イ)午前の部

六時—起床、六時三十分—體操及講話、七時—朝食、八時—黨員倫理、八時三十分より十一時五十分まで各學科、正午より午後一時まで—晝食及休憩。

(ロ)午後の部

一時より三時十分まで—科外講座、一時より四時まで—見學(但隔日)、五時三十分—夕食、六時三十分より八時三十分まで—科學講座又は討論會、八時三十分—入浴、九時三十分—就寢

官廳及私團體の教育

文 部 省

文部省に於ては昭和四年勞働者教育補助費(一萬圓)が計上されてから或は優良民間勞務者教育團體に對し補助金を交付し、或は勞務者の密集地帯を選び當該府縣市と協力して勞務者輔導學校を開設したが、年々斯教育の進展を見、各地に修了者の修養機關が設けらるゝに至り、之が連絡統一を圖ることの必要を生じ、世人も亦斯教育の重要性を認めたので、遂に昭和六年九月これ等全國各地の勞務者教育施設を連絡輔導すべき中央機關として日本勞務者教育協會が設立さるゝに至つた。

昭和七年第六十二臨時議會開かるゝや勞務者教育施設費(五萬圓)の成立を見るに及び、日本勞務者教育協會其の他の優良なる勞務者教育施設に對して之が獎勵補助の途を講じ以て其の健全なる發達を勸奨すると共に、他面從來の勞務者輔導學校に

加ふるに勞務者講座、勞務擔當者講習會、勞務者教育協議會を開催した。

昭和八年以降は大體に於て前年度を踏襲して之を實施せしが各地共概ね關係者の熱心なる考究と斡旋とにより、地方の要求に吻合せる適當なる施設を開き且官公私各種の團體、關係會社工場地より之に協力便宜を與へたる結果、概ね堅實なる効果を擧げ本施設に對する世人の要望益々普ねからんとする情勢である。本省主催の勞務者輔導學校、勞務者講座、勞務者擔當講習

會に受講せるもの昭和十年度迄の累計一七、九一〇名、勞務者教育協議會に出席協議せるもの累計二、七七六名に及んでゐる。尙昭和十年度豫算に於て勤勞者教育團體事業費補助として十五萬圓を計上せられたるを以て、同十年十一月財團法人勤勞者教育中央會設立せられ、日本勞務者教育協會を合併して、工場鑛山等に於ける勞務者のみならず會社、商店等に於ける一般勤勞者をも併せ教育することゝなつた。

一、勞務者輔導學校累年別調

開設年度	開設地	開設學級	期 間	科目數	延時間數	申込者	許可者	修了者	皆出席者	修了歩合	委員	講師	指導員	事務取扱
昭和四年	六	九	一五四	五七	四八七	一、二五	四六五	四一四	—	八九・〇三	—	六九	一八	—
五年	八	一三	三三四	九一	七〇五	一、七二	六五〇	五七八	—	八八・九三	—	九六	二七	—
六年	八	一六	三七八	一三三	七六七・五	一、五四九	八〇八	七七	—	八七・五〇	一〇	一五九	三三	—
七年	八	二一	二二四	九九	六二二	一、八九五	五七〇	五三五	—	九三・〇六	一一	一〇四	三三	—
八年	一〇	二四	二八三	一三三	七〇二	一、〇五八	七〇二	六五四	—	九三・一四	一七	一〇四	三三	—
九年	一一	二五	三〇四	一四〇	八二六・五	一、〇八七	七九八	七三四	—	九一・九八	一三	一四三	二七	—
十年	一一	二五	三〇四	一四〇	八二六・五	一、〇八七	七九八	七三四	—	九一・九八	一三	一四三	二七	—
累 計	六三	九三	一、九四九	八〇四	四、九三三	八、四九三	四、七四四	四、三五六	—	九九・二四	六四	八三三	一八三	—

二、勞務者講座累年調

委嘱先	開設地	會場	期間	科目數	延時 間數	生 徒 數	皆出 席者	皆出 席者 修了 步合	委員 講師 指導員	事務 取扱
桐生高工 埼玉縣	桐生市	桐生高等工業學校 川口市隣保館	二	九	六三	四〇	二五	一〇〇〇	一	二
東京市(王子區)	王子區	王子區王子小學校	二〇	八	四九	五〇	四三	一〇〇〇	一	二
東京市(品川區)	品川區	品川區第一日野小學校	二〇	九	四九	三七	二二	八八〇	一	一
東京市(城東區)	城東區	城東區龜戸小學校	二〇	九	四九	三七	二二	八八〇	一	一
横濱市	横濱市	神奈川區幸ヶ谷小學校	二〇	九	四九	三七	二二	八八〇	一	一
静岡縣	濱松市	濱松高等工業學校	一九	一三	五七	六二	四三	一〇〇〇	一	一
清水市	清水市	清水市木材組合事務所	一五	一三	四八	五五	三三	九一六	一	一
愛知縣	名古屋	昭和工業學校	二二	一四	七八	五六	四四	九八〇	一	一
大阪府	大阪市(都島)	都島工業學校	三三	二二	五五	五六	三三	一〇〇〇	一	一
大阪府	大阪市(西野田)	西野田職工學校	三三	二二	五五	五六	三三	一〇〇〇	一	一
大阪府	大阪市(今宮)	今宮職工學校	三三	二二	五五	五六	三三	一〇〇〇	一	一
神戶市	神戶市	脇濱小學校	一八	七	五四	四七	一七	九三〇	一	一
福岡縣	福岡市	福岡男子高等小學校	一八	九	五三	四三	二五	九一四	一	一

五、昭和十年年度勞務者輔導學級施設概要

年 度	開設地	協議會開設數	期間(日數)	延時間數	出席者數	見學工場數
昭和七年	川口市	三	一九	三六	二五	一
昭和八年	川口市	三	二七	三二	二五	一
昭和九年	川口市	三	二〇	三二	二五	一
昭和十年	川口市	三	二〇	三二	二五	一
計	川口市	三	七六	一三二	一〇〇	四

四、勞務者教育協議會累年調

年 度	開設地	開設講習會數	期間(日數)	科目數	延時間數	受講者 修了者	修了者 修了步合	講師 指導員
昭和七年	川口市	三	一九	九	三六	二二	八〇・四五	二
昭和八年	川口市	三	二七	九	三二	二二	八〇・四	二
昭和九年	川口市	三	二〇	九	三二	二二	八〇・五〇	二
昭和十年	川口市	三	二〇	九	三二	二二	八〇・五〇	二
計	川口市	三	七六	三六	一三二	八六	三二〇	八

三、勞務擔當者講習會累年調

開設年度	開設地	開設講習會數	期間	科目數	延時間數	申込者 許可者	修了者	皆出席者	修了步合	講師 事務取扱
昭和七年	川口市	一	九	九	三六	二二	二二	二二	一〇〇	二
昭和八年	川口市	一	一五	九	三二	二二	二二	二二	一〇〇	二
昭和九年	川口市	一	一〇	九	三二	二二	二二	二二	一〇〇	二
昭和十年	川口市	一	一〇	九	三二	二二	二二	二二	一〇〇	二
計	川口市	四	四四	三六	一三二	八六	八六	八六	三二〇	八

桐生市	桐生高等工業學校	七月十三日(土)	一五六	高工實修場、日本絹織、桐生機織、中島飛行機會社
富山市	大正會館	十月八日(火)	一〇六	吳羽紡績會社工場
岐阜市	縣會議事堂	七月五日(金)	一一	大日本紡績岐阜工場並に片倉製絲岐阜工場
京都市	奉公會館	十一月十一日(月)	一七〇	京都御所
高松市	讚岐會館	六月二十八日(金)	六三	二條離宮
別府市	蓮田小學校	九月九日(月)	一八〇	高松市專賣局出張所

勤勞者教育中央會

本會は昭和十一年十一月、曩に存在した日本勞務者教育協會を合併し、工場鑛山のみならず、會社商店等に於ける一般勤勞者をも併せて教育する中央機關として設立されたもので、その設立の趣旨並に目的事業は左の如くである。

一、設立の趣意

我國の現状は社會教育的立場から見ても刷新を要する點が少くない。(一) 國民各自が餘りに専門分科に固執偏傾して大處高處から全局面を達觀することを忘れ、全體として和親協同する我國在來の美風が次第に失はれつゝある憾がある。何は復て措き、大いに國民精神を復興して一君萬民の國體觀念を徹底せしめる必要を痛感する、就中産業にいそしみ實務に携はる勤勞大衆に修養鍊磨の機會を與へ、一面鞏固なる信念の養成と圓滿なる人格の陶冶とに力を致し、他面

團體的訓練の實績を擧げ、以て國運の進展に寄與せむことを期するは、刻下の喫緊事と言はねばならない。(二) 次に我が國民の知識技能は最近大いに發達して優に歐米を凌ぐものがあると言へ、尙ほ未だ國民の一部分にのみ偏在して普く一般大衆に及んでゐない嫌ひがある。宜しく施設を擴大して教育の機會を均等ならしめ、勤勞大衆をして齊しく學藝文化發達の恩澤に浴せしめ、その常識を豊富にして公民としての資質を向上せしむべきである。(三) 更に又産業振興の基本工作たるべき勤勞大衆の職業的修練に於いては尙ほ甚だ不充分と言はざるを得ない。故に教育の實際化を圖り、學問技術の應用に意を用ひ勤勞者に職業人としての教養を豊かならしめ以て國力伸張の根源を培養しなければならぬ。近時世態の推移に伴れて人情浮薄と爲り、輕々しく矯激なる思潮に驅らるゝ者あるは痛歎の至りである。國民各自が純乎たる日本精神に目覺めて、堅忍持久、よくその職責を遂行するにあらざれば國運

の發展は到底望み難いのである、産業を通じての盡忠報國は實に我國産業人の最大願望であるが、これを實現せしむるには農工商に従事する勤勞大衆の教育を振興し、その施設を擴大充實せしむる外に途はない。仍て茲に本財團法人を設立し、既存諸施設との提携協力を圖ると同時に自ら進んで各種適切なる事業を遂行し依て、以て勤勞者教育の普及徹底の爲めに最善を盡さんことを期する次第である

二、目的

勤勞者の人格陶冶、公民的資質の向上及その職業能力の増進、同種の目的を有する各種の團體の聯絡提携。

三、事業

1. 補導學級その他勤勞者教育施設
2. 勤勞者教育指導者の養成
3. 勤勞者教育事業の指導並助成
4. 映畫その他の娯樂和親に關する施設
5. 通信教授その他圖書雜誌新聞等の刊行
6. 勤勞者教育に關する調査研究
7. その他必要と認むる事項

四、昭和十一年度事業概況

- (一) 協議會
1. 公益企業従業員教育に關する協議會
 2. 同右委員會
 3. 中小商工業勤勞者教育協議會
 4. 同右委員會

5. 農山漁村勤勞者教育に關する協議會

6. 勤勞者教育協議會
東京、三重、神奈川、愛知、和歌山、石川、富山、福井、埼玉、鳥根、鳥取等の諸府縣に於て文部省又は地方廳と共同にて開催
7. 漁村成人教育振興協議會
千葉縣銚子市、新潟縣寺泊町、高知市、靜岡縣伊東町、和歌山縣田邊町、長崎市に於て開催
8. 勞務者教育協議會
文部省主催の右協議會に参加して、岡谷市、福島市、鹿兒島市、防府市、山形市、徳島市に於て開催
9. 北海道勤勞者教育研究協議會
札幌市に於て、北海道廳と共同にて開催

(二) 講習會

1. 勤勞者教育指導者講習會
五月及六月東京市及宇治山田市に於て文部省と共催、講習生各三十名、期間八日及五日
2. 勞務擔當者講習會
八月、十月、十二月、宇治山田市、靜岡縣御殿場、金澤市に於て文部省と共催、受講者五十名乃至七十名、期間各四日間

(三) 補導學級の開設

- (イ) 本會直營、東京市内五學級
(ロ) 府縣に委嘱共同主催二〇一學級、一箇所定員五十名
(四) 懇談會

1. 東京輔導學友會關係工場代表者懇談會

2. 勤勞者教育振興懇談會

大阪、名古屋、京都、福岡の各市に於て開催

(五) 交通事故防止訓練デー協力

(六) 全國勤勞者精神作興週間の實施

十一月七日より同十三日まで各種の方法に訴へて全國の會社工場等を中心として開催

(七) 全國勤勞者健康増進週間協議會

二月十五及二十二の兩日右週間實施につき關係各省、民間エキスパートを集めて協議。

(八) 表彰

道府縣長官より推薦したる優良事業體四、功勞者三人、篤行勤勞者四十四人を表彰。

(九) 刊行物

機關誌「礎」發行部數十一年度末四萬部、「勤勞者講座」發行部數同年末一萬二千部。

(一〇) 支部及會員

三月末現在に於て支部數百二十八、會員數三萬九千。

各種の勤勞者教育團體

私團體にして直接間接勤勞者教育に携つてゐる團體中には前記勤勞者教育中央會の外、福岡縣勞務者教育協會、日本成人教育協會、大阪勞働學校經營委員會、日本勞働教育會(中央勞働學院)等があり、夫々の立場から勤勞者に働きかけてゐる。

邦に於ける本格的勤勞學校たる名にそむかない。

中央勞働學院

大正七、八年の頃我が國の勞働運動が急激な勢を以て勃興した際、この運動を正しく導くために日本勞働教育會が設立されこれを母體として生れたのが本校である。創立は大正九年六月であるから、我が國に於ける最古の勤勞學校である。獨立の校舍を有し修業期間は六箇月で、學生よりは授業料を徴收せず、財源は官公署助成金並に一般の寄附金を之にあててゐる。現在までの修了者は約一千五百名を算してゐる。

工場鑛山の教育

寄宿工の教育

企業主が其の従業員のために施設する教育の中、最も組織的にして且つ普遍的なのは、工場附屬寄宿舎に於て主として女工の爲に行はるゝ普通教育或は技藝教育である。大規模の寄宿制度が本邦産業獨自の制度なるが如く、其の中に於て爲さるゝ女工教育も、確に他國にその類例を見ない特異な施設である。

企業内に行はるゝ教育は、多く經營によつて支配することが多いが、寄宿女工の教育は、頭初は兎も角、最近は次第に企業主の好意による永久性ある施設と變りつゝある。この種の教育機關に於ては直接作業に關係する職業科目を設けることは稀で一般女學校と同様の普通學科及び家事技藝に關する科目が多く教授せられてゐる。之は明に婚期をひかへた女工に、家庭の主

福岡縣勞務者教育協會 本會は勞務者教育關係者協議會として昭和五年に創立されたものであるが、昭和九年に至つて現在の名稱に變つた。縣下各工場鑛山その他の勞務者教育擔當者の相互發連絡機關で、毎年協議會を開催する外、隨時指導者講習會等を開催してゐる。

日本成人教育協會 本會は大正十三年の創立にかゝり、關係者は慶應大學系の人々で、主として勞務者の成人教育に携つてゐる。現在も東京市と協力し、勞務者輔導學級芝學級のために校舍を提供し、講師を派遣してゐる。

大阪勞働學校 本校は大正十一年、一般無産者及び無産階級運動に必要な知識を與ふる目的を以つて創立され、開校以來學期を重ねること四十一回、修了者千名を超えてゐる。勞働組合及無産政黨とは直接の關係なきも、入學資格としては、勞働組合員及び無産黨員たることを條件としてゐる。毎年一月、五月、九月の三回に亘つて新學期を開講するも、六箇月をもつて卒業期間としてゐる。

主要學科目は、經濟史、財政學、政治學、唯物史觀、勞働法制、社會學、社會運動史、社會思想史、勞働運動史、農民運動史、勞働組合論、その他時事問題に關するものである。講師は大原社會問題研究所員、大學教授、社會運動關係者等いづれも斯界の權威者で、校舍も最近竣工を見た大阪勞働者教育會館を専用し、經費年額一千數百圓に達し、いづれの點より見ても本

婦としての高き教養を與へ、家政を維持するに必要な技藝を授くることを目的としたためであつて、温情主義の一つの現れとも見るべきであらう。

勿論、斯種の施設に於ては、作業前或は作業後の一、二時間の餘暇を利用するのみであるから、一般女學校の如き教育の徹底を期することは不可能であるが、而もかかる施設なくば生涯教育の機會に恵まれざる不遇な女工達にとつては確に好施設たるを失はない。

施設の規模、内容等は、企業の大小、業態の種別、企業主の關心の程度等に依りて種々あるが、それにも拘らず、およそ數百數千の女工を收容する寄宿舎に於ては、何等かの形式の教育施設を有せざる所、殆どなき状態である。最も組織的なところは、何々女學校或は女子青年學校と稱し、時に、數萬圓の豫算を有し、完備せる教室と専任の教員を持ち、公の認可を得てゐる所も少くない。學校と稱し得ざる程度のもは、裁縫、手藝、編物、染色、刺煮、作法、生花、茶の湯等の技藝科目中の一、二に就き、斯道の専門指導者を聘して實習せしむることが多い。

尙其の數は極めて少いが、寄宿男工に對しても、女工と同様青年教育の施設を講じてゐる所も所々見うけられる。之は多く青年學校の形式をとり、普通學、教練の外、多少の職業科目を加へてゐる。

尙寄宿舎或は工場内に於ては、右の如き組織的補習教育、技藝教育の外、時々講習講演會を催して従業員の修養と社會常識の涵養に資し、また各種の教化修養團體の會合、學藝品展覽會運動競技會、音樂會、舞踊會等も再々催され、圖書室、巡回文庫等の設ある所も尠くない。更に工場附設の劇場、俱樂部、講堂等に於て、年々數回映畫會演劇會等が催されて従業員に慰安を與へてゐる。組織的な學校に於ては、生徒を名所史蹟の見學に引率するが如きことも珍しくない。

成人通働工の教育

成人通働工は、性質上之を組織的且繼續的に教育することは頗る困難で、假令之を教育するも、年齢、學歷、素質、境遇等の相違のため、其の効果をあげることは容易でない、従つて通働工のための教育施設は、未だ充分の發達を見てゐない。專賣局に於て、成人通働工の爲に自ら長期の成人講座を設け繼續的に教育するが如きは特例である。一般には時々名士或は宗教家を聘して講習會を催し、一齊に聴講せしむるか、或は企業外に於て催さる、勞務者講座、修養講習會、常識講座、公民講座、成人講座等に少數の者を選択派遣する程度である。

海軍工廠等に於ては、定例的の一齊講話の外、年二回乃至四回に亘つて巡回講演會、巡回映畫會等を試みてゐるが、右の如く一定のプログラムの下に通働工の教育を爲す場合は稀で、時を定めず隨時會合を催すが一般である。

るが、之は殆どいづれの業態にも共通に傳承實施せられてゐる方法で、組織的な教育を施さざる所は殆ど總て之に依つて熟練工を養成してゐると見てよい。

企業内の組織的な技術教育中、最も重要視されてゐるのは見習工の養成を目的とした教育である。斯の種の教育が最も良く行はれてゐるのは官設工場或は大規模重工業方面で、製鐵所の教習所、各海軍工廠の見習職工教習所、陸軍造兵廠大阪工廠の見習教習所、鐵道省工場の技工見習教習所、神戸長崎の三菱職工學校、日立工業製作所の日立青年學校、日光電氣精銅所の清瀨、芝浦製作所の芝浦青年學校、川崎造船所の東山學校等は、その代表的なものである。

是等の見習工養成機關は最近は多く青年學校の認可を得、多くは工場内或は附近に設置せられ、一箇年乃至四箇年の修業年限を有し、就業時間を割いて職業科目と普通科目の教授を行つてゐるところもある。工場實習も特に指導員を置いて、學理との關聯を保ちつゝ組織的に實施してゐるやうである。教師も専任者の居る所もある。併し一般には就業時間を割いて學理の教授を行ふが如きことは稀で、多く就業後の一、二時間を割いて、工場職員が學科の教授に當つてゐることが多い。

企業内に同様機關を特設せざる所に於ては、企業外の教育施設を利用することも尠くない。中には公立の青年學校と特殊の關係を結び、特定工場の見習工のみを之に收容せしめ、或は特

寄宿工の場合の如く、修養園、報徳會、各種宗教會、在郷軍人會、禁酒會、其他各種の趣味の會、運動競技の會合等が、工場鑛山管理者指導の下に行はるゝ場合は極めて多く、殊に通働工の爲の俱樂部、運動場等の設ある所に於ては旺である。

文書に依る教育は通働工にも利用せられ、企業外或は企業内に於て發行せらるゝ定期刊行物を無料で頒布し、或はその購讀を薦め、或は各種のポスターを貼附し、格言標語を掲示板に誌し、或は時事に關する寫眞記事等を展示する等の方法をとつてゐる。俱樂部内にラヂオ、蓄音器、樂器等を備つけ、或はブラスバンドを組織してゐる所もある。

見習工養成及技術教育

企業内の技術教育は主として經營上の必要より施設せられることが多い。従つて一定の施設を有する所に於ては、之がため相當の費用を計上して、組織的、繼續的に實施するのが常である。此の教育は、勞働者の技術熟練を最も多く要求する工業方面に發達し、機械器具工場及官設工場等に多く、紡績製紙工場方面には比較的少いのは自然である。尤も纖維工業方面に於ては一週間乃至一、二箇月間に亘る短期簡易の新入工手教育は相當普及されてゐる。

技術訓練の非組織的な形式は作業の實地見習の制度であり、熟練工或は職長の許に、一定期間下働きをしながら、仕事の手口や口を見習ひ、自然に作業の骨を體得するといふ方法である。定のクラスを設けて、工場技術員と公立學校教師との協同の下に授業を行つてゐる所もある。宇部鐵工所と長門工業學校、横濱船渠株式會社と岡野工業專修學校西前分教場は前者に屬し三菱重工業電機製作所と須佐商工實修學校の三菱電機科は後者の適例である。川崎造船所と東山學校との關係は米國の所謂コオペラチヴ・システムに範をとつたものといふべく、東京府立實科工業學校適材教育部と之に見習工を派遣する工場との關係も可成りに密接なものである。併し普通は工場は學校の教育に關與せず漫然と見習工を學校に委託し、之に通學上及學習上の便宜を提供し或は卒業後の優遇の途を講じてゐるやうである。見習を修了した一般工のために組織的に技術教育を施してゐる工場は比較的僅少で、前記鐵工所教習所の高等部、吳海軍工廠の技手養成所、内閣印刷局の學術教習所、住友伸銅鋼管株式會社職工講習會第二部、東洋紡績株式會社山田工場の職工教習所、那是製絲株式會社修學院技術科等は、その特例に屬するものである。

右の外、産業關係諸團體等が臨時に開催する電氣瓦斯銲接、金屬燒入、ラヂオ、汽關汽機、災害豫防等に關する講習講演會に一般工を派遣聴講せしむるが如きことも技術教育の一端と見るべきであらう。又能率、業務改善、無駄排除、安全等に關する各種の委員會研究會、他工場鑛山の見學、海外派遣實習等も間接に技術の改善進歩に貢獻するところ少くない。企業外の連絡教育施設も相當の數に上るが、茲では便宜上省略する事とした。

職長教育

職長教育の必要が痛感せられ、各所にその施設が講ぜらるゝに至つたのは比較的最近のことである。職長教育も之を養成することを目的とする教育と、現に職長の任にある者の教育との二つに分けることが出来るが、現在我が國の工場鑛山等で行はれてゐる教育は主として後者に屬するものが多い。

職長は永年の経験に依つて實技には堪能な者であるから、之に技術的教育を施す場合があつても、それは作業の原理或は工業常識等専ら理論に關するものである。併し大體現任職長教育に於ては、その性質上技術に關するものよりも工場管理の方面に關するものが多く取り入れられてゐる。

吳海軍工廠に於ける職長講習は比較的組織立つたものであるが、それによれば、講習期間を三箇月とし、一週二回、二時間宛合計四十八時間を以て一講習を修了する規定になつてゐる。而して毎回の員数を二十名に制限してゐることも注目すべき事である。尙講習科目の標準として左の如きものを掲げて居る。

- (一)工廠の使命と講習趣旨の説明、(二)工廠沿革並各部所掌事項説明、(三)工場管理の概要(細目省略)、(四)職長の業務(細目省略)、(五)工業常識(細目省略)、(六)社會常識(細目省略)

他の工場鑛山等で行はれてゐる職長教育の形式も大體右と大同小異のものであるが、併し斯の種の教育は未だ開拓期に屬し極めて少數の企業主が試みてゐるだけで、一般には普及されて

ゐない。尤も企業内に於て斯の種の施設なき所に於ても、隨時各種産業團體、官公署、協調會等によつて開催實施される職長講習會等に、従業員を選抜派遣してゐる所も尠くない。職長講習會修了後同窓會を組織し、會報を發行し或は時々會合して研究を繼續するが如き試も諸所に行はれてゐる。

産業部落の教育

産業部落とは相當の規模の工場或は鑛業所の従業員社宅或は住宅を中心として、之に附隨する各種の職業を以つて構成された社會集團を指すのである。之を擴大すれば八幡市や吳市の如き産業都市まで包含されることになるのであるが、茲では便宜上企業主の事業に依つて發達した小社會に問題を限つて、其處に行はれてゐる教育に就て誌すこととする。

企業主が未開拓の地に新に工場或は鑛山を設立し、多數の従業員を之に吸収し、之が爲に住宅其他の福利施設を講じて、相當の年を経過すると、従業員及び其の家族は此處に定着する傾向を生じ、終には永住の計畫を立てる。

かゝる際に企業主側にもそれに應ずる各種の永續的文化施設——特に従業員家族及び其の子弟のために——を講ぜざるを得ざるに至る。斯の種の施設が工場より鑛山に多いのは自然の傾向である。其の最も代表的なものは、従業員子弟のために設置せらるゝ小學校である。その實例を掲ぐれば、工場では東京市蒲田區の黒澤工場附設の小學校、鑛山では岩手縣釜石鑛業

所の私立尋常小學校、福島縣沼尻鑛山の私立小學校がそれである。尤も企業主が直接私立小學校を經營する場合は極めて稀で多くは公共團體經營の學校に企業主が全額或は相當額を寄附する形式をとつてゐる。永沼鑛山に於て、附近の公立小學校を利用して經費の全額を毎年村當局に寄附することに定め、入山採炭株式會社が、湯本入山小學校を利用して、國庫負擔金以外の金額を負擔するが如きは其の適例である。

尙従業員子女のために、青年學校、職業學校等の如き常設的繼續的教育施設のある所も尠くない。三井三池鑛業所の勤勞女學院、古河足尾銅山實業學校、北海道炭礦汽船株式會社の夕張工業學校、福島縣入山鑛業補習學校、眞谷地炭礦、登川炭礦の實科女塾がそれである。

右の如き常設的のものでなく、隨時に企業主が従業員及び其の家族の教化を目的として指導するものとしては、少年少女團、青年團、處女會、主婦會、壯年團、在郷軍人會等の修養と娛樂を兼ねた會合、各種教化矯風團體支部の集合、時事問題、衛生問題等に關する講演會、講談、浪曲、演劇、映畫の催等である。

企業主側より其の従業員家族に呼びかけ、日々の出來事を傳へ、事業の概要を知らしめ、其の經營精神を鼓吹する機關としては、工場鑛山の雜誌、ニュース、新聞等がある。三池鑛業所の「くろだいや新聞」の如きは日刊で發行部數萬を以つて數へることが出来るといふ。

新聞雜誌の刊行其の他

事業經營上の主義方針を傳へ、同一精神を以つて企業に協力せしめ、仕事に誇を抱かせ且つ従業員にその思想文藝發表の機會を與へんが爲め、多くの工場鑛山に於ては直接或は間接に夫夫定期刊行物を發行してゐる。その内容は必ずしも一様ではないが大體、修養、常識、娛樂、技術等に關する記事、當該企業の表彰、勞務者各種會合の記事、並に勞務者の手に成る論文、感想文、短詩、和歌、俳句、川柳等である。

此の種の新聞雜誌の發行數は逐年増加の趨勢を辿り、昭和七年中、職工百人以上使用の工場及鑛夫三百人以上使用の鑛山について社會局の調査した結果に依れば、工場約百四十種、鑛山約三十種になつてゐる。而して工場中製絲工場、紡績工場、機械器具工場及官設工場が主たるものである。

發行回數は月刊が普通で、稀に旬刊及日刊がある。機關雜誌中には、創刊以來相當の年處を経たるもの多く、中には三十箇年以上繼續のものもあり、十年程度のものも可成り多い。今比較的著名なものゝ摘記すれば左の如くである。

工場鑛山に於ては以上の如く、直接或は間接に新聞雜誌を發行する外、企業外に於て刊行する新聞雜誌中、勞務者の讀物として適當なるものを購入頒布し、或はその購讀を奨励してゐる

ところも少くない。斯の種の刊行物の主なるものは、用力社の

新聞雑誌名	発行機関名	新聞雑誌名	発行機関名
國報	絲德製絲交友團	帝國人	帝國人
梅の香	日清紡績沼龍俱樂部	友場	帝國人造絹絲岩國工
日東の光	日東紡績製絲所	友場	帝國人造絹絲岩國工
通の友	郡是製絲宮崎工場	共同印刷株式會社	友場
絲の友	片倉製絲紡績株式會社	華東邦電力電華會	友場
鐘紡の汽笛	鐘淵紡績營業部	改	華東邦電力電華會
女子の友	同	日清ニース	日清印刷株式會社
富士の譽	富士瓦斯紡績株式會社	杵島時報	杵島炭礦株式會社
あこがれ	三龍	古河西部	北海道炭礦汽船北海
清の友	宮川モスリン株式會社	信	古河石炭礦業西部礦
鋼の友	日本製鋼所室蘭工場	くらだい	明治鐵業株式會社
協和	日本金銀登錄器大仁工場	共愛組合會報	三井三池鐵業所
共	東京電氣親愛會	生野協和	三井田川鐵業所
シバウラ	芝浦製作所	協和會報	同美、唐津其他礦
くろがねの友	神戸製鋼所修養團支	陸軍勞務報	陸軍省整備局職備課
日立評論	日立製作所笠戸工場	海軍勞務報	海軍省整備局職備課
親友	住友伸銅管親友會	新	海軍燃料廠探炭部
麗	東洋レヨン滋賀工	くろがね	原海軍燃料廠探炭部
さきがけ	日本陶器株式會社	工場時報	鐵道省工場
光友	日本光學工業株式會社	工場通信	鐵道省工場

「勞力新聞」、「處女」、勞友新聞社の「勞友新聞」、獎工新聞社の「獎工新聞」、社會教育協會の「處女の友」、工手の母社の「工手の母」、健康婦人會の「けんこう」、大日本聯合青年團の「青年」、及「青年カード」、日本青年協會の「アカツキ」、新政社の「野の花」、修養團の「白ゆり」、「愛と汗」、「向上」、陸軍省新聞班發行の「國の力」、勤勞者教育中央會の「礎」、及「勞務者講座」等である。尚日立製作所、日立鐵山、中山太陽堂、日本鋼管株式會社、宮田製作所等に於ては獎工新聞に夫々の特輯版を設け、三菱造船株式會社神戸、長崎各造船所に於ても亦勞力新聞に三菱版を設けてゐる。

工場中には、稀に従業員教育のために特に教科書を編纂してゐるところもある。富士瓦斯紡績株式會社の「養成讀本」、日本絹摺株式會社の「修身教科書」、東洋モスリン龜戸工場の「輔導教科書」等がそれである。川崎造船所薄板工場に於ては神戸市立葺合商工専修學校と協同で「薄板科講義録」を作成してゐるが、此の方面では珍らしい試である。尙企業外に於て發行してゐる青年教育、工業教育、高等普通教育に關する各種の教科書を採用してゐる所も相當に多い。是等の教科書の中比較的多く採用されてゐるのは、社會教育協會の「青年學習書」及「女子青年學習書」、國民工業學院の「通信教科書」、昭和女子教育研究會の「昭和女學講義録」である。

(大内 經 雄)

海

外

歐米勞働運動の概観

人民戦線と國民戦線の對立

一九三六年の秋スペインの内亂漸く重大化して、所謂左翼内閣の成立せし當時、その首班として就任せしスペイン勞働者總同盟書記長フランセスコ・ラロゴ・カバレロ氏が、「歐洲大戰は既に開始せられた。目下スペインに於て進行中の内亂こそ、實に第二世界大戰である。」と云つた言葉は、誠によく一九三六年に於ける歐洲の形勢を喝破したものであつた。

顧るに一九三六年に於て、歐米經濟界は漸く景氣恢復の徴候著しく、英米に於ては、既に一九二九年當時の景況に復歸したと云はれ、その他の國々に於ても過去數年間の未曾有の不況を脱却して、産業界の活躍漸く見るべきものあるに至り、殊に九月下旬フランスの平價切下に續いて、英佛米間に成立せる通貨協定は、國際經濟界に一新時代を劃するものと囑望され、たとへこの新しき好況には、質實なる永續性を缺くべき種々なる事情を腹藏して居たと云へ、少くとも多年低迷せる暗雲の一端の打開せられし感ないではなかつたのであるが、一方國際政局の不安危機は、遂に各國民衆をして嵐の絶間の小康を享樂せし

むるに至らなかつた。三五年十月初頭イタリア軍の國境突破以來開始せられたエチオピア戦争は各國多數の軍事通の豫想を裏切つて早くも三六年五月上旬にはさしもシバ女王の王統を誇りしエチオピア皇室の國外蒙塵となり、イタリア國王はエチオピア皇帝と宣言せられ、やがて國際聯盟の對イタリア制裁規定の撤去となつた。翻つて歐洲本土に於ては、三五年以來漸くその鋒銜を顯露し來つたドイツが、年頭早くもロカルノ協定廢棄と植民地恢復の意嚮を聲明せしに續いて、三月七日には公然ヴェルサイユ條約を無視して兵をラインランドに進めて之を占據し、七月十七日には南オーストリアとの協定成立し、八月五日には北リツアニアとの係争も解決を見ると共に、巨額の豫算を計上して強大なる軍備の完成せることも明白となり、一方國際時局の推移は、従來フランスの勢力範圍と認められた東歐バルカンの諸國をして、フランスの羈絆を脱してヒットラー政權との握手を考慮せしむるに至り、こゝに歐洲の天地は民主主義國と獨裁主義國の二大ブロック對立の形勢となつた。この時に當つてスペインに勃發せる内亂は、この兩ブロック間の争覇戰の序火を點すべき一大事件となつた。十一月下旬日本とドイツとの間に

成立せる反コンミンテルン協定は、愈々ドイツの武斷主義的色彩を濃厚ならしむべき効果を歐洲大衆に銘記せしめ、ヒットラー政権下のドイツは、その巨人の如き陰影を以て鬱然と全歐洲を翳塞するの感があつた。斯くの如き形勢の下にあつて、かねて民主主義諸國に於て勃興しつゝあつた反フランス人民戦線運動が、遽にその重要性を増加して、元來一國內の特殊事情に發せらるべきこの社會運動が、國際的の意義を有するに至り、之が又恰も三五年のコンミンテルン第七回大會の決議の實果の如き觀を呈したるは、注目すべき現象であつた（參照會編昭和十一年版労働年鑑二八九頁及び五〇頁以下参照）。

歐洲に於ける「持たざる國」の兩巨頭たるドイツとイタリアを盟主として獨裁主義諸國の結束糾合せられむとするに對して、ソウエート聯邦が、三五年には國際聯盟に加盟し、國內に於ても近年共產主義獨裁政治の稜角漸く磨滅し、三六年に於ては新憲法を制定して、民主主義的政治機構の再建せらるべき傾向著しく、チノヴィエフ、カメネフ諸氏の陰謀事件の結末は、各國社會主義労働團體の抗議する所となつたが、之とてもその世界革命政策放棄の一徴證と見るべく、殊にその政策變革に基くと認むべきコンミンテルンの轉向が、三六年度に於てスペインの内亂を契機として各國に結成せられつゝある人民戦線運動と關聯して一見コンミンテルンが昔日の勢力を恢復せる如くに看做さるゝは注目すべく、斯くて少くともソウエート聯邦は、漸次歐洲の民

主義諸國と同一立場に復歸すべく、是等の民主主義プロックを形成せる諸國に於て、別しては社會主義政權の統治下にある國に於て、經濟界の好況恢復其の他の施設の効果顯著なるものあり、勤勞大衆を基礎とせる政治機構の堅實性を誇りつゝあるは、特定の個人によりて全國の體制を左右されつゝある國々とは、好個の對照をなしつゝあり、所謂労働運動の見るべきものは、三六年に於ては、それ等の民主主義國のみなる情勢であつた。右の外アメリカ諸國が、歐洲と隔絶して、別個の方途をたどりつゝあり、殊に合衆國に於ては、ルーズヴェルト大統領就任以來その施行せる「新方針」こそ、最高法院の判決の結果三六年撤廢されたが、その効果の及ぶところ深甚にして、労働運動上に於ても、三六年ルーズヴェルト氏再選の結果は、目覺ましき活躍の期待さるゝものあり、次にメキシコに於ては、一九三四年ラザロ・カルデナス氏大統領就任以來、その社會主義的政策著々成功して、産業界の殷賑と勤勞階級の悦服とは、會て闘争と革命の修羅場たりしこの中央アメリカ共和國をして、「謎の國」たらしめて居る。南米のウルグアイに於ける社會主義的勢力の勃興とアルゼンチンに於ける社會民主黨の活動も、亦多年デマゴグ的政治家の角逐争闘の下に混沌たりし南米の天地に一掬の清涼劑を齎らすものと云ふべきである。

を進捗せしめて、遂に一九三六年に於ては、所謂國民戦線對人民戦線の對立の如きも、既にイデオロギー上の理論争闘の問題ではなく、又所謂反フランス人民戦線の組織も、民族的偏見乃至國體上の問題ではなく、將に波及せんとする戦禍にいか善處すべきかの問題として各國勤勞階級の前に提出されたのであつた。この意味に於て一九三六年の歐米労働界を観察するとき、會て労働運動が一國社會動向の主動的勢力たりし時代に比して一變せるを感ぜざるを得ないのである。

労働組合運動の發展

歐米各國に於ける労働組合運動が、一九三四年以來漸くその勢力を恢復すると共に、一九二九年の世界的不況襲來以前に見られし如き政治的色彩を失ひ、専らその主力を産業運動に集中せんとする傾向の著しきは、三六年に於ける労働組合員數の増加と各國に勃發せる争議の性質とによつても知る事が出来る。左に掲載するは、アムステルダム系統に屬する労働組合員數であるが、スキス以外の各國は凡て多少とも増加を示して居る。而して共產派労働組合が、フランスに於ては舊労働總同盟(C. G. T.)に復歸合同し、その他各國に於てはその非合法ならざる國々に於ても、殆んど活動の見るべきものなきは、既に獨立の労働團體としての存在價值を失へる上に、コンミンテルン第七回大會の決議による反フランス大同團結の影響もあることと思は

Table with 4 columns: 國名, 1935年, 1936年. Rows include イギリス, カナダ, 合衆國, フランス, ノールウェイ, スウェーデン, フィンランド, デンマーク, スイス, ソウエート聯邦.

(註) (イ) A. F. of L. のみ (ロ) 舊 C. G. T. のみ (ハ) C. G. T. 及 C. G. T. U. 合同後 (=) 共產系

成立したもののは三六年に於ても殆んどなく、イギリスを初めとして、ベルギー、スキス、オランダ等の諸國に於ても皆共產派の共同戦線組織申込を拒絶して居り、之は無産政黨に於ても同様である。因に赤色労働組合インターナショナル加盟員は、三五年コンミンテルン大會への報告によれば、約七千名であつた。一九三六年には、アムステルダム・インターナショナル(I. F. T. U.)の第七回大會が、七月八日より十一日までロンドン市に於て開催され、二十二箇國の加盟組合代表百三十二名、産業別労働組合國際聯合會(I. T. S.)代表三十七名、その外濠洲、ブラジル、アイルランド、ニュージーランド、南アフリカ、日本

及びアメリカ合衆國等の友誼代表出席して、労働組合運動の統一、一週四十時間労働制、軍縮及び反ファシズム運動、計畫經濟制度の下に於ける労働組合の任務等の問題につき論議決定するところがあつた。當時の報告によれば、アムステルダム・インターナショナル加盟組合員数はドイツ、オーストリア、ザール、ラトヴィア及びリトアニアの労働組合運動の全滅せるにかゝらず、イギリス、スウェーデン、デンマーク、ギリシア、ノールウェイ、フランス、スペイン等に於ける著しき増加と、新しくノールウェイ、メキシコ、アルゼンチン、インド、オーストラリア、ニュージーランド等の加盟し又は加盟申込ある結果、それ等を合算するときは、約一千三百萬に達するとのことであつた。大會の議題の一たる國際労働組合運動の統一に關しては、ノールウェイ代表の提案に基き、ロシアの労働組合及び赤色労働組合インターナショナルとの合同問題が討議されたが、アムステルダムとしては共產派の希望する合同を否とし、大體共產派が正規の手續を経てアムステルダムに加盟すべき旨の決議を採擇した。次に反戦及び反ファシズムに關する決議に於て、大會は平和不可分主義に基き、ファシズムを以て世界平和を脅威するものとなし、軍縮協定と國際的監督の下に民間の軍需品製造販賣の禁止と、國際聯盟による集團的安全の確立を要求した。尙ほ大會は、不況克服に關する労働組合の政策として、労働時間の短縮、通貨の安定、計畫經濟制度等を含む決議をも通過し、又労働組合

の自由を要求せる決議をも可決した。
アムステルダム・インターナショナルの大會は、スペインの内亂勃發前に開催されたため、國際關係の危機未だ切迫せず、先年ブリュッセルに開催されし第六回大會に於て反戦總罷業の論議沸騰せしに比すれば、平穩な會合であつたが、しかし一方アムステルダム主脳部に於ては、戦争防止を目的とせる國際總同盟罷業政策の如きは、既に過去の事に屬し、各國に民主主義的機構の確立せる時代に於てこそ、反戦總罷業も有効であるが、ファシズムの殺到に對しては何等の効果なしとの意嚮であつて、萬一開戦の際各國労働組合としていかなる態度をとるべきかの問題には、殆んど觸れず、インターナショナルとしての態度を宣明しなかつたのは、注意すべき現象であつた。

之に反して各國に於ける労働組合が、著しく國民主義的となり、殊に從來平和主義を以て知られしスキス、オランダ、デンマーク、ベルギー等の労働組合が各自國の軍備充實を主張し、政府の軍備豫算協賛の態度をとり、萬一の場合に對する覺悟を示して居り、唯イギリスに於てのみ、その労働組合評議會第六十八回大會が、一般國防問題の決議に於て、「労働組合運動は、いかなる名目なりとも、萬一開戦の際政府が、軍人として或は産業上に於て、徵募制度を希望するとも、之を援助せざる」旨を言明したのであつた。
然しながらスペインの内亂の勃發するや、アムステルダム・

インターナショナル本部では、直ちに各國の労働團體に檄して、犠牲者救濟資金の募集を開始し、各國より巨額の寄附金は豫出せられ、政府軍に對して被服、醫藥材料乃至兵器軍需品の提供を開始し、一方國際聯盟の不干渉政策を支持すると共に、各國政府をしてその嚴守を要求するところがあつたが、内亂戦局の發展と共に獨伊の革命軍援助の明らかとなるや、不干渉撤廢を叫び、一九三六年後半期は、各國ともスペイン問題に注意を集中する状態であつた。

一九三六年各國労働組合運動に於て注目すべき現象としてはフランス、合衆國、スカンデナヴィア諸國等に於ける労働争議の頻發であつて、殊にフランスに於ては、レオン・ブリューム氏の人民戦線内閣成立直後、金屬業に於て發生せる争議が怠業となり、他の産業部門にも波及して、待遇改善と團體交渉權承認が要求せられ、やがて政府の干渉となり、結局要求は貫徹されず、團結の自由、賃銀七乃至十五パーセント値上、工場委員會制度確立等を含む團體協約が雇主團體との間に成立を見るに至り、次いで政府によつて一週四十時間、有給休暇、團體協約等に關する法律も制定せられたのは、注目すべきであつた。スウェーデン、デンマーク、ベルギー等に於ける争議も、大體労働者側に有利なる解決を得て終了し、その國々に於ける産業界の景氣恢復を示唆するものがあつた。

次に各國労働組合の重要問題として取扱はれたのは、労働組

合の組織改正の件であつて、之に關してはベルギー労働組合評議會(C.S.B.)の統制機關の改編と、ノールウェイ労働組合總同盟に於ける産業別組織化問題と、アメリカ労働總同盟に於ける産業別組合論争とその結果たるニューウィス氏一派の分離獨立が注目された。ベルギー労働組合評議會は、元來ベルギー労働黨の一部として創立されたもので、現に原名は労働組合委員會 Comité syndical と呼ばれて居るが、今回の統制機關改正の問題は、元來一九三二年の總罷業以來起つた問題ではあるが、労働黨側の組織改正とも關聯してあると見るべく、加盟組合の整理合同と統制機關の權限擴張を目的としたもので、既に一九三四年の第二十九回大會に於て着手せられ、その結果三六年六月の争議に於て目覺しき統制と秩序の發揮されるに至つたのであるが、三六年七月開催された第三十回大會に於ては再びこの問題が上程せられ、現在加盟組合合計二十三團體中八團體は整理合同し得ること、本部の權限を一層擴大強化すると共に、労働組合の法律上の地位を確立して、以て「國民復興政府(即ち、ヴァン・ゼーランド政府)の經濟政策實施上有力なる地歩を占むべきこと」等が論議されたのは、労働黨の参加せる革新内閣下のベルギー労働組合運動としては、當然の問題であつた。ノールウェイに於ける改組問題は、産業別整理の問題で、既に過去數年間この方面の運動は繼續せられ、その結果例へば鐵道事務員協會が鐵道従業員組合と合同し、理髮師組合が都市労働組合に加入せる如

きこともあつたが、今後引き続き建築業労働組合の統一其の他に努力することゝなつた。合衆國に於ける産業別對職業別組合の論争は永年の懸案であつて、アメリカ労働總同盟としては、産業別整理を原則としては認めて居るのであるが、實際問題としては、十九世紀以來の傳統と地歩を誇りとせる職業別組合の個人主義的偏執を打破し得ず、殊にルーズヴェルト大統領の「新方針」施行以來、大量生産工業に於ける産業別組合組織の必要痛感せられ、坑夫組合長として知られしジョン・リューウィス氏が一九三六年初頭坑夫組合外十組合を糾合して、「産業別組織委員會」を創設し、別個の行動をとるに及んで問題は重大化し、遂に總同盟本部より除籍処分を受くるに至つたものであつた。合衆國に於けるこの問題は、單に主義方針上の問題たるに止まらず、無産政黨運動の問題や個人的の問題の多分に包含せらるゝ爲複雑となつて居るので、その點は同國の社會黨ニューヨーク支部分裂の問題とは、やゝ趣きを異にしたものであつた。されば、三六年十一月開催されたアメリカ労働總同盟の年次大會はこの係争を解決すべき重大大會として注目されたのであるが、大會の結果、リューウィス一派の産業別主義運動は承認せられざるのみならず、却つて總同盟の傳統的なる職業別組織方針を強調され、殊にその非政治運動主義を殊更に主張する如き傾向を示し、人をしてアメリカ總同盟の組織方針が、果して最近同國産業界の劃期的變轉に順應せるものなるやを、今更に考へし

むると共に、やがて一九二七年に於けるリューウィス派諸組合の目覺しき活躍に着目せしむるに至つた。

尙ほ労働組合の整理合併問題は、業別國際聯合會(I.T.S.)間にもあつて、例へば七月中旬ロンドンに開催された建築工國際聯合會大會は、三五年木工聯合會との合同協定成立後第一回の大會であつたし、八月下旬ルクセンブルグ市で開催された印刷工聯合會の大會では、従来の活版工、石版工及び製本工の三國際聯合會の合同が承認されたし、其の他にも合同交渉の進行しつゝある團體が見られた。

以上の外一九三六年に於ける各國労働組合運動上注目すべき事件としては、オーストリアに於て一九三四年の獨裁制確立前の組合幹部の殘黨と共產黨側の潜行的活動の結果、アムステルダム系労働組合の擡頭せんとする傾向あること、ポーランドに於けるユダヤ人労働團體の活躍(三月十七日ユダヤ人迫害反對示威總罷業決行の結果、社會民主主義労働團體の驅逐糾合となつた)、地中海東岸諸國に於ける回教徒ユダヤ教徒の複雑紛糾せる對立抗爭に關聯せる労働團體の活動等を列記することが出来る。

無産政黨の選舉戰

一九三六年は各國に於て國會其の他の選舉投票の舉行された年度であつて、ベルギー、スペイン、フランス、スウェーデン、フィンランドに於ては國會總選舉あり、デンマルクの上院の一部で、社會革命の完成を目標とするに至り、一時は全國的に大罷業の頻發を見るに至つたが、この人民戦線内部の矛盾こそ、やがて極右派の乗ずるところとなつて、遂に七月中旬内亂の勃發となり、延いては全歐洲を震撼すべき一大事變を惹起したのであつた。

も改選せられ、エストニアには憲法改正の一般投票あり、合衆國には大統領選舉あり、いづれも無産政黨の一大飛躍の機會を得て、民主主義の炬火尙ほ熾盛なるを世界に顯彰することを得たのであつた。

二月十六日及び三月一日に舉行されたスペインの總選舉は、社會黨及び共產派を含む共和主義各派の大同團結たる所謂人民戦線が、投票總計八、四〇八、五一四票中、五、〇五一、九五五票を獲得して、議席二百六十六を占有し、之に對して極右及び中央各派は得票合計四、三五六、五五九票、二百十七議席を得たる結果、こゝに一九三三年十一月の總選舉以來凡ゆる方面に於て共和黨首マヌエル・アサナ氏の所謂「フェルデナンド七世王以來會てなき横暴」を逞うせる右派政權の倒壊を見るに至り、アサナ氏は共和黨を率ゐて内閣を組織したが、社會黨以下の極左派は閣外にあつて之を擁護することゝなり、やがてサモラ氏の罷免に次いでアサナ氏大統領に擁立せられ、同じく共和黨のサンチャゴ・キログ氏首相に就任したのであつた。而してこの人民戦線政府こそ、かねての協定に基いて人民戦線政綱を實施すべき任務を有するものであつた。乃ち就任匆々政治犯人約三萬人の大赦釋放を敢行せしを初めとして、フアン・團體の禁止、右傾將校の罷免及び軍部の廓清、土地分割の實施等の政策を著々實施したのであつたが、一方内閣を拒絶して行動の自由を保留せる社會黨以下の極左派労働團體側では、政綱内容を修正擴大し

スペインに次いで重大結果を生じたる國會總選舉は、五月初旬フランスに於て舉行せられたもので、その結果、共產黨議員は十名より七十二名となり、社會黨は九十七名より百四十六名となり、院内第一黨の地位を獲得し、その他の社會主義團體代表を合して合計二百二十八名の無産黨代議士を算するに至り、定員六百十八名の下院は人民戦線に屬するもの三百八十一名、中央各派百十五名、右派百二十二名によつて形成され、ここに社會黨を首班とせる人民戦線内閣の成立を見たのであつた。フランス人民戦線内閣も、かねて加盟各派間に協定せる政綱もあることゝて、その實施は頗る困難なる上、時恰も國際政局の漸く紛糾せんとする際とて、外交上に於て國際聯盟擁護を基本原則とせるレオン・ブリュム首相の方策は各國の多大の期待を以て囑望する所となつたが、就任匆々全國に亘つて労働争議は勃發し、之に對して政府は機敏なる處置をとつた結果、罷業は終結せると共に、一週四十時間労働制を初めとして、團體交渉權、有給休暇制度、増給等の要求事項は立法化されしのみならず、進んで失業救済公共事業の振興、軍需工業の國營、麥

生産管理、學齡の引上、フランス銀行の改正、政治犯の大赦、課税緩和等の立法をも制定するに至り、其の他炭坑業の合理化、フィルム業のカルテル化、海運業の統制等の産業政策も實施の途に着いたのであつた。このフランスに於ける第一回の社會黨參加内閣の功績として國際的重要性を有するは、三六年秋に於ける平價切下の斷行と共に英米間に締結せられし通貨安定に關する協定であつて、スペイン内亂の擴大防止に關しては、フランス政府の多大の努力を認むべきである。

ベルギーに於ては、前年ヴァン・ゼーランド氏の「國民復興内閣」の成立するや、労働黨はかねて採擇せる「労働計畫」を提げて、その代表五名を入閣せしめ、國會の賦與せし非常權を行使して一意不況の克服に盡力しつゝあり、平價の切下、銀行制度の改造、公債の整理、公共事業の振興、租税低減、通商條約の締結等各方面の業績見るべきものあり、三六年五月國會の改選があつたが、その結果労働黨は當選代議士七十名を擁して院内第一黨の地位を占めるに至つた。然しながら之は政府與黨の議席激減の結果であつて、多年第一黨たりしカトリック黨は十六議席を失つて六十三議席となり、自由黨は一議席を減じて二十三議席となり、労働黨の減少亦三議席を算して居る。尤も無産政黨としては、共產黨が進出して三議席より九議席となり、労働黨の損失を償つて餘りあるが、斯くの如き結果は、實にカトリック黨の分派たるベルギーのフッショ國と稱されるドグレル氏

一派の「レキシスム」運動の擡頭の爲であつた。「レキシスム」派は一舉にして二十一議席を獲得し、加ふるにフランドル分離派亦八議席より十六議席に増加したのは注目すべきで、是等の國民主義二派は、ドイツのナチスと連絡あるものと云はれる。而して斯くの如き事態は、ベルギー政局の容易に樂觀すべからざることを暗示するものであつて、ベルギー労働黨では、十月下旬開催せるその大會に於て、黨組織の改造を重要問題として上程し、黨中央諸機關の強化、閣員代議士、機關誌主筆たる黨員と中央機關との關係、黨内に於ける國語問題の處置等に關する重要決定を見るに至つた。尙この大會に於ては、ベルギーに於ける反動的國民主義運動の對策も論議せられ、説明に當つたヴァンデルヴェルト氏は、「萬一レキシスムと共產主義のいづれか一を擇ばざるべからざる場合には、吾人は寧ろ共產主義をとらん」とまで極言し、又ベルギーに於ける反フッショ人民戦線組織の件も議せられたが、之は單に現在の政府與黨に共產黨を加入せしめるに過ぎずとして反對され、あくまでヴァン・ゼーランド聯立内閣支持が主張された。

スカンデナヴィア諸國は、民主主義の堅壘として、フッシスム

全盛時代に毅然として社會民主黨を中心とする内閣を維持して居つたが、三六年それ等の國々に行はれた國會總選舉の結果は愈々社會民主黨の地位を鞏固にするに至つた。デンマルクの社會黨々首スタウニング氏を首班とせる急進黨との聯立内閣は、

在職既に七箇年に達し、三五年十月の下院改選の結果、在野黨合計六十六議席に對し政府與黨は八十二議席(内六十八は社會黨)を占めて絶對多數を制した。デンマルクの社會急進聯立内閣の政策の障壁をなすものは、上院の構成であつたが、三六年の改選の結果、上院の政府側議席合計三十九、之に對して反對派三十七議席となり、こゝに始めてデンマルク社會主義運動は洋々たる前途を展望するに至つた。

スウェーデンに於ては、社會黨と農民黨の聯立内閣在職既に四年に亘り、三六年六月軍事豫算の問題に關して一度辭職なし、後繼として農民黨のみの内閣が組織されたが、九月下院改選の結果下記の如き好成績を以て社會民主黨は、院内第一黨の地位を獲得せるのみならず、各派無産政黨勢力が國會の絶對多數を制するを得たる歐洲諸國に於ける先例をつくるに至つた。斯くてスウェーデンに於ては、再び社會黨のベル・アルビン・ハンソン氏は内閣を組織したのであるが、今回の社會民主黨政府にも、農民黨大臣四名が参加した。これは社會民主黨が、かねて農工労働者階級の親和提携を考慮して居た結果であつて、斯くて院内に於ける兩黨代表は百四十八名の絶對多數を占むるを得ることゝなつた。

ノールウェイの社會民主労働黨は、未だにいづれのインターナショナルにも加盟せず、独自の立場を嚴守せる無産政黨の一であるが、三五年以來農民黨援助の下に内閣を組織し院内の少數黨

黨 別	得 票		議 席	
	1932年	1936年	1932年	1936年
社 會 民 主	1,039,349	1,336,554	104	112
キルボム(共產派)	132,349	127,740	6	6
共 産 派	74,017	96,233	2	5
無 産 派 合 計	1,245,635	1,560,527	112	123
保 守 派	582,843	511,471	58	46
民 由 派	351,150	418,569	36	36
自 由 派	250,379	375,796	24	27
他 三 派 合 計	1,244,941	1,352,690	118	107

を以てよく社會政策の實施に努め、三六年初頭不況克服費として八千八百四十萬クローネを計上せるノールウェイに於ける労働黨政府としての第一回豫算を提出して絶對多數を以て協賛されたのであつた。三

六年十月舉行された國會改選の結果、労働黨は、得票六一七、四五六票(一六、九三〇票増加)、議席七〇(一増加)を獲得して、第一黨の地位を堅持し、政府與黨たる農民黨は十八議席、其の他在野諸黨合計六十一議席といふ成績で、労働黨首ニールツワルド氏首相として、政權を維持することゝなつた。今回の總選舉には、かねて共產黨より提携の申込はあつたが、労働黨では之を拒絶した爲、共產派では唯一選舉區に於て立候補せしのみで、之は當選せず、又今回もナチス派は立候補したが、之も落選した。

フィンランドでは、久しく反動的なるラブラ運動の爲無産者運動の進行阻碍されて居つたが、この形勢も一九三三年一轉して同年の國會總選舉には、社會民主黨は、全投票數一、一〇七、八二二票中四一三、五五一票を獲得し、十二議席を増加して七十八議席となり、院内第一黨として目覚ましき進出を傳へられた。三六年七月の國會改選には同黨ではかねて經濟政綱を作製して好況期に於ける勤勞階級の生活標準向上を目的とせる諸方策を準備し、一方國內の反動分子がドイツのナチスと呼應して策動せるに省み、國防にも慎重の考慮をなしたる結果議席八十三、得票四五二、一九一票となり、之に對して反對派なる農民黨は五十三議席にて増減なく、フッシュ派と云はる、愛國黨も亦十四議席を維持するに過ぎなかつた。斯くの如き形勢の下に於て社民黨と農村黨の提携成立せば、當然内閣組織可能なりしにもかかはらず、老大統領スウ、ンフワド氏は、院内の分野を無視して保守農民黨のカリロ氏に組閣を命ずるに至つた。斯くてフィンランドに於ては、今や社會改良の唯一の希望は、一九三七年大統領改選の結果に囑せらるゝ状態となり、それが爲社民黨では他の北歐諸國の例に倣つて、農民派との提携を企圖し、着々準備を進め、遂に一九三七年二月舉行された大統領改選の結果、首相カリロ氏は、農民黨、社民黨、其の他進歩黨各派の支持によつて大統領に推戴せらるゝに至り、次いで内閣改組の結果、進歩黨のカヤンデル氏を首相とせる進歩黨、社會民主黨及び農民

黨の聯立政府の出現となり、社會民主黨代表五名は入閣して、フィンランドに於ては、一九一八年獨立以來第三回の無産政黨参加内閣の成立を見た。

社會主義勞働インターナショナルに加盟せる合衆國社會黨では、一九三二年大統領改選の際、自黨公認の大統領候補としてノーマン・トマス氏を擁立し、得票合計八十五萬票を占め、異常の進出を見たが、三六年度大統領選舉は、同じくノーマン・トマス氏を大統領候補者として全國に活動したのであつたが、不幸にして得票二十萬票に達せず、却つて三五年同黨より分離獨立せる『アメリカ勞働黨』側の優勢が傳へられたのは、さらでだに無産者政治運動の發達著しからぬ合衆國に於ける無産政黨分裂の當然の結果とは云へ、『アメリカ勞働黨』が、リニュー・ウ・ス氏其の他の反總同盟系統の勞働者團體の支持後援を得てゐることを考へれば、同國無産政黨運動の前途多事なるを思はしむる現象であつた。

以上の外、三六年度に行はれし選舉に於て無産黨の活動せるはアルゼンチン國會選舉、スキスの州議會選舉、エストニアの憲法改正(獨裁制度採用問題)國民投票、ポーランドの市會選舉等あり、いづれも好成績を報せられて居り、又三五年組織されしニュージーランドの勞働黨内閣も施政頗る良好の成績を傳へられ、オーストラリアに於ては、全國勞働黨の分裂も解決せられ、西オーストラリア州では勞働黨政府が結成される等、民主主義諸國

に於ける無産政黨運動は、漸く活潑なる發展を見せつゝある。尙ほ先年國會開設五百週年祝賀を舉行した大西洋上極北の水島アイスランドに於て、近年殊に勞働黨の内閣参加以來勞働運動の進展著しきものあり、勞働組合は續々組織せられ、勞働黨は黨員一萬二千三百二十人を算し、一九三六年三月十二日その創立二十週年記念示威を首府レイチ、ヴィク市にて舉行し、未曾有の盛況であつたと云ふのも、微笑ましき情景である。

戦線の世界的混亂

一九三三年ドイツに於けるナチス政權確立以來展開せる國際政局は、一九三六年に至つてその發展の頂點に達したと云ふべく、その結果各國は民主主義對獨裁主義の二大陣營に分立して相對峙する状態となつた。その對立抗争は、民主主義國家ブロックと獨裁主義國家ブロックとの對立といふ形式たるに止まらずして、一層深く觀察するとき、各國内に於て兩勢力の對峙確執が見られるのである。一般社會情勢の推量が斯くの如き状況である結果、折角近年勢力を恢復し、組織の鞏固と展望の深遠を増加し來れる各國勞働運動も、その社會的機能を一變せざるを得ざる状態となつて居る。殊に戰爭勃發の不安は、各國の無産者團體をして漸く國民的自覺に目醒まして、從來平和主義を標榜して、一國模範的軍縮論を奉ぜし北歐諸國の無産政黨政府までも國防充實を考慮せしめるに至り、既成の勞働運動の組織

が將來そのまゝ維持繼續さるゝとしても、その内容及び方向は一變するにあらざると思はしむる動向さへ看取されたのが、三六年の情勢である。要するに、勞働運動が、社會情勢の動向の主動因となり、社會進歩が勤勞大衆を基礎にして推移された時代は、一九三六年に於て解消されたと見るべきで、やがて一九三七年に至つて世界的に展開され外交的、政治的乃至社會的新事態こそ、各國勞働運動をして、愈々この新しい國際情勢に對應する方策と行動との根本を確立して、新しき使命の自覺と活躍の境地の開拓とに猛進せしむべき機會となるであらう。

(水上鐵次郎)

年次	組合数	組合員数	並本 借入資 出資	賣上高
1929		6,168,994		216,967
1930		6,402,966		217,318
1931		6,590,020		207,888
1932		6,760,432		201,221
1933	1,150	6,917,138	152,537	197,257
1934	1,135	7,202,721	159,569	207,014
1935	1,118	7,483,976	169,753	220,429

(註三)

の示す如く、組合員数は恐慌中も上昇を続け、賣上高は一九三三年末以來の一般的經濟情勢の好轉と共に、一九三四年に入つてから再び全般的進展を示しつつある。即ち一九三四年に於ける平均小賣物價の騰貴率一%、一九三五年一月三十一日を以て終る一年間に於ける

取扱品	調査組合数	1936年6月	1937年6月	増減率
食料品	145	8,761,735	9,660,271	(+) 10.26
石炭	129	435,065	391,212	(-) 10.08
衣類並家具	145	2,080,907	2,208,100	(+) 6.11
其他雜	15	677,470	720,027	(+) 6.28
合計	148	11,955,177	12,979,610	(+) 8.57

(註五)

組合数の減少したのは組合の合同又は大組合への吸収の結果であり、組合總數一、一一八中組合員二萬以上の組合七(全組合の六・八九%)、此組合員數四、二四四、五四八人總組合員數の五六・七二%を占めて居り、中組合員十萬以上の組合は六有る。組合員一千名以下の組合は三九九(總組合数の三五・六九%)の組合員數一九〇、四三六人、總組合員數の二・五四%に過ぎない。資本總額中出資本は一三五、七四五、五二四磅で全體の八〇%、借入資本は三四、〇〇七、九二九磅で全體の二〇%の割合である

一〇〇千磅、單獨七、三四三千磅の數字の示す如く、其大部分が消費組合關係に依りて占められて居る。但し以上の組合全部を以て協同組合と認む可きか否かに就ては議論の有り得る處であり、協同卸賣組合(CWS)は、協同組合として前頁表(註二)の數字を掲げて居る。何れにしてもイギリスに於ては、消費組合運動は全協同組合運動中決定的に優勢且つ重大であり、全運動の根幹を成して居る。一九二九年に始まる世界恐慌は、他の一般商工業に對して打撃を與へたと同じく、消費組合運動に對しても其影響を及ぼしたががし、それは運動の枝葉を揺り動かしたに止まり、上表の示す如く、組合員數は恐慌中も上昇を続け、賣上高は一九三三年末以來の一般的經濟情勢の好轉と共に、一九三四年に入つてから再び全般的進展を示しつつある。即ち一九三四年に於ける平均小賣物價の騰貴率一%、一九三五年一月三十一日を以て終る一年間に於ける

小賣業全體の賣上高増加率三・三%に對して、同期間の消費組合の賣上高増加率は四・九%に當り、消費組合賣上高の増加率は物價の上昇率並に一般小賣商業の増加率を越えて増して居るから、一般的經濟界の回復の外に、消費組合をそれ自體の進展が示されて居る。而して此の増加の趨勢は左表の示す如く一九三七年に入つてもなほ繼續しつつある。

各國協同組合運動

イギリス

消費組合

イギリスには産業(並經濟)組合法に依りて作られて居る協同組合は其種類極めて多い。一九三七年王室文書局の發表(註一)に依れば、一九三四年に於ける消費組合(一、一六〇)、卸賣並生産組合(一一九)、諸クラブ、銀行並貸付組合、其他用務組合(保險組合一、小投資家の投資組合一二七、會館並グラウンド貸付組合、其他雜二六一)、土地購買組合(一四)、抵當組合(一八)、家屋組合(三二五)、土地家屋組合其他(一六)。農漁村協同組合としては、農業用品購買組合(二九六)、販賣組合(二三〇)、漁民商業組合(四七)、信用組合(四)、農業開發組合、小保有地並分譲地組合(六一八)、其他用務組合(七五)の多岐に亘つて居る。其中保險組合は消費組合の協同卸賣組合の出資に依りて設立され、銀行並貸付組合も一九三四年の當座勘定二三、九一一千磅中、協同卸賣組合の銀行部一六、二二二千磅、協同組合經營四、〇八六千磅、勞働組合經營一、二二二千磅、クラブ並に相互團體經營一、四二二千磅、單獨經營九七二千磅、同預金勘定は協同卸賣組合四〇、〇〇〇千

1935年の協同組合運動(註二)

組合の種類	組合員数	資産	賣上高	従業員
消費組合	7,483,976	198,146,861	220,429,517	210,953
同上聯合會	120	382,518	912,401	698
生産組合	33,264	6,108,837	6,371,616	18,981
農村購買組合	1,079	46,363	111,576	42
特種組合	6,017	310,927	571,011	306
C・W・S	1,033	118,573,330	98,283,975	49,182
S・C・W・S	238	14,420,007	18,644,666	12,314
アイルランドCWS	469	343,432	561,721	118
ES合同CWS	2	5,640,768	5,864,114 (四十週間)	1,829
協同保險組合	2	21,770,275	6,992,289	7,297
C W S	協同卸賣組合(イングランド及ウェールズ)			
S C W S	スコットランド協同卸賣組合			
アイルランドCWS	アイルランド協同卸賣組合			
ES合同CWS	イングランド及スコットランド合同協同卸賣組合			

磅、勞働組合經營二、五八一千磅、クラブ並相互團體經營一、

一九三二年の取扱物品に就て見るに、食料品五九・一（單位百萬磅、以下之に做ふ）、肉類八・六、酪農品六・一、石炭四・五、菓子一、野菜と魚一・五、反物八、靴二・五、洋服二・六、藥品〇・五、家具裝飾二・八、其他三であつた（註四）。

賣上増加の傾向は一九三七年に於ても繼續しつゝ、あり左の統計はコーベラチヴ・レビュー最近號（一九三七年八月號）所載の統計であるが一九三七年七月には、石炭を除き全取扱品の賣上高は三六年同期に比して依然増加しつゝある。

組合發展の成績は大組合理著しい。左表は之を明示するであらう。

1928—1935
年間の増加百分率(註六)

組合員數別に依る組合群	組合員増加率	出資金増加率	賣上高増加率
10 萬人以上	50.6	88.2	23.7
5萬乃至10萬	30.4	30.7	7.3
2 萬乃至5萬	24.3	48.4	6.1
2萬 以下	21.0	25.7	0.5
全 組 合	27.2	36.7	5.3

斯くて英國の消費組合運動は今日に於ては（一九三五年現在）全人口四六、八八六、〇〇〇人に對して消費組合員數は七、四八三、九七六世帯、一世帯平均人員四人として計算すれば、二九、九三五、九〇四人となり、全人口の約六割四分を包容し其賣上高の全小賣商業の賣上高に對する割合は九%乃至十五%と推定され（註七）消費組合運動が、資本主義社會内に於て獨自の力を以て發達し得可き限

界如何に對する試練の時に近づきつゝあるもの、如くである。

一九三五年の全國協同組合大會に於て採用された協同組合運動促進十年計畫（第十年目はロッヂデール創業百年祭）其方法として、協同組合聯盟の地方並に全國機關の斡旋に依つて各組合間に、組合員並に取引の割當協定をし、且つ、協同組合生産を盛ならしめることが採用され全國的な消費者並に協同組合従業員に對する教育活動が特に強調されて居るが、之は一面に於て、組合員の加入が飽和状態に近づきつゝあることを示すと共に、一八九二年のロッヂデール公正開拓者組合の大會の最後の演說會に於て、開拓者の最も親切な後援者であり、指導者であつたジー・ジー・ホリョーク氏が正しくも言つた。

『御承知の如き消費組合發祥の地たるロッヂデールで、我大會が行はれるまでは生きてみたいといふのが、私の永い間の希望でありました。此の運動は開拓者の工夫に依つて、従前知られなかつた商業的活力が興へられました。開拓者等はそれ以上のことをやつて居ります。即ち彼等は消費組合に良心を注入致しました。——良心たるや、其の發達は利益金の増大に比して遅々としては居りますが、しかし遙かに早く、遙かに恒久的なものであります。彼等の時代には消費組合に良心を注入することは容易でありましたが、吾々が困難を感じて居るのは、それを維持して行くこととあります。』

といふ言葉に於ける維持困難なる「良心」の高揚が消費組合運動の發展の根幹的推進力でなければならぬことを、資本主義の

末期的現象に直面して、更めて深く認識させられたものと見る可きであらう。一九三五年消費組合のみに依つて支出された教育活動に對する補助金は二五一、五四八磅であつた。

消費組合運動の發達に伴つて、之に對して資本主義諸企業の反對運動が起つて來ることは、各國其軌を一にして居るが、英國に於ても早くより反消費組合運動は存在し、特にマルガリン藥店、グロサリ、ラチオ、蓄音器會社等々の獨占資本の挑戦は手を換へ、品を換へて繰返されつゝある。農業生産品に就ては一九三一年並一九三三年の法律に依つて農産物が農業生産者の團體たる農業販賣スキームに統制され得ることになり、

ホップ、豚並にベーコン、牛乳、馬鈴薯等の販賣スキームが相次いで作られ、それが消費者に對して非常な不利益を與へるところから、消費組合は農産物特にミルクの取扱を協同卸賣組合に集中し此の生産者獨裁的價格より消費者を救ふことに努力すると共に協同組合黨はスキームに消費者代表の參與をせしむるやう法律改正を政府に要求してゐる。反消費組合運動が少くとも一部奏功して一九三三年の法律に依つて、從來免稅されて居た消費組合の剩餘金中の積立金となる可き部分に對して、所得稅が課されることとなつたので、最近は成る可く、剩餘金を購買高に應じた割戻し賃銀に對するボーナス、諸救濟事業其他に充當して居る。其結果一九三五年の割戻高は賣上高の九・九四%に及んで居る。又組合の多くは、協同保險組合と連携して、團體

生命保險を行ひ、保險費用は之を保險料として組合員より取立てることをせず、組合の事業費を以て賄つて居る。一九三五年には八百二十一組合が斯うした制度を取り、此支拂保險金四一八、八三三磅（註八）に及んで居る。

消費組合の全國的聯合組織 イギリスには一つの全國的指導統制聯合會たる協同組合聯盟（Co-operative Union）と、三つの經濟的聯合會協同卸賣組合（C.W.S.）、スコットランド協同卸賣組合（S.C.W.S.）、英蘇合同協同卸賣組合（E.S.I.C.W.S.）とが有る。

協同組合聯盟は各種協同組合の聯盟であり、第一表中の九五組合（内消費組合は八一）を除く全部が之に加盟して居る。本部はマンチェスターに在り、宣傳、法律上の援助、協同組合教育並に防衛等を其の職能とし、年一回協同組合會議を主催する。協同組合運動全體に關する政策を議する全國協同組合權威、合同議會委員會、協同組合黨は言はば其の全國的委員會の一つである。協同組合黨は労働黨と最も緊密なる關係に在り。一九三六年十月現在加盟組合五二〇、其組合員數五、二五〇、〇〇〇人であつた。即ち比較的大組合が入黨して居ることが判る。現在代議士を九名持つてゐる。

協同卸賣組合（C.W.S.）はイングランド及ウェールズの消費組合の卸賣聯合會であり、今日では、卸賣、製造、輸入、銀行、保險の諸業務を兼營してイギリス最大の事業團體の一つである。一

S・C・W・S 成績概表(註一)

年次	組合の出資口数	従業員の出資口数	資本(出資金、貯金、準備金、保険基金)	純売上	純利益
1929	804,436	29,306	10,013,301	18,336,337	465,364
1930	811,621	30,221	10,433,879	17,682,449	413,625
1931	822,867	31,181	11,113,064	16,552,348	471,838
1932	835,873	32,091	10,995,204	16,141,552	397,647
1933	844,773	32,936	11,590,726	16,016,360	402,133
1934	860,526	32,896	13,244,400	17,664,855	450,472
1935	877,469	33,486	12,995,916	18,635,116	437,857

S・C・W・Sも直營小賣部を設けて、特に北スコットランド方面の消費組合運動の開発に努めて居る。
 英蘇共同卸賣組合(E. S. I. C. W. S.)はC・W・SとS・C・W・Sとの共同事業で主として茶、コーヒー、ココア、油類、香料等の栽培、代理店、ブローカー並に外國及び植民地産物貨の生産、製造販賣を目的として居りインド並にセイロンに

つて居る農産物には輸入品が多いといふ事實と照應するものであり、前頁下表の示す如く一九三五年に於けるバター、チーズ、小麦及び小麦粉の如きは輸入品の方が國産品より多いのである。
 スコットランド協同卸賣組合(S・C・W・S)はスコットランド消費組合の協同卸賣組合であり、其一九二九年以來の成績を示せば左の如くである。

1935年協同保險組合成績(註一三)

種類	収入保険料	支拂請求金
生命保險	5,449,101	1,210,037
火災保險	348,584	104,894
傷害保險	112,628	98,904
雇主責任保險	128,719	80,866
自動車保險	846,816	512,473
一般保險	106,441	34,892

(備考) 再保險を除く。

三五年の事業概況は上表の如くである。
 協同生産組合は主として特種物貨の生産をする組合で、其の経営主體は消費組合が集まつて聯合で作つて居るものと従業員並個人出資者の共同經營に依る眞の生産組合とが有り眞の生産組合

三萬五千エーカーの茶園と、外にイングランド内地に一萬九千エーカーの農場を所有し、之は果實、野菜、種子、苗等の栽培に使用し其一部は農民に貸付けて居る。一九三五年の出資並借入金本四、六四〇、一九七磅、卸賣高五、八六四、一一四磅、純利益金一三一、〇六二磅、従業員は海外に在るイギリス人従業員を除き一、五九九人である。又、中央倉庫をアックラ(アフリカ)、カルカッタ(印度)、コロンボ(セイロン)に、仕入所を西アフリカ、インドに所有し、世界最大の茶の生産並配給者である。
 協同組合運動に於ける新興事業たる保險協同組合はC・W・SとS・C・W・Sの共同出資に依る獨立の事業であり、生命、家屋購入、年金、恩給、火災、利潤喪失、自動車、傷害、盜難、信託、雇主責任、家畜等殆ど凡ゆる保險を兼營して居る。其一九

C・W・S 事業成績 (註九)

年 末	出資組合員の数	拂込 済 資	純売上	純 利 金
1929	4,454,793	7,677,289	87,294,025	1,379,672
1930	4,565,372	8,080,497	89,288,125	1,396,974
1931	4,884,090	8,515,097	85,313,018	1,344,218
1932	5,138,124	9,416,463	81,498,234	1,692,157
1933	5,352,310	10,067,465	82,769,119	1,729,223
1934	5,488,364	10,784,019	82,120,864	1,473,838
1935	5,983,810	12,009,372	90,177,672	2,052,498
1936	6,155,964	13,017,445	98,283,975	2,102,208

二九年以來の事業成績を示せば、上表の如くであり、極めて小額を除いた殆ど全部の売上は消費組合に對するものであり、内、六一五、〇〇〇磅は海外消費組合に對する販賣である。一九三四年協同卸賣組合小賣組合を設立し、自ら小賣事業を直營し出

したが、それは、既設消費組合の力の延びてゐない、又は力の弱い處へ、消費組合運動を確立せんが爲めのものである。一九三六年弱體組合カーデフ消費組合を組合員の投票に依り引き受け、此處に第一支部を設けた。
 一九三五年現在五十五種百七十一の工場を有し、年生産額三四、三二二、二二五磅、従業員四〇、八二四人である。其中最も数の多いのは、ミルク製品(二四)、製粉並食事(八)、靴(一〇)、衣類並外套(八)、獸皮(九)、家具(六)、乾物並包装品(六)、寢具並

1935 年 度	國 内 生 産		輸 入 品	
	組合生産	組合購買	總 額	國內取引に對する比率
牛 乳	小量 129,180,812	19.70	—	—
ク リ ム	690	極小量	—	—
バ タ ー	1,100	小量	101,750	23.80
チ ーズ	2,240	2,510	26,125	21.60
小 麥 及 小 麥 粉	小量	130,000	735,000	14.80
小 牛 肉 (ベーコンを除く)	小量	80,438	35,390	3.38
ベーコン及ハム	7,915	10,000	45,000	13.60

(註一一)

販賣並仕入倉庫はイングランド内地のみならず歐洲大陸アメリカ、カナダ、アフリカ、アジア等の主要産地に設けられて居る。此事はイングランド及ウェールズ消費組合運動で取扱

九室内裝飾(六)、建築並工事(八)、度量衡(一四)等であり、生産高の多いのは製粉並食事(七百七十萬磅)、バター(二百二十七萬磅)、乾物類(二百萬磅)、石鹼蠟燭澱粉類(二百萬磅)である。(註一〇)
 協同卸賣組合は汽船四隻を有して、外國貿易に従事し、デンマーク並にアイルランド協同組合からベーコンとバター、トルコのフライグ生産組合からフライグを、カナダ並にオーストラリアの販賣組合から小麦を、ニュージーランドの農業生産組合から農産物を輸入して居る。

イングランドの農業團體組合はウエールスのウェールズ農業團體組合(W.A.O.S)、スコットランドのスコットランド農業團體組合(S.A.O.S)と等しくアイルランド農業團體組合に學んで作られたものであり、ロンドンに本部があり、其加盟組合には購買組合が多い。協同組合聯盟は之に出資をし、其管理機關にも参加して居る。

イングランド農業協同組合の一九三五年に於ける成績を示

	總引高	運動内部を除き取引を全したる全體	クリーミング関係事業全體	同製品のみのみ
1933年	6,265,192	5,766,567	4,450,427	3,676,854
1934年	7,193,234	6,645,172	5,138,276	4,175,600
1935年	7,717,182	7,147,957	5,679,783	4,537,771

	ミルク供給高(ガロン)	バター數量(ポンド)
1933年	130,888,536	50,116,296
1934年	148,532,549	51,031,345 (4,063,248)
1935年	172,640,913	65,093,582 (4,400,436)

(註一五)

を行ふ單位組合のみの事業高を示すものである。

1936年3月末現在イングランド農業協同組合概勢 (註一七)

種類	組合數	組合員數	資本金(出資借入金を含む)	事業高		事業高計
				農業用品購買高	販賣事業	
▲農業用品購買組合						
事業高10萬磅以上	20	21,799		4,465,065	921,565	5,386,630
同5萬-10萬磅	18	9,583		1,171,961	89,124	1,261,085
同5萬磅以下	62	10,337		826,431	11,922	838,353
計	100	41,719	1,926,463	6,463,457	1,022,611	7,486,068
▲販賣組合						
酪農	30	3,462		28,08	748,878 (741,055)	776,958
卵	32	19,274		33,240	718,297 (671,080)	751,507
食用肉並家畜	10	1,375		54,063	436,215 (358,087)	489,478
ベコン	3	2,304		—	716,561 (716,561)	716,561
羊毛	6	4,124		210	115,564 (115,564)	115,774
果實及野菜	18	2,384		12,761	233,200 (208,787)	245,961
*婦人協會の屋臺店	15	1,875		—	11,417	16,705
小計	114	34,798	542,771	128,354	2,980,132	3,112,944
▲利用組合						
打運林養小總	12	395		—	—	5,796
織機	1	230		—	—	12,227
地馬計	1	30		—	—	—
計	15	748	22,965	—	—	256
計			2,495,099	6,591,811	—	18,279
計						10,617,291

婦人協會の屋臺店では酪製品、卵、果實野菜の外に料理した食物を賣つてゐる。其賣上高を加算せば 25,288

せば右表の如くである。表中販賣事業中括弧内の數字は頭書の品目のみの販賣を行ひ他品を取扱はない組合を示す。従つて總數より括弧内の數字を差引いた残りの組合は他品の販賣をも兼ねて居るものである。又購買組合にして販賣事業を兼ねるもの、

(五七)の中の四十二は其宣傳機關たる協同生産聯合會を結成して居る。一九三五年に於ける組合數九〇、組合員數三三三、二六四、出資並借入資本四、四〇四、四一一磅、賣上六、三七一、六一六磅、純剩餘金五八六、三七二磅、従業員一八、九八一一人であつた。九〇組合の内譯は、十七が靴下類、三つが金屬刃物類、二〇が印刷製本、十六が製パン、十七が洗濯、七が其他雜であつた(註一四)。

農村協同組合

紙數が無いからイングランド及びアイルランド並にスコットランドの農村協同組合に就て概説するであらう。

英國の農村協同組合運動は、初めホーレス・プランケットが、穀物條令の撤廢以來英國の穀作農業がアメリカの小麦に壓迫され、之に代つて起つた畜産並に酪農業がテキサス、アルゼンチン、オーストラリア、ニュージーランド等の畜産、並にデンマルク、オランダの酪農業に壓迫され、市場經濟の知識に乏しい農民が窮乏を極め、特にそれがアイルランドに於て甚だしかつたのを見て、之を救ふために組織したものであり、佛、丁等の農村協同組合の發達せる大陸諸國に學ばず、ロッチデール主義消費組合の原則を參考して創作したものであると言はれる。従つてイギリスの農村協同組合は先づアイルランドに發達し、之に學んでイングランド及ウエールズ、スコットランド等に於ても其發達を見るに至つたものである。

販賣、購買事業が最も多く、信用事業も亦行はれて居るが、信用事業には友愛組合法に依つて居る者が多い。販賣の取扱品には酪農製品が最も多く殆ど販賣事業の大部分を占めて居るが今日に於ては酪農場組合は酪農製品のみならず、其他の農業生産品(卵、蜂蜜等を含む)種子、肥料、農場備品、農業用機械の販賣購買をも取扱つて居る。購買組合は當初反消費組合運動の攻撃を避けるために、肥料、種子、亞麻仁粕其他の飼料、石炭、諸種の石油、機械、農家の鐵器類等の生産用品以外の品物を取扱はなかつたが、近年には農家の主婦達の要求に依り、食料品並に其他日用品を取扱ふやうになつた。

アイルランドに於ける農村協同組合の指導統制的聯盟はアイルランド農業團體組合(I.A.O.S)であるが、加盟組合は約五百組合有る。アイルランド農業協同卸賣組合(I.A.W.S)はアイルランド農業協同組合の協同卸賣組合で種子、農具、製酪設備、グロージャー、家事用品等を取扱つて居るが、資本不足のため、個人をも其株主とした爲めに、是等の株主が營利主義的に行動したがるのに往々煩はされる。一九三五年の加盟組合三〇四、優先株主一六五人である。

アイルランド農村協同組合の一九三三年以來の事業成績は、次頁上段表の如き發展を示して居る。表中第二項の「運動内部の取引を除き」とは、アイルランド農業協同卸賣組合と其加盟組合間の取引並に信用組合の小貸付事業を除き、販賣購買事業

販賣組合にして購買事業を兼營して居る者も有る。

事業高總計に就て言へば、一九三四年の組合數二二三、組合員數六八、八三六、事業高九、三七七、三七七磅に對して、一九三五年には組合二二九、組合員七七、二六五、事業高一〇、六一七、二九一磅で、増進を示して居る。

農業協同組合保險は農業並一般協同保險組合が火災、家畜、自動車並トラクター、傷害、生命保險を取扱つて居り、一九三六年初めに於ける組合員五、六〇五人、再保險を差引いた保險料總額一五、二五二磅、支拂請求保險金七、三五〇磅、資産總額四〇、一二八磅で(註一六)あつた。此の外全國農民組合相互保險組合や、家畜保險等に就ては單營の保險組合が存在して居る。

スコットランド農業團體組合の一九三五年に於ける加盟農業協同組合は八八、其内譯は購買組合五五、鍛冶屋組合四、運搬並打穀組合三、家畜改良組合四、酪農組合一、家畜並精肉組合三、卵並家禽組合一七、羊毛組合一、組合員總數一四、七〇五、事業高七三二、二〇三磅(註一八)であつて、三四年度の組合員數一五、四九七、事業高一、二三五、四三九磅に比して激減して居る。

アメリカ合衆國

一九三六年のアメリカ協同組合運動を顧みて吾々が最も興味を感ずることは何事にも世界第一を誇らねば止まぬアメリカ人を

た。

『近き過去に於て、諸教會團體は、協同組合促進の爲めの諸決議を行つた。吾々は既に地方教會内に存在する諸團體は、協同組合運動が賀川の比類無き戰鬪的生活に依つて例證されて居り、且つ又合衆國其他の諸國に發達し來れる運動なるが故に、之が研究を爲す可きものと信ずる。教會は此問題研究のために、他の公衆團體との協力を求む可きである。吾々は賀川の合衆國への旅は、必ずや我國の協同組合運動に前古未曾有の關心を捲き起させるものと信ずる。教會は此の高まり來る關心を、協同組合事業に實際參加するやうに導くことに努力す可きである。』

と。吾々はアメリカがキリスト教國なることを知る時此の影響の大なることを思ふのである。

從來アメリカでは農民の販賣購買組合が多く地方に發達して居るが、消費組合の方は、所謂資本主義の永久的繁榮を謳はれた時代には、殆ど發達せず、むしろ輕視されて居り、僅かに世界大戰以後スカンヂナヴ、ア半島から來た移民が、ウイコンシン、ミシガン、イリノイス州等に於て消費組合を組織して居たに過ぎなかつた。

しかし一九二九年の恐慌に依つて、資本主義の矛盾がアメリカに於ても亦不可避であることが深刻に體驗されて以來、協同組合運動の發達は本格的となつて來た。

一九三四、五年には組合員數賣上高は驚く可き増加をした。

が、一九三六年半歳に亘り米全國に百二十回(此種集七十萬乃至百萬と見積られてゐる)の講演を試みた日本人賀川豊彦氏のキリスト主義に基く協同組合並に平和論を傾聴し、アメリカ協同組合聯盟自身が『日本の賀川豊彦氏が六箇月のアメリカ旅行により組合教育を授け、多數の人々に消費組合が世界平和の經濟的基礎なる所以を會得せしめた』と言つて居る如く、之をアメリカ協同組合運動促進の一大拍車とならしめたことである。

ペンソン・ワイ・ランデイスはコンシューマーズ・コーポレーション(Consumers' Co-operation)一九三六年二月號に、一九三五年十二月三十日——一九三六年一月一日のインデアナポリス第一バプテスト教會に於て賀川氏を中心にした消費組合運動研究會の状況を詳細に報道してゐる。

それに依れば集まつた者は主催者側としては全米のプロテスタント派團體の大部分、並に州又は市のチャーチ會の牧師、教會職員、有力信者等約三百名、これに四十餘名の消費組合の職員、フーム・ビュロス・グレンジ(農會暨販賣組合)、農民教育並に協同組合聯盟、アメリカ労働總同盟の代表者加はり、數名の政府の官吏も亦オブザーヴァーとして出席した。『プロテスタント教會指導者が、此問題に就て、斯うした全國的研究會を催したのは、之が始めてである。』と同氏は書いて居る。

此研究會は滿場一致を以て教會聯合協議會並に同研究會に參加せる各宗教團體に對して、次の如き勸奨を行ふことを決議し

南加並中央諸州の二つの新協同卸賣組合が作られた。

一九三三年に作られた全國協同組合(法人)は地方卸賣組合の共同購入所としての事業を行つて來たが、今度專任のマネージャーを置いてシカゴに全國的事務所を設けることになつた。

キャンサス市に在る石油の精油及卸賣を行つて居る消費者協同組合(Consumers' Co-operative Association)は食料品雜貨部を開き、又トラクターの販賣を始めた。またペンキ工場を設け、スコットランド、フランス、エストニアの協同卸賣組合に石油を賣つて居る。「自助」協同組合、物品交換クラブ等が到る處に起りつゝある。

此の協同組合運動進展の趨勢は一九三六年に於ても繼續し、消費者協同組合の數は約十二%増加した。就中最も増加したものは信用組合、石油組合、農民購買組合、小購買クラブ、研究並教育クラブであつた。

合衆國には二千以上の火災保險協同組合があり、七十億弗の價値ある財産に對して六十億弗餘の保險が附されてゐる。

ニューヨークに本部を置くアメリカ合衆國協同組合聯盟(Co-operative League of the United States of America)は、中央卸賣組合(イリノイス州、ウイコンシン)、消費者協同組合(ミソリ州、キャンサス)、東部卸賣組合(ニューヨーク)、東部諸州農民販賣組合、農場聯合(オハイオ州、コロンバス)、農民組合中央取引所(ミネソタ州セントポール)、グレンヂ卸賣組合(ワシントン州シャ

トル)、インデアナ農業聯合(インデアナポリス)、ミッドランド石油卸賣組合(ミネッタ)、ペンシルバニア農業聯合、フランクリンクリム組合並信用組合(ミネアポリス)、取引組合(ウオーケーガン)新協同組合(オハイオ州)、ウオーケーガン並北シカゴ組合の十四の地方的協同卸賣組合が加盟して居り、此の外未加入の卸賣組合七つ有る。之が更に全國的卸賣組合たる全國協同組合を結成し、其事務所は聯盟内に在る。是等の卸賣組合の大多數は農民の購買組合聯合會である。しかし聯盟加盟の農民購買組合は消費用品の取扱ひをしようとして居る。そして質のための組合員教育に努め消費組合其他の消費者用後の設立に向つて動きつつある。

聯盟にはまた労働者火災相互保險組合、ミシガン生命保險組合、農民自動車保險組合、労働者相互貯蓄金庫が加盟してゐる。一九三五年に開催された全國緊急會議の報告に依れば、一九三四年に於ける合衆國に於ける消費者協同組合の事業總額は三億弗、組合數は正確には判らないが約七千、其中約千五百が諸種の店舗を經營して居る所謂消費組合である。之に加ふるに約二千五百乃至三千の信用組合、約一千百の農民購買組合、主として農民の間に於ける石油組合六〇〇——八〇〇約九百の家屋料理屋、製パン所、牛乳供給保險、電話利用、醫療其他利用組合が有つた。

一九三六年合衆國に於ける消費組合の總數は一萬二千有り、

も共に、國家制度に依る保險施設を好まない傾向があり、醫療組合に依る醫療の社會化は丁度此の國民的傾向に合致して居る。協同組合聯盟は協同組合醫學部を設けて斯うした保險事業の促進に努めて居る。

ルーズヴェルト大統領は一九三五年改組せる産業復興法に基き、全國復興局内に特別消費者部門を設けた。其目的は特種産業に於ける價格並に價格政策を研究し、生産分配上の難點を除去すること、公衆を教育して、品質の標準等級を一層廣く使用せしめるやう勸奨すること、アメリカ合衆國に於ける消費組合の發達を助成せんが爲に、内外の消費組合を研究すること、消費者評議會を組織して報道を集め並に配布し、且つ公的政策並に經濟運動に於て、消費者の利益を監視することに在つた。合衆國協同組合統計(不完全)(註四四)

協同組合聯盟加盟	一九三四年	一九三五年
消費組合數	一、四九八	一、五二三
右組合の組合員數	五〇〇、〇〇〇	七四七、八七〇
同上 従業員	四、四九四	四、五三九
同上組合の賣上	八九、〇〇〇 <small>千弗</small>	一〇〇、〇〇〇 <small>千弗</small>
地方卸賣組合(十二)	一四、六八五	二七、〇八八
同上の剩餘金	三一九	七七六

此の組合員數四百萬人、事業高四億弗餘であつたが、此の中協同組合聯盟に加盟して居る者は其一二・五%に過ぎない。しかし此の一二・五%が全消費組合運動の中心勢力を成して居るのである。三六年の聯盟大會には、マサチューセツツの大商人にして數年來其資本主義商業に依つて得た數百萬弗の利益金を準協同組合的公益事業に使ひつゝあつたエドワード・エ・フィリーネが出席し、アメリカの商業を協同組合的に組織することに就て演説をしたが、彼は大都市に協同組合デパートを設立又は助成するために百萬弗を投げ出して居る。

現合衆國政府は協同組合に對して非常に同情を有し、積極的に之が促進政策を取つて居るが、斯かることは歴代政府中嘗て見ざるところで、合衆國政府は小賣配給組合(一般消費組合)家屋組合、石油組合、銀行組合等の組織に就て指導を與へるパンフレットを發行し、一九三五年農村電化を發達させる事を目的とする團體に貸付を行ふために巨大な基金を以て、農村電化局なる政府の部門を設け、電力購買組合の設立を促進並助成して居る。一九三六年には此種組合が多數設立されたが、貸付の大部分は既設發電所から配電を受けるために特設された協同組合に與へられて居る。其中の少くとも一つは自家所有の發電所を設けた。

全國的に自主的醫療組合が起りつゝある。それは保險の原則を取り入れ、豫防醫學に努力して居る。此の國は一般人も醫師

農村協同組合は相當に發達して居り其の多くは販賣組合並に購買組合である。

組合員數	一〇、七〇〇
内 譯	
穀物販賣組合	三、一二五
酪農組合	二、三〇〇
家畜販賣組合	一、一九七
果實及蔬菜販賣組合	一、〇八二
購買組合	一、九〇七
棉花販賣組合	三〇五
其他組合	七八五
組合員數	三、二八〇、〇〇〇
事業高	一、五三〇、〇〇〇

農業購買組合は四十八州中四十五州に存在して居り、主として組合員に肥料、種子、飼料、石油製品、農具、建築用材、垣根用針金、荷作用紐、寄生蟲噴霧器を供給して居るが、斯うした生産用品の購買事業が十分になつた組合は、食料品雜貨、家具金物、衣類の消費用品の取扱ひにも進出して居る。一九三四年——三五五年の購買組合數は七九〇、〇〇〇其の事業高一八七百萬弗組合數は約一、九〇六有るが其の中約四〇%に依つて大部分の仕事が行はれて居る。

最近販賣購買組合の金融を完全ならしむるために信用組合の發達目覺ましく農業信用局の管理下に約五千の農業貸付組合五五九の生産信用組合、十三の銀行(内一つは中央銀行)が有る。一九三五年に於ける銀行の協同組合に對する貸付一三三萬弗十二月三十一日現在未決済額五千萬磅であつた。のみならず農村に於ける信用組合運動の發展は猛烈な勢であり、一九三四年の聯邦信用組合法の通過以來千百以上の信用組合が農業信用局の認可を得た。更に各州法律に依つて認可を得た組合三十有り、全組合員百萬餘、貯金一億弗である。

相互保險組合は約千九百有り、生命、暴風、雹害、自動車、家畜、雇主責任等の保險を行つて居り、一九三五年末の保險契約高約千五十萬弗であつた。(註四五—農村協同組合諸統計)

ドイツ

消費組合

ドイツでは、ナチスは政權を握る以前より消費組合を左翼の貯水池なりとして之に反對してゐたので一九三三年ナチスが政權を握つて以來、消費組合運動は解散を命ぜられるのではないかと危懼された。しかし消費組合がナチスの政策に合流し労働戦線と協力する態度に出たのでナチスは徒らに之を彈壓することを止め監督官を設けて消費組合の支配を行はしめ、一九三四年七月九日には法令を發布して消費組合を一般個人商業と同様

に取扱ふこととした。

しかし消費組合の多く、特に大組合では組合員の一部がナチスが權力を握つてから組合から品物の配給を受けることを躊躇するやうになつたので賣上が減じ、又、組合へ預けて置いた貯金を引出す者が續出した。そのために若干の大組合は經營難となり自發的清算をして解散するに至つた。政府は斯うした清算を助長するために、一九三五年五月二日法令を發布し、政府は成績不良の組合に對して解散を命じ得ることとした。其結果成績不良の大組合にして解散を命ぜられるもの續出した。政府は又清算の爲に消費組合に對する預金者が蒙る損失を補填する爲に六千萬マルクの補助金を消費組合運動に與へた。しかし是等の組合は一九四〇年までは、組合員から現在以上の預金を受け

ることは出来ない。

清算された組合の或者は株式會社となりドイツ卸賣組合より配給を受けて、其の支配を受け、或る組合ではドイツ卸賣組合が本部を引受け、其支部店舗は従前の支部店舗支配人が之を經營し、ドイツ卸賣組合から請負制度で品物の支給を受けるやうになるであらう。

しかし消費組合運動を純然たる個人商店化しようとする試みは組合員自體が之を好まないために、失敗であり、ドイツ消費組合運動はナチス支配下に、其自由性、民主性を失ひ乍らも、組合員の協同組合運動の價値に對する認識は再び起りつゝある

といふ。

ドイツ消費組合運動の最近の統計を示せば左の如くであるが一九三五年度に於ては、一九三四年度に比して著しく衰勢に在るのが注目される。(註二九)

	1934年	1935年
組合員總數	1,124 千人	1,169 千人
組合員總數	3,211 千人	3,121 千人
組合員總數	66,044 千マルク	66,044 千マルク
組合員總數	662,100 千マルク	659,600 千マルク
組合員總數	170,300	162,300
組合員總數	295,000	289,400
組合員總數	107,300	99,500

ドイツ消費組合には消費組合の全國團體としては、現在指導統計に於て一九三五年の賣上が一九三四年に比して減少して居るのは、一九三五年五月二十一日の新法令に依つて若干の消費組合が清算されたために、消費組合の總賣上が減少したためである。此の消費組合の清算は一九三六年度に入つてからも、行はれつゝある。

賣組合、作業並購買組合等有り、其一九三四年の組合數は一、七五一であつた。右の中原料品購買組合は七二八、作業協同組合は九三、倉庫並販賣組合一〇四、生産組合九五である。原料購買組合に就て言へば、パン屋組合三三三、靴屋組合一〇五、畫工組合四三、金屬加工組合三二、肉屋組合三一、理髮師組合三〇、木工組合二九、其他八四である。組合員總數は八萬二千(内パン並菓子屋三萬五千)、賣上高合計二七二百萬ライヒス・マルク(内パン並菓子屋二〇百萬ライヒス・マルク)であつた。(註三〇)

農村協同組合

ナチス政府は消費組合運動に對してはやゝもすれば抑壓的方针を取つて來たが農民や中小工業者の協同組合、特に農村協同組合に對してはむしろ之を促進、助成し、國家の新經濟體制の中へ組み込まうとして居る。

都市商工階級の間に發達して居るシュルツェ・デーリッテ協同組合たる産業的信用並購買組合は今日に至るまで上級官廳とは組織上唯ルーズな關係を保つて居るに過ぎないが、ライプツィゲン系統に屬する農村の協同組合は農業に従事して居る總ての個人又は團體と共に、國農業經營體の三大主要部門たる「人民保護」「農場保護」「市場」中の「市場」の構成要素となつてゐる。

しかし自由組織、自治、事業管理の機能、理事會等の如き協同組合に關する基本的法制に關しては何の變更も行はれず、唯

統制的聯盟たるドイツ消費組合全國聯盟 Reichsbund der deutschen Verbrauchergemeinschaften、ドイツ卸賣組合 Deutsche Grossverkaufs Gesellschaft が有り、右の統計は全國聯盟加盟組合の統計である。

手工業者協同組合

手工業者協同組合には物品購買組合原料購買組合、倉庫並販

ドイツ農村協同組合數(註三一)

	1932年末	1933年末	1934年末	1935年
農村信用	19,565	19,363	19,139	18,926
購買並販賣	4,142	4,076	3,572	3,560
酪家畜	5,201	5,991	8,536	8,962
卵實並野菜	500	497	467	416
葡萄	322	317	326	403
電氣	386	414	437	464
打諸機	5,743	5,664	5,433	5,327
蒸水放	870	872	876	855
木育	—	—	1,513	1,504
計	209	210	279	320
中央協同組合	423	452	—	—
	304	317	—	—
	2,025	2,069	2,121	600
	40,225	40,782	42,461	42,637
	117	115	110	110

一九三三年十二月二十日の法制に依つて協同組合は有限責任又は無限責任に限られ債権者は組合に對してのみ請求権を有し、組合員は組合に對してのみ責任を負ふこととなつた。唯一九三四年十月三十日の法律に依つて監査聯盟の地位は非常に強化され其監査は最早や従來の如く單に形式に止まらず、組合の全事業に及ぶこととなつた。監査員が其報告中に組合へ對して勸奨したことは、組合は次の事業年度に實行する義務が

農村信用組合 (註三二)

	1931年	1932年	1934年末	1935年末
組合員數			百萬人 1,924	百萬人 1,985
貯蓄預金	1,948	1,386	百萬元 1,613	百萬元 1,801
當座預金	245.3	228.3	248.1	280.1
計	2,193.3	1,614.3	1,861.1	2,083.1

に上つてゐる。個々の世襲地の大きさは七・五ヘクタール乃至一二五ヘクタールであり、其地域は土地の生産力に従ひ、地區に依つて異なるのである。此の世襲地法の結果、世襲地の所有者は之を抵當に入れることも譲り渡すことも出来ないものであるから、中小農業所有地の少からざる部分には實際には抵當に置くことが出来なくなつた。其の爲めに實際に不動産貸付を得ることの出来ない農家は、人的信用を求めねばならなくなつた。

ライヒス・マルクを増加し、一九二四年のマルク安定以來の新高率を示して居るが、一番高率であつたのは、一九三二年である。信用組合は新世襲地法と關連して特に重要となつて來た。ペルリンの經濟研究所の計算に依れば同法に「農村世襲地」として掲げられて居る農業所有地數は現在約七十一萬有り、其の八五%は既に一九三六年一月、所謂「農村世襲地名簿」に登録された。其中農業の目的のみに使用された面積の割合は約六〇%に上つてゐる。

あり、監査聯盟は之に應ずることを強制する権限が有る。最近ドイツ農業政策に於ては、農業協同組合には二つの主要なる任務が課されて居る。其一つは農民に對して産業上の信用を與へることを任務とする農業信用並貯蓄組合であり、第二は農業生産品の供給並に價格調整を任務とする販賣組合である。販賣事業は半ば獨占的性質を持つてゐる。農村協同組合の最近の狀勢を概観すれば上表の如くである。此の表に見るが如く、他の歐洲諸國に於ては販賣組合が最初に作られ、運動に對する一つの手本としての役をしたが、ドイツは信用組合の祖國だけに信用組合が農業協同組合の礎石を成して居り、全農業協同組合運動の規範をなして來た。全國聯盟の公式統計に依れば(兼營を含む)一九三四年初諸種協同組合の組合員數三、八〇〇、〇〇〇であつた。右の中六七・六%は農民であり、残りは農村附近の住民である例へば商人、僧侶、教師其他職員階級であり、それ等は一般に農村信用組合の組合員として之に貯金をして居つた。協同組合に組織されて居る農業者中、四六%は五ヘクタール未満の土地を所有して居る小農であり、三八%は五——二〇ヘクタールの中農、一五%が大農(二〇—一〇〇ヘクタール)であり〇・一%が大地主である。之を一九三二年末と比較すると貯蓄預金、四一七百萬ライヒス・マルク、當座預金五二百萬ライヒス・マルク合計四六七百萬

然るに信用組合以外の金融機關又は金融業者が人的信用を以て金を貸す場合には、其の貸付條件、期日等が餘りに嚴格であり、農民には殆ど實行不可能に近い。其結果各農家の信用狀態の完全な調査をすることが必要となつたが、それには農村信用組合又は之に類似の團體の如く、農村自體に存在して居り、平常より其村の各農家の信用狀態を知悉して居る信用機關が適切となつて來た。信用組合は全國に一萬九千有り、單獨地方銀行の役目をして居り、ドイツには此外には約四千の銀行機關しかないのであるから、此點に於ても信用組合が、此の政府の新方針に基く農村金融機關として最も重要であると言ひ得る。一九三四年には全國信用組合の貸付額二十億ライヒス・マルクの中、自作農五億五千萬ライヒス・マルク、世襲地主六億ライヒス・マルク、大地主二千三百萬ライヒス・マルクであつた。残りが職人其他の事業所有者、勞働者、小職員其他である。一九三四年初に信用組合の受入勘定は、百七十萬に及んだが其の九九・七%は二萬ライヒス・マルク以下の信用であり、九五・六%は一萬ライヒス・マルク未満であつた。一九三三年の銀行調査に依れば、信用組合の全貸付額の五九・七%は五千ライヒス・マルク以下であり、九〇%は二萬ライヒス・マルク以下であつた。信用組合と結合してドイツ協同組合金融に極て重大なる役割

を務めてゐるのはライフアイゼン式協同組合保険である。今日ドイツの農村協同組合として重要なものはレゲノ・ライフアイゼン生命保険銀行とドイツ農民奉仕一般保険組合との二つである。

前者は生命保険を行ひ、其の一九三四年初め保険証券五一、三七三、此保険金額二二〇、四四一、五四一マルク（通常四八、五〇七、八七一マルク、庶民二九、三一五、二九六マルク、團體四二、六一八、三七四マルク）、資産總額一四、四七三、八八七マルクであつた。

ドイツ農民奉仕一般保険組合は火災盗難、民事上の責任、輸送物貨の危険傷害、自動車等の財産保険を取扱ふものであり、一九三四年の収入保険料四、四七五、六三四マルク（一九三五年五、二一六、九八七マルク）、支拂保険金一、七六四、五〇三マルク、資産總額四、三〇〇、九八四マルクであつた。此農民奉仕一般保険組合グループには他の三つの保険組合、生命保険組合（保険金一三九、五〇〇、〇〇〇マルク）、家畜保険組

組合数	組合員数	出資金	準備金	農産物高	利益金
3,098	400,928	18.7	24.5	250.9	248.3
3,905 (4,182)	3,487 (494,118)			566.7 (生産高)	32.404

備考 括弧内の数字は總數

畜保險は七百五十萬マルクの保険料を有するドイツ第一の組合である。(註三三)
販、購、生産組合等に於ける一九三五年の業績は三四年と大した變りはない。協同組合數が一九三四年に比して落ちたのは、多くの場合整理合同の爲めである。
酪農組合の激増は國家のミルク調整策の結果であり、ミルク製品の販賣は益々協同組合の獨占となりつゝある。
ルドルフ・ホエールニヒク氏は「一九三三年の政治革命以來のものに就ては詳細なる統計的資料を以て全運動の容相を取扱ふことは殆ど不可能である」とことわつて購販組合に就て一九三三年末の統計(註三四)に就て上表の如き數字を掲げて居る。

フランス

消費組合

遅れて世界恐慌の襲來を受けたフランスでは日、英、米等とは反對に一九三三年に入つてから經濟界が悪化しつゝあつたが、一九三四年の初頭以來金融恐慌が起り協同組合以外の私的企業にも多くの不良貸付を行つてゐたフランス協同組合銀行は、破産した。此の事が契機となりフランス消費組合運動は一九三五年に組織を改めて、全國消費組合聯合會(Fédération Nationale des Coopératives de Consommation)加盟消費組合は今後悉くフランス協同卸賣組合會に加盟せねばならないこととなつた。地

方聯合會から選出された五〇名の全國委員が全運動を統制し、新一般管理組合が作られ、それが二つの全國的組織並に若干の消費組合を統理することとなつた。
一九三三年並一九三四年に於ける全國聯合會加盟消費組合の情勢は左の如くであり、組合員數、賣上共に激増して居る。

全國聯合會加盟組合情勢 (註四二)

	1933	1934
加盟組合數	1,133	1,074
同上組合員數	1,033,051	1,073,051
(1931年人口總數 41,834,923人)		
賣上高	1,579,518	1,948,033
卸賣組合の賣上	805,672	761,597
卸賣組合自己生産	45,922	48,232

農村協同組合
フランスは中小自作農の多い國であるだけに農業協同組合は特に重要である。農家が購販に於ける協同の重要性を認識したので農業協同組合は恐慌中も非常に急速なる發達をした農業相互信用銀行

フランスに於ける農業協同組合中の主要なる地位を占めるものは、農業相互信用組合である。
一九三五年十二月三十一日現在、九十八地方銀行と、六、一三四單位銀行とがあり、之に加入して居たる組合員數は五七五、四五四農家であつた。之に加へて六五〇、〇〇〇農業協同組合員、約二百萬世帯の農業サンデカ組合員があり、間接に農業信用の恩恵に浴して居る。

1935年農業相互信用銀行事業成績(註四三)

貸付種類	1935年12月31日までの貸付總額	返済總額	1935年12月31日現在貸付高
短期貸付(個人)	9,598,439,000	8,580,296,000	1,018,143,000
中期(個人)	1,920,920,000	1,190,790,000	730,130,000
個人長期(農村土地購入)	1,254,595,000	527,495,000	727,100,000
同上長期(優秀公務員並戰爭犠牲者)	517,833,000	217,528,000	300,304,000
協同組合其他の組合に對する長期貸付	598,359,000	230,209,000	368,150,000
總計	13,890,145,000	10,746,318,000	3,143,827,000

酒の醸造並に貯蔵を行つて居る。現存協同組合貯蔵所の能力は

農業信用銀行の一九三五年十二月三十一日現在出資々本總額は二〇九百萬を超過し、積立金は三五九百萬法餘であつた。

農業信用銀行は農作物、特に小麦並葡萄收穫期に之を倉庫に入れ販賣する間の短期金融に盡して來た。地方銀行の報告に依れば、一九三六年一月三十一日現在、小麦並葡萄收穫金融は一、九〇〇百萬法であり此の中一、五五〇萬法は返済され、同日未拂三五〇百萬法であつた。

協同組合生産並加工
葡萄酒協同組合は一九三五年現在六三一組合有る。之は中小葡萄樹栽培業者が組織して居るものであり、葡萄

六百萬ヘクトリットルであり、フランス全平均生産の一〇%を占めて居る。現在パリーの全國葡萄酒栽培組合聯合會には約五百組合が加盟してゐる。

協同醸造所は協同葡萄酒貯藏所には普通必ず附屬して居るものである。此の協同醸造所は從來小栽培者が醸造を私的請負人に引渡して居つたやうな地區で著しく發達して居る。例へばロアル・エ・シエール縣等では現在約五十の協同醸造所が有り、從來請負者に依つて課せられて居つた醸造費の四割乃至六割位で醸造をして居る。

協同砂糖大根蒸溜所は諸地方に在るが、特に砂糖大根が重要な農作收穫で北部に多い。其數は現在四十有る。

協同チーズ並酪農組合は非常に古くから有る組合であつて其の組合員のミルク加工並に販賣に非常な貢獻をし、市場の調整に對しても若干の力を持つて居る。二千二百餘有る協同組合の取扱て居るミルク量は全ミルク量の約十四%に及んで居る。

各地區縣地方等に多くの聯合會が作られて居り例へばパリー地方酪農協同組合並にサンチカの聯合會には三九の協同組合(組合員二萬)と十八のサンチカ(組合員二萬二千二百、六つの地區聯盟又は縣聯合(組合員一萬七千)が加盟して居る。是等の組合の一九三五年の生産は約ミルク四〇八百萬リットルに達し、それは殆ど皆パリーで液體ミルクで賣られた。

農業機械の利用組合は特に農民が一人々々では高價な農具を

買ふことの出来ない小規模農耕地に發達して居る。現在打穀並農業機械の協同組合は約一千八百有る。其中の一千以上は農業信用並貸付組合の援助に依つて出來たものである。打穀組合は地方並に縣聯を作つて居り、それを通して毎年石炭、石油、ベートル、糊粉等々の協同購入をして居る。打穀協同組合並にサンチカ全國聯合會が有り、之には六百の地區聯盟並に十二の縣聯が加盟して居る。

協同組合製粉所の或者は協同製パン所と提携を計つて來たがしかし多くの場合製粉所自身が製パンを經營した場合にのみ成功して居る。

穀作者等は又農業倉庫の組合をも作つて居る。是等の穀物協同組合の多くは約二十三の縣聯に加入し、縣聯は更に穀物販賣加工農業協同組合全國聯盟に加盟して居る。

人民戰線政府は全産業の積極統制に乗り出し小麥販賣局を設置し、全國の全生産を買上げて價格を一定し輸出入の統制を計ることとなつたが農業協同組合は小麥販賣局に代つて、小麥生産者から其生産品を一手に買付けるのである。小麥販賣局は内務大臣並大藏大臣の監督下に在り生産者、消費者、個人、製粉業者、製パン業者の代表を以て構成される理事會に依つて管理されて居る消費組合運動は三名の代表を出し、労働組合代表其他と共に此の理事會に消費者を代表して居る。

フランス銀行も亦改組されて、工業、農業労働並に消費者を

代表する理事會に依つて管理されることとなつたが、協同組合運動は同理事會に代表者を出して居る。又石炭の販賣統制をするために混合委員會が設けられたが之にも二名の協同組合代表が加はつて居る。

政府はまた主として物價騰貴を防ぐ爲に價格統制全國委員會を設置し、主要物品の價格統制、利潤の制限を行ふこととしたが、フランス協同卸賣組合長クラネット氏は其委員二十名中の一人である。

政府はまた農業協同組合と消費組合との共同組織を結成し、協同組合に對して若干の租税を免除する法律を通過せしめた。

運動並に餘暇省は労働者の運動並に餘暇に關する事業の組織を始め居るが、それは協同組合全國餘暇委員會と緊密なる提携の下に行はれて居る。

ソウェイト聯邦

ソウェイト聯邦に於ては、信用組合は恐らくインフレーション時代に亡びてしまひ現在存在してゐる協同組合は三種ある。其の第一は農村消費組合運動であり、第二は集團農場並に漁民集團、第三は小規模工業生産者の協同組合である。

消費組合

一九三二年の法令に依り大工場所屬の所謂非公開協同組合は全露消費組合中央聯盟から除外された。

組合員數	五〇,〇〇〇,〇〇〇
店舖數	一一〇,〇〇〇

農村消費組合統計(註一)

一九三五年九月の法令に依り都市並に工業中心地の消費組合は廢止され、其事業は國營商店に移され消費組合は農村消費組合のみとなつた。従つて今日ではツェントロ・ソユーズは農村消費組合の全露消費組合中央聯盟であり、都市の商業は國營商店と、大工場内労働者配給部に依つて行はれて居る。

都市並に工業中心地消費組合廢止の理由とするところは、協同組合運動は重荷を負ひ過ぎる。都市組合に於ても、地方組合に於てもうまく行つてゐない。都市組合は國營商店と競争し得ない。(一九二九—三四年の統計に依れば、協同組合配給は全商業發展と歩調を合はせることが出來なかつた。一九三五年には都市商業の六二%が國營商店に依つて行はれた)農村の消費と教養を都市の水準に引上げることが必要である。と云ふに在つた。

此の結果都市並工業中心地の消費組合は其の投資せる建物と共に國家の所有に移つてしまつたので組合員は一舉にして其の出資金其他の基金のみならず委員選舉、批判、其他一般に組合員に與へられてゐる權利も失つてしまつた。出資金の問題のみは未だ未定のまゝ、殘されてゐる。

一九三五年には農村消費組合の概勢を示せば

組合員數	二一三,三〇〇
店舖數	一一〇,〇〇〇

農村消費組合統計(註一)

地區聯盟數	二、四二二
地方聯盟	六三
出資金	一、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇(留)
利益金	(二〇〇、〇〇〇、〇〇〇(磅位))
上金	一五、七五〇、〇〇〇、〇〇〇
利益金	二一八、〇〇〇、〇〇〇

今日では家畜飼育組合の義務や、販賣原料品は集團農場へ移され、加工場(例へばソーリーマリー)の大なるものは一般には國營に、小なるものは往々消費組合に移された。消費組合は少數の農業用品をも取扱ひ得る。

革命直後の時代には集團農場は、唯あつちにポッチリ、此方にポッチリ試験的に行はれて居たに過ぎないが、之が一九二八年の第一次五箇年計畫採用と共に、政府の政策として、政府の指導援助の下に急速なる發達をすることゝなつたのである。

集團化が始まつた當初は多くの農民は強制的に集團農場を作らされたが、農民は之を嫌つて厭々乍ら之に参加し、或者は之を拒絶して追放された。當時家畜の屠殺が廣く行はれたが、それには機械と動物に置き換へるためのももあつたが、家畜の飼料や人間の食料が缺乏して居つたので、抗議の意味で故意に屠殺したのもあつた。事實機械の供給は數年の間は不十分であり、其爲に民衆の抗議もあり、政府は集團化に手加減を加へざるを得なくなつた。

一九三五年には、政府の見積りに依れば、農民耕地の九〇%

が集團所有地となつた。其残りの約六%が個人農民に依つて耕され、約四%が集團農場員の私有の家屋屬圃又は菜園である。農場數は二二六、〇〇〇餘、農場員數は家族を含めて八二、〇〇〇、〇〇〇人である。

此の外ソ聯全耕地の約一二%は直接國家、又は國家の代理をする團體が労働者を使用して耕作をして居るが、其の労働者數は約三、三五〇、〇〇〇人である。以上述べた耕地實面積(註四〇)を示せば左の如くである。

集團農場	一〇四、〇〇〇、〇〇〇(クマール)
國營農場	一六、〇〇〇、〇〇〇
個人農民耕地	六、八〇〇、〇〇〇
集團農場員私的耕地	四、三六三、〇〇〇

非農業的生産者協同組合は小規模にして精巧な機械を使用しない輕工業者の協同組合で、主として既成品を作る婦人子供服並に洋服裁縫師組合の如きは其一例である。此の組合員の大部分は婦人であり、一時組合員五百名位有つたが工場生産が増加した爲に現在ではもつと衰退して居る。自己資本、積立金、國營銀行からの借入れ、政府注成品に就ては前借等を以て經營し、出來高拂ひで労働賃銀を支拂ひ、剩餘金は賃銀に應じて分配する。農民工藝、特に刺繡、木練り並繪描、陶器、織物、箆笥を近代的な婦人子供服、家具、建築物の裝飾等に適用することによつて保存せしめようとして居る。手藝人アルテルも此の部門様である。

スペイン

一九三六年七月十七日スペイン領モロッコに起つた反人民戦線政府叛亂は、忽ちスペイン全土に波及し、スペインの民衆は今や血と砲煙の渦中に呻吟して居る。此の動亂の中に在つて、スペイン協同組合運動は如何なる活動を行ひつゝあるであらうか。

一九三四年十月の左翼蜂起の結果として起つた労働運動に對する大弾壓の際には、協同組合運動に對しても亦彈壓が豫想されたが、しかし協同組合運動は從來政治的中立主義を取つて來たので、思つた程の彈壓を受けずに済むだ。

スペイン協同組合全國聯合會 Federación Nacional de Cooperativas de España の一九三四年十月の大會は延期することを餘儀なくされたが、しかし、一九三五年四月には大會を開催し、大宣傳運動を起すことを決議し、且つ、全國的協同卸賣組合設立委員を設けた。

スペインには協同組合全國聯合會の外に、カタロニア協同組合聯合會、北スペイン協同組合聯盟、中部地方聯合會、ヴァレンシア協同組合地方聯盟、北スペイン協同組合銀行、相互保險組合等の地方的又は全國的聯合會が存在して居るが、其中カタロニアに於て運動が最も盛であり、既に協同卸賣組合を有し、又

に屬する。アルテルでは材料を無料で提供し、其製品を取つて國營商店又は特種商を通じて販賣又は輸出し、労働者には賃銀を支拂ふのである。ウクライナだけでも五萬人からの集團農場の婦人組合員並に五千人の獨立労働者が之に雇はれてゐた。仕事の多くは自宅で行ふが、近時は共同作業場や投産場も設けられてゐる。

生産者協同組合聯盟は事實上ソウエト聯邦の小工業の中央團體である。

漁民は「集團」に組織され漁民集團は河又は海の一定航程内で漁業權を持つてゐる。集團は組に分れ各組は漁獵ステーションを所有し、其處には寄宿舎、クラブ室、野外臺所雇入モーターボートや漁具の置場が附屬してゐる。委員會に依つて管理され、地區、地方並に全國聯盟が有る。總てのボート並に漁具は國營のモーター・フィッシング・ステーション(M.F.S.)の所有であり、集團はM.F.S.からボートや漁具を借入れ之に對して、漁獲物中より國家に非常に安く義務的に販賣する部分を除いた残りの四〇%を支拂ふ。國家は集團の陸上本部近くに集荷所を、海上に工場船を持つて居り、殘餘の魚をいくらか高く買上げる。小部分は組合員自身が食ひ、又は公開市場で賣る。國家は其の所得魚類の大部分を生きたまま、タンクに入れて汽車でモスコウへ送つて賣り、一部は其の所有工場で乾物、罐詰其他の加工品を製造する。此の漁民集團のやり方は農業に於ける集團農場と全く同

組合聯合にてスーパ・タブレット、石鹼、豚肉加工品、炭酸水、チョコレート等の製造を行つて居る。消費組合、農業生産組合等はそれらの聯合會を持つて居る。更に總聯合カタロニア協同組合聯合會を結成して居るのである。

一九三六年七月二十七日—二十九日即ちフッジョ叛亂勃發直後に開催されたカタロニア協同組合聯合會の大會に於ては二百四十一組合を代表する百九十五人の代表並に、協同組合全國聯合會代表を含む多くの友誼組合代表が出席したが、此の大會に於ては消費組合と農業生産組合が、中央購買代理店を通じて直接取引を集注すること、生産事業を持つて居る諸組合間の協同強化、協同組合醫療の設立等が強調された。

一九三四年に於けるスペイン協同組合の勢力は左の如くであつた。(註四)

消費組合總數

三五三

其他諸組合

一五〇

(生産組合九八、建築組合八、農業組合一八、特種組合、並銀行一九、共済組合七)

全國聯合會加盟組合の組合員

一三六、八六四

消費組合の賣上高

一〇三、三四五、二五〇、ベセタ

消費組合の自己生産品の賣上高 一、三四六、五六六、ベセタ

協同組合運動は内亂勃發以來「我が愛するスペインの四分五裂の危局に際會して協同組合運動の進む可き道は國家の御役に

立つ」といふ唯一途有るのみとの見解を以て、斷乎として政府支持の立場を取つて居る。
内亂勃發するや、バルセロナに於ては食料供給の機關としての重要任務を果たさんために、三十八の消費組合が合同してバルセロナ消費組合聯盟を作り、永い間實現難に悩みつゝあつた消費組合の合同問題を解決してしまつた。マドリッドに於ても同様であり、其他の地方に於ても之に倣ふ者を生じた。即ちマドリッドでは多く消費組合に自作農や小作農が加はつてピラロード地下室三十二今季醸造高十萬ヘクトリットルである。マドリッドの消費組合員は一九三六年六千人から現在(一九三七年五月號 Review of International Co-operation 所載の報告に依る。従つて同年三、四月頃ならん)二萬五千に増加した。
一九三六年七月二十日協同組合全國聯合會の理事會は同聯合會を政府の支配下に置くことを決議し、内務大臣に次の如き通告を發した。

『我々は協同組合全國聯合會理事會が唯今次の如き決議を通過せることを御通知申上げること光榮に思ふ。』

『スペイン民衆大多數の意志を代表するスペイン共和國に對する不義なる攻撃に直面して、本聯合會は合法的政府を支持し、全スペイン協同組合並に協同組合員に、合法的當局に凡ゆる援助を與へ、供給

問題に就て其の用役と専門知識とを政府の御用に供せんことを勸奨するものである。』
『我々は此の決議を當局に通告し、我々の忠誠を反復することを欣快に思ふ』

全國協同組合聯合會は政府に、消費組合を政府の食料配給組織として使用せられんことを再度建議し、政府官吏の或者と協議の上、消費組合組織を基礎とせる全國食料會議創設を計畫した。

若干の町では協同組合は、自ら其の組織を町の所屬とし、町の公共の食料供給機關として、非常時食料配給の任務に當つて居る。

一般民衆並に共和國軍隊に食料其他の物資供給が非常に困難となつたところから、カタロニア州の政府は協同組合運動に關して重要な布告を發した。

それに依れば非常状態の間は必要ある場合カタロニア政府は協同組合最高會議を通じて、凡ゆる消費組合並に生産者協同組合の事業に干與する。最高會議は直ちに安全なる食料供給計畫樹立の基礎たらしむるためカタロニア協同組合聯合會へ、食料品其他の必需品のストック現在高、並に、カタロニアの全協同組合の週平均購買、並に販賣高の調査を委任した。州聯盟はバルセロナ小麥配給委員會へ代表者を出してゐる。

此の事に刺戟されて、バルセロナに於ては更に同市並に其の

近郊の四十五の小消費組合の間に合同運動が起り、八月の臨時大會に於て滿場一致を以て合同を決議した。九月六日新聯盟協同組合員聯盟が結成され、ラモン・パートル氏が會長に選ばれた。新聯盟の組合員一萬二千、バルセロナ市の全人口の約四分を包容して居る。

又、製麵工場、石鹼工場、チョコレート工場、飲料工場、製炭運搬所の五つの小協同組合工場が合併し、手工業者と勞働者の生産組合は現在では二〇〇以上に躍進したが、既に地方聯合會を結成し、集團的に工業に従事してゐる。

同様の合同はカタロニアの他の都市並に農民組合内に作られて居る小組合の間にも起りつゝある。
アスツリア地方には叛亂が起つた當時は僅に二、三の消費組合があつたに過ぎなかつたが、共和國政府は商業特に配給事業再組織の必要を認め協同組合を基礎にして配給活動を開始するに至つた。それが非常な進展をし今日では殆んど全配給を組合の手に依つて行つてゐる状態である。組合は首都及びその他四つの主要都市に夫々百貨店を經營してゐるのである。北部スペイン協同組合聯盟大會はビルバオの全協同組合の合同を決定した。

東部地方はヴァレンシアを中心とせる農業地帯であるが、最近農業勞働者聯合會が協同組合全國聯合會と提携して猛烈な宣傳を行つた結果、僅か二、三週間の間に二百以上の農業協同組合

が作られた。此の新組合は何れも家庭並農業、販賣、信用と保
險、生産、並に雜の五部門を持つて居る。

都市の消費組合も亦東部聯合會の指導の下に急速なる發展を
なしつつある。ヴレンシアは購買委員會が設けられて都市の全
協同組合並隣村の協同組合のために仕入の任に當つてゐる。

協同組合運動は特に内亂下の子供婦人保護の任に當つて居る
が國際協同組合聯盟はフランス消費組合運動の手を通じて此の
活動を援助しつつある。國際協同組合聯盟はまたスペイン協同
組合の救援基金を募集し、之を食料品、衣類、藥品等の物品に
代へて英國並フランス協同卸賣組合を通じて送つてゐるが、第
四回發表分までの合計は一〇、四五七磅一八志四片である。

オーストリア

オーストリアの消費組合運動は、組合員の大部が労働者であ
り、ドルフス政權樹立以前、社會民衆黨員である者が多かつた爲
めに、特に一九三四年二月の騒動以來政府の抑壓を受け、一九
三四年三月の法令に依り、協同卸賣組合並にヴェネーゼ消費
組合は自主性を奪はれ、政府の任命する管理委員が、選舉に依
る理事に代つて、管理の地位に就くことになつて居たが、之が
一九三五年十二月二十一日の法令に依り、一九三六年一月五日
より廢止され、消費組合運動は再び完全なる自主性を回復する
に至つた。

又商人等の政府に對する強要に依つて、消費組合が新支部を
設けること、協同卸賣組合加盟組合を一九三四年一月一日現在
以上に増すこと、從來の組合員以外に對する宣傳、砂糖に對する
利益の割戻し、協同卸賣組合の織物生産等に對して禁止が行は
れてゐたのも一九三五年、六年以來順次解かれて來た。消費組
合が新店舗を開設せんとする場合競争者たる同業組合やギルド
の承認を得なければならず、そのために事實上新店舗開設不可
能となつてゐたのも一九三七年四月の法令に依り、年齢三十歳
以上で職業能力を有する免狀を得てから六ヶ年以上の經驗を有
するもの、新企業開始を禁止し得ることとなり、消費組合は
斯かる個人に準ずることとなつたので、此の二、三年苦しむで
來た不都合から解除された。

今日オーストリアに於ては、總ての産業會社並に商店は、之
を農業、工業、商業、手工業、金融業、自由業、公益事業の七
群に分け、その何れかに所屬せしめられて居り、消費組合は「商
業群」の中に入れられて居る。商業群の大部分は個人商業であ
る。

現政府は、國家自身が消費者の保護者であるとの見解を取つ
て居り、生産者の協同組合は認めるが、消費者の協同組合は之
を認めず、之を一般商業と同列に取扱つて居るのである。消費
組合運動は之を不満とし、一九三六年の消費組合中央聯盟大會
に於て、消費組合を協同組合として認可することを政府に要求

する決議をしたが、未だ實現されるに至らない。
オーストリア協同組合の一九三四、五年の成績概況は左の如
くである。(註三五)

組合總數	一九三四年	一九三五年
消費組合	一〇一	一〇一
農業其他協同組合	九〇	九七
組合員總數		
消費組合	二六四、九八三	二六三、四一八
農業其他協同組合	なし	
消費組合の従業員數	三、一六八	三、一六七
人口總數	六、七六〇、二二三	六、七六〇、二二三
事業高		
消費組合	一五、一八三、五六三 ^{シリング}	一一五、三九三、六八一 ^{シリング}
農業其他協同組合	報告なし	
協同卸賣組合	六五、六六四、三五五	六九、四九八、四五一
卸賣組合自己生産	三、三六九、六八三	三、五四〇、七〇八

右の數字は Peoples' Year Book, 1937 に依るものであるが、
オーストリア協同組合聯盟の報告書 (Mitteilungen über den 5
8 Genossenschaftstag des Oesterreichischen Genossenschaftsverbandes) に依れば、次の如き數字が掲げられて居る。
一九三五年八月末現在協同組合情勢(註三六)

信用組合(シュルツエ・デーリツチ)	六二六
ライフアイゼン組合	一八一三
消費組合	二七一
農業組合	二〇七三
産業組合	七七一
建築組合	三一八
其他組合	三五
合計	五九〇七

オーストリア協同組合聯盟加盟組合は、信用組合三四八、耕
作節約組合一、商人購買組合二、購買販賣組合三六、生産組
合四七、雜誌組合六、耕作並植民組合一六、電氣組合二六、作
業組合四、其他四九、合計五四六であり、其中報告せる信用組
合二九七の組合員數二二一、六四八有り、其中バランス・シート
の總計三十萬シリング未満の組合最も多く其數一二九であり、
一千萬シリング以上の組合二つあつた。(註三七)

オーストリアには現在、消費組合の大多數を包容して居るオ
ーストリア消費組合中央聯盟 Zentralverband österreichischer
Konsumvereine オーストリア農業協同組合一般聯盟 Allgemeiner
Verband für das Landwirtschaftliche Genossenschaftswesen
in Osterreich 各種協同組合(其半は信用並生産者の組合)を包容
せるオーストリア協同組合聯盟 österreichischer Genossenschaftsverband の三つの中央聯盟と、オーストリア消費組合卸賣

組合 Grosseinkaufsgesellschaft österreichischer Consumvereine

(GÖC)との四つの全国的聯合體が有る。

卸賣組合の一九三〇年以來の賣上高及一九三五年の組合員並出資金は左の如くである。

GÖCの年賣上高(註三八)

一九三〇年	九一、八五四、八〇六
一九三一年	八九、五八二、五三四
一九三二年	八三、〇五四、〇〇二
一九三三年	七六、二七六、三一
一九三四年	六五、六六四、三五五
一九三五年	六九、四九八、四三一

GÖCの一九三五年に於ける組合員並出資金

組合員數	一二五
出資口數	三、一六七
出資勘定殘高	一、八八七、七四六、六八

右統計の示す如く、一九三五年の卸賣組合の賣上は一九三〇年以來始めて上昇を示し特に織物部の増加が大であつたのであるが、それに就ては同組合の一九三三年度報告書は、根本に於て、一九三四年の後半期より好轉して來た一般的經濟情勢の影響であるが、同時に加盟組合の卸賣集中に依るものと説明して居る。

スウェーデン

スウェーデン消費組合概勢(註〇)

年次	組合員數	組合員數	賣上高		KFの自己資本		KFの自己生産	
			千クローナ	千クローナ	千クローナ	千クローナ	千クローナ	千クローナ
1929	866	421,618	329,111	141,320	29,660	69,152	141,320	
1930	840	450,908	342,546	143,618	35,204	67,000	143,618	
1931	806	481,319	347,981	148,036	41,825	66,100	148,036	
1932	786	512,968	350,765	149,454	45,608	69,100	149,454	
1933	—	533,825	350,992	152,483	49,714	81,759	152,483	
1934	750	550,657	376,373	165,115	—	92,535	165,115	
1935	740	568,161	410,435	177,665	—	104,223	177,665	

(平價換算1磅は18.159クローナ 1934年, 1935年, 1936年9月の爲替相場は共に19.40クローナ)

會社よりも不利な立場に立たされて居る。だからKF並に各消費組合は、其の事業を、止むを得ざるもの以外は、出來得る限り株式會社法に依つて設立する方針を取つて居る。其の代り員外販賣は自由に行つてゐる。斯うした状態の下に在つて、獨占

費組合に依る正しい價格の樹立であるが、スウェーデンに於ては例へば株式會社では利益金と出資々本に對して課税されるが、消費組合は個人の場合と同じく其所得に對して累進税を課せられて居り、其の爲めに消費組合は何等國家の援助が無いどころか租税等に就ては、むしろ株式

消費組合

スウェーデンの消費組合運動は初め勞働者に依つて、都市特に工業地域に設立され、後全國に傳波し、今日に於ては凡ゆる都市農村に消費組合が設立されて居る。一九三五年農民一四・六%、農業勞働者四・三%、手工業者八・四%(内親方二・三%、職人六・一%)、商人四・二%、工場勞働者二七・七%、其他勞働者一五・〇%、職員階級五・〇%、店員並に公共事業従業員九・一%、其他一〇・八%、團體〇・九%の組合員構成(註一九)の示す如く凡ゆる職業階級の人々を包容し、政治的宗教的中立主義に於ては、イギリス消費組合運動よりも、もつと徹底して居る。經營の上に於ては合理的なる價格に依つて獨占價格を打破し、それに依つて獨り消費組合員のみならず、消費者大衆全體を消費組合運動の恩恵に浴せしむることを方針として居り、過去二十年間一回の停滯も破綻も無く發展して來た運動として其の躍進と整備と共に、世界の協同組合運動者の注目の的となりつゝある。而してスウェーデン消費組合運動の發展が本當に確定されたのは一八九九年協同組合聯盟(K.F.)が設立されて以後のことである。次に掲げる一九二九年以來のスウェーデン消費組合運動の統計が示す如く一般經濟界の情勢を外に發展の一路を辿つて來て居る。

協同組合聯盟(Kooperativa Förbundet——略稱K.F.)は指導統制聯盟であると共に協同卸賣組合である。創立以來一貫して取つて來た運動方針はカルテル、トラストの獨占價格の打破と消

價格を打破し、市價を正しき位置に置くことに努力して居るのであるから、剩餘金は多くはなく、従つて購買高に應じた配當も平均三位に過ぎない。しかし一時は猛烈なる競争を挑んで來た獨占資本も、遂に打ち勝ち難いのを知つて、今日に於ては消費組合の發表する價格を標準として、其の價格を決定しつゝあると言ふ。

KFの獨占資本との價格闘争の武器は其の生産事業であり、マルガリン、麥粉等に起つた其の猛烈なる價格闘争は有名である。それはKFの勝に終つた。洵に消費組合運動は自己生産の力を備へるまでは、資本主義企業に對して其の制覇を確立することは出來ない。

KFはマルガリン、製粉(二)、靴、ゴム製品、キャッシン・レヂスター、過磷酸鹽、マカロニー、クリスプ・パン、其他の工場を持つてゐるが何れも、其建築様式に於て、其設備に於て、最も科學的にして藝術的なることを誇つて居る。過磷酸鹽の工場があり、又製粉工場でパン粉、朝の食物、小麥粉、マカロニー粉等の外に家畜飼料を製造して居るのは、組合員中に農民が多いからであらう。

KF所有の組合(A/B Nordisk Silkecellulosa)はスウェーデン唯一のdofan(セロファン?)工場を持つて居るが、一九三五年にはステープル・ファイバー、醋酸鹽、並にヴィスコース・フィルム製造を始めた。一九三六年の協同組合會議は、同組合の剩餘

1935年協同組合保險成績(註二三)

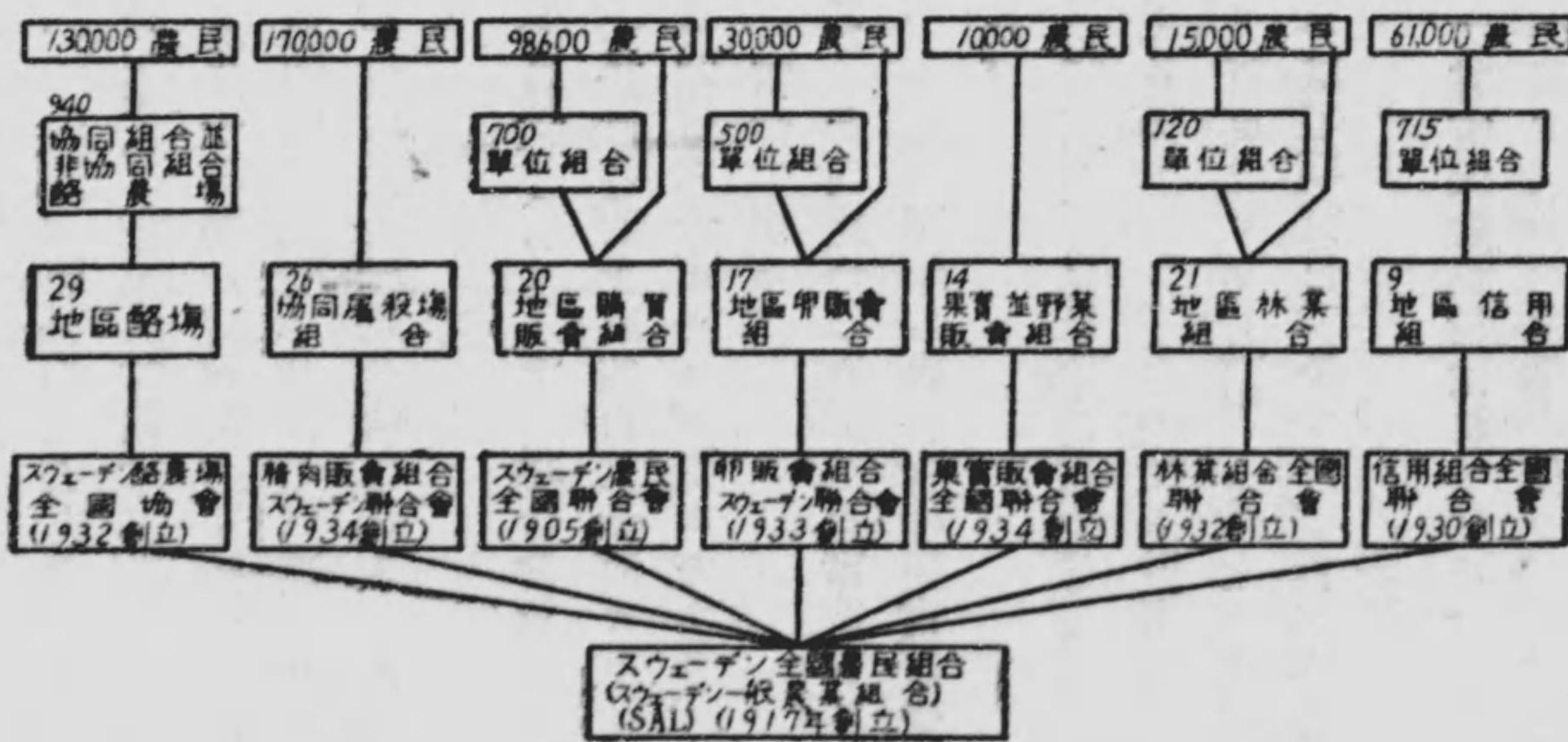
種類	保金額	収入保険料	基金	被保険者
1 Folket 生命保険	百萬クローン 225	百萬クローン 8.8	百萬クローン 70.4	千人 206
2 Samarbete 傷害	1,872	2.8		350
火災	1,758	2.8		267
自動車	1,000	1.1		13
其他部門	250	0.4		2
合計	4,880	7.1	20.0	632

(備考) スウェーデン人口總數 6,000千人
 全國保險總體の収入保険料 340百萬クローネ

農村協同組合 一九三四年に於けるスウェーデン農業協同組合運動の構成を示せば下の如くである。第一段の長方形内の数字は組合員數、第二段の長方形の数字は組合數、第三段の長方形内の数字は地

區聯合會數である。
 酪農生産並販賣組合 一九三四年のスウェーデンの全ミルク生産四百七十萬噸の中百七十萬噸は農場で用ゐられ、百萬噸は液體のままで賣られ、百七十萬噸はバター、三十萬噸はチーズに製造された。バター生産品約六千八百萬キログラムの中二千三百萬キログラムは主として、英、獨へ輸出された。
 全國の協同組合並非協同組合酪農場一、六〇〇有る中九四〇

スウェーデン農業協同組合運動の構成(註二四)
 (1934年5月現在)(数字は夫々組合員、組合、地區聯合會數)



金の八割を木材パルプ業に關する科學的研究に充てることを決議した。一九三五年にはまた皮革工場、乾果工場が設けられた。右の外スウェーデン(ストックホルム)には世界唯一の國際的協同組合工場たるルーマ(Luma)電球工場が有る。是はアメリカゼネラル・エレクトリック・カンパニーが指導して居る國際一般電氣カルテルの獨占價格を打破するために設立されたものであり、現在デンマルク、ノールウェイ、フィンランド、スウェーデンの北歐諸國に依つて組織されて居るスカンデナヴィア協同卸賣組合に依つて經營されて居る。此の工場の御蔭で今日スウェーデンの電球使用者は一年百五十萬圓を利益してゐる。
 KFは又一九三五年嘗てグレタ・ガルボが働いてゐたことのあるストックホルムの有名なデパート "Paul U. Bergstrom, & Co." を手に入れた。KF所有の二大食料品部門工場並に石油工場の一九三四年の生産高を示せば左の如くである。

- 人造バター(マルガリン)工場 一四・五百萬キログラム
- 製粉工場(二) 二五・〇
- 石油工場 二九・〇
- 消費組合の取扱品の全商業に對する割合 二〇%
- 粉類 二〇%
- マルガリン 三〇%
- ライス・ミール 二〇%

- 砂糖 二〇%
- コーヒ 一五%
- 茶 一〇%
- 消費組合全體の全小賣商業に占める割合並に其他小賣業の同上割合 (註二二)
- 消費組合 一一・〇%
- マルチブル・ショップ 一・四
- デパート 二・四
- 小賣店 八三・三
- 均一店 一・〇
- 通信販賣店 〇・九

協同組合保險 スウェーデン協同組合運動には二つの保險組合が有る。其一つは火災、傷害、自動車、盜難、責任、信任、ガラス、水道管保險等の保險を行つて居る Samarbetes であり、他の一つは生命保險を取扱ふ Folket である。二組合の一九三五年の成績概要を示せば次頁表の如くである。
 生産者の協同組合 生産者の協同組合の大部分は農村の協同組合であり、労働者に依つて若干の生産組合が作られたが餘り發達してゐない。ストックホルム、其他若干の大都市では建築労働組合が建築ギルドを經營し、消費組合を通じて住宅建築の仕事を行ひ、成功をし居る。

(主として協同組合)が圖表の示す如く二九の地區組合に加盟し、更にそれがスウェーデン酪農場全國協會に加盟して居るが、一九三五年六月現在全國協會は酪農場渡し全ミルクの八五%、全乳製品の七〇%を代表して居つた。又一九三五年一月には全國協會は實際にスウェーデン全體のバター輸出商社を其の支配の下に置き、スウェーデンのバター輸出は今や全く農民自身の手に握られて居る。

ベーコン並猪肉販賣組合 スウェーデンの豚肉の生産は一億六千萬キログラム、牛肉、猪肉、羊は一億一千萬キログラムと概算され、其の約七五%が市場經濟化されて居る。ビーフ、ヴェール、マトンは國內で消費されるが、豚肉はベーコンとして主としてイギリスへ輸出される。其一九三四年の輸出は一千九百萬キログラムであつた。

一九三二年までは協同組合のベーコン並猪肉販賣事業は餘り盛んでなかつたが、一九三三年並に四年に全國各地區に協同屠殺場が設けられて以來躍進し、猪肉販賣組合スウェーデン聯合會旗下の組合の取扱高は、販賣用として生産されるベーコン並猪肉の八〇%を占めるに至つた。組合總數は二十六、組合員十八萬人。

穀物販賣並必需品購買組合 一九三四年に於ける此種組合七百共組合員四萬五千、員外利用者五萬五千有つた。一九三四年の賣上總額、六千九百萬クローネから一九三五年の前半八千二百萬

クローネに躍進して居る。それは、全國の市場取引されるパン穀物の三〇%、飼料の三〇%、肥料の三五%を占めて居ると推定される。最近四、五年來各地區聯盟は農業倉庫(揚穀機有る)の設立に努力し、穀物約二十萬噸の貯藏能力を持つて居る。全國聯合會並地區聯盟の出資並積立資本金は七百萬クローネを超えて居るが、此外スウェーデンには全國聯合會に加入しない穀物農業倉庫組合が若干有る。

卵販賣組合 卵販賣組合スウェーデン聯合會旗下の組合五百有り、其一九三四年に於ける賣上高四百八十萬キログラム、一九三五年一月—八月四百六十萬キログラムであり、後者の數は全販賣卵の十八%に當つて居る。

果實並野菜販賣組合 十四組合の全部が果實販賣組合全國聯合會に加盟して居り、一九三四年の聯合會の果實販賣高は二百萬キログラムであつた。

信用組合 一九三四年十一月現在信用組合スウェーデン聯合會加盟七四四組合(組合員六五、三一九)の受入貯金二二、四百萬クローネ、貸付五二、九百萬クローネ、其中一九、七百萬は抵當貸付、三三、二百萬クローネは短期貸付であつた。(註二五—農業協同組合の諸數字)

農業保險としては電害保險が行はれて居る。

一九三六年五月のKF大會の決議に依り、KFと農村協同組合の全國聯合たるスウェーデン全國農民組合との間に提携が進

はれて居る。特に農村では其生産品の販賣は殆ど全部協同組合を通じて行はれ、輸出入は總て協同組合が政府と協力して行つて居る。

近時イギリス其他の諸國が農産物の輸入制限を行つてゐることはベーコン、バター類を輸出し、飼料肥料の輸入を行つてゐるデンマルクの協同組合の取引上に少なからざる影響を與へた。又反産運動特に消費組合に對する小賣商人の反對運動は有るが、しかし大した効果を奏せず、最近年に於ても協同組合運動は著しく進展して居る。

一九三四年にはデンマルク總人口三六三、〇〇〇人に對しデンマルク協同組合聯盟加盟消費組合數三〇九、一〇〇世帯、一世帯四人とせば全人口の三割四分に當つてゐた。一九三三年の

められ、遂にKFと全國農民組合、酪農場全國協會、猪肉販賣組合スウェーデン聯合會、卵販賣組合スウェーデン聯合會、果實販賣組合全國聯合會、果實販賣組合全國聯合會、一般農事協會、並に全國地方居住者協會との間に完全なる協定が結ばれ、全協同組合運動の常置共同委員會を設け、協同組合運動の全般的問題を協議し、又委員會内に特別調停局を設置して、關係當事者間の直接交渉に依つて決しられない事件の調停をする事になつた。

デンマルク

最近スウェーデン協同組合運動が喧傳されるまでは協同組合國と言へば即ちデンマルクを思ひ出さしめたのである。

デンマルクに於ては全人口の三分の一は何等かの協同組合に加入して居り、國民の經濟生活の大部分は協同組合を通じて行

農村協同組合賣上高(註二七)

	1935年	1936年
酪農組合	505	570
バター輸出組合	139	167
屠殺組合	431.4	440.4
卵輸出組合	16.1	18.5
家畜輸出組合	7.5	11.2

此外種子購買組合、農業用品購買組合、飼料購買組合、肥料購買組合、酪農並冷蔵設備を取扱ふ組合並に保險組合協同組合銀行等亦何れも事業高が増加した。一九三三年の賣上總額二五〇百萬クローネに對して一九三六年のそれは三〇五百萬クローネと推定され一九三四年の卸賣組合の成員一八五三、其賣上

六八百萬クロネに對して一九三六年の賣上は一九三三萬クロネと推定されて居る。

三六年度は前掲の統計の示す如く生産者の農村協同組合に於ても著しい進展が見出される。

なほ一九三三年に於ける協同組合合同委員會加盟各種協同組合数は七、八八六有つた。

私的商業に對する協同組合の割合は左の如くである。(註二八)

小賣商業	一〇%
飼料の輸入	四八%
肥料の輸入	三五%
ペーコンの輸出	八三%(二一九百萬クロネ)
バター <small>の輸出</small>	四六%(一三〇百萬クロネ)

國際協同組合聯盟(ICA)と國際協同卸賣組合(ICWS)

國際協同組合聯盟 International Co-operative Alliance は國際協同組合運動の指導統制聯盟であり、協同組合が自主性を失つてゐる獨、伊のワシ、國を除き、ソウェイト聯邦、日本を含む、約四十箇國の協同組合並に其聯合體六四九が加盟して居り、其組合員數一億世帯、本部はロンドンに在る。加盟國名は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコスロヴァキア、フィンランド、フランス、オランダ、アイスランド、インド、ノール

ウエイ、ポーランド、スペイン、スウェーデン、スウェーデン、アメリカ、ソウェイト聯邦(アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、ロシア、白ロシア)、アルゼンチン、ブルガリア、カナダ、デンマーク、エストニア、佛領印度支那、イギリス、オランダ、ハンガリー、日本(産業組合中央會と朝鮮金融組合聯合會)、ラトヴィア、リトアニア、蒙古、パレスタイン、イラン、ポーランド、ルーマニア、南阿、トルコ、ユーゴスラヴィア。加盟團體の内譯(註四六)は左の如くである。

- 全國的聯盟(消費四〇、卸賣三八、生産五、信用二、監査一、農業八、銀行二四、保險二〇、出版一、宣傳一、婦人ギルド一)
- 地方聯合會 二
- 單位消費組合 五〇六

三年目毎に大會を開き三六六年は第十五回大會に當り、九月六日九日パリに於て開催された。今次大會の重要議題は左の如くである。

- 一、ロッチデール原則の現行狀態。
- 二、種々なる經濟體制と協同組合の地位。
- 三、國際取引の發展。

國際卸賣協同組合 International Co-operative Whole sale Society は、各國協同組合間の貿易助長を目的として一九二四年三月設立されたものであり、本部並に事務局をマンチェスターに置いて居る。當時の參加國はドイツ、イングランド、オーストリア、

ベルギー、ブルガリア、スコットランド、フランス、リツアニア、ポーランド、ソウェイト、スキス、チェコスロヴァキア、ウクライナの十四であつたが現在はナチス政權下のドイツが脱退しスウェーデン、デンマーク、エストニア、フィンランド、オランダ、ハンガリー、ラトヴィア、ノールウェイ、パレスタインが新たに加はり組合數二十四である。

I.C.W.S.は、世界協同組合間の貿易關係の助長發達をはかるために情報の蒐集交換を行ふが、自ら取引をなす事業機關ではない。次にI.C.W.S.參加組合の貿易狀況を見る。(單位英貨磅、ソ聯を含まず)(註四七)

輸出總額(イングランド及スコットランドのみ)	輸入總額
一九二八 一、一六九、九〇〇	六〇、六一、四四四
一九三一 一、六九〇、〇〇〇	四七、〇元、〇〇〇
一九三二 二、一三三、四〇〇	四一、一八〇、〇〇〇
一九三三 一、五二六、〇〇〇	三九、二八一、三九八
一九三五 一、六六八、〇〇〇	四四、〇四六、八九六

一九三五年の組合員國別統計(註四八)	輸 出	輸 入
國 名		
イングランド	六一二、九三七	三二、六三九、八八二
スウェーデン	六〇二、七四一	二、四四四、六二四
スコットランド	二四〇、〇〇二	三、八一二、八四〇
ユストニア	四三、八九〇	三〇七、六一八

フィンランド	四〇、五一七	一、〇四三、四二一
ノールウェイ	三三、六五八	二二六、八四四
スキス	二二、四〇〇	八一三、一八六
オランダ	二二、三七七	九五、二三四
ポーランド	一三、七一〇	一一七、五〇〇
チェコスロヴァキア	一一、一七三	五九七、三〇二
フランス	一一、一三二	一、五九八、九五〇
オーストリア	四三九	一九八、九八四
ブルガリア	三〇	六、七七五
ベルギー	一	一四三、七三六
合 計	一、六五八、〇〇六	四四、〇四六、八九六

世界貿易額に比べれば未だ極少部分を占むるに過ぎないが、恐慌期を通じて比較的順調な發展を辿つてゐる。輸出が輸入より著しく貧弱なのは、過剰品を輸出する程度に止まつて居るからであり、イギリスは最近ソ聯との取引減退で小さくなつたが、それでも輸出總額の半を占めてゐる。輸入も亦、イギリスの獨占狀態で、イングランドとスコットランドの組合だけで、總額の八割三分に達してゐる。輸入品ではバター、ラード、ハム、茶、珈琲、砂糖、米、小麦等の食料品の輸入が六割乃至七割を占め、その外果物、魚類罐詰、植物油及び少額の工業原料品である。

一九三六年I.C.W.S.と巴里の國際農業委員會の協同組合部との間に次の如き協定が成立したのは、未開拓の地に鉄を入

れたものであり、大きな收穫である。

- 1、國際農業委員會は、協同組合加盟の團體より輸出バタに關する情報(數量、價格、取引、條件等)を蒐集し、I.C.W.S.に送達する。
- 2、I.C.W.S. は見本を檢査し、取引上の必要事項を調査の上、加盟團體に報告する。
- 3、I.C.W.S.も亦、國際農業委員會協同組合部宛、輸出可能の商標を報告する。

この協定は、今のところ、バタに限つてゐるが、成績がよければ他の商品にも擴張する筈である。

引用書目

- #1 Reports of the Chief Registrar of Friendly Societies for year 1935 (1937年發行)
- #2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 12, 14, 18, 22, 26, 28, 29, 35, 41, 42, 46, 48 People's Year Book, 1937.
- #5 The Co-operative Review, June, 1937.
- #6 The Producer, August, 1937.
- #11, 27 Review of International Co-operation, February, 1937.
- #19 同上誌 October, 1936.
- #45 同上誌 July, 1937.
- #13 68th Annual Report of Co-operative Insurance Society.
- #15 Year Book of Agricultural Co-operation, 1936, 1937.
- #17, 31, 32, 34, 39, 40, 43, 44 同上書 1937年版

#24, 25 同上書 1936年版

#16, 33 N. Barou, Co-operative Insurance

#30 1934-1937 People's Year Book, 並に Fusionsbilanz des K. F. und Seiner Tochtergesellschaften 1904-1934.

#21 Herman Stolpe, Consumers Co-operation in Sweden. (First published in the Sterling Bloc number 1935 of the Daily Telegraph, London)

#23 Folket and Samarbeta.

#30 Das deutsche Genossenschaftswesen der Gegenwart, herausgegeben von Professor Dr. Georg John. 中の Dr. Norbert Wolf, Die Handwerker-genossenschaften und die Aufgaben in der Handwerkswirtschaft.

#36, 37 Mitteilungen über den 58. Genossenschaftstag des Oesterreichischer Genossenschaftsverbandes.

#38 Grosseinkaufsgesellschaft österreichischer Consumvereine, Bericht für das Geschäftsjahr, 1935.

#47 産業組合ニ関スル第一三六號

(山崎勉治)

イギリス及イギリス領諸國

イギリス

一般情勢

イギリスの政治は従來長い間、議會に於て相對立する保守、自由の兩大政黨によつて支配され、斯の傾向は概して世界大戰の頃に至るまで続いたのである。然るに、世界大戰を契機として茲に一大躍進を遂げた労働黨は漸くに保守、自由兩黨間に割り込む勢力を占め、一九二四年には早くもラムゼイ・マクドナルドを首班とする第一次労働黨内閣の成立を見たのである。茲に於てイギリス政界の永き傳統たりし二大政黨對立は終焉を告げ、爾後は保守、自由、労働の三派鼎立して政權の争奪に離合集散するに至つて居る。就中、一九三一年の金融危機に基因する國民内閣の成立は、更に労働、自由兩黨の陣營内に一大分解作用を惹起す機縁となり、茲にイギリス憲政史上未曾有の黨派簇生分立の状態を現出するに至つた。即ち、労働黨からはマクドナルドを黨首とする國民労働黨(National Labour Party)

とチヌームス・マックストンを首領とする獨立労働黨(Party Independent Labour Party)とが分れ、自由黨からはジョン・サイモン一派の國民自由黨(National Liberal Party)とロイド・ジョージ一派の獨立自由黨(Independent Liberal Party)とが分裂した。右の諸黨派の外にも、保守黨より分裂せる獨立國民黨あり、ポリティの率ゐる共產黨あり、更に又モズレイ一派のフレンジ新黨運動もあると云ふ譯で、イギリスの傳統的議會政治は今日多大の動搖を示して居る。而も、最近の總選舉(一九三五年)の結果に徴すれば、中間派的色彩の強い自由黨は寧ろ没落の機運に在り、却つて保守、労働兩大政黨の新たな對立の段階に入らんとして居るもの、如く思はれる。

労働運動

イギリス労働組合運動の中樞を成すものは労働組合評議會(T.U.G.)であつて、其の創立は古く一八七一年に溯る。其頃から労働運動は広く労働大衆の間に浸透し、社會主義的風潮が漸く熾んとなつた。八〇年代に入るやヘンリー・ハインドマンの社會民主同盟、ウィリアム・モリスの社會主義同盟、シドニー・

ウエブ等のフェビアン協會等々が相次いで設立され、一八八九年には有名なるロンドンの大ドック同盟罷業があり、労働者側の勝利に歸し茲に労働組合運動は一大進展を遂ぐるに至つた。一九世紀の末葉より二〇世紀の初頭にかけて組合運動は益々密接に政治運動と結合し之に伴ひマルクシズム乃至サンヂカリズムの影響が次第に強くなつた。世界大戦中労働運動は一時中止され所謂三角同盟の成立を見た。世界大戦當時及び爾後の産業界の情勢は労働組合の基礎を鞏固ならしむるに與つて大に力あり、加之、ロシア大革命の成功に刺戟せられた思想界の急進的變化は世界を舉つて労働者階級解放の叫びとなり、戦後のイギリスは屢次頻發する同盟罷業によつて著しく惱まざるに至つた。殊に、一九二〇年の炭坑大争議以來、同盟罷業の規模は益々大きくなり、勢ひの赴く所遂に前古未會有なる總同盟罷業（一九二六年）の勃發を見るに至つたのである。之の参加人員は實に二、七二四、〇〇〇人の多數に上つたと傳へられる。然るに一方、一九二二年の世界恐慌を契機として思想界にも反動的風潮盛んとなり、一九二四年に成立を見た第一次労働黨内閣は組閣後一年を出でずして早くも保守黨内閣に取つて代られ、労働者階級の政治的進出は一頓挫を來すこととなつた。のみならず、一九二六年の總同盟罷業が七箇月に亘る力闘を経て労働者側の敗北に歸するや、形勢は茲に急轉直下してポールドウンの保守黨内閣の下に労働組合法の修正法案提出を見るに至つたのである。

右の修正法案提出に對しては労働陣營は黨、組合共に相呼應して反對運動に努めたが遂に力及ばず、一九二七年「労働争議及び労働組合法」として公布された。此の一九二七年の労働組合法は其の以前の労働組合に關する諸法及び一九〇六年争議法を非常なる程度に於て修正したもので労働者の側からすれば數十年來の労働運動を寧ろ著しく後退せしめたものであるとも觀られる。爾來イギリスの労働運動は左翼的色彩が頓に薄れ、寧ろ保守的傾向が強くなつてきて居る。

失業問題

最近イギリスに於ける最も重大なる社會問題は失業問題である。戦後に於ける世界貿易の大減退はイギリス産業の全面的衰退となつて現はれ、失業者の夥しい増加を齎らした。政府の失業保險統計に據れば大ブリテン及び北アイルランドを含む一九二〇年の失業者数は八五萬であつたのが、一九二一年には一九六萬に上り其後多少の減退傾向を示したが一〇〇萬を以て減じたことなく、失業問題は最近イギリスの當面する問題の中で最も解決困難なるものとなつて居る。其後更に激化せる世界の經濟恐慌に伴ひイギリス産業經濟界の不況も亦深刻化し再び一九三〇年以降失業者の増大著しく、就中一九三一年より三五年に至る國民内閣治下の四箇年間に於て曾て見ざる多數に達して居る。即ち失業者数は一九三二年に於て二七二萬、一九三三年

には二八四萬、一九三三年には二五五萬と云ふが如き驚くべき數に達して居る。斯かる未曾有の失業状態を現出せしめた主要原因は所謂經濟的國家主義の世界的流行に因るものであるが、同時に又、國民内閣の保護主義的政策が斯の傾向を益々激化せしめたことは争はれない。

國民内閣——と云つても一九三一年十月の總選舉以來は實質的に保守黨の單獨政府と化したのであるが——は一九三三年に至つて漸く其の失業法案を提出した。該法案には被保險労働者に關する規定も「過渡」救済金の受取人に關する規定も設けられてあるが、而も其の主たる特徴と看做すべきは非被保險労働者の救済制度であつた。即ち、それに據れば失業前二箇年間失業保險基金へ所規の回数だけ毎週保險料を拂込んで居ないものは正式の被保險労働者ではないが、斯かる労働者も失業すれば矢張り割合で所謂過渡救済金なるものを支拂はれることとなる。之がため、失業保險基金は本來の任務以上に加重された任務を負担することとなつた。

右の制度を運用するために七人の委員より成る臨時失業救済委員會が設置された。此の委員會は被保險者に非ざる全ての失業労働者に對する給與金支拂を監視する権能を與へられた。而して斯の給與金を定むるに當つては受取人及び其の扶養者の必要を考慮し、且つ其の家族員全部の資力をも斟酌すべしと云ふ規定であつた。斯かる法案の規定は之を實施するに當つて種々

面倒を生ずることは明らかで各方面に異論も少なくはなかつたのであるが、大多數を恃む政府黨は遮二無二押切つてしまつた。右の法案に據る要救済家族の收入査定規則が委員會の手で起草され議會に提出されたのが失業法提出後更に一年を経た一九三四年十二月のことである。而も、斯かる規定による家族資力査定法が實際問題として幾多困難を伴ふことは明かだ、斯の規則が如何なるものであるかと判然して來ると全國的に反對が捲起された。乃で結局其の施行を停止し、實際上の便法として従前の救済標準の存続を認める假條令を急遽制定せざるを得ず、且つ労働大臣の更迭をも斷行せねばならなかつた。之が一九三五年二月のことである。要之、一九三一年十月以來保守黨を樞軸とする國民内閣の失業救済策は、甚だ緩急を極めたものであつた。即ち、前後四年餘の年月を費やして尙失業法案一つの決定がつかかなかつたのである。

失業労働者に仕事を供給することに於ても亦、國民内閣の態度は甚しく消極的であつた。蓋し、道路の築造、荒蕪地の開墾、港灣の修築、水力發電工事の如き事業は固より莫大の資本的支出を要するものであるが、當時民間には不撻遊資がダブついて居り、政府は低利を以て之を借り入れ得る状態に在つたと云はれる。

然るに、政府は借入金に對する毎年の利子支拂額の嵩むを惧れて遂に積極的の措置を講ずることを敢へてしなかつた。

此間に在つて唯一の國民内閣が否應なしに直面せざるを得なかつた失業問題の側面がある。それは所謂特殊地域の問題である。特殊地域とはダーラム、ノーザンブランド、サウスウェールズ、ウエスト・カンブランド及びスコットランドの一部を指稱するもので、是等の地域は元來石炭、紡績、海運、造船等の如き大輸出關係事業の本場であり、近年までイギリス最大の生産地域であつた。然るに、これが前述の如き世界の經濟的國家主義と政府の保護政策によつて破滅の状態に陥り、従て失業者の率が非常に高くなつた。是等の特殊地域に於て勤勞人口の少なくとも二五%、甚しき場所には五〇%乃至一〇〇%が生活の手段を失ひ、失業救済金や貧民救助金の厄介になつたと云はれて居る。

失業者に對する救済策として失業保險制度がイギリスに於て設定を見たるは一九一一年失業保險法制定以來のことである。其後一九二〇年に至り、再度の失業保險法が發布され、同年十一月八日から直ちに實施せられることとなつた。一九二〇年法は其の精神に於て一九一一年法と本質的に異なる所はないが其の適用範圍は著しく擴張されて事實上殆ど凡ゆる職業と勞働者とを包括して居る。斯の法案實施の結果、一九一九年末には約四〇〇萬に過ぎざりし失業被保險者數は一躍一、二〇〇萬を算するに至り、保險資金は二、二二〇萬磅に達した。然るに其後イギリス産業界の衰退に伴ひ、失業者數の増加夥しく實際の失業

率が豫想平均率(九・五%)を遙かに超過し、これがため大多數の失業者は拂込金によつて保險金を得る事ができなかつた。乃で應急對策として一九二一年には特別支給金制度の設立を見た。此の特別支給金制度は一九二四年に至り、マクドナルド勞働黨内閣によつて基本的支給制度に改められたるもの、其後失業者は増大する一方であり豫想平均率以下に下つたことなく而も失業期間は一般に増長して無契約給付請求者を漸増せしむるに至つた。

之がため失業基金は全く缺乏して已むなく國庫よりの借入金に以て支辨し、同時に掛金も亦一般に増加せしめられたが恰も不況時に際會せる産業にとつては其の負擔に自ら限度がある。乃で國庫よりの借入金益々増加して其の限度は一九二七年には三千萬ポンドとなり一九三〇年には更に五千萬ポンドに引上げらるゝに至つた。斯の結果、イギリスの財政困難はいよゝゝ拍車をかけられ、政治的にも經濟的にも將又社會的にも失業問題が一層重大化するに至り、以て今日に及んで居る。

イギリス勞働組合評議會

イギリスの勞働組合評議會(British Trade Union Congress)第六十八回年次大會は、一九三六年九月七日以降五日間に亘りフィンドレイ氏議長の下にプリマス市に於て開催された。今次の大會は恰もスペインの内亂最高潮に達し、社會黨を中心とする

所謂人民戰線政府は蘇佛の援助を楯に、獨伊の支援するフランコ將軍の反政府軍と盛んに戰火を交へつゝあり、スペイン戰線をつ繞つて歐洲各國はフッショ對反フッショの渦巻く抗爭の激化裡に恟々たる時機に際會した。斯の秋に當り、スペインの内亂に對する列國の不干渉問題に關して、イギリス勞働組合評議會の採る態度如何は内外の齊しく注目する所であり、従て本大會に於ても斯の問題が中心の論題となつたことは極めて當然であつた。同時に又、右に關聯して人民戰線運動と共產黨の勞働黨加盟問題が論議に上りたることも注目すべきである。

大會の劈頭、全代議員は總起立裡に「憲法政府防衛のために偉大なる闘争を敢行しつゝある友邦スペインの同志盟友」に對する同情の意を披瀝し、且つスペインの新政府並に其の首腦者に對し激勵のメッセージを送ることを満場一致を以て可決した。次いで議長フィンドレイ氏は總務委員會を代表して次の如き演説を試みた。曰く、經濟的見地から觀ればイギリスに於ける展望は一年前に比べて遙かに明朗となつて居る。即ち、

『失業者は減少し工業的生産は増加した。輸出貿易は著しく回復の途に就き、小賣業も亦少からず改善を見るに至つた。斯の如く經濟状態が立直つてきた結果、之に伴つて勞働組合員數も大に増加し、且つ又賃銀が上騰の傾向を示し多數組合の加盟者を潤はすこととなつたことは寔に慶賀に堪へない。』

『軍備と「繁榮」』 經濟的復興が向後も繼續する事は吾人の齊しく希望

する所である。而も斯の復興は今日實際に下り坂にはなつて居ないとしても、最早其の絶頂に上りつめて居る、と云ふことを眞剣に危惧すべき理由がある。目下の所取り立て、云ふ程後退の徴候は見當らないが而も復興の活潑となつた諸要素が重大なる變化を蒙りつゝあることを示す憂慮すべき徴候は既に見受けられる。現在の所謂産業的活況が大部分政府の軍備擴張計畫によるものであることは一般に認められて居る。實際にそれは若干の産業の中に「俄景氣」の状態にどうやら似たものを醸し出しつゝある。併し乍ら、眞の繁榮は之を軍事工業の狂熱的活況の上に打ち樹てることができない。一切の大工業國は斯様の意味で「繁榮」しつゝある。之等諸國を通じて軍需品製造工業の夥しき擴張が見られたが、而も斯かる繁榮は決して實を結ばないし且つ又永續もしない。軍備擴張の創り出した「俄景氣」の後には必ずや深刻極まる沈滞不況の到來を免かれ得ないであらう。經濟復興の恒久的諸要素の作用によつて現在の上昇的傾向が維持されて居ると見做される根據は何等見當らない。實際に責任ある人々は新たな經濟恐慌の襲來に對して準備するやう吾人に警告して居る。尤も、斯かる經濟不況の襲來は政府の軍事費放出によつて之を一年や二年は先へ延ばす事ができる。併し乍ら、之がためには重大なる犠牲が必要とされよう。蓋し、斯の結果は既に自明なる如く一つには軍事工業生産能力の過勞行使となり、また一つには熟練勞働と國費とを一層有益なる恒久的價值ある公共事業から他の方面へ振向けることによる經濟的不均衡的發展の促進となるからである。軍事費の放出は國民の恒久的資産に何物をも付加しない。斯か

る經費は軍備が實際に行使されない場合には完全に無益となるし、それが本来の目的のために行使される場合には死と破壊とを結果する。反之、公共事業への支出は國民の眞の富の積極的增加を意味する。故に之によつて促進される繁榮は擬制的のものではなく、茲に生ずる労働者の雇傭は決して無駄なものではない。

労働時間 賃銀獲得者の生活状態は極めて劣悪であるので彼等は人智の進歩及び科學と發明との達成から當然に彼等が享受すべき恩恵を他人のために横奪されて居ると思ひ込んで居る。産業組織に於ける一切の發達は人類の生活を豊富にし且つ人類の自由の領域を擴めないで却つて労働者の隷屬状態を強化するに至つた。若しも科學と發明とによつて促進された技術的改良から生ずる利益が産業の經營者達に獨占されなかつたとしたならば労働時間の如きは著しく短縮することができた筈である。而も實際は何等短縮されて居らぬのである。四十時間週實現の運動は事實上行詰つて居る。本年六月ジュネーブで開催された國際労働總會に於て雇傭主代表は數個の政府の支持を得て——お恥しいことではあるがその中には我がイギリス政府も一枚加つて居た——四十時間週條約案の採擇を執拗に妨害し其の目的を達したのである。彼等は四十時間週條約を適用せんとした五産業部門の中、四産業部門に關する當該條約案の採擇を阻止することに成功した。従て、四十時間週條約を獲得することができたのは、僅かに労働者の一グループに過ぎない。而も、それが政府の直營する、又は政府から補助金を受くる公共事業又は建築乃至土木事業に傭使される労働であつたことは蓋し意味深重である。有給休暇

線」問題に關する彼の言説は労働黨が自由黨との提携問題及び共産黨の加盟を時期尚早とする組合首腦部の見解を婉曲に表明せるものである。

労働組合組織 全國衣服労働者組合の動議に基いて左の決議が満場一致を以て採擇された。曰く、

『本大會は労働組合員たらざることを雇傭条件の一つとし、又は一つとせんとする雇傭主若しくは労働組合團結を拒否する雇傭主を斷乎排斥する。大會は斯かる雇傭主の商品及びサービスを能ふ限りポイコットするやう全ての労働組合員に勸奨すると共に、斯かる雇傭主の主催する一切の社會的式典又は集會への出席を遠慮するやう労働組合運動の指導者役員其他に要請する。』

義務教育修了年齢 運輸及び一般労働者組合の動議に基いて大會は満場一致を以て次の決議を採擇した。曰く、

『本大會は知識的並に技術的補習教育の適當なる便宜を伴ふ形式で義務教育年齢を十六歳に引上げると共に、子女の肉體的福祉を傷つけることなしに義務教育延長の恩恵を最も貧困なる就學児童にも均霑せしめんがため、當該延長期間中其の両親又は保護者に充分なる給養手當を支給させるために、引續き精力的な宣傳運動を展開するやう總務委員會に要請する。』

失業給付 全國鑄物工組合の名に於て次の決議案が提出された。曰く、

『本大會は年額六百五十萬鎊の失業基金剩餘金を使用する一手段とし

を規定する條約案に對しても同様に雇傭主代表側から種々の反對がなされたが、幸ひにも之は不成功に了つたのである。

統一戦線 吾人は吾人の運動の指導方針となつて居るやうな明確な且つ充分納得のできる原則に基いて考へ且つ行動する人々と提携することを欲するものである。經驗が吾人に教へたる所に據れば現に「統一戦線」の結成を主張して居る他の團體の態度は從來吾人の理想としてきた目的の達成を阻害すること大なるものがあつた。吾人の運動に對する之等諸團體の攻撃は却つて疑念と不信を抱かせることになり、吾々の運動の統一を薄弱ならしめた。吾人は斯かる攻撃が些少でも利益を齎らしたなどと考へることはできない。若しも吾々が相互に攻撃し合ふことを止めて、吾々の基本的目標に關して事毎に吾々と對立する人々の上に砲火を集中することにすれば早晩吾々は共同の敵に對して共同の戦線に結合して居る吾々自身を見出すこととならう。何れかの方面に敵愾心を挑發すると云ふ理由で團結の原則を抛棄することは先人によつて拂はれた英雄的犠牲に對する背信行爲となるであらう。併し乍ら、吾人は特權階級及び經濟力の支配者達に對して吾々の目標と目的とが如何に眞理に合致して居るかを、また、もしも労働組合主義と社會主義との前進を阻止するために現在熾んになつて居る鬭争が労働階級運動の破壊と労働階級の目的の挫折とに終るとしたならば、人類の文明生活から果して何物が残るであらうかを充分考へて見るやう眞剣に訴へんとするものである。』

フイन्दレイ議長の演説は大要右の如きものである。『統一戦

て被保險労働者の週掛金を一週に付き一片だけ引下げた政府の行爲に對して強く抗議すると同時に當該命令を即座に撤回せんことを政府に要請する。尙大會は失業保險給付に關する六日間の待期を持続させることは失業者を不必要に苦しめるものとして、之に抗議すると共に失業に陥るや即時に給付を保證するため必要の措置を執らんことを政府に要請する。』

決議案提出者はアーサー・シオ氏の署名した失業保險法定委員會の少數派報告書を確認せんことを大會に要求し、且つ失業基金剩餘金は之を掛金減額のためよりも寧ろ給付の増加額に充當すべきである、と示唆した。尙又、決議案提出者は雇傭主團體は給付の減額に賛成であると主張した。

アーサー・シオ氏は總務委員會を代表して次の如く述べた。即ち、

『失業者がこれ以上に減少する場合は基金の剩餘金も程なく現在以上の額に達することとならう。而も、斯點に關して法定委員會は明年二月には再び労働大臣に報告せねばならないことになつて居る。然るに、労働組合評議會は給付期間の延長によつて給付の改善を圖つた方がよいか、或ひは週給付額の増額によつて給付の改善を圖つた方がよいか、其の何れを探るべきかに就いて未だ明確の態度を決定して居ない。従て各労働組合が斯點に關して其の態度を決定することが肝要である。』

と。右の決議は採擇された。

失業扶助規則 代議士ヘイデイ氏は總務委員會を代表して新失業扶助規則に關する討論の口火を切つた。同氏は失業者數は其の被扶養者をも合すれば約五〇〇萬人に達するが、新規規則の適用を受ける者は其の中三〇〇萬に過ぎないと述べた。同氏はまた新に定められた手當の率が不十分であるとして之を非難し、且つ勞働組合評議會はこれまで常に失業者の一切の分類づけに反對してきた旨を指摘した。尙氏は總務委員會は新規規則反對の全國的示威運動の結成に對して能ふ限りの援助を與ふるであらうと付言した。

勞働組合評議會書記長ウ・ルター・シトリン卿は、討論中になされた示唆のうちには要するに政府をして現行法令中から失業保險法を削除せしむるために産業的行動を採らんことを評議會に要求する性質のものが若干あつたと述べた。換言すれば總務委員會は政府をして最近改選された議會の決定を廢棄せしめるやう要求されたのである。勞働組合評議會は從來進んで斯種の行動に出づることを再三拒否してきた。而して常に直接的な産業的行動によつて政府に挑戦することは勞働組合運動の採り得る決定の中、最も重大なる性質のものであることを認めてきた。斯かる示唆を實行に移すことが可能であるか否かの問題にしても、尙其處には外部の團體が直接行動によつて國民議會の決定に挑戦することが正しいか否かの根本的問題が残るのである。論者達は共同社會の一部が議會の意思を覆へすために斯種の行

動を採ることが道徳的に正しいとの原則を樹立しやうとしたのではよもやあるまい。組合評議會は其の行動を斯の問題に關するアヂテーションに局限すべきである。若し吾々が議論の力を以て當該規則の不正なることを國民に納得せしむることができない位ならば、非立憲的手段によつて議會を強制せんと努力した所で斷じて國民の支持を期待できないであらう。

特殊地域の問題 全國一般及び都市従業員組合の動議に基いて次の決議が採擇された。曰く、
『本大會は特殊地域に關する政府の無爲無能のために社會の廣汎なる部分が無限の貧窮と困苦の中に陥れられて居ることを茲に宣言し、且つ地方當局と協力して開墾計畫、海岸の築堤工事、道路工事、架橋工業、築港工事、疏水工事、水道工事其他を興して勞働組合員のそれと同一の賃率及び條件で仕事を支給することにより之等地方を復興するための措置を直ちに採らんことを政府に要求する。』
之等の工事は國家的重要性を有するが故に、其の經費は國庫が直接に之を負擔して當該特殊地域の納稅者の負擔を軽減するやうにすべきである。
大會は之等窮乏地方に新産業を誘導せんとした試みが失敗に歸したことに對して遺憾の意を表し、且つ小規模産業に補助金を交付して斯の問題を解決せんとした際に採つた政府の態度が如何にも無氣力であつたことを非難すると共に、之等の地方に組織的な且つ精力的な公益事業計畫を興さんことを要請する。』
工場法の改正 家具工全國聯合の提議に基いて左の決議が採

擇された。曰く、

『本大會は綿絲紡績工場の準備部門に備使されて居る職工間に呼吸器病患者が頻發して居ると云ふ事實、及び一般に雇傭主間の競争が激化して生産費を切下げんとする試みが不斷になされて居る結果、工場乃至職場内に於ける衛生事項が閉却されて居り而も、工場監督官の數がお話にならぬ程不十分であるがため、斯の如き工場法の無視が公然と行はれて居ると云ふ事實を深甚の關心を以て觀察する。』

故に、大會は工場監督官の増員を政府に要求するやう、且つ勞働者保護規定の嚴格なる適用を監視するために、能ふ限りの措置を採るやう總務委員會に指令すると同時に、來るべき議會には長い間其の審議を延期されてきた工場法案が眞先に上程されるべきことを要求する。尙大會は危険なる機械の操作に勞働者を單獨で當らせない旨の規定を工場法案中に挿入させるやう、また、雇傭主を強制して被傭者全體のために衛生設備を職場内に設けさせるやう總務委員會に要求する。大會は一九三六年一月三十日に内務大臣と會ひした際、同大臣から「政府は時勢に適した工場立法を來議會に提出する心算である」と云ふ言質を得た總務委員の勞を多とするものであるが、同時に他方に於て同様の約束がこれまで幾回となくなされては反古にされたと云ふ事實を茲に注意する。
大會は約束の履行を絶えず政府に迫り、且つ之が履行されない場合には抗議のため示威運動を全國的に組織せんことを總務委員會に切望する。』

勞働者補償 左の決議が全國鑛夫聯合の名に於て提出され滿

場一致を以て採擇された。曰く、

『本大會は勞働黨及び勞働組合評議會の起草にかゝる法律草案案を基準として勞働者補償法を改正することが緊急必要事である旨を政府に勧告する。因に改正するべき主要點は左の如くである。』

- (イ) 勞働者補償法第四十三條は左の疾病及び作業に適用されるべきこと。
疾病——筋肉、骨、關節、血管及び神經系統の疾病。
作業——一切の動力鑽孔、又は穿孔其他勞働者の身體に震動性の衝撃を與へ勝ちな一切の機械装置の作用又は操作に關する一切の作業。
- (ロ) 珪肺病に關する一九三四年の條令(修正)を溯及的のものとして、醫務委員會の證明する一切の患者並に坑内及び坑外勞働者に之を適用すること。
- (ハ) 炭疽病に罹つて居る勞働者に補償を支拂ふこと。
- (ニ) 補償の率は災害前に於ける通常週の稼得の七五%とし、勞働不能の第一日から之を支給すること。
- (ホ) 勞働者が何等かの種類の傭使に適用することが證明される場合には、其の雇傭主はこれに適當の仕事と與へる義務を負ふものとし、之をなさない場合には完全な補償を支拂ふべきこと。
- (ヘ) 醫務審判官に付託する旨の規定が補償法中にあるが、これ等の個處は現行規定を改正して其の代り三名より成る醫務委員會を設置する旨の規定を設けること。
- (ト) 補償請求の原因たる勞働不能が全治して居ること、又は現在

其の症状が認められないことが證明される場合には補償の責任を有する旨の證明があるか否とに關係なく、労働者は復職を要求する権利を確保される旨の規定が設けらるべきこと。』

社會保險 運輸及び一般労働者組合の提案に基いて大會は左の決議を採擇した。曰く、

『本大會は凡ゆる種類の労働者に適用され、且つ左の諸部門に亘る全包括的社會保險制度を實施させる目的で政府と交渉せんことを總務委員會に要請する。

(イ) 失業保險。

(ロ) 國民健康保險。

(ハ) 寡婦及び孤兒を含む年金保險並に労働者養老保險の年金額の引上げ及び年金受給年齢の引下げ。』

労働時間 運輸及び一般労働者組合の名に於てアーネスト・ベ

ヴェン氏は左の決議案を提出した。曰く、

『本大會は失業者数が老大有である事實及び産業復興が合理化を伴つた結果、就業労働者一人當りの生産額が激増した事實を充分に承知して居るが故に、四十時間週に關する提案に反對を表明しつゝある政府の態度を非難する。本大會は賃銀及び労働條件の低下を伴ふことなしに労働週を最長四十時間に制限するために、自己が適當と思惟する方法を以て引續き政府に壓力を加へるやう總務委員會に指令する。』

ベヴェン氏は此の問題に對する政府の態度は不可解であつたと宣言した。雇傭主達は國際的競争を理由にして四十時間週の

は愈々短縮される傾向を有する。若干の産業は労働組合に壓迫されて生産の平均化を斷行した。而して其の結果何れの産業もそれを有利であると認めた。斯の方法が普及さるゝに至ればやがて五日週の採用を見ることゝならう。

ベヴェン氏は更に語を續けて、現在の一時的『俄景氣』は大部分建築業のお蔭であるが、事情の如何により政府は其の貨幣政策を緊縮して建築業繁榮の可能性を制限する危険がある、と述べた。氏の計算によると今後平和が持續され且つ建築業が若干萎縮すると假定するならば、イギリスに於ける失業者数は一九三九年までに三百萬乃至それ以上に達するであらう。斯の問題だけかうして労働黨政府を迎へる必要が起るやも知れない。併し乍ら、さうなつた所で労働黨政府は一九二九年當時と完全に同一の状態に直面するやも計り難いのである。故に労働者は確乎たる決意を以て自己の政策を遂行しなければならぬ。労働者は二度と再び既得権の確認位で胡魔化される事はないであらう。

エッチ・エッチ・エルヴェン氏は、決議案に對する賛成演説の中に於て、イギリス政府が四十時間労働週に關する要求に對し、ジュネーヴで皮肉な態度を採り、且つ國際労働機關の活動を骨抜きとするに當つて有力な役割を演じたことに就いて苦情を述べた。

職工組合全國聯合のシー・スピーク氏は、ランカシャーの労働者は一切の交替制労働組織及び一切の一般的時間外労働制度に

採用に苦情を唱へた。加之、政府は労働者の國際運動によつてなされた努力を骨抜きとするためにジュネーヴに於て凡ゆる努力を試みた。同氏は四十時間労働週を採用に備へるやう労働組合に訴へた。決議案中には次期の總選舉の結果、再び労働黨政府が組織される場合には、組合評議會は四十時間労働週を採用を之に期待するとの意味が含まれて居る。併し乍ら、労働黨政府が組織されたとしても、同政府が四十時間週を採用して完全なる成功を収めるためには、労働組合の側としても非常な努力を傾倒せねばならぬであらう。

四十時間労働週の問題は、失業問題と關聯して緊急なるものとなつた。併し乍ら、之を他面から見ても、計畫され且つ規制された労働週は産業組織の上に否國家財政の上にすら有益なる結果を必ずや齎らすと云ふ觀察が成立するのである。時間外労働が規制せられて居ない爲に、三六年中に於ける生産の増減は極めて顯著であつた。新産業の多數は季節的生産の基礎の上に組織された。労働週の規定は當該年度全體に生産を平均化する効果をもつであらう。斯事は蓋し困難なる問題であるには相違ない。併し乍ら、多數の産業は既に斯の問題を解決して生産の季節による増減の多くを克服することができた。斯の無統制的生産のために生ずる失業保險及び公共扶助關係の經費は莫大なるものである。斯の無統制的生産は労働者の上に恐るべき結果を招來する。而も生産のスピード・アップに伴ひ季節的生産期間

反對であると宣言した。ランカシャーに於ては現在四十八時間週で生産して居るだけの商品を四十時間週で生産するに足る充分の機械が遊んで居る。雇傭主達は其様な條件では輸出産業は對外的に競争することができないと云ふかも知れない。而も、ランカシャーの賃銀水準は競争諸國のそれと大差なき程度にまで引下げられて居るのである。

右決議案は採擇された。

有給休暇 全國州官吏組合の名に於て左の決議案が提出され可決された。

『本大會は全ての労働者の重大利益を考慮して、毎年二週の有給休暇を其の被傭者に與へる義務を一切の雇傭主に課する立法を獲得するために必要なる行動を執らんことを總務委員會に要請する。但し當該有給休暇中には銀行休業日及び公の祭日を含まず、且つそれは最近の國際労働總會に於て採擇された有給休暇に關する條約の規定に合致するものたることを必要とする。尙地方たると中央たるとを問はず、一切の關係當局に右條約の採擇が勸告さるべきである。』

エルヴェン氏は、右決議案に對する賛成演説の中で、國際労働總會に於ては各國政府代表及び労働者代表は條約案の公正を認め、委員會に於ては労働者の側は反動的政府代表及び雇傭主代表から猛烈極まる反對を受けねばならなかつた、と述べた。イギリス政府は右條約案に反對したが而も終決投票に於て右條約は壓倒的多數で可決された。イギリスに於ても若干の労働者は雇傭主との協定により有給休暇を保證されて居たが、未だに

有給休暇を有しない労働者数は九〇〇萬に達して居る。従て、有給休暇の普及に關するもの以上に立法の制定を必要として居るものはないと云ふも敢へて過言ではない、と。

労働條件 大會は更に次の決議を可決した。曰く、

『本大會は産業の猛烈なるスピード・アップの影響から如何にして労働者を保護し得るかの最善策に就いて、關係團體の執行部と協議するやう總務委員會に要求する。因に協議の際には左の諸點に考慮が拂はるべきである。

- (イ) 四十時間週のための宣傳運動の擴大強化。
- (ロ) 一切の労働者のための有給休暇。
- (ハ) 一切の工場及び作業場に於ける充分なる安全施設の實施。
- (ニ) 公認され且つ有効なる代表權をもつ強力なる労働組合組織強化の最善策。』

農業労働者 全國農業労働者組合の提議に基いて大會は左の決議を可決した。曰く、

『本大會は農業が國家の福祉にとり最も重要な産業の一つであることを認むるが故に、都市に於て他の職業に備せられる最も給與良き労働者と同等の賃銀、雇傭條件及び社會的便益が一切の農業労働者にも保證されるべきこと、及び労働時間並に有給休暇に關する國際規制の原則が何等かの形に於て普及される場合には他産業と同時に農業にも平等に適用されるべきことを茲に宣言する。』

労働者營養問題 全國一般及び都市従業員組合のエリオット女

史は労働者の營養問題に關聯して國際労働局の調査に關する總務委員會報告の一部に言及しつゝ、斯種の調査を歓迎すると述べた。而して、労働者の營養を良好なる状態に保つには食餌療法の問題又は何を喰すべきかを彼等に教へることよりも如何にして彼等に充分なる營養物購買力を與へるかを先決問題であると述べた。

政治問題 大會はスペインの情勢に就いて非常に長時間討議した。尙其の際スペインの事件に對して不干渉政策を支持して居る總務委員會の方針に關して少からぬ討論が交されたのである。其の結果、第三者的觀察者を驚かせた壓倒的多數を以て總務委員會の方針通りスペインに對する不干渉政策が採擇されたのである。斯事は一見意外の現象であつた。と云ふのは、一般にスペインに於ける人民戦線派に對する同情が厚く反政府軍に對しては著しく反感があると印象されて居たからである。殊に大會議場外の情勢は政府に對してスペイン政府を支援せんことを要求する意見が強いやうに見受けられたのであつた。然るにも不拘、遂に不干渉政策の決定せられたことは、一つには必ずしも感情のみによつて動かぬイギリス人特有の實利主義を表示すると共に、又一つにはスペインの内亂に對する干渉論が最も熱心に共產黨によつて主唱された所から、之に對する疑惑が却つて反對効果を生んだものと思はれる。

大會は更に共產黨の労働黨加盟問題を討議したが、之亦壓倒

的多數を以て否決された。蓋し、此の問題は三五年九月の第三インターナショナル第七回大會に於て可決された、共同戦線問題に基き、同年十一月イギリス共產黨の代表者ハリイ・ポリット氏が労働黨に對して加盟を申し込み、其の拒否する所となるや、労働黨の各加盟團體に働きかけ、更に労働黨の中心支持團體たる労働組合評議會に對しても組合戦線に於ける其の活動の自由を獲得せんとして頻りに奔走したのである。フランス及びスペインに於ける人民戦線の成功は『共同戦線』問題を久々にてイギリス労働運動陣營の問題として登場せしめたのであるが、本大會に於ては左翼の非常なる努力が試みられたにも不拘、遂に組合戦線の陣營に微動だも與へない結果に了つたのである。

路上運輸 リヴァプール及び地方駆者自動車運轉手組合の提議に基いて大會は積載量三トン以上の機械的推進による一切の運搬車には成年助手一名を強制的に同乗せしむるやうにするため一九三〇年の路上運輸法を改正するやう政府に要求することに一致した。

イギリス石炭會社の設立案 大會はイギリス炭坑業の社會化計畫及びイギリス石炭會社の設立計畫に言及して居る總務委員會の一部を承認した。

總務委員會の改選 本大會に於て次期の總務委員に選出された人々の氏名は次の如くである。

(鑛山及び石切業) イー・エドワーツ、チェー・ジョーンズ、ダヴリウ、

ラウザー。
(鐵道) チェー・マーチバンク、チェー・オール・スタアンズ、ダヴリウ・スコット。

(運輸、但し鐵道を除く) イー・ベグイン、ダヴリウ・ピー・ファージング、ダヴリウ・オール・スペンス。

(造船) エム・ホデソン。
イー・ダヴリウ・タムソン。

(鐵鋼業) チェー・ブラウン、ダヴリウ・キーン。

(建築) チー・ヒックス、エフ・ウルステンクロフト。

(印刷) チー・イー・アイザック。

(綿業) チェー・ヒンドル、ダヴリウ・ウッド。

(織物、但し綿業を除く) エー・ジョオ。

(衣服) エー・コンレイ。

(皮革及び靴) ダヴリウ・アール・タウンレイ。

(硝子、陶器、化學其他) チェー・ホルスウォース。

(農業) ダヴリウ・ホルムス。

(官公吏) チー・ギブソン。

(知識労働者) エイチ・エイチ・エルヴィン。

(一般労働者) シー・デュークス、エイチ・ヘイデイ、ダヴリウ・シャウ・ウッド。

(婦人労働者) エフ・ハンコック、エー・ラフリン。

尙、大會に提出せられた報告に據れば、評議會に加盟せる組

合三一四、其の組合員總數は三、六一四、五五一人であり、前回の大會以來二二五、七四一人を増加して居る。

イギリス労働黨

イギリス労働黨の第三十六回年次大會は一九三六年十月五日より九日までエディンバラ市に於て開催された。之より先九月末に行はれた保守黨大會に於ては尨大なる軍備擴張案を來るべき議會に提案せんとする政府の方針が承認され、一方また國外に於てはヨーロッパの平和を脅やかすスペインの内亂益々悪化の兆を示し、獨伊等のファシ。國の反政府軍援助はいよ／＼積極化しつつあり、『人民戦線』政府の運動もすれば危殆に瀕し戦雲の色頗る濃きものがあつた。斯の秋に當り、『平和』と『デモクラシー』の擁護者を以て自ら任ずるイギリス労働黨が如何なる態度を示すかは内外の政局に及ぼす影響頗る重大なるものありとして各方面から多大の關心を寄せられた所である。恰も之と關聯して問題となれる共産黨の加盟問題も正式に上程されることとなつて居り、且つ大會の前日にはロンドン市のイースト・エンドに於てモズレイ一派ファシ。の示威運動と之に對抗する労働者側との大衝突が演ぜられ、人心を聳動せる際であつたので、本大會も異常の緊張裡に行はれたのである。

大會はジェンニー・アダムスン女史司會の下に開催せられた。議長は其の演説に於て保守黨政府五箇年の失政を痛撃し、全般

會黨國際同盟及び労働組合國際同盟の聯合執行委員會が九月二十八日パリ市に於て採擇した決議並にイギリス労働運動最高委員會が去る九月三十日、外相イーデン氏に發送したる電報に同意を表するものである。

右の兩國國際同盟及びイギリス労働運動最高委員會の決議はスペインの外相デル・ポヨ氏がファシ。諸國の反政府軍に對する武器供給の事實を摘發したるに就き、イギリス政府が不干渉條約の協定違反を速やかに調査發表すべきことを要求したるものである。

グリーンウッド氏は、労働組合評議會大會に於ける労働運動全國委員會の態度と同様なる見解を表明し、スペイン内亂に對する不干渉政策を高調した。右の決議を繞つてグレンフル、トレベリアン、ペヴィン、アチソン、ドッビー、ペーカー、アトリー等々の諸氏の間に賛否の演説が交されたが、結局一八三萬六千票に對する五一萬九千票を以て決議案は可決せられた。而も、斯の決議は甚だ微温的なものであり、急進論者を著しく失望せしむるものであるが又以てイギリス労働運動の現實的大勢を卜知せしむるものがある。

再軍備問題 再軍備問題の取扱ひ如何は、労働黨將來の運命に關するので大會は異常なる緊張裡に白熱的討論を行つたのである。執行委員會を代表してヒュー・ダルトン氏の説明せる決議案は次の如くである。

的食糧政策の確立を力説した。

『大會議は昨日のロンドン市イースト・エンドに於ける悲しむべく且つ呪ふべき事件の發生に多大の關心を拂ふものである。大會は政府が明白に社會の安寧破壊の危険あるにも不拘、ファシストの示威運動を禁止せざりしことを糾弾し、ファシストの挑發的戰術を排撃し、且つ言論の自由が擁護せられると共に市民の平和破壊と社會的闘争の激發、軍隊的政治手段の展開、及び政治的制服の使用等を禁止すべく決議する。更に大會は政府が直ちに最近の騷擾並にファシスト團體の活動と其の財政に關する調査を開始することを要求する。』

養老年金制度の改善

運輸及び一般労働者組合のアーネスト・ベヴィン氏は養老年金制度改善に關する決議を提案し、之の重要性を強調して失業問題解決の一助たらしむべきことを説き満場一致を以て可決された。

スペイン不干渉問題

スペイン問題に關して労働黨院内副總理アーサー・グリーンウッド氏が執行委員會を代表して次の決議案の説明に當つた。

『大會は労働運動全國委員會（労働黨及び労働組合評議會聯合執行委員會）の報告を受け、討議の後之を承認採擇した。且つ特に労働黨未曾有の率を以て軍備を擴張し、國際法を無視し、平和組織の事業への参加を拒否して居る獨裁諸國の脅威的態度に鑑み、大會は國際聯盟に忠實なる諸國の軍備が侵略國たる可能性ある諸國の軍備によつて條件付けられねばならぬと宣言する。此故に大會は、國際聯盟參加國としてのイギリスの責任に對應し、民衆の權利と自由を擁護し、民主的の制度を維持し、國際法を遵守するに足る軍備を維持せんとする労働黨の政策を茲に再び確認する。外交と軍備との關係を認識し、保守黨政府の失敗せる事歴に鑑み、労働黨は單なる軍備競争の責任を執ることを拒否する。吾黨は現政府の再軍備案を批判する完全なる權利を留保し、且つ財閥の武器製造私營繼續が世界平和の重大なる脅威増進であることを宣言する。此故に大會は労働黨が不斷の努力を傾注して現政府の無能と其の平和に對する誓約違背とを暴露し、吾黨の積極的國際政策を宣明して、労働黨政府の再樹立に向つて進歩することを宣言する』

投票の結果、一七三萬八千票對六十五萬七千票を以て右執行委員會の提案が可決せられた。蓋し、労働黨内に於ける根強き否戰論の傳統と保守黨政府に對する絶對不信任の態度とは、今日と雖も尙一部に牢固たるものがあり、從て軍備擴張に對する全黨の歩調を一朝にして歸一せしむることは仲々困難である。之がために、再軍備問題に關する大會の議事は相當紛糾したのであつたが、而も労働黨の指導部並に労働組合の主流がファシ。諸國の攻勢に對抗するために、再軍備の必要を認むるに至つたことは、正に世界大戰以來の労働黨の平和政策に一大轉換を示

したるものと云ふべきである。

共産黨加盟問題 一九三五年九月の第三インターナショナル第七回大會に於て決定せられた『共同戦線』方針に基き、過去一年に亘つて行はれた共産黨の加盟問題は一七二萬八千票に對する五九萬二千票を以て簡單に否決せられた。斯事は共産黨の分裂政策により假令労働運動の全體に亘る共同戦線を結成するも結局は共産黨に宣傳の舞臺を提供するに過ぎないことが熟知せられたからであらう。而も一方『共同戦線』による運動を否定し乍ら、之に代はるべき積極的建設的方針を指向し得なかつたことに不滿を感じる空氣の存在したることは甚だ注目し得る。

スペイン問題に於ける一步前進 スペイン問題に關して當初大會が可決した決議は前述の如く頗る微温的なものであつた。然るに、之に關しては黨内にも尙少からぬ異論があり、遂に大會は最後に再び此の問題を採り上げ、大會の第四日及び第五日の兩日に跨がる討論の後、漸く満場一致の決議案を作成するに至つたのである。右決議の要旨は、『労働黨は全力を擧げて不干渉協定違反の調査を促進し、不干渉委員會の報告公表を要求し、萬一監督機關の不備により乃至は明白なる違反によつて協定が無効であることが發見せられた場合には労働黨は英佛兩國政府がスペイン人民戦線政府に對して武器輸出禁止令を解除せんことを要求する』と云ふのである。斯の宣言は大會の當初に可決された政策の一步前進を示すものであるが、未だ不干渉の根本

方針を抛棄したるものではない。而も、政府が假令フッシ、諸國を牽制する意圖の下に調査を促進しても、究局に於て不干渉方針を抛棄する決心がない限り、無効に歸することは明瞭である。労働黨が斯かる見透しの上に一步を進めてスペイン現政府を擁護する決意を表明したることは注目すべきである。

新役員を選任 最後に大會は、向ふ一年間の任期を以て新執行委員會の議長にダルトン氏、副議長にダラス氏を選任した。

スコットランド

労働運動

スコットランド労働組合評議會

スコットランド労働組合評議會 (Scottish Trade Union Congress) の第三十九回年次大會は一九三六年四月二十二日から二十五日に亘りセントアンドリュース市に於てデームス・ヤング氏 (機械及造船製鋼工組合) 司會の下に開催された。會議に參列した代議員は一八八名、其の内譯は労働組合の代表者一七七名、産業協議會を代表する者一名であつた。大會で發表された所によると評議會加盟組合員数は三〇一、二八六人であり、之を三五年に比べると三一、七〇八人の増加である。

其の議長演説に於てヤング氏は國際政治情勢を展望し、軍備

擴張政策によつて影響を蒙る人々の雇傭條件を防衛すると云ふ労働組合の任務を概説した。氏は近年に於て輿論が政府の政策を動かした事例を回想して労働組合の團結の重要さと價値を示した。曰く、合理化によつて齎らされた改善の成果はより短い労働時間、より多くの餘暇及び教育の延長と云ふ形で労働者を露ぼすべきであると。

可決されたる決議 大會は満場一致を以て左の如き要求の一決議を可決した。

『産業の生産性の増大と其の合理化とに鑑み、労働者は斯かる發展の結果可能となるに至りたる社會的利益、就中、労働時間短縮の恩恵にあづかるべきである。』

評議會はまた労働時間の漸進的短縮が失業問題を緩和するであらう、との見解を抱くものである。それ故評議會は一九三五年の國際労働總會に於て四十時間週に關する條約案が審議せられたつ、あつた當時に於けるイギリス政府の態度を排撃し、一九三六年の總會に於ては斯の態度を改めて條約案を全面的に支持すべきであると要求した。

別の一決議に於て、大會は總務委員會に對して、四十時間週を實施するため、輿論喚起の運動を起すこと、協議會や示威運動を催すこと、其他賃銀や労働條件を侵害する事なき便宜と考へらるゝ凡ゆる方法を利用すべきことを要請したのであつた。大會は學校卒業年齢に就いて左の決議を可決した。曰く、

『本大會は一切の兒童並に年少者が充分且つ完全なる一般的教育を享くる基本的權利を有することを公共社會によつて一般的に完全に承認せらるべきことを要求する。大會は政府が遲滞なく學校卒業年齢を十六歳に引上げ且つ手當を交付し、以て右の權利を一部分政府によつて公認さるべきことを要求する。更に又、斯かる改革の社會的に正當なる所以は、年少者失業の驚くべき數に達する官廳の推計に示される如く、産業上の必要と云ふ理由によつて立證されて居ることを強調する。更に大會は政府が學校卒業年齢の引上げを一九三九年まで延期せんとする意向を表明することに強硬に反對し、除外例を設けんとする政府の方針を排撃するものである。此故に、大會は總務委員會に對して、労働組合運動の要求に應ずるやう、提案を改むべきことに就いて政府に共同陳情を行ふため、イギリス労働組合評議會の總務委員會と交渉を開くべきことを指令する。』

右に述べたる外、本大會に於て採擇された諸決議の要領を示せば次の如くである。

凡ての労働組合員をして協同組合の購買メンバーたらしむることを要請するもの。
スコットランド經濟計畫及び調査機關を設立すべしと云ふスコットランド特殊地域委員の提案を歓迎するもの。
イギリス、ロシア兩國の労働組合間の友好關係の増進を欣び、總務委員會に對し、ソウエート聯邦訪問労働者使節の編成を要求するもの。
労働者補償法に基く審査會に關する現行の法令及び規則の改正と審

査委員会の設置を主張するもの。
健康、失業、年金を含めた掛金不要の社會保險を要求するもの。
商業的運送業の調停委員会の権限を増大するため、一九三三年の諸法令のより公平なる運用を要求し、且つ新たに法令を制定して一切の取手を免許制度とすると共に大きな車に就業する取手の数を増加すべきことを要求するもの。

一九二〇年の『盲人法』を改正して盲人に一層手厚い保護を與ふべきことを要求するもの。
『資本主義的名譽』を享有する人々は組合の役員に選ばれてはならぬと云ふことを宣言するもの。

政府の再軍備計畫と之が労働組合の地位に及ぼす脅威に就いて警戒し、國際聯盟を通じての集團保障の原則を再確認し、世界軍縮會議と世界經濟會議の召集を要望するもの。

評議會の新議長 新たに選ばれた總務委員会は、ジブソン女史（運輸及び一般労働者組合のスコットランド農業労働者部）を次期大會までの議長に選んだ旨宣明された。

最後に、問題の公共治安法に就いて、それが政府を困惑させるやうな大争議の場合、濫用される虞ありとの理由から之を排撃する決議が採擇された。

失業問題

失業扶助法の改正 一九三三年の失業扶助法を改正する一法律が一九三五年八月に成法となり以來實施されて居る。改正法の主要規定と之の扶助制度の運用に關する若干の特色を記せば次の如くである。

改正法は基本法に重要な變改を加へて居る。即ち『繼續的失業』の定義を先づ改正し、六日以下の間隔によつて分たれたる各六日間以上の二回の失業期間は繼續失業として取扱はれる旨を規定して居る。従來法では、之が二日以下の期間によつて分たれたる各二日以上二回の失業期間をば繼續失業として取扱ふと云ふことになつて居たのであり、改正法は斯點に關して取扱ひが餘程寛大となつて居る。斯くて、失業者は連續週に於て失業扶助を失ふことなしに短期間の勞務に就くことができるやうになつた。

改正法はまた、『資力』に關する條項を改正し、適當なる支拂扶助率を計算する際に免除さるべき資力額の引下げを行つて居る。改正法の規定に據れば、其の資力が一週に付き一志を超えない請求者は正規の率を以て支拂を受けることができるが、該

アイルランド

労働運動

アイルランド労働組合評議會

アイルランド労働組合評議會 (Irish Trade Union Congress) の第四十二回年次大會は一九三六年八月五日からトラリー市に於てドラムグール議長の下に開かれた。

就任演説に於て議長が述べたる所に據れば、アイルランド労働組合評議會に所屬する組合及び協議会の成員總数は過去一年間に於て二萬三千五百有餘人を増加して居る。尙又、ドラムグール議長は社會問題解決の基準として共產主義並にフラスムズの兩者を共に排斥し基督教的な社會正義の原則に據るべきを強調した。

大會は一決議を可決し、アイルランド自由國に於ける運輸事業の公有化を實行する法令の制定を要望した。

ベネット女史（アイルランド婦人労働組合）の提案により大會は大多數を以て労働組合國際聯合への加盟を決議した。

また、印刷労働者及び同種業務労働者團體の提案に基いて、賃銀減額を伴はぬ四十時間週採用を要求する決議が可決された。

請求者が一週に付き一志を超過する資力を有する場合は、扶助率はそれに應じて減額されることになつて居る、従來法では右に該當する資力の額は一週に付き二志であつた。

改正法は請求者が其の資格證明書の請求に關して與へられた決定に不服ある場合、右證明書の請求者の控訴を決定する機關を改正し、控訴審判官吏の任命を規定して居る。控訴審判官吏の決定は當該官吏自身が事件を失業控訴委員會に提起することを許可せざる限り一審を以て終結となる。

斯の失業扶助法の下に於て扶助を請求して居る者の数は失業保險法の下に給付を請求して居る者の数を遙かに突破して居る。一九三五年十一月二十五日現在で前者は一〇六、七七八人、後者は一七、四〇七人であつた。これは一つには扶助請求者の大多數が若干の資力を存し、其の經濟状態の殆ど實質的變化を受けて居ないものであること、一つには資格證明書の所有者が失業して居る限り、而して條件が充足されて居り、缺格事項なき限り扶助が支給されると云ふことに因るものである。而も他方に於て失業給付の支給を繼續し得る期間に重要な制限が加へられた。即ち、被保險職業に就業して居なかつた失業者は給付を受けることを得ない。被保險職業に就業して居た者の場合でも、給付の支給日数は就業期間中に支拂はれた掛金回数を超えてはならないし、またそれは如何なる場合にも受給請求の日より數へて一年間内に六箇月を超えない。

インド

労働運動

インドは元來が農業國である。全職業人口の凡そ七割は農業牧畜に従事する。工業に従事する者は僅かに其の一割、而も工業人口の大多數は小規模の家内工業を営むものであつて資本主義制下の近代的大工業に就業する者は全工業人口の約十分の一に過ぎない。インドの生産業が今尙原始産業に集中され、近代資本主義工業の發展が著しく遅れて居る主要理由はイギリス本國の政策が自己の市場確保のためにインドの工業化を極力抑壓して居ることに因るものである。

併し乍ら、イギリス本國政府の斯かる抑壓政策にも不拘、世界大戰の期間を通じてインドの工業は相當見るべき發展を遂げた。蓋し、戦局の進展に伴ひ、インドに對するイギリス本國其他先進工業諸國の輸出が激減し、インドは自身の手で之等輸入品の一部生産を行はねばならぬ必要に迫られたのみならず、更に進んでは或程度の軍需品供給者たる役割をも果さねばならなかつたのである。斯うした事情の下にインドに於ては大戦中に纖維、冶金、金屬製作等の近代的工業が勃興した。現在、紡績工業及び金屬製作工業はボムベイ市を中心とし、製麻工業及び金

屬製作工業はカルカッタ市を中心に、冶金工業はジャムシエドプールを中心に行はれて居る。

資本主義的近代工業の勃興と共に労働運動も亦漸次熾んとなつてきた。一九一九年にはロシア革命の影響を受けて、廣範圍に亘る同盟罷業が各地に發生し、翌一九二〇年には全インド労働組合評議會(All-India Trade Union Congress)が改良主義的社會主義者の指導の下に初めて全國的組織として結成された。

爾來同組合は逐年發展して一九二九年には約二十萬の組織労働者を擁するに至つた。然るに此の年の十一月、ナグプール市に開催された第十回大會に際して端なくも左右兩派に分裂し、右派は加盟組合の殆ど半數を拉し去つて別にインド全國労働組合總同盟(National Trade Union Federation of India)を組織し、右派の一大勢力として評議會系の勢力と對峙する事となつた。

併し乍ら、最近に至つて再び労働組合の統一運動が擡頭し、茲數年間對立抗争を續けてきた總同盟系と評議會系との間に全インド合同労働委員會(All-India Joint Labour Board)が設けられ、著しく協力の機運が昂まりつゝあることは十一年度の年鑑に述べたる如くである。

オーストラリア

労働運動及び失業問題

オーストラリアの有業人口を職業別に觀れば、工業に就業する者最も多く全職業人口の三割を占める。之に次ぐものは農牧及び漁業の二割である。オーストラリアの國民經濟に於ける重要性よりすれば農牧業を筆頭とするが、それにも不拘、工業人口の方が農業人口よりも多いのは、該國の農牧業が比較的多くの人力を要しない牧畜業を主體とするに因る。

オーストラリアに於ける労働者階級の生活状態は概して良好であると云へよう。一九三〇年に於ける労働者は一五〇萬を數へ、其の中の半ば以上が労働組合に加盟して居る。全オーストラリア労働組合の中央機關として、一九二七年のメルボルン市大會を契機にオーストラリア労働組合總評議會(Australian Council of Trade Unions)が組織され四〇萬以上の労働者が之の傘下に糾合せらるゝに至つた。オーストラリアの労働組合運動は從來各州分散的に行はれ、組合間相互の關係はそれ程密接ではなかつたが、最近聯邦政府の中央集權的傾向が顯著となつてきたため、之に對應して労働運動の集中的組織も亦必要とせらるゝやうになつた。斯かる傾向に鑑み、總評議會は益々名實共に全オーストラリア労働組合運動の代表機關として統制力を發揮するに至るものと考へられる。

オーストラリアは労働者の組織的勢力の非常に強力なる國柄

である。斯事は從來労働力が兎角不足勝であり、労働者が引張風となるため、自然労働者階級の鼻息が荒くなつたのであらう。

従て、社會立法の如きも非常に良く完備して居つて一般下級生活者にまで其の恩恵が及んで居る。労働法規も極めて進歩し、一九〇七年早くも最低賃銀制の規定を見、労働時間に就いても一日八時間、一週四十四時間乃至四十八時間制の如きを各國に率先實施して居る。尙又、其他の労働保護施設も發達し定にオーストラリアは「労働者にとつての天國」なる觀がある。而も斯の如く労働者に對する立法的保護が厚きにも不拘、労働争議は從來著しく多く、殊に從來労働力不足のため、争議を起せば殆ど全ての場合労働者の勝利に了はるのが常であつた。併し乍ら、争議の頻發を見ると雖も、前述の如く労働者の生活状態は概して良好であるから階級的意識の如きは極めて微弱である。

近年の世界的恐慌の波は斯の「労働者の天國」をも例外なく襲ひ、オーストラリア經濟界の不況沈滞は失業者の激増を齎らし、従て又、労働條件の低下を不可避なるものとした。即ち、例へば最低賃銀の引下げが行はれ、労働時間の延長も亦一部産業には實施せらるゝに至つて居る。労働者の鼻息も昔日の比ならず勞資間の紛争は最近目立つて減少の傾向を示して居る。例之、一九三一年の労働争議件數は一三四件、参加人員三七、七〇〇人であるが之を總評議會の結成せられたる一九二七年當時の争議件數四四一件、参加人員二〇〇、八〇〇人と比較すると、件

數に於て三分の一以下、人員に於て五分の一以下と云ふ著しい減少振りである。

一九三〇—三一年に亘る世界的恐慌の波を蒙つてオーストラリアの經濟界も萎靡沈滞の極に達し、其の結果生じたる失業者の夥しい數は、政府の手に成る各種の失業救済施設にも不拘其の割合に減少を見て居ない。オーストラリア労働組合の報告に據れば、一九三二年の失業者數は一二〇、四五四人にして之は全労働者の殆ど三割に相當する。蓋し、斯の統計は、製造工業、鑛山、建築、商業等に從事する労働者のみに關するもので農業労働者は含まれて居ない。

失業對策として聯邦議會は一九三三年五月失業救済事業法を制定、之に基いて總額一八〇萬ポンドの豫算を組み、全國に亘つて失業救済事業を起すこととなつた。即ち、前記の豫算金額をニューサウスウェールズ州を除く他の五州に配分、各州毎に職業紹介事務局を設け、該機關をして救済事業の選擇許否を決定せしむることとなつた。更に又、ニューサウスウェールズ州に對しては聯邦政府より六〇萬ポンドの貸付を行ひ、同様の救済事業を實施せしむることとなり、斯の失業對策の成果は注目されて居る。

労働組合と四十時間週問題

前述の如く、オーストラリアに於ては、各國に率先して一日八時間、一週四十四時間乃至四十八時間制の如きが實施せられ、

其の進歩的労働立法に就いては大に見るべきものがあつたが、最近では世界的恐慌に基く經濟界の不況のために、失業者は著しく増加し、且つ労働條件の低下を齎らした。労働時間の如きも寧ろ延長せられる傾向に在つたのである。労働組合側が斯かる傾向に對して闘ひ來れることは云ふまでもない。殊に、一九三五年の國際労働總會に於て四十時間週に關する基本條約が採擇されて以來、労働時間短縮の問題が各國労働組合運動の新たな關心を刺戟するに至つた。尤も、斯の四十時間週條約に就いては何れの國も未だ批准を與へたものはないが、労働組合の側では之の實現を目標に其の運動を進めつゝある。

オーストラリアに於ては一九三五年五月、四十時間週問題がオーストラリア全聯邦首相會議の議題たることが發表され、爾來労働組合側は労働時間の短縮に就いて輿論を動かすため、大に努力を傾注してきた。例之、オーストラリア労働組合總評議會のモンク氏は一九三六年七月二十二日、陳情團を率ゐて聯邦首相ライオンズ氏と會見、四十時間週の即時實施を要求した。また其後總評議會は組合の協議會を開いて其の席上労働組合の目標たる三十時間週を達成する第一歩として四十時間週運動を行ふことが決定せられた。同じく七月二十七日アデレード市に於けるオーストラリア労働黨の會議に於ても四十時間週の採用が要求された。労働組合側の斯かる要求に對して事業主側は防戦おさ／＼怠りなきものがある。即ち、オーストラリア工業會

議所聯合會の總會に於て、産業經濟界の實情に鑑み、労働條件の變更は聯邦仲裁々判所による完全なる調査なくしては實施されるべきでないと云ふ決議を可決せる如き其の一例である。

四十時間週問題に關するオーストラリア全聯邦首相會議は一九三六年八月二十八日開催された。同會議に於てク、インストランド、タスマニア、西オーストラリアの三州の代表は四十時間週の即時採用を主張したが、聯邦及びニューサウスウェールズ、ヴィクトリア、南オーストラリア三州の首相は之に反對を唱へ、遂に意見の一致を見るに至らなかつた。併し乍ら、其後と雖も労働組合側では四十時間週の獲得運動を更に繼續しつゝある。

オーストラリア労働組合評議會

オーストラリア労働組合評議會(Australian Council of Trade Unions)の執行委員會が一九三七年二月十六日以降數日間に亘つてメルボルン市に於て開催された。此の會合の主要議題となれるものは四十時間週、基本賃銀の増額、組合の内部關係等々の諸問題であつた。評議會の書記クロフト氏の報告に據れば、聯邦政府は四十時間週問題を仲裁々判所に付託することを提議したが、評議會は斯かる政府の提案を拒絶した。其の理由は、仲裁々判所が四十時間週の實施に對して誤まれる見解を抱いて居り主審デットリッチ氏の如き機會ある毎に之に反對の意見を宣明して居るからである。

クロフト氏はまたオーストラリア労働組合評議會が四十時間

週を以て其の目標たる三十時間週の實現へ至る一段階と看做せること、更に又、評議會は聯邦政府をして國際労働總會の採擇せる決議に従はしむることを目圖して居ると云ふことを述べた。

四十時間週問題、基本賃銀問題に關する討議が行はれて後、此の會合に於て意見の合致を見たる條項は次の如きものである。

- 一、オーストラリア労働組合評議會の各州支部は各組合の執行委員會を召集し、四十時間週の實現に必要な下記プログラムの實行方法を討議すること、即ち、
 - 二、各産業別労働組合は合同大會を開くこと。
 - 三、各合同大會毎に決議文を作成し、聯邦並に州議會の議員、半官的機關、市會を含む地方行政官廳等に對して、其の統制下に在る被傭者の全部に四十時間週を即時適用するやう要請すること。
 - 四、最大限四十時間週をでき得る限り速やかに實行するため、下記の如き協議會を催すこと。
 - イ、オーストラリア労働組合評議會(A.C.T.U.各州支部と各州の事業主團體との會合。
 - ロ、オーストラリア労働組合評議會(A.C.T.U.)の執行委員會と聯邦事業主團體との會合。
 - ハ、オーストラリア労働組合評議會(A.C.T.U.各州支部と各地方廳及び市廳との會合。
- 尙又、すべての労働者團體に對して、行列、示威其他の方法により、最大限四十時間週の實現を促進する効果的宣傳を行ふやう要請すること。

- 五、一九三七年七月十九日を期し、全オーストラリア労働組合の臨時大會を開き、労働時間の短縮、基本賃銀の増額、競争の脅威等の問題に就き協議すること。
- 六、一九三七年九月五日を期して各州の首都及び主要都市に於て一齊に示威運動を執行すること。
- 七、會議の開催、印刷、會堂の借賃支拂等々に要する経費の支辨に關しては姑く其の儘とし改めてA.C.T.U.の全執行委員會を開き、其の席上代議員よりの會計報告を聴取、然るべき方策を講ずること。
- 八、財政上の餘裕ある場合には、文書の頒布、新聞の發行等を司る一中央局を設立すること。

ニュージーランド

労働運動及び失業問題

ニュージーランドの主産業は農牧業であるが、之を職業人口の上より觀れば、工業人口案外に多く、全有業人口中に占むる割合は農牧人口、工業人口の兩者殆ど相拮抗して居る。

ニュージーランドに於ける唯一のプロレタリアの黨として労働黨は労働者階級の利益を代表する。其の勢力は永らく微弱にして獨力を以てブルジョア政黨に對抗して政權を掌握するに足らず、僅かに自由黨との提携によつて労働者階級に有利なる各

種立法の基礎を作り上げてきた。然るに、近年に至り、労働黨の發展著しきものあり、其の勢力は自由黨を凌ぎ下院に於ける第二黨の地位を確保するに至つた。のみならず、一九三五年十一月二十七日の總選舉の結果、労働黨は歴史的勝利を得、茲に同地最初の労働黨内閣を出現せしむるまでに成長したのである。斯點は十一年度の年鑑に述べたる所である。

労働者階級の利益の經濟的表機關たる各種労働組合は今尙中央の統一的組織を有せず、全國百數十の小組合に分れて居る。労働組合の中で最も有力なるはニュージーランド労働同盟、ニュージーランド産業労働評議會の兩組合で何れも穩健なる社會改良主義を指導精神として居る。一般に労働組合はオーストラリアの組合運動と密接なる連携の下に活動して居る。

ニュージーランドの經濟界は概して良好の状態に在りしも最近の世界的恐慌以後は、例外なく産業の不振を來たし、其の結果失業者の増大を見て居る。失業者の増大と共に労働争議の性質も漸く悪化の傾向に在る。併し乍ら、ニュージーランドは元來社會立法の最も進歩せる國柄であつて、斯點ではオーストラリア聯邦と相並んで特記するに足るものがある。現在行はれて居る社會施設の中で最も注目すべきは貧民救恤施設と年金制度である。之等に要する経費は年々歳出額の中で大きな割合を占め財政上相當の負擔を政府に與へて居る。

カナダ

労働運動

カナダに於ける有業人口中最も多き割合を占むるは農漁業人口であり、工業人口之に次ぐ。最近に於ては、工業人口の増加が特に著しきものがあるが、これは同國の工業的發展の目覺しさを物語るものであらう。

カナダに於ける労働組合運動は極めて不振の状態に在る。全國的労働組合としてはカナダ産業労働評議會(T.L.C.C.)、カナダ労働評議會(A.C.C.L.)、一大組合(O.B.U.)、カナダカトリック教労働者總同盟(F.C.W.C.)等がある。之等組合の中で最も有力なるはカナダ産業労働評議會であり、カナダに於ける全組織労働者の半ば以上を其の傘下に包擁する。政治團體としては一九二一年に全國労働黨が創立されたが、全國的政黨の實之に伴はず、今日では各州に於て地方的政黨として活躍するに止まつて居る。一九三二年八月アルベータ州に於て結成された協同共和國同盟(C.C.F.)は、農民黨、労働黨、社會黨の各政黨を打つて一丸とした協同戦線黨であり、必しも單一色の無產者政黨ではないが其の掲ぐる政策は多分に社會主義的傾向を帯びて居る。協同共和國同盟の勢力は結成後幾何もならざる中

に、著しく増加したが、之が全國的の政治勢力としての實力を發揮し得るには尙未だしの觀あり、前途にも幾多の難關が控えて居る。殊に、之が協同戦線黨である關係上、各派の利害必しも緊密に一致せず、就中農民側と工業労働者側の利害調整は最も困難なる問題である。

カナダ産業労働評議會

カナダ産業労働評議會(the Trades and Labour Congress of Canada)の第五十二回年次大會は、ビー・ドレーパー氏議長の下に、一九三六年九月八日以降數日に亘りモントリオール市に於て開催された。

主事兼會計オール・チェー・タロン氏の報告に據れば、評議會の加盟員數は一二、九七二名、之を三五年に比すれば六、八七四名の増加である。

産業別組織の問題 労働組合の産業別組織に就いて一連の決議が提出せられて居たが、決議委員會は之等を以て權限を超えたものであると報告し、議長は産業労働評議會が其の規約によつて職業別産業別の兩組織を含むと云ふ建前から之等の決議を議事以外に屬するとした。

其他の諸決議 大會の可決した決議に含まれる要求や要望を摘記すれば次の如くである。

カナダ全土を通じての住宅計畫の設定
英領北アメリカ法の修正

保護産業の労働者に對する公正賃銀規則の適用。
救済キャンプ收容者を協定賃率適用事業に使用すること絶對反對。
聯邦政府による國民健康保險の創設。
全世界の一切の労働組合の統一。

一切の被傭者に對する二週間の有給休暇の給與、
團結權と團體交渉權とを保護する統一的法令の制定。
『黄犬』契約の反公共性と無効との宣言。
參考並に引用資料

- 日本國際問題調査會 『世界政治・經濟總鑑』
- 協 調 會 『労働年鑑』
- 同 『英國に於ける失業及び其の對策』

同 『各國の社會政策』
國際労働局東京支局 『世界の労働』

内外社會問題調査所 『内外社會問題調査資料』
The General Council of the Trade Union Congress, "The Labour Year Book"

Dominion Bureau of Statistics, "The Canada Year Book"
Commonwealth Bureau of Census and Statistics, "Official Year Book of the Commonwealth of Australia"
International Labour office, "Industrial and Information"
(中島仁之助)

ア メ リ カ 合 衆 國

ルーズヴェルト大統領が、『新方針』の下に制定施行したる種
種なる産業及び社會立法の一大體系は、合衆國に於ける劃期的
立法たる全國産業復興法(N.I.R.A)が、一九三五年五月最
高法院に於て違憲の判決を下されたるを初めとして、一九三六
年には、殆んど全面的崩壊の悲運に陥り、僅かに一九三五年合
衆國労働憲章』として歡迎されたる全國労働關係(ワグナー・コ
ノリー)法と、同八月制定の社會安定法、乃至一九三六年九月制
定のウルシュ・ヒーレー法等が、大統領の非常時對策を偲はしむ
る名残を留めて居るにすぎない。

ウルシュ・ヒーレー法は、その適用範圍こそ、中央政府契約事
業の従業員百萬のみにすぎないが、産業復興法撤廢後、従業條
件を規制せる唯一の立法として重大視された。それは、一九三
三年當時の『公正競争法典』の内容と同様の労働條件を、政府
關係事業の労働者に適用せんとするものであつて、適用人員は
數百萬に達すると云はれて居るが、この法施行の結果、賃銀は
當該地方にて通常支拂はれて居る額以下たるべからざることにな
つて居り、労働時間は一日八時間、一週四十時間と規定され、
幼少年及び收監者労働は禁止され、不健康又は危険有害なる工

場、建物及び周圍にての作業も、労働者の保健安全上亦禁止さ
れて居る。本法施行は、中央政府労働局が之に當ることになつ
て居り、同局には特に新課を設けて施行に當ることゝなつた。

一九三六年には、いつも大統領改選期に於けると同じく、全
國の興味は、十一月初頭の大統領選挙に集中せられた。而して
今回の大統領選挙戦の特徴と見るべきは、フランクリン・ルーズ
ヴェルト氏が再任の立候補せること、従つて氏の『新方針』に對
する賛否が決勝點となりしこと、群小政派の出現せしこと及び
無産労働者團體側の戦線の分裂せしことであつた。在野黨たる
共和黨では、カンサス州知事アルフレッド・エム・ランドン氏と
シカゴ・デーリー・ニュース社長フランク・エイチ・ノックス氏を各
大統領及び副大統領候補に擁立して、ルーズヴェルト氏をば赤化
の手先と罵りつゝ、熾烈なる選挙戦を展開した。

斯くて投票の結果は、一般の豫想に反して、ルーズヴェルト氏
得票約二千四百万票に對しランドン氏は千五百万票にすぎず、
民主黨の歴史的な捷にてルーズヴェルト氏は再任することゝな
つたが、一方獨自の候補者を擁立して逐鹿場裡に参加したアメ
リカ合衆國社會黨(S.P.U.S.A)の成績が、一九三二年に比

して甚しく劣悪なるは、興味深き現象であつた。社会党では、一九〇〇年以來毎回大統領選挙には、自黨候補者を指名して、黨の威信を全國に試問したのであつたが、その成績は、左の通りであつた。

年 度	得 票	候 補 者
一九〇〇	九四、七六八	デップズ氏
一九〇四	四〇四、四〇〇	同
一九〇八	四二〇、八二〇	同
一九一〇	八九七、〇一一	同
一九一六	五八五、一一三	ペンソン氏
一九二〇	九一九、七九九	デップズ氏
一九二四 (四、八二八、三一九)		(ラ・フォレット氏)
一九二八	二六七、八三五	トマス氏
一九三二	八五〇、〇〇〇	同
一九三六	一八七、三四二	同

今回の選挙に於て、社会党の得票が斯く激減した一因は、『アメリカ労働黨』の出現にあつた。

『アメリカ労働黨』は、今回の大統領選挙を目標として結成されたもので、そのまゝ永續さるべきかは疑問であるが、その發生の根柢は、かなり深いものがあり、或る意味に於てアメリカ労働運動史上の重大轉機を劃すべきものである。抑々合衆國社会黨の分裂は、社会黨の老闘士たるルイズ・ワルドマン、デ

ームズ・オニール氏等の温健派が、一九三四年大會にて決定せし『根本原則宣言』の一部に對して、餘りに共產主義的なりとの理由にて不服を抱きしに端を發したもので、之等の人々は、一九三六年大會後脱黨して、別個の行動をとることとなつた。然るに當時労働組合運動の方面にては、労働總同盟加盟團體中、デ・ン・リューキス氏の鑛夫組合外七組合が、本部の職業別組合主義に反抗して、『産業別組織委員會』なる新組織を結成し、進んで自主獨立の政治運動にも進出せんと企てつゝあり、折柄の大統領選挙に際して、大戦當時の非政黨主義運動を再興し、一九三六年四月『非政黨聯盟 Non-Partisan League』を創立して、ルイズ・ワルドマン氏の再任を支持して、各地に活潑なる行動を開始したのであつた。六月十四日には、産業別組織委員會に加盟せる國際婦人服労働者組合では、大統領選挙後非政黨同盟運動を繼續して、全國的労働黨の母胎たらしめんと決議し、其の他各地の労働組合間に政黨組織の運動漸く昂揚するに至り、遂に七月十七日ニュー・ヨーク州では、正式に労働黨を組織することとなつた。之こそ、今回の選挙に、社会黨と對抗して、ルイズ・ワルドマン氏再選を目標として活躍せる『アメリカ労働黨』であつた。今回の選挙に於ては、『アメリカ労働黨』は、獨自の候補者を擁立せざりし爲、その得票の結果を知るを得ず、又社会黨に投ぜらるべき票が、いか程労働黨に奪はれしかも判明せず、唯ニュー・ヨーク州のみについて見るに、労働黨の得票は、市部にて二十

三萬七千二百五十五票、州全部にて約三十萬と報告せられ、社会黨の機關誌には、ニュー・ヨーク市のみの同黨得票は三萬九千五百二十八票なりと云ひ、又同州に於けるノーマン・トマス氏の得票總計は、八萬六千八百九十七票にして、前回の成績十七萬七千三百九十七票に比すれば、殆んど半減したと云はれる。尚ほ共產黨でも立候補したが、全國の得票は、八萬九十六票と公表され、ニュー・ヨーク市にては、三萬一千九百八十七票、同州にて三萬五千六百九十九票にして、同州では失格したと云はれて居る。

労働爭議

合衆國に於ける労働爭議は、一九二〇年以來大體に於て漸減

年 度	罷 業	關係労働者數
1916	3,789	1,599,917
1917	4,450	1,227,254
1918	3,353	1,239,989
1919	3,630	4,160,343
1920	3,411	1,463,054
1921	2,385	1,099,247
1922	1,112	1,612,562
1923	1,553	756,584
1924	1,249	654,641
1925	1,301	428,416
1926	1,035	329,592
1927	707	329,939
1928	604	314,210
1929	921	288,572
1930	634	182,975
1931	810	341,817
1932	840	324,210
1933	1,695	1,168,272
1934	1,856	1,466,695
1935	2,014	1,117,213
1936	2,172	788,648

の傾向を續け、一九三〇年には、右表の如く、罷業件数は、最低に達したのであつたが、一九三一年以來再び増加の傾向となり、ルイズ・ワルドマン大統領就任の一九三三年には、俄然激増し、

爾來その水準を下らない。それが爲、爭議の原因が、ルイズ・ワルドマン氏の『新方針』、殊に産業復興法其の他の労働政策にありとまで云はれたことがあつたが、産業復興法撤廃後尚ほ増加の傾向は停止してゐない。殊に一九三六年には、一九二一年以來の最高レコードとなつたが、一方三六年度の爭議が、多くは小規模のものであつたことは、關係労働者數の比較的少いによつて知られる。一九三四年九月の紡織業總罷業(参加三十萬人)や、一九三五年九月の瀝青炭坑夫四十萬人の罷業の如きものは、一九三六年にはなかつた。

業別に見ると、一九三六年に罷業の最も多かつたのは、紡織業で、合計四百五十五件に達し、之に次いで、土木建築業の二百三十件、運輸交通業の百六十五件、商業百六十四件、木材工業の百四十三件、家庭使用人の百十六件、飲食料品の百六件等で、關係人員數の多かつたのは、やはり紡織業が筆頭で、交通、採鑛、家庭使用人等の順序になつて居る。損失労働日數は、合計千三百九十萬一千九百五十六日であつたが、この方面から見ても、紡織業が最高で約二百八十萬日に達して居る。

一九三六年に罷業の最も多く發生した地方は、ニュー・ヨークとペンシルヴァニアで、この兩州に於て、件數合計の三分の一以上が起つて居り、即ち前者に三百九十三件、後者に三百六十五件となつてゐる。之に次いでカリフォルニア州も少くなく、百九十四件が報告されて居り、オハイオ、ニュー・チャシー、マサ

チャーセツも各百件以上づつあり、以上の六州にて罷業件数の六割を占めて居る。

一九三六年の罷業を原因別に見ると、労働組合承認、組合員差別待遇、その他組合関係の争議の結果たるものが、最も多く約半數に達し、それらの場合には通常賃銀、時間問題も附随して居る。又賃銀、時間、殊に賃銀値上要求が、主要原因となつて居るものは約三割五分に達して居る。之等の罷業の結果を見ると、労働者に有利なる結果に終りしもの九百九十一件、一部要求貫徹又は妥協五百八件、労働者側に大して有利でなく或ひは全然利益なかつたもの五百九十二件で、大體労働者側の要求貫徹した場合の多いのは、注目に値する。

三六年度の罷業方法を見ると、怠業即ち「坐り込み罷業」が多いのに氣附くが、坐り込みの期間は、概して短く、怠業一日二日の後、正式の罷業を継続するのが常であると云はれる。

一九三七年に入つて、労働争議は依然増加の傾向があり、殊にゼネラル・モーター會社を初め、クライスラー會社その他大罷業の頻發するのが、注目され、發生件數は、一月百六十件、二月二百三十件、三月六百十件等となつて居り、参加人員も毎月十萬以上あり、三月には二十六萬五千人に達して居る。

最近合衆國に於ては、労働組合運動も著しく發展して、組合員數も増加し、新しい方針戦術も樹立されて來たが、この時に際して労働争議も亦激増してゐるに、かはらず、労働組合の活動

に於て、大戦直後の頃のやうに政治的色彩の濃厚でないのも、注目される現象である。

労働組合

合衆國に於ける最近數年間の労働組合運動の發展は目覚ましいものあり、殊にルーズヴェルト大統領就任以來、その「新方針」の直接間接の影響によつて、労働組合運動は、種々特徴ある發達を遂げた。合衆國労働統計局の報告によれば、労働組合加盟員數は、一九三〇年不況期に入つて以來二箇年間は増減を見なかつたが、一九三一年末期より漸減の傾向を生じ、爾後二箇年間は激減したるが、一九三三年末より全國産業復興法施行の結果として、既存組合の加盟員も漸く増加し、從來組織化せられざりし方面にも新組合の創立を見るに至つた。之は上記

年度	組合員
1930	2,961,096
1931	2,889,550
1932	2,532,261
1933	2,126,796
1934	2,603,011

アメリカ労働總同盟加盟の會費拂込組合員數の消長にも明らかに示されてゐると云はれる。而してアメリカ労働總同盟加盟組合員數合計は、一九三五年現在三百九十六萬七千五百八十二人にして、其の他の單獨組合員數は六十八萬七千七百四十人であると。但、右の數字には、カナダ人も含んで居るので、それを差引く時は、全國の労働組合員數合計約四百五十一萬七千四百九十八人と計算されて居る(この外組合員

數不明の二團體あれど、約三千乃至四千人位であらうと云はれる。尚ほ以上の外に地方的の小組合にして、組合員數の測定し得ざるものがあることである。

而して最近五箇年間の労働組合に於ける顯著なる現象としては、從來労働組合の組織なかりし産業に於て、總同盟其の他の活動の結果、組織化の開始せられしこと、及び古き歴史を有する職業別組合が、その活動範圍を擴張して、職業別や傳統に囚はれざる新組合の侵入を防禦してゐることである。之を實際について見ると、最近組合創立の著しいのは、大量生産工業及び急速に發達しつゝある産業方面の不熟練工と半熟練工で、それらの新興労働組合は、主として「聯邦労働組合」と「單獨産業別組合」といふ形態をとつて組織されて居り、前者は殊にアメリカ労働總同盟加盟團體に於て多く見られると云ふ。「聯邦労働組合」は、通常、總同盟加盟組合のない地方又は産業の主として不熟練工によつて組織されるのであつて、之はやがて發達して産業別組合となるものである。自動車、ゴム、セメント、電機其の他機械工業の組織化の場合には、總同盟は、いつも先づ聯邦組合を結成せしめるので、總同盟加盟の聯邦組合數は、一九三三年六百七十三團體なりしが、一九三四年には、一千七百八十八團體に増加して居る。而して一九三五年十月には、之は一千三百五十四組合に減少して居るが、それは、主として「國際合同自動車工組合」と「アメリカ合同ゴム工組合」が成立した

のと、製材所及び木工労働者の地方組合が、「合同大工指物工友愛會」に加盟した結果であつた。

労働組合の合同整理も行はれて居るが、又一方新組合が結成されて、既成組合と重複する場合もあるが、後者の場合に於て例へば、「公共事業従業員友愛會」とか「全國製革工組合」とか「合同製革製靴工組合」とか、或ひは「自動車金屬工組合」、「海上造船労働者産業別組合」などは、いづれも總同盟所屬組合と重複して創立されたものであるが、しかし之等の新組合は、あくまで産業別組織を原則として、總同盟の工程別職業別主義には反對してゐる點で、所謂二重組合とは性質を異にして居る。次に地方的組合が全國的團體へ發達する過程として、最近「全國労働組合會議」といふ組織を形成することが往々ある。之は主として同一産業に屬する各社の労働組合によつて構成されるもので、一種の代議機關として、加盟組合間の聯絡統一に努力するものである。この種の例としては、一九三四年六月創立した自動車工組合全國會議や、護謨工全國會議などがある。之等は凡て總同盟加盟組合の例であるが、總同盟以外でも「社會事業平職員組合全國統一委員會」や、「藥劑師雇員協會全國會議」などがある。

共産派労働組合として知られたる「労働組合統一聯盟」は、一九二〇年創立の「労働組合教育聯盟」の後身で、當初「全國織夫組合」、「裁縫工業別組合」、「全國紡績工組合」等を組織

して居つたが、一九二九年以後は、その主力を産業別組織に傾注し、多くは既存の全国的組合と併行的の二重組合を結成するに努めて居つたが、その方針は、依然として左翼少数派運動に立脚せるもので、争議の際などには殊に活躍するところがあり、その結果屢々既成組合の分裂を惹起し、前記の鑛夫、紡績工、裁縫工の組合の如き、凡て既成組合から分離獨立したものである。この外、『海上労働者産業別組合』、『自動車労働組合』、『鐵鋼金屬労働者産業別組合』、『食品労働者産業別組合』、『皮革製靴工業別組合』、『鑛業労働者産業別組合』などは、主要加盟團體である。その他、地方的には、殊にニューヨーク市には、煙草工、肉類罐詰工、事務員などの組合を有して居る。而して主として大量生産工業の不熟練工の組織化を目標として活動し、組織單位は、平職工の工場別委員會である。

『労働組合統一聯盟』加盟組合員数は、一九三四年最高に達した時、合計十二萬五千人と報告されて居る。一九三五年その大會に於て、聯盟は左翼労働組合中央團體としては解散する事となり、加盟團體も解散して、例へば海上労働組合の如きは、凡て『國際海員組合』に加入すべき勧告を受けたのであつたが、しかし其の後と雖、この極左派運動は繼續され、却つて教育聯盟時代の少数派の内部切崩し運動を再開したのであつた。

合衆國には、労働總同盟の如き聯合組織の全国的中央機關の外に、所謂『一大組合』型の全国的團體も夙に組織され、『I・

W・W』の如き殊に有名であつたが、現在もその外に『アメリカ労働同盟(A・L・A)』と『アメリカ工匠組合(M・W・A)』の二團體がある。

『萬國産業労働者組合』即ち『アイ・ダブリュー・ダブリュー』の歴史は、二十世紀初頭に遡り、合衆國に於ける革命的サンチカリスト組合として内外に勢力を有して居り、その單一組合組織で知られて居るが、現在加盟産業別組合で活動して居るものは農産、木材、鑛山、油田、土木、建築、金屬機械、食料品、海運、鐵道、及び紡織工を含む雜組合であるが、加盟員合計三萬四千人と報告されて居る。

『アメリカ労働同盟』は、一九三四年『反動的労働團體の舊弊なる制限を棄却し、本組合の政策は、凡て、雇主及び一般公衆の利益を考慮し、組合員大多数によつて決すべしといふ進歩的原則に立脚すべき』であるとの趣旨にて創立されたもので、團體協約と労働争議調停制度と無用の經濟的損失を伴ふ産業争議の排撃とを標榜し、市、州乃至郡別評議會とそれに加盟せる業別地方組合とにて構成されることになつて居る。現在東部地方評議會しか組織されてゐないが、それに加盟せる六地方組合には、約八千人の組合員が加入して居る。

『アメリカ工匠組合』は、一九二五年『全國の男女労働者を組織結合して、一團體となし……賃銀協定の締結をなし……教育運動を起し、以て罷業、ロックアウトによらざる一層優秀なる

争議解決の方法を確立する』を目的として創設されたものである。而して組織方法は、地方的の一般労働組合を單位せるもの如く、『職業、信仰、人種、國籍の如何を問はず、年齢十六歳乃至七十歳の男女労働者にして、有用職業に従事せる者は、凡て』加入を許すが、總同盟其他労働組合に加盟せるものは、役員となるを得ないことになつてゐる。加盟組合員数は不明であると云ふ。

労働總同盟

ルーズヴェルト大統領の『新方針』は、合衆國經濟界に對して深甚なる變革を結果したと同様に『新方針』に基く諸政策が、永年不況を知らず樂土の夢に甘酔せし労働界、殊に十九世紀以來ゴンパース氏の産業至上主義を金科玉條として、手工業時代の職業意識を唯一の信條として組織されし舊套固陋なる職業別組合を中堅とせるアメリカ労働總同盟(A・F・O・I)に作用せし影響動搖は、想像以上のものがあつた。シューマン法適用の停止は、全國の資本家をして旬日を経ずして結合合同せしめしに反して、總同盟の下層組織は何等の改善變化を行はんとせせず、大量生産工業の勃興は、一工場の従業員が甚しき場合には、四十餘團體の各別個の労働組合に配屬し居るが如き實狀を展開し、團體交渉の如き煩瑣に堪へず、爲に資本家は既成労働組合を無視して會社別組合の結成を奨励せざるを得ざるに至つた。

一方労働組合員自身の間の自覺々醒も顯著なるものあり、會て温健派の重鎮として裏切者呼ばれを受け排斥せられしジョン・リューキス氏が、今は左翼急進の棟梁として衆望を一身に集めて居る一例でも知れるやうに、一般労働大衆の階級意識に於ても、重大なる推移のあつたことは否定すべからざる事實である。その結果として、總同盟内部に於ては種々なる重大問題が惹起し、殊に注目されたのは、産業別組織と政治運動の問題であつた。

この二つの問題は、當初別々に提起されたのであつたが、一九三五年産業別主義を奉ずる合同鑛夫組合以下十一組合が、『産業別組織委員會(C・I・O)』を創立して、それらに屬する組合員約百二十萬は、總同盟とは別個の行動をとるに至り、折柄大統領改選期に際して爲、かねて論議的となつて居つた労働黨組織問題と關聯し來り、總同盟は、事實上分裂することゝなつた。尤も、之等の問題に關する紛争對立は、内部的には、産業別主義の盟主たるジョン・リューキス氏とその反對者の先鋒たりし建築工組合のハッチェンソン氏との個人的確執も有力原因となつて居り、又其他の種々なる個人的利害關係が錯雜した事情もあり、現に一九三六年九月總同盟が、産業別組織委員會の解散を命じて、一定期間内に解散せざる場合には除名處分に附すべきことを申渡した時も、かなりの手心があつたと云はれて居る。斯かる事情の下に一九三六年十一月十六日より二十七日まで

十二日間に亘つてフロリダ州タンパ市に於て開催されたアメリカ労働同盟第六十五回年次大会は、過去數年以來總同盟内部に於て紛糾錯雜せる諸問題、別しては産業別對職業別組織や、無産政黨運動の可否、乃至は諸種の労働立法及び現下合衆國に於ける労働運動に對する政策の決定等の重要事項に對する總同盟としての對策を決定すべき一大機會としてさらでに内外の注目するところとなつて居つたが、折柄大統領選挙の結果、フランクリン・ルーズヴェルト氏の再任に決したのみならず、同選挙戦に於て、各地の無産黨の勢力の意外の伸張を見るに至つた後とて、アメリカ労働同盟が將來の發展方針を卜すべき、延いてはその浮沈をも決すべき重大な會と見做されて居つた。然るにこの内外の異常なる緊張を以て期待された今大会の結果が總同盟の依然として從來の方針を墨守して、國內の政治、産業及び一般社會事情の急激なる推移展開にもかゝらず、その十九世紀以來の傳統舊慣を堅持し、新しき時代に對する圓滑なる適應性の缺乏を曝露し、その基礎の堅實なるだけに、その保守的態度の反動的にさへ見做されたのは、合衆國に於ける總同盟以外の労働者團體の最近數年間に於ける活躍進出と對比して考慮すべき現象であつた。

大会は、加盟組合代表合計四百八十五名、及びイギリス及びカナダの友誼團體代表三名出席、會長ウリアム・グリーン氏司會の下に開催された。尙ほ來賓として合衆國労働大臣フランシ

ス・パーキンズ女史も列席し、ルーズヴェルト大統領よりは出席不可能を聲明せるメッセーヂが通達された。

グリーン會長の開會の辭は、合衆國經濟界の景氣恢復の途につける狀況より説き出して、全國の労働者が、確乎不拔の勇氣を以て、この新しき好況時代を最善に利用すべきことを主張し、進んで失業問題に言及して、一日六時間、一週五日間労働制の確立と、労働階級の兒童保護を目的とする憲法改正との必要を強調し、翻つて、労働者の團結權に關しては、「労働者の自由を確立し、且労働者に對して、産業界に於けるその經濟的力量を組織化し、統一化し、以て労働者をして、産業主とのその交渉關係上、公平なる地位を確保せしむべき意圖の立法をば承認制定せしむべく努力せん」と云ひ、尙ほかねて總同盟内部に於て問題となつて居た産業別對職業別組合組織に就いては、アメリカ労働同盟が、從來國內の未組織労働者を組織化する上に於て會て唯一不動の方針を裁定したことなく、事情に應じ、又總同盟の執行委員及び大會の最善の判断に基いて、産業別、職業別の兩者の形式を適用したものであることを言明し、氏が刻下の組織方法問題を重大視してゐるのは、それが組織形態の問題ではなく、總同盟内部に於て、少數者の別働團體を組織することの可否の問題にある旨を説明し、リューキス一派の「産業別組織委員會(C.I.O.)」を痛撃するところがあつた。

労働大臣パーキンズ女史は、その大會に於ける挨拶に於て、

組織労働者が、合衆國の文明發達上重大の貢獻をなすべき任務を有することを指摘し、労働者團體が進歩するにあらざれば、他の社會的團體の進歩は不可能なる旨を斷定し、今や産業界は不況を脱却して、失業者漸減の時に當つて、農工労働者階級的生活標準を向上せしめ、以て産業文明國たる合衆國として恥かしからざる生活を確立せざるべからずと主張し、尙ほ一九三六年九月施行となつたウォルシュ・ヒールレー法(産業復興法の代りとして、官營事業に於ける労働條件を規制せるもの)の實施と、徒弟教育及び少年労働禁止の憲法改正運動につき、總同盟加盟組合の協力を求むるところがあつた。

大會の議事は、例によつて各委員會に於て討議決定せられた。執行委員會の大會へ提出した事業報告によれば、一九三六年八月末日終了の會計年度に於ける總同盟の支出合計は収入を超過すること五萬三千五百四十八ドル餘に達したが、差引繰越金合計五十六萬九千四百ドル餘であり、三六年度赤字の主なるものは罷業手当支給合計が十五萬一千六百五十六ドル餘になつたにあると云はれる。而して加盟團體数は、産業部門別四部(地方部五二二團體を含む)、州聯合會四九、全國及び國際組合二二、市中央團體七三四、地方職業別及び聯邦労働組合九一四、地方組合三二、九〇六で、その組合員數總計三百五十八萬六千五百六十七人、之を三五年に比すれば五十四萬一千二百五十人の増加であると云ふ。

執行委員會の報告の大部分は、社會安定法其他立法の説明に當てられて居るが、其他他組合間紛議の調停、三六年度國會の制定せる労働立法、將來の運動方針等の事項もあり、産業別組織委員會に關する執行委員會のとつた處置に就いても詳細に報告されてゐた。

次に大會の各委員會の經過に就いて見るに、立法委員會に於ては、その報告中殊に「ラ・フォレット決議」の項が注目された。之は上院議員ラ・フォレット氏の提議に基いて、労働者の言論の自由、團結權及び團體交渉權に對する侵害問題を調査する爲、上院が任命した委員會に關するものであつて、同委員會の調査の結果、合衆國の雇主間には労働者に對抗すべく武器彈藥を準備し、密偵、煽動者を雇傭するもの少からず、或る會社の如きはそれが爲め年額十六萬ドルも支出せることが發見せられ、又所謂御用組合の一部には私立探偵所や御用辯護士の組織經營せるものあることも曝露されたのであつたが、この委員會の調査は豫算不足の爲繼續困難となつたのである。大會は之に對して同委員會の調査繼續の爲め努力すべく決議するところがあつた。次いで立法委員會の續業に於ける結核病をば州法を以て業務疾病と認むべしといふ勧告も採用となつた。

其他大會の可決した決議には、中央政府の徒弟教育委員會の事業擴張、陸海軍工廠の充實及び軍人軍屬の俸給増上、軍需品及び軍艦製造官營、ドイツ製品ボイコットの繼續、事業主の爆

彈機關統所有許可制度、黑人勞働者差別撤廢等があつた。尙ほ、大會は勞働立法の監督及び施行に關する行政機關には、必ず勞働者代表を參加せしむべきこと、及び直接間接に勞働者に關係ある立法の施行に従事すべき中央政府諸機關にも、必ず勞働者代表を參加せしむべく、大統領に要求すべきことを決議した。

今回の大會に於て、以上の外最も注目されたのは、産業別組織と無産政黨運動の問題であつた。産業別組織の問題に關しては、三五年大會に於ても、種々なる決議案が上程されたが（昭和十一年版勞働年鑑三四頁以下参照）、三六年大會に於ては合同鑛山勞働者組合長ジョン・エル・リュース氏一派の創立せる産業別組織委員会（C.I.O.）及び夫に加盟せる十二組合中十組合に對して本部が特權停止命令を發した事が、中心として取扱はれたのであつた。この問題は、總同盟内部の問題としてはリュース氏とその反對者たる建築工組合長ハッチェンソンの個人的紛争もあり、三五年大會には兩人間に腕力沙汰迄惹起した程であつたが、總同盟本部としてはリュース氏の趣旨に對しては、殊に反對すべき理由はないのであるが、氏が別派の團體を組織して、少數派運動を起したに對しては、默許し得ないものがあるところへ、ハッチェンソン氏は、萬一總同盟が根本方針として産業別主義を採用するに於ては、氏の統率せる建築工組合は、總同盟を脱退すべしと威嚇し、建築工組合が總同盟内に於ては、鑛夫組合に次ぐ大組合なる關係上、リュース氏の別働團

體に加盟せる十組合に對して特權停止處分をしたのであつた。然るにその後共和黨の勞働委員長たるハッチェンソン氏は、大統領選舉に於て、ルーズヴェルト氏反對の立場をとり、ルーズヴェルト氏及びリュース氏一派をば共產主義と斷ぜるパンフレットを發刊して、總同盟のルーズヴェルト氏支持の方針に違反せる結果、組合長を辭任するに至り、こゝに建築工組合の脱退の危険は去ると共に、總同盟内部に於ける産業別問題の性質も變つて來たのであつた。それからぬか、今回の大會には出席しても投票權停止を命ぜられた十組合の代表は出席しなかつたが、同じく産業別組織委員会に加盟してゐるが、停止處分を命ぜられなかつた帽子工及び印刷工の代表は出席して、リュース氏一派の辯護に努めるところがあつた。一方總同盟内部に於ける産業別組織を支持する勢力は、漸く増大し、加ふるに産業別主義者は、凡て無産政黨運動を主張して居り、現に大統領選舉の際リュース氏の組織せる非政黨同盟のニューヨーク支部の如きは、意外の進出をして、世人の耳目を聳動せしめた程であつたが、リュース氏一派の外にも、總同盟内部には、總同盟年來の非政黨主義にはあきたらざるもの少からず、殊に鐵道郵便、電話等の交通々信勞働者其他立法運動の直接利益に均霑すべき職業に屬する組合間では、勞働者獨自の政治運動に賛成する氣運が漸く顯著となつた。斯く産業別問題に關する總同盟内部の事態は、複雑となつたのであるが、今回の大會では本部側と

しては、（一）從來本部として産業別組織委員会及びその加盟團體に對してとりし處置の承認、（二）調停交渉の繼續及び、（三）萬一特權を停止せる組合の行動が現在の關係維持を困難ならしむべき事態發生の際、特別大會を召集すべき權限を大會に對して要求したのであつた。之に對して、帽子工組合代表ザリツキー氏及び活版工組合代表トロッター氏は、反對意見を述べたが結局大會は本部の提案を可決したのであつた。次に獨自の無産政黨組織に關して數通の決議案が上程されたが、決議委員会書記フレイ氏は、本部を代表して、あくまで非政黨主義を繼續すべきことを説き、且合衆國に於ては、新しき世界に住まんが爲めに合衆國に渡來せる、各種の階級の各種の傳統を有せる且各種の習慣の人々を經濟的に結合することが、他の國々よりは重大であり、又人種を異にし、故國を異にする人々の間にある偏見を解除することは勞働組合の重大任務であると云ひ、獨自の政治運動の時機尙ほ熟せざるを指摘した。

斯くして總同盟の今回の大會に於ては、合衆國の産業界がルーズヴェルト大統領就任以來劃期的の變革ありしにかゝらず、又政局の動向が國會乃至州議會に於ける立法運動をして直接勞働者階級に對して甚大の影響を及ぼさしむべき事態を展開せしにかゝらず、何等新方策の樹立をも見ず、却つて或ひは地方組合の權限を縮小し、或ひは新に本部直屬の海員部を設置して既成海員組合に一大痛棒を加へ、總同盟發展上の融通性を減却

せしめ、その組織動向の固定化を深めたにすぎなかつた。一方リュース氏一派の運動の漸く擴大強化さるゝ形勢の著しく且その發展の餘地充分なるは、合衆國の未組織勞働者の數が、總同盟加盟組合員數の十數倍に達するにても明らかであつて、殊に産業別組合運動が、それらの未組織勞働者の多數を擁する近代的大量生産工業の組織化を目標として居ることは注意すべきである。

社會黨

アメリカ合衆國社會黨（S.P.U.S.A.）は、社會主義勞働イデオロギカルな加盟のアメリカに於ける最も有力なる團體として囑望されて居り、一九三二年の大統領選舉には自黨候補者を擁護して、得票數に於て異常の進出をして以來、各方面への發展を計畫し、劃期的活動を開始したのであつたが、會々一九三四年の大會に於て採擇となつた「根本原則宣言」が、はしなくも黨内意見の衝突を惹起して内訌を續け、遂にニューヨーク支部の分離獨立となるに至つた。（協調會編『勞働年鑑』昭和十年版三二〇頁以下参照）

一九三四年大會後、「根本原則宣言」は、全國黨員のレフレンダムに附議されることになつたのであるが、その結果黨内の内訌確執は各州に傳波し、やがて全國執行委員会とニューヨーク執行委員会との本格的の對立となるに至つた。その頃には、

争点となつた問題も擴大して、一般組織方法の問題までも含まれることになり、ニューヨーク州の急進分子間では、新しく機關雜誌「Socialist Call」を創刊して、同州にて過去十二年間發行せる幹部派の「タイムズ・オニール氏主筆たる「New Leader」と對抗して、反幹部派の氣勢を揚げ、爲めに折角躍進途上についた黨務の執行も一大障碍に逢着する状態であつた。其の後幸ひにして兩者間の協定成立し、一九三五年七月十五日及び二十二日の双方當事者の批准するところとなつたが、同年十二月四日ニューヨーク市に於て開催された黨中央委員会の席上、再び衝突となり、愈々社會黨分裂の危機を生ずるに至つた。於是、一九三六年一月六日フライデルフアにて開催せる黨執行委員會では、表決の結果、八票對二票にてニューヨーク市及び州の社會黨解散を決定し、新に十五名の委員を任命して同州社會黨を新規再建することとなつた。斯くて入黨勧誘を開始したるが、兩派の確執は容易に解決すべくもなく、双方對峙のままに大會開催となつた。

一九三六年五月二十三日より二十六日までクリーヴランド市にて舉行せる合衆國社會黨第十九回大會は、同年秋の大統領選舉の準備大會とも云ふべく、大會は、黨公認大統領候補者としてノーマン・トマス氏を指名し、副大統領候補者としては、ウィスコンシン州農民派の首領「ジョージ・エイ・ネルソン」氏を擁立することとなり、政綱其の他の決定を見た。

一九三六年の選挙戦に於ける社會黨の政綱宣言として、大會の採擇したのは、先づ憲法改正を要求し、以て政府をして基本工業を官有として、之が經營に當らしめ、又「最高法院が、社會立法の違憲を宣告し得べき不當なる權力」を撤廢せしむることを眼目として、失業救済、公共事業、失業保險、養老年金、租税、勞働立法、農村問題等に對する政策を掲げたもので、選挙戦中黨はニューヨーク發行の「Socialist Call」を正式の機關紙と認むることとなつた。

次にこの大會では、前回大會にて採擇せる「根本原則宣言」をば修正加筆して、内容を一層明確ならしめ、殊に問題となつた暴力革命に關しては、黨は、あくまで現存民主主義的施設の強化維持の必要を認むるものにして、少数者による正當政權打倒を目的とせる武装蜂起の如き政策は、不可能なるロマンチズムにすぎず、全然社會黨の黨員として採るべきにあらざることを言明せる一項を追加した。それと同時に、黨は、フランスト獨裁によつて大衆の意志を蹂躪するを默許すべきにあらずと云ひ、全國勞働者に向つて、反動的暴力に對しては、凡ゆる手段を以て對抗すべき覺悟を要する旨警告せる項をも挿入した。之に續いて、大會は、他團體との關係に就いて、黨は、純粹の農民勞働者政黨に對しては、嬉んで之を支持すべきこと、及び勞働組合については、社會主義者たる勞働組合員は、宜しくその同僚仲間を勸説して、獨立の政治行動の必要を認識せしむ

るやう啓蒙の義務あることを力説せる決議を可決した。共產黨提案の共同戦線組織も、大會議事に上程されたが、之に關しては、共產黨との政治的共同戦線結成は不可とし、唯特殊問題に關して、他の勞働者團體や、共產黨員と共同動作をなし得る如き措置を講ずべきことを規程せる決議を採擇した。尙ほ共同戦線問題は、十二月一日を期して全國黨員の「レフレンダム」に附することとなつた。又三六年度大統領選舉に於て、共產黨と提携合同して立候補すべき共產黨側の提案は、拒絶することとなつた。

戦争に關する決議には、合衆國社會黨が、凡ゆる帝國主義戦争には絶対反對であり、戦争防止の武器としては、國際聯盟をも又その制裁をも支持せざる旨宣言された。

最後に大會の決定すべき重要問題としては、ニューヨーク州の内訌の件があつた。この問題は、前述の如く、前回大會に於て採擇となつた「根本原則宣言」を中心とする「老将組」と「少壯闘士」との意見の衝突に發したもので、全國執行委員會の大多數が、宣言を支持せる「少壯闘士」側の味方となつた結果、遂に州内兩派に分裂したる結果、全國執行委員會では、州支部を解散して、新に州内社會黨を組織せしめ、これを以て正式支部と認めたのであつた。而して今回の大會には、ニューヨーク支部は、代表四十四名を参加せしむる權利を有して居つたが、大會出席者は、各派より四十四名づつとなつて居つた。執行委員

會では、これに對して新支部代表四十四名のみ出席を許可したのであるが、「タイムズ・オニール氏、ルイス・ワルドマン氏の如き「老将組」は、これに抗議し、議論は數時間に亘つて行はれ、妥協案として、リーディング支部より、各派二十二名づつ出席を認めよとの提案もあり、又ミルウォーキー市長「ホーン」氏は、新團體側三十二名「老将組」十二名を参加せしめ、その條件として双方とも新團體に加入し、大會多數の意見に服従すべしといふ案も提出されたが、いづれも否決となり、大會では、表決の結果、九、四四九票對四、八〇九票（ニューヨーク州の投票を除く）にて、全國執行委員會の公認せる新黨代表のみの着席を許可することとなつた。

斯くて大會後「老将組」は、クリーヴランドに會合して、新に「社會民主同盟」を組織し、これを基礎として社會民主勞働黨を結成することとなり、執行機關及び政綱等を決定して、合衆國社會黨より分離獨立して行動することとなつた。

この分裂は、一九三五年アメリカ勞働總同盟の一部たる産業別主義者の「産業別組織委員會(C.I.O.)」の結成及び大統領選舉當時勞働組合の自主的政治運動を主張する一派によつて組織された非政黨同盟が中堅となつて結成したニューヨークの「アメリカ勞働黨」の出現と共に、アメリカ勞働運動史上、一轉期を劃すべき現象であつた。

合衆國社會黨では、前回に劣らざる成績を目標として、一九

三六年度大統領及び國會選舉戦を開始し、各州に少くとも一名づつの下院議員候補者を指名するの意氣を以て全国的に活躍したのであつたが、大統領選舉に於ける得票數は、前回に比して遙かに少く、豫想だにせざりし失敗に終つた。

一九三七年三月下旬合衆國社會黨本部では、特別大會を召集して、その陣容を改むると同時に、他團體との聯絡協力の原則を確立し、又黨各機關の組織構成を改善強化することとなつた。

特別大會は、シカゴ市で開催されたが、その結果、ニューヨーク州發行の週刊機關誌『ソーシヤリスト・コール』をば、正式に黨の全国的機關誌となし、編輯及び經營當事者は、凡て全國執行委員會にて任命することとなり、その他、戦争、『産業別組織委員會(C.I.O.)』、人民戦線、共同戦線、勞農政黨、消費者組合、土地問題、黒人勞働等に對する黨の態度を明確にせる決議を採擇した。

戦争に對しては、社會黨從來の政策を堅持して、凡ゆる資本主義戦争及びその原因となり或ひはそれを支持する如き一切の事象に對しては、斷乎反對を繰返して表明するところあり、ジョン・リューキス氏の『産業別組織委員會』に對しては、『アメリカ勞働運動上最も意義ある發展』なりとし、その加盟勞働組合に向つて、勞働階級の一致團結の爲、あくまで總同盟より脱退せざるやう警告するところあり、進んでブルジョア政黨との提携による人民戦線組織については、絶對反對の意を表すると共に、

他の勞働團體、殊に勞働組合との統一戦線交渉には應ずること、に滿場一致決定した。尙ほ共產黨に對しては、『市民たる權利の擁護、軍國主義及び戦争反對闘争、又は失業者の爲にする闘争上、共產黨との協力或ひは共同戦線活動をなすに當つては、協力申込ある毎に各場合に應じて、別個に考慮すべき』旨決議した。而してその場合に於ても、必ず州又は全國の當該執行委員會の承認を得ることを條件として居る。

又合衆國に於て、全国的の農民勞働者政黨の結成せらるゝ如き場合に於ける黨の態度として、特別大會の決定したことは、自主獨立の政治行動は、勞働者覺醒の必然的結果なるにより、純粹の勞農政黨の出現は、あくまで支持すべく、社會黨員にして、勞働組合、農民協會、その他大衆的團體に加盟せるものは適當なる全国的政黨組織には全力的の支持をすべく、地方的政黨の結成を見た時は、必ずそれをば全国的政黨の前提たらしむべしと云ひ、社會黨の全国的勞農政黨加入の條件として、(一)それが筋肉及び智能勞働者の利益を自覺的に代表すべきこと、(二)組織化せる農民勞働者の主要部分の支持を得、且個人の加入を許可すべきこと、(三)社會黨の加盟は團體單位にてすべきこと等が要求された。

斯くて特別大會は、委員長ノーマン・トマス氏以下十五名より成る全國執行委員會を選舉して閉會した。

(水上鐵次郎)

緒 言

一九三五年度のドイツを概観して、本年鑑昭和十一年版に於て、『ナチス國民革命が成立したとき、この革命が極めて内容の簡素なものであり、間もなく崩壊するであらうとの豫想をいだいたのは、唯民主主義や左翼の支持者ばかりではなかつたであらう。しかし今日では、この豫想はむしろ空想と言ふ言葉を以て置きかへられて居るほど、この國に於ける國民社會主義の基礎は鞏固さを示して來た』と規定されて居る。

ナチスによる所謂國民革命が成功したことには、それを成功せしむるに足る諸要因が存したのであり、それら諸要素が依然として存在するにも拘らず、『この革命が極めて内容の簡素なもの』であるために、單にかゝる理由によつて、ナチス政權の崩壊近しと豫想されたとすれば、かゝる豫想が何人によつてなされたにしても、それは疑もなく、空想と稱して差支ないであらう。ナチス革命がその内容極めて簡素であらうとなからうと、ナチス政權の出現を必然たらしめた諸要因が、今日なほドイツに存在する限り、否、それらが益々發展しつゝある限り、ドイ

ツ

ツに於て國民社會主義がその存続を保ち、ナチス獨裁の下に於ける諸事態が、恰も國民社會主義の基礎益々固きを示すものゝ如く顯現するに不思議はない。然らばナチス政權の出現を可能ならしめた諸要因は如何。茲にいまこの問題について詳説を試むるの餘裕はなく、その要も亦ないのであるが、これを要するにドイツ資本主義構成の變化が主因であり、副因としてドイツの戦後に於ける國際的地位の變化及び戦後ドイツに於ける嘗つての倫理國家の世俗化形態たる社會國家の支柱、社會民主主義がドイツ資本主義との拮抗闘争の過程に於て、漸次苟合妥協を行ひつゝ、終局的には前者の後者への屈服に終つたことをあげ得るであらう。とにかく、ナチス國民革命の目的乃至示標は、端的にはそのスローガンたるナチス綱領に於て示されたところであるが、政權掌握以來既に四年、その間ナチスの施政果して綱領に背反するところがなかつたであらうか、われ／＼はその一について論議するの餘裕を有たない。たゞ本稿直接の對象としての分野に於て、ナチスによつて試みられた變改中、最も注目すべきものとしての、國民勞働秩序法による所謂集團主義勞働法體制の抹殺と、これに代るべきものとしての所謂全體主義

労働法體制の設定とを一例として考察すれば、素よりナチス革命は資本主義の根幹的支柱たる私所有権を否定するものではなく、従つてドイツに於ても依然として財産共同體の存することなく、資本主義的價值法則が支配するに拘らず、所謂集團主義労働法體制の下に於ても單に管理協同體たるに止まつた一聯の諸制度を、階級觀念に立脚するものとしてこれを廢止し、指導者原理に立脚するとされる經營協同體的な一聯の諸制度を以てこれに代へたが、それが結局に於て、ドイツ資本主義に對して、また同時にドイツ勤勞者層に對して、夫々如何なる意義と効果をもたらすものであるか。かゝる施政の下に於ての一時的諸事態はとにかく、國民社會主義が果して鞏固なる基礎を、國民大衆の裡に確保して居、更に確保し続けるであらうかについては、若干の疑なきを得ない。筆者は嘗つて社會政策時報第二百號二八八頁以下に於て、ドイツ社會政策理論の動向についての紹介を試みたが、それは東北帝大教授服部英太郎氏の論稿、「獨逸社會民主主義社會政策論の崩壊過程」(東北帝大法文學部、十週年記念經濟論集所收)及び「全體主義Ⅱ職業身分的社會政策理論構想の課題」(東北帝大經濟學會、研究年報經濟學3所收)並に東京帝大講師大河内一男氏の著、「獨逸社會政策思想史」の紹介であつた。制限された紙數に於て、忽々に試みた紹介であるために、或は主旨を誤り傳へたるの不明を冒し、累を兩氏に及ぼしたるなきかを惧れるのであるが、論述は直接的に兩氏の論著その儘

をサムマライズしたために、幸にして大過なく主旨を傳へ得たとすれば、筆者の喜これに過ぐるものはない。茲に、同誌二八九頁にも誌したところではあるが、再び明記して兩氏に對し、深く學恩を謝する次第である。ドイツ社會政策理論の動向乃至は現段階に於けるドイツ社會政策の性格は、適確詳細には前記兩氏の研究に於て示されて居るが故に、就て見られんことを希望して置く。

緒てとにかくナチスは今や權力の上に立つて居る。上述のわれわれの疑問は疑問として、非ナチス的な、或は本來的意義に於ける社會運動、労働運動は、ナチス獨裁の下に於ては許容されないこと勿論である。然しながら、ナチスドイツがドイツ社會の最終形態であるとなし難いことは、單に史的類推によつてのみではなく、ドイツ社會經濟機構の分析によつても亦立言し得るであらう。とは言へ茲にドイツ社會經濟機構の——廣くドイツ資本主義の分析を試み、ナチス政權の前述を云々するが如きことは、その餘裕もなければ必要もないのである。以下に於ては單に、ナチスドイツに生起する諸現象の中、本年鑑の關する範圍のものを概觀的に紹介するに止める。

現政府下の社會經濟情勢一斑

一九三三年二月一日 ヒットラー政府の發表した宣言に於て「政府は國民の生活力を保障する凡る施設に一層の留意を致し又國

民經濟改造の大事業を二個の四ヶ年計畫によつて遂行せんとする。その一は國民生活の源泉たり、ひいてはその生存の基礎たる農村の救済であり、他の一は失業問題の徹底的且つ廣範圍の解決による労働者の救済である。…新政府は鐵の如き決斷と不撓不屈の忍耐とを以て、次の計畫を實施するであらう。すなはち、四箇年の日子を以て、ドイツ農民をその困窮より救ひ出し、失業を決定的に克服する。それは同時に、産業一般の繁榮の基礎たるべきものである。…」とした。

かくて農民は、ナチスによつて、ドイツ民衆中、最も好ましい社會的、民族的要素とされ、特殊の保護救済を受けたために、ドイツの各階級中最もナチス政權によつて益された如くである。農業は自由市場經濟から解放され、農民は物價變動の混亂から保護され、安定した所得を保障されることとなつた。聯邦農民協會の販賣組織は不斷に擴大され、農産物の供給は周到に統制され、農民、農産物精製者、卸商、小賣商等に支拂ふ値段が制定されると共に、政府は聯邦の各官廳を通じて輸入數量を統制し、外國品と國産品との差額を沒收する如き方法を以て、國産品の市價を維持した。かくて農業の全収入は過去四ヶ年間に於て、三七・五%の増加を來たし、また農民の購買品と販賣品の價格の不均衡を除去したために、農民の収入の増加に拘らず費用はこれに比例して増加を見て居ない。半強制的抵當肩替と總債務の七・五%の引下げによつて、農民の利子負擔額は一九三

二—三三年の八億五千マルクから一九三五—三六年の六億三千萬マルクへと低下した。又同じ期間に於て納稅額は約一億マルクの低減を見た。賃銀率の安定と、政府補助の低賃銀労働を農業部面へ振り向けることによつて、労働費は僅かに上昇したに止つた。かゝる諸種の特典によつて、農民の純現金収入は過去四ヶ年に於て、次表の如く飛躍的に増大して居ると報せられて居る。(單位十億マルク)

種目	年 度					
	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
收入 總額	六・四	七・四	八・四	八・四	八・八	八・八
現金賃銀を除外した	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六	四・六
支出 總額	一・三	一・三	一・四	一・四	一・四	一・四
賃銀 支拂 高	〇・二	〇・二	〇・三	〇・三	〇・二	〇・二
債務 支拂 高	〇・三	一・三	二・〇	二・〇	二・三	二・三
差引純現金収入	〇・三	一・三	二・〇	二・〇	二・三	二・三

農民の収入増加は右表の如くなるに拘らず、農民は尙ほ満足して居ないとのことである。蓋し、ナチス政府はその初期に於て、農産物價を人為的に引上げたが、今や政府の統制が完全となるに伴ひ、消費者の利害をも考慮し、物價抑制によつて、農民が利得を擲にするを阻止するに至り、加之、政府は農民の經濟的自由にも制限を加へ、農民に對して一定量の農産品の引渡を求むるに至つたからである。一九三七年三月二十五日のゲーリング空相の命令によれば、一層大なる自給を目標とする新四

(其の1)

單位	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年(1)	
(一)失業の除去						
失業者數	九月末現在(百萬人)	5.10	3.85	2.28	1.71	1.04
要救護失業者數	年平均(百萬人)	2.05	1.94	0.87	0.87	0.24
就業者數	"	12.58	13.08	15.09	16.00	17.15
工業勞働時間	平均時間	6.91	7.16	7.43	7.41	7.59
(二)生産力の發展						
工業生産價格(2)	十億ライヒスマルク	84.8	37.8	49.6	58.1	65.1
農業生産價格	"	8.7	9.8	11.1	11.6	12.0
全生産數量	年平均(1928—100)	70	77	91	101	—
工業生産數量	"	59	66	83	96	106
農業生産數量	"	104	110	113	112	114
石炭生産高	百萬噸	104.7	109.9	125.0	143.0	158.4
鋼生産高	"	5.77	7.61	11.92	16.12	19.16
セメント生産高	"	(3)	3.82	6.47	8.81	12.00
製紙高	"	1.80	1.90	2.10	2.20	2.48
織物生産高	年平均(1928—100)	79	91	99	91	98
靴生産高	百萬足	60	71	80	71	76
國內食料品生産高の需要に對する割合	年平均(%)	75	81	80	83	84
(三)投資						
投資總額	十億ライヒスマルク	3.9	5.1	8.3	11.0	13.8
機械國內販賣高	年平均(1928—100)	25	42	87	135	18.8
住宅新築數	一千戸	131	133	190	213	270
商船建造高	一千噸	6	24	148	310	498
國自動車道	延人員(百萬人)	—	0.1	11.9	25.0	27.5
荷車登録數(4)	一千臺	7.0	11.6	23.5	37.3	50.0
農業の肥料購入高(5)	百萬ライヒスマルク	522	567	626	723	—
(四)外國貿易						
輸入	百萬ライヒスマルク	4,667	4,204	4,451	4,159	4,218
輸出	"	5,735	4,871	4,167	4,270	4,768
入出超	"	(+)	(+)	(-)	(+)	(+)
		1,072	667	284	111	550
(五)交通						
國鐵道貨物輸送高(6)	百萬噸	242	263	316	361	399
國鐵道収入額	十億ライヒスマルク	2.93	2,929	3.33	3.59	3.96
國郵便小包扱高(7)	百萬個	224	239	260	270	292
電	百萬	233	230	249	263	283

ケ年計畫の下に於て、その義務を果たさぬ農民の事業に對し、國家はこれが經營を監督する管理人を任命し得ることとなつた。即ち政府は完全なる土地統制を行ひ、場合によつては所有主に農作を停止せしめて農場を他人に貸すことも出来るのである。

約七十萬に上る中位の農場を世襲農場としたことは、見方によつては失敗とも言へる。世襲農場とされたために、農民はこれを賣却、分讓することも出来ず、抵當その他借金の擔保等になし得ない爲めに、農地を以てするクレヂットが得られなくなつた。然るにドイツの農業債務は尙ほ百十一億マルクの巨額に達して居、これを軽減して、農民を利子奴隷の状態から解放するの要があるが、これは世襲農場の設定によつて制約されざるを得ない。又ナチスの公約せる大不動産の解消は、實施を見ないやうである。而して例へば糧秣の輸入制限の如きことが行はれた結果、西部ドイツの小牛乳業者や小規模の牧畜業者は困難を來たしたが、糧秣を自給し得る東部ドイツの大地主は、却つて利益を擧げつゝある有様である。

次に失業問題の徹底的且つ廣範圍に亘る解決の跡を見るに、一九三六年秋のベルリン景氣研究所四季年報によれば、同年九月末に於ける失業者數は一、〇三五、〇〇〇人であり、かゝる失業者數はナチス當局によれば、「最後の好況時たる一九二八—二九年に於けるそれよりも尠く」、この程度の失業者は「勞働力の一部は常にその勞働場所を變更しつゝあり、それらの

勞働者乃至俸給生活者の大部分は、その際失業者として登録されるものなるが故に」、「如何なる國民經濟に於ても、一定限度以下に失業者數を減少せしむることは不可能である」ところのものであるとされるのである。

一九三六年十月初に於ては一八、〇〇〇、〇〇〇人の勞働者及び俸給生活者が就業して居るのであり、軍務及び勞働奉仕業務に従事して居る者を加算すれば、全就業者數は一九二八—二九年の好況時のそれを凌駕して居るのであつて、ナチス經濟政策はその重要な目標の一を實現したものと見られ得る。

とナチス當局が誇るのであるが、寔にナチスの施政僅かに三ヶ年半の間に於て、五百萬人に垂んとする失業者が就業し得たことは、ナチスドイツなればこそその偉業であり、驚異的現象と言はなければならぬ。併しながら、尨大なる失業者群は如何なる産業部門へ吸収されたのであるか、またかゝる尨大なる失業者群の勞働を吸収したる産業振興の結果、この産業振興のために可能なる限りの犠牲を要求された國民生活が、幾分たりとも安定したのであるか。われ／＼は徒らにナチスの統計に示された失業者數の忽然たる激減、生産の躍進に瞠目するに止まらず、以上の疑問を解決しなければならぬ。

偕て、尨大なる失業者を吸収せるは、作業能率の著しく増進せる各産業部門たることは言ふまでもなく、それら産業諸部門は政府の積極的景氣振興策によつて——換言すれば巨額の資金

撤布によつて人為的に振興せしめられたものである。海外並に國內の市場狹隘を告げたるドイツに於て、購買力なき一般國民を目標とする生産増進策は無意味であり、この限りに於て軍需工業部門乃至は生産財貨産業部門の振興は、一時的便法としては一應是認し得るであらう。併し乍ら、軍需工業部門は姑く論外とするも、生産財貨産業部門の振興は、嘗て北米合衆國に勃發せる大恐慌の轍を踏むに至らざるか疑なきを得ない。經濟的疲弊下のドイツに於て、既に國民に強度の犠牲を強ひて漸く調達せる資金を以て、人為的に産業界の跛行状態を激成せしめた以上、やがて人為的景氣振興の繼續が不可能となり、一度經濟の運行が自然の發展に放置されたる場合の混亂は、今日に於て豫測に難からざるところである。否、幾年かの後の豫測は措く。嚮に見たる産業に於ける作業能率を以て、生産活動を示す指標とすれば、ドイツの生産活動は一九三三年一月以降一九三六年十月の間に於て、一〇七・五%の増加を示したるに比し、勞働賃銀及び俸給による収入は、一九三三年第一四半期と一九三六年第二四半期との比較に於ては、後者に於て四〇・四%の増加を示し、同じ期間に於て、主要消費財貨の消費増加は二〇・三%に過ぎない。かゝる事態そのものが、既に國民生活の水準低下を指示するものではないであらうか。とにかく、所謂ナチスドイツの經濟振興の跡を、計數について見るに、前掲の如くである。

年 度	1933	1934	1935	1936	1937年1月(1月)	1937年2月(2月)	1937年1月—2月の1933年に對する騰貴率%
一 九 三 三 年							
一 九 三 四 年							
一 九 三 五 年							
一 九 三 六 年							
一 九 三 七 年							
一 九 三 八 年							
一 九 三 九 年							
一 九 四 〇 年							
一 九 四 一 年							
一 九 四 二 年							
一 九 四 三 年							
一 九 四 四 年							
一 九 四 五 年							
一 九 四 六 年							
一 九 四 七 年							
一 九 四 八 年							
一 九 四 九 年							
一 九 五 〇 年							
一 九 五 一 年							
一 九 五 二 年							
一 九 五 三 年							
一 九 五 四 年							
一 九 五 五 年							
一 九 五 六 年							
一 九 五 七 年							
一 九 五 八 年							
一 九 五 九 年							
一 九 六 〇 年							
一 九 六 一 年							
一 九 六 二 年							
一 九 六 三 年							
一 九 六 四 年							
一 九 六 五 年							
一 九 六 六 年							
一 九 六 七 年							
一 九 六 八 年							
一 九 六 九 年							
一 九 七 〇 年							
一 九 七 一 年							
一 九 七 二 年							
一 九 七 三 年							
一 九 七 四 年							
一 九 七 五 年							
一 九 七 六 年							
一 九 七 七 年							
一 九 七 八 年							
一 九 七 九 年							
一 九 八 〇 年							
一 九 八 一 年							
一 九 八 二 年							
一 九 八 三 年							
一 九 八 四 年							
一 九 八 五 年							
一 九 八 六 年							
一 九 八 七 年							
一 九 八 八 年							
一 九 八 九 年							
一 九 九 〇 年							
一 九 九 一 年							
一 九 九 二 年							
一 九 九 三 年							
一 九 九 四 年							
一 九 九 五 年							
一 九 九 六 年							
一 九 九 七 年							
一 九 九 八 年							
一 九 九 九 年							
二 〇 〇 〇 年							

次に勞働振興に伴ふ物價の動靜を見るに次の如くである。

國民所得一般については生産恢復に關する計數を示した統計に掲げてゐるが、勞働所得のみについてその動靜を見るに次の如くである。以下の數字は單に勞働賃銀のみならず、被保險勞働者及び使用人、保險義務なき使用人の勤勞所得の外、官吏の俸給を含む。

一 九 三 三 年 勤勞所得(十億マルク) 二九・七
 一 九 三 四 年 四三・〇
 一 九 三 五 年 二六・三
 一 九 三 六 年 二、〇一七
 一 九 三 七 年 二、〇六二

(其の2)

	單 位	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年(1)
觀 光 客 數 (8)	百 萬 人	3.34	3.50	4.36	4.52	5.19
自 動 車 現 在 數 (9)	百 萬 臺	1.63	1.68	1.89	2.16	2.47
(六)租稅並に貨幣資本形成高						
國 租 稅 關 稅 收 入 (10)	十 億 日 圓	6.65	6.85	8.22	9.65	11.60
貯 蓄 銀 行 預 金	十 億 日 圓	11.4	12.1	12.8	13.8	14.6
日 貨 利 率	年 平 均 (%)	6.23	5.11	4.68	3.77	3.18
四・五%(6%)確定利付證券相場	日 圓	66.8	82.4	90.3	95.3	95.8
(七)消 費						
國 民 所 得	十 億 日 圓	45.2	46.5	52.6	57.3	62.0
小 賣 上 高	十 億 日 圓	22.70	21.8	24.2	25.2	28.0
乘 用 自 動 車 登 録 數	千 臺	41.1	82.0	130.9	180.2	213.2
オ ー ト バ イ 登 録 數 (12)	千 臺	46.4	57.8	89.6	135.5	184.9
ラヂオ聴取者數 (13)	百 萬 人	4.31	5.05	6.14	7.19	8.17
歡 喜 の 力 關 旅 行 者 數	百 萬 人	—	—	2.0	3.0	6.0
貯蓄銀行に於ける貯蓄預金の預入又は拂戻	百 萬 日 圓	(-) 228	(+) 662	(+) 704	(+) 991	(+) 815
生命保險の保險料收入 (14)	十 億 日 圓	749	724	786	879	940

- (1) 一部推算。一九三六年はザール地域を含む。
- (2) 毎月指數を基礎とせる計算の總額。
- (3) 推算によれば3.2-3.3(百萬噸)。
- (4) 乗合馬車並に三輪貨車を含む。
- (5) 經濟年度(七月乃至翌年六月)。
- (6) 一般交通。
- (7) 通常小包。
- (8) 夏季「九月一日—九月三十日」二六〇都市。
- (9) 七月一日現在。
- (10) 會計年度(四月乃至翌年三月)。
- (11) 年末預金現在高。
- (12) 1934年までは自重350噸までの三六車を含む。1935年以降は200立方噸までの三輪車を含む。
- (13) 年末現在。
- (14) 公營及び私營大保險機關。

一九三五 三一・七
 一九三六 三四・〇
 一九三七 一、九八一
 一九三八 一、八八八

次に稅收の動靜とその國民所得に對する割合を見るに次の如くである。

年 度	租稅收入 (十億マルク)	國民所得 の租稅の割合
一九二九	九・一	七五・四
一九三二	六・七	四五・二
一九三四	八・二	五二・六
一九三五	九・六	五七・三

以上を以て見ても、ナチス治下のドイツ勤勞階級の生活改善がたとひ『歡喜による力』團の如き勤勞者に對する福利施設の存するとは言へ、決して誇るに足らざるものであることは、説明するまでもないであらう。

加ふるに、四ヶ年計畫實施に伴ふ矛盾は、貿易關係に於て現はれざるを得ない。列強の競争激甚なる世界市場裡に在つて、而も名目的にせよ、金本位制を維持しつゝあるドイツの輸出は、輸入と均衡を保つこと難く、更に巨額の對外債務を負擔するに拘らず、金保有高の僅少なるドイツの貿易は、到底優位を保ち得るものではない。かくて一九三三年一月に於けるライヒス・バンクの金保有高は九億九千六百萬マルクであつたが、金融恐慌の影響を受けたにもよるが、一九三四年末にはそれは八千三百萬マルクに激減したのである。然るに、原料品、半製品の必然

的輸入増加を伴ふべき四ヶ年計畫を、かゝる事態の下に遂行するため、如何なる方策が採られたかについては、別稿に於て既に見たところであるから、茲には言及しないが、就中、シャハト氏の所謂新計畫が注目されねばならない。それは要するに、可能なる限り多數國との間に、求償的貿易協定を締結し、一方に於てはまた嚴重なる貿易統制を行つて、さしあたり四ヶ年計畫に必要なる財貨の輸入を抑制せんとするものである。既に見たる貿易統計によれば、一九三四年の入超を除き出超が認められるが、この裏面に於ける貿易品の内容の變移に注意されねばならない。一九三三年及び一九三六年前半期に於ける各種商品の輸入價格の輸入總價格に對する割合について見るに、食料品は三六・七%より三四・五%に、半製品は一〇・三%より九・一%に、完成品は一二・九%より八・二%に夫々減少し原料品のみ三五・八%より四一・五%に増大して居る。然るに、これを輸入商品の量について見るに、商品價格の世界的騰貴傾向と求償的貿易協定の結果、輸入商品の單價向上のために、前記の時期に於て食料品は三六・七%より一一・二%に、半製品は五六%より三〇%に、完成品は三三・三%より一〇%に激減して居るに反し、原料品は六三・一%から七二・六%に激増して居るのである。而も國內に於ける消費財貨の生産は犠牲に供されて居るのである。かくて積極的景氣振興策は物價騰貴を來たし、物價騰貴は勞

働供與事業の圓滑なる運行を阻害し、一方軍需工業の障礙たると共に、他方に於ては就中、國民生活の窮迫を加速度的に増大し、茲に積極的景氣政策を繞つて、政治と經濟との相刻的矛盾を生ずる結果を來たした。積極的景氣振興政策中、労働供與事業等による失業克服が放棄されるに至れば、國民によるナチスの支持、従つてナチス政權の維持は困難に陥るべく、また積極的振興政策を強行するためには、資本主義經濟制度に對する制約を大ならしめざるを得ず、かゝることはドイツブルジョアジエのナチスに對する政權附託の意義を滅却するものであり、茲にナチスは進退に窮したが、この窮地からの活路を抵抗力の最も弱小なる點、労働賃銀の固定の方向に求め、同時に物價對策によつて、固定せしめられたる賃銀による労働者の生活困難を緩和せんとするに至つたと見られ得る。

ドイツに於ける物價對策は、一八八〇年の暴利取締法を端緒とするとされるが、爾來世界大戰前にあつては、この種法令の公布を見なかつた如くである。然るに世界大戰の勃發と共に、物價に關する法律は遂に遑なき程に頻發され、世界大戰後のインフレーション時代に至つても亦、暴利取締法規が續々公布された。併しながら、この期を通じての物價關係法令は、最高價格・暴利取締、暴利裁判所、價格貼出等に關する一般的なもの、各種商品の卸賣價格、小賣價格、標準價格等に關する特殊なものに大別し得るが、それ等は要するに暴利取締に關す

るものであり、資本主義體制下に於ける經濟原則に對する國家の干涉は、暴利なる倫理的觀點から試みられたのである。(尙ほカルテル、トラスト等による價格形成と、これに對する國家の對策については省略する。)

然るに周知の如く、大戰後に於けるドイツ經濟は、巨額の外資輸入によつて、辛うじて運営され來たつたのであるが、一九三一年五月に於けるオーストリアの大銀行クレヂット、アンシュタルトの破綻——それは當時のヨーロッパの政治關係に依つて要するにフランス金融資本が權力政策的理由から、獨、塊兩國に對して採つた金融的闘争方法によつて激化され、急性的に爆發したと見られるのであるが——に伴ふ金融恐慌が、同年七月中旬までの間に於て急激なる短期外資のドイツからの引上げを結果した。すなはち、ライヒス・バンクの金準備からこれを觀察すれば、一九三一年五月末に於ける金準備二十三億九千萬ライヒスマルクは、六月末には十四億二千一百萬ライヒスマルクに、更に七月末に於ては十三億六千三百萬ライヒスマルクへと激減し、金準備の流通銀行券に對する比率は、法定限度たる四〇%に近接して來たのである。茲に於てブリュッセル内閣はとりあへずこの危機に對處せんとして、爲替管理令を公布して通貨擁護と爲替相場の安定維持をはかり、またライヒス・バンクはその割引歩合を六月には五分から七分へ、七月には更に一割へ、八月には一割五分に引上げ、貸付利率は七月には一割五分に、八

月には二割に引上げたのであるが、他方に於て物價の引下げを強行することとしたのである。ドイツに於ける本格的物價對策はこの時に始まると見るを得べく、この期を第一期として爾來物價對策の變更に従ひ、二期に分つて考察するを可とするのである。すなはち、ブリューニング内閣よりヒトラー内閣の初期一九三四年までを價格引下時代、一九三四年以降新四ヶ年計畫の發表までを價格監視時代、新四ヶ年計畫實施以後を價格形成時代とし、各時代の物價對策を概観することとする。

(1) 摘稿、「ドイツ金融財政政策概要」、社會政策時報、第一九八號、九二頁以下。

(2) フランクフルト新聞、一九三六年十二月一日號。

情で、一九三一年十二月七日の夜、ブリューニング首相はラデオを通じて、從來發布し來たれる「經濟及び財政の安定並に治安維持に關する大統領令」に加ふるに、更に同令第四號を發布せざるを得ざるに至つた旨を放送した。すなはち「……茲に第四次緊急令を公布するに至つたのは、世界經濟及び資本市場が、その後益々悪化したこと、過去十年間に於てドイツに課せられたる負擔の過大なりしこと、及びわれわれの過去に於ける失策に基くものである。……ドイツは過去に於て、インフレイションの苦き經驗を有するを以て、われわれにとつて最大の問題が通貨の安定であるべきことは、恐らく何人も異論を有しないであらう。この故に政府は對外的並に對内的に諸種の措置を採ることとした。すな

はち對外的には外國爲替下落防止の方策を講じ、これがために諸種の計畫的措置に出でた。また對内的には豫算の安全を確保するために、苛酷な方法を採用せざるを得なかつた。イギリスのボンド下落の影響の發生以前であつたならば、諸種の措置を漸次採り得たであらうが、現在に於ては、諸種の處置を經濟及び財政の全般に亘り、且つ同時に行はねばならぬ事態となつた。従つて未曾有の廣範圍に亘つて、すなはち、物價の引下げ、利子の引下げ、貨銀供給の減額等を一時に斷行することとなつた。……」

と。かくて翌十二月八日、第四次緊急令を發布し、これによつて變化せる經濟事情への協定價格——財政經濟及び社會的緊急狀態を脱出するための、一九三〇年七月二十六日附大統領令第五節第一條に掲ぐる種類の契約又は決議によつて、各加盟者が國內取引のために遵守の義務を負ふ價格を言ふ——の適合と、共和國宰相直屬の物價監視官の任命が、直接の物價對策として規定されたのである。物價監視官は日常生活の必需品及び必要給付の價格暴騰から、國民を保護するを任とし、其のために常に前記の價格及びその形成並に各經濟段階に於ける價格騰貴の狀態を監視し、價格及び價格騰貴を暴騰と認むる時に、その引下げを考慮するのである。價格監視官は其の權限の全部又は一部を各邦の最高官廳に委任し得、各邦最高官廳は其の委任された權限を次位の官廳に委任することを得る。必要の場合には價格監視官は邦政府と協力して、當該邦又はその一部に對し、代理

官を任命し、これにその權限の全部又は一部を委任し得る。その他の場合は物價暴騰に對する保護は、邦官廳これを行ひ、國、邦、市町村の官廳並に公法上の團體は無報酬を以てこれに事務的援助を與ふるを要するのである。この價格監視官として、ライプチヒ市長ゲルデラー氏が任命され、半年の活動後辭任するやまた後任の任命を見ず、一九三二年十二月二十三日の命令を以て、價格對策事務は經濟省の所管とされて、ナチスの時代に至つたのである。

ナチス施政の當初に於ける物價對策は、これに先立つ時代に引續き、所謂價格監視の域を脱しなかつた。然るに三六年の第八次ナチス黨大會を轉機として、ナチスの物價對策は價格形成の時期に入ることとなつたのである。右の黨大會の劈頭に於てヒトラー總統の宣言が發表されたのであるが、その中に於て第一次四ヶ年計畫の輝かしき成功が謳歌され、續いて

「ドイツの人口は一平方キロメートル當り百三十六人の割合であるが故に、如何なる努力によつても、また如何なる土地利用方法によつても、國民に必要な全食料品を、國內に於て生産することは不可能である。ドイツ農民の最近二、三年の間に遂行せる業績は、他國民の殆んどよくし得ざるところであり、ドイツ農民と雖も今後再びこれをよくし得ざるところである。國民社會主義國家は、荒野沼澤の涯に至るまで、擧げてこれを耕作地と化したか、かゝることは他國民の企て及ぶべからざるところである。然るにも拘らず、わが國の

或る部分に於ては、食料品は常に不足なのである。幾多の原料品がわが國に存せざるが故に、食料品の不足を輸入によつて補足することとは困難であるのである。……ドイツに於ては純然たる國內經濟の建設、すなはち、植民地なき國內經濟の建設は、遺憾ながら無限に可能ではない。蓋し、ドイツの現狀を以てしては、自己の貨幣領域に於て、充分なる食料品並に原料品を調達し得ざるを以てある。……ドイツ經濟が國民を經濟的に維持するがためには、先づ可能な限り自力に倚らんことを努め、第二次的にのみ世界經濟に依存すべきことは、凡ての國民經濟の然るが如くでなければならぬ。國民社會主義國家は、如何なることがあつても人口制限を試むることなく、飽くまで人口の増殖を欲するものである。従つて、人口増加の曉に對する方策が考究されねばならない。土地收益の著しき増加は自然力に制約さるゝ限り不能事に屬し、輸出の著しき増進も亦、近き將來に於てはこれを望み難い。果して然らば、國民社會主義國家の運營及び經濟指導の任務は、如何なる必要原料品、燃料等がドイツ國內に於て生産され得るか、仔細に検討することに存する。かくして節約し得たる外國爲替は、爾今食料品の輸入確保のための資金の一部及び國內に於ては如何にしても生産し得ざる原料品の輸入に充當せねばならない。」

とされ、かくて新たに四ヶ年計畫が發表されたのである。すなはち「ドイツは四箇年の間に、ドイツの全能力を擧げて、われわれの化學及び機械工業により、われわれの鑛業によつて、何らかの方法を以

てすれば生産の可能性の存する凡ゆる原料に關する限り、外國への依存を絶たねばならない。……この新計畫は大なる使命を意味するものであり、われ／＼はこれが遂行の困難を知つては居る。然しながら問題は多くの領域に亘つて科学的に解決され、生産方法は試験中であり、そのあるものは既に決定されて居るのである。」
而して「この大規模なるドイツ經濟計畫の實施に關して、必要な指令は、十月十八日附を以て次の如くに發せられた。すなはち

「榮譽ある黨大會に於て、余の宣明したる新四箇年計畫の實現は、ドイツ國民の凡ての力の統一的指導を要求し、また黨並に國家に於ける凡ての關係権能の、緊密なる結合を要求する。四箇年計畫の實施を全權者ゲーリング大將に委任する。全權者ゲーリング大將は委任されたる任務の遂行に必要な諸處置をなし、その範圍内に於て法律的命令並に一般的行政規則を發する權能を有する。全權者ゲーリング大將は、凡ての官廳——國最高官廳を含む——及び黨、黨の肢分機關並に附屬團體の、凡ての事務當局の意見を聴取し、また指令を委任する權能を有する。」

茲に於てゲーリング全權者は、十月二十三日附を以て四ヶ年計畫實施に關する第一次布告を發し、

「總統兼宰相は、榮譽ある黨大會に於て宣明せる新四箇年計畫の實施を余に委託された。余はこの委託を凡ゆる障害及び困難と抗争して實行せんとするものである。余はこの計畫の成功につき、總統兼宰相に對して全般的に責任を負ふが、同様に余の任命したる協力者は

余に對してその所管事項につき責任を負ふべきものとする。……官廳の新設は必要不可欠の場合に限る。」
となし、次に新四ヶ年計畫遂行のための諮問機關としての大臣會議の設置につき規定し、終りに實施機關を次の六部に分つて構成し、各部の任務及び部長を定むるところがあり、又新四ヶ年計畫の繼續的業務はこれをケルナー次官をして代理せしむることとした。

- 第一 原料及び工場材料生産部
 - A 原料及び材料關係……………部長レープ
 - B 工業用脂肪關係……………部長ケップレル
- 第二 原料品配給部……………部長ケーラー
- 第三 勞働配分部……………部長マンズフェルト
- 第四 農業生産部……………部長バッケ
- 第五 價格形成部……………部長ワグナー
- 第六 外國爲替部……………部長ノイマン

外に情報事務は統一的に情報部長グリップツバッハこれを行ふ。尙ほ前記ゲーリング全權者の四ヶ年計畫に關する第一次布告に於て價格形成に關する事務は、近く公布するべき法律に従ひヨゼフ・ワグナー氏をして行はしむと定められて居たのであるが、十月二十九日附の「四ヶ年計畫實施に關する法律——價格形成官の任命」によつて、ワグナー氏は正式に價格形成官に就任した。かくて、概ね以上の如き經過と機構とを以て、新四ヶ年計畫は實施の緒に就いたのである。

新四ヶ年計畫の目的乃至内容は既に見たるところの如くであるが、ヒットラー總統はまた第八次ナチス黨大會の席上

「ドイツ經濟政策の目標は、國民の生活水準を向上せしむるに在り、この目的達成のためには、勞働賃銀を一割乃至二割だけ昂め、勞働時間を短縮する如きは、全く無意味である。蓋し、生活水準の向上は國民によつて消費されるべき財貨の生産力の増大によつて、はじめに實現され得るのであり、勞働賃銀の引上げ或は勞働時間の短縮によつては、單に生産の減退が生ずるに止まるからである。故にナチスはかかる方策を排斥する。ナチスの實施せる政策は、可能な限り多くの勞働力を生産過程に吸収し、一方勞働賃銀の支拂額を増大せしむると共に、他方生産力の擴大を企圖するものであつた。然るにヴェルサイユ平和條約によつて、あらゆる植民地と海外投資とを剝奪されたドイツは、自國內に於て、生産力の擴大に應ずるに足る原料はこれを生産し得ないのである。従つて、生産力の擴大に伴ひ原料の輸入額も亦増大せざるを得ない。更にドイツは自國內に於て國民を養ふに足る食料を生産し得ないのであり、その一部はこれを輸入に俟たねばならない。土地生産物たる食料の生産を、國民の收入に應じて増大せしめ得ざることは、茲に改めて言を須ふるの要を見ない。かくて、勞働力の生産過程への吸収が増大し、生産力の擴大するに伴ひ、食料の輸入も亦増大せざるを得ない次第である。輸入の増大に従ひ、輸出の伸張が可能なる限り、問題は解決されるであらうが、かかることは現下の世界情勢上、不可能事に屬すると考へられる。かくて、殘された方法は、凡ゆる努力によつて、國內

に於ける原料生産を増大せしめ、國產原料を以て生産力の擴大を企圖することである。……」
と言つた。

果してヒットラー總統の説の如く、ドイツ經濟政策の目標が、國民生活の水準を向上せしむるに在るとして、これがためには勞働賃銀の引上げや勞働時間の短縮が無意味であるか、ドイツ國民生活水準は、國民によつて消費されるべき財貨の生産力の不足によつて、その向上が阻止されて居るのであるか、單に國民によつて消費されるべき財貨の生産力を増大せしむることによつてドイツの國民生活が水準を向上せしめられるのであるか等々の疑問は暫く措く。第一次四ヶ年計畫以來、政府による老大なる資金撤布によつて、振興せしめられたる産業部門が、果して國民によつて消費されるべき財貨のそれであつたか否かは、既にわれ／＼の見たところである。積極的景氣振興のための事業として大土木事業や軍需工業が擇ばれたこと自體は、購買力の低いドイツ國內市場を考慮する限り、必ずしも妥當を缺くとはなし難いかも知れない。然しながら、それが直ちに國民生活の水準を向上せしむるか否かは、問題が別である。ヒットラー總統の言ふ如く、國民生活の水準の向上は、國民によつて消費されるべき財貨の生産力を増進せしむることによつて、初めて實現され得るとして、ドイツの國內市場、ドイツ國民が、かくして増進せしめられた生産力による生産品を、如何にして消費し得る

のであるか。資本主義經濟體制の下に在つては、流通過程に於て價值を實現し得ざる如き生産は、凡そ無意味でなければならぬが、ドイツブルジョアジーにとつては、その流通過程が地域的に必ずしもドイツに於けるそれたることを要するものではない。この故に、アウタルキー政策によつて、生産費の昂騰せるドイツ生産品が、その輸出總額の約二〇%、すなはち十億マルク以上の輸出補助金を與へられつゝ、海外市場に於て販路を見出して居るのであるが、かゝることは果して、ドイツ國民生活の水準向上に資するところがあるのか。

とにかく、第一次四ヶ年計畫の下に於て、既に認められたる消費財貨生産を犠牲としての、投資乃至は生産財貨生産の増進擴大傾向は、今後と雖も益々強化せしめられざるを得ないであらう。そのドイツに於ける二大國民階層への夫々の意義は、改めて茲に説くまでもあるまい。而して投資乃至は生産財貨生産の増進と雖も、曾つて北米合衆國に勃發せる恐慌の原因を思ひ浮べるときは、無制限にこれを遂行するの可否は遽かに決し難いものがある。のみならず既に一九三六年十月二十八日、シュポルト・バラストに於ける演説に於て、ゲーリング全權者は

「われ／＼は時折國內に於て肉類缺乏の聲をきくのであるが、肉類の缺乏は多少存するであらう。故にわれ／＼は今後、家畜飼育數の増加に努めるであらうが、國民諸君は肉類の外に、魚類と言ふ良いものがあることに注意せねばならない。われ／＼は、國民が肉類の入

手不能の時は、魚類の供給を豊富にするやうに努力しよう。」更にわれ／＼は脂肪類が最も缺乏して居ることを知つて居る。この脂肪こそ輸入に依存すること最も大なる商品であり、この方面に於てこそ最大の節約が必要である。全國民が、ドイツに於ける脂肪類の生産が、切屑を捨てる様に豊富ではなく、切屑すら都市の溜桶に集めねばならぬ事情を充分に理解すれば、脂肪類に關する需給關係は、間もなく改善されるであらうことを信ずる。」「何等かの偉業を實現するためには、われ／＼は何等かの制限に甘んずるを要するのである。ところで余はドイツの主婦達に訴へたい。主婦達は主たる責任を負つて居るのである。そして季節のもの、現に存するもの、ドイツ國內に於てその時々生産されるものを食膳に供するやうに心掛けねばならない。」

「食料品の缺乏は、單なる季節的現象である場合が屢々である。鶏には多く産卵する時もあり、少く産卵する時もあるものである。」と述べたことによつても、投資乃至生産財貨産業部門の人為的振興の反面に於て、消費財貨の生産が犠牲とされ、而も「この計畫實現のためには貨銀を引上げ得ない。それは不可能に屬する」とされて居る國民大衆の生活は、如何に逼迫して居るかを推知し得るであらう。かくしてヒットラー總統によつて、國民生活の水準を向上せしむることが、ドイツ經濟政策の目標とされたにも拘らず、その施政の實際は、この目標を相去ること如何に甚だしいかを知り得るであらう。

第二次四ヶ年計畫が、甚だしく制約されたる國內資源を以て

原料の自給自足をはかりつゝ、投資乃至は生産財貨生産の擴大を目的とすること、既に屢々言及せる如くであるとすれば、物價就中消費財貨の價格昂騰は必然である。而も第二次四ヶ年計畫の實現が可能であるためには、現在に於て勞働賃銀の引上げは不可能事に屬するとされて居る。かくてゲーリング氏は

「われ／＼は勞働者に對して、勞働賃銀の固定を要求する。その代り彼等は價格の固定を要求する權利を有する。われ／＼はこの實現に對して全努力を傾注する決心である」

と述べた。而して物價騰貴を抑制するために、價格形成官が任命されたことは既に見た如くであるが、ゲーリング氏は

「余は價格形成官に、必要なる大方針を授け、また彼に全權を賦與して、價格引上げを嚴重に取締り、必要な場合には更に進んで、價格の引下げを行はしむるであらう。……價格形成官は價格が正當であるか否かを常に監視せねばならない。價格が正當に非ずと認めらるるときは、容赦なくこれに干渉せねばならぬ。相場の高低を利用しまたドイツの興隆を利用して、私腹を肥さんとする者、または寄食者に對しては、斷乎たる處置に出でる考である」

と述べた。

また價格形成官ワグナー氏は十一月十三日に至り、ワイマールに於て價格形成に關する方針演説を試み、その中に於て次の如く述べた。すなはち

「價格形成に關する國代理官の任務は、單に物價に對する監視を行ふに止まるものではなく、經濟過程の進行中に於て、價格決定の處

置を採ること、かくして價格形成に關與するに在る。」「現在に於ても經濟界にあつては、價格を決定するものは、需要と供給とである。と一般に考へられて居る。然しながら、かゝる考への根柢には、自由主義的及び自由經濟的精神が存在することを指摘せねばならない。需要と供給とが價格を決定すると言ふことは、商品の供給者が可能な範圍内に於て、自己のために凡ゆる取引上の機會を利用する權利を有することを意味するが、われ／＼は到底それを容認し難いのである。」「需要と供給とが價格を決定すると言ふ理論は、國民經濟の内部に在つては、常に必ずしも妥當するものではなく、國民經濟の内部に於ける凡ゆる經濟的行動は、全國民の生活の基礎であり、全經濟機構に貢獻するものでなければならぬ。一般的に言つて、價格は社會的に強い勢力をもたない人々に、一定の生活水準を保障し心理的、精神的精力を賦與し、國家存続のために、力強く戦ひ得しむる如き點に於て決定されねばならない。」「余は總統により價格形成官に任命されたが、この重任を拜して斷行せんとすることは、凡ての訓練なき背徳行爲に干渉し、自己の財布をドイツの自由より大切なりとする輩に制裁を加ふることであり、これが余の第一の任務である。この任務は精神的事項に關する。第二の任務は物質的事項全體に關し、それは價格の監視を殆んど目的とすることなく、専ら價格形成を目的とする。固より當初に於ては、形式的方面即ち價格の監督にも大いに努めて、勞働者大衆の生活を保障せんとするが、凡ゆる手段に訴へて、價格形成に尙ほ一層の努力を盡すを要する。關係官廳と提携し、經濟界と協力して、統制的、助成的、秩序的、確

保的、摘發的及び指示的諸活動により、このために努力する要がある」と述べた。

要之、今後に於ける物價對策は、價格の引下げや價格監視を主眼とすることなく、進んで價格形成によつて公正なる價格を確立せんとして居るのである。すなはち需給關係なる經濟的要因による價格構成に代ふるに、ナチスイデオロギーによつて權力的に價格を決定すると言ふのである。然しながら、ナチスドイツに於ても、資本主義經濟機構が廢棄されたのではないのである。然る限り、資本主義經濟必然の法則を無視し、「公益は私益に先立つ」との原則を高調し、利潤を度外視して價格形成を試むることは、實際に於てなん等の實績を期待出來ないであらう。従つて、國民生活安定のための價格形成と雖も、結局生産の繼續を可能ならしむるに足る利潤を考慮したる價格が、「國民經濟的に公正なる價格」として決定されることとなるであらう。而して固定せしめられたる勞働賃銀を以てしては、「國民經濟的に公正なる價格」が決定された曉に於ても、ドイツ國民は恐らくその生活水準を向上せしむることは困難であらうことが豫測出來るのである。それはとにかく、ドイツ經濟に於ける政治的なるものと經濟的なるものととの矛盾克服のための、ナチスによる對策を法令に就いて見ることにしよう。

ブリューニング内閣の下に於ける一九三一年十二月八日附の

の職務及び權限は、國經濟大臣の所管事項に關する限りこれを國經濟大臣に委譲し、また國食糧及農業大臣の所管事項に關する限りこれを國食糧及び農業大臣に委譲す

と規定して、一九三二年十二月二十三日の命令により、物價監視に關する事務を經濟省に移管したるを改め、またブリューニング内閣の下に内閣直屬の物價監視官が置かれ、初代物價監視官としてライプツヒ市長ゲルデラー博士が任命されたのであるが、約半歳後に同氏が辭職して以來、缺員の儘になつて居た物價監視官として、一九三四年十一月五日附の「價格監視官の任命に關する法律」により、再びゲルデラー博士を任命し、相俟つて物價統制の強化に努力することとなつた。而して「價格監視官の任命に關する法律」第二條によれば、總統兼宰相が價格監視官を任命し、價格監視官はベルリンに住所を有して總統兼宰相に直屬することとなり、この點に關する限り舊制に復したのであるが、同法第一條によれば、一九三三年七月十五日の價格監視官の職務及び權限の委譲に關する法律により、國經濟大臣及び國食糧及び農業大臣に委譲された職務及び權限は、一九三五年七月一日まで新任の價格監視官によつて行使され、價格監視官の職務及び權限は、公法上の團體及び法律若は命令によつて設立され、又は法律上の權能に基き設立されたる團體に及ぶものとされて、價格監視官の職務及び權限は擴張されたのである。然るに一九三四年十二月四日附の「價格監視官の權限擴

「經濟及び財政の安定並に治安維持に關する第四次大統領令」による物價對策に就いては、既に一言するところがあつた。それは強力なるシンジケートの協定價格を、變化せる經濟事情に適合せしむると共に、デフレーション政策遂行の手段として、一般に價格の引下げを企圖するものであつた。然るに一九三六年十一月二十六日附の「四ヶ年計畫實施法に關する過渡的命令」第一條は、「價格決定及び價格監視の領域に於て公布されたる命令布告及び一般的行政規則は、一九三六年十月二十九日の法律——價格形成官の任命に關する法律を言ふ——により廢止される限り效力を有す」と規定するが故に、從來の物價統制に關する法令は、殆んど全部有效であるわけであるが、ナチスの物價對策に於て、特に顯著なる點は、第一次四ヶ年計畫以降の人為的景氣振興政策によつて、騰勢を示し來たり、就中第二次四ヶ年計畫によつて、それが強化されるであらう消費財貨の、價格騰貴抑制の強化である。すなはち、ナチスの物價對策に於ては政治的なるものが特に顯著に現はれて居る如くである。

「一九三一年十二月八日の『經濟及び財政の安定並に治安維持に關する第四次大統領令』第一部第二章により任命されたる價格監視官

に關する法律」は

「一九三四年十一月五日附『價格監視官の任命に關する法律』により、價格監視官に委任せる職務及び權限は、凡ての物價及び給付に及ぶものとする。但し賃銀並に俸給の監督及び形成に關する法律上の規定、特に國民勞働秩序法の規定は從前の通り效力を有する」と規定し、従前は「重要なる生活必需品及び日常生活の要求を充足せしむる重要給付の價格」に對してのみ、效力を及ぼせるに止まつた價格監視官の職務及び權限を、更に擴大して「凡ての物價と給付」とに及ぶものとしたのである。

然らば次に如何なる機關及び方法によつて價格が監視されるのであるか。十一月五日附の「價格監視官の任命に關する法律」により、ゲルデラー氏が價格監視官に任命されるや、彼は「價格監視官の職務及び權限に關する命令」に基き、一九三四年十一月十一日附を以て「價格監視に關する命令」を發布した。これによれば、價格關係を調整する一切の權能は、價格監視官自身によつて行はれ、價格の決定は、既存の特別命令に基いて除外されたもの、外は、原則として價格監視官の認可を必要とする價格統制の總指揮權は價格監視官に存するが、價格監視官の下に價格監督所が存し、これが經營續行の禁止または經營若は事務所の閉鎖を命ずる權能その他諸種の命令による權能を有して直接に強力なる監督機能發揮する。尤もこの機關は、ベルリンに於ては警視總監、プロイセンでは縣知事、バイエルンで

は地方價格監督所、ハンブルグでは經濟官廳、その他の州では州最高官廳と言ふ風に種々異つて居る。

而して價格監理の方法としては、(一)價格の公定と價格騰落範圍の限定、すなはち、命令又は協定により最高價格、公正價格、固定價格、最低價格及び最低値開き等を適宜採用するもの(二)既存の協定價格の廢止及び緩和によるもの、(三)商標並に記號に關する命令、すなはち、販賣及び包装に關する規定、監督官廳の新聞公告等により、價格を明記し、價格を真正ならしめ、以て購買者を保護せんとするもの等であつた。尙ほこの期に於ける主要法令は次の如くである。

(イ)一九三三年六月十三日附、組合又は聯合による食料品取引に於ける最低價格、最低買入及び賣捌差額及び最低割増の制定禁止に關する命令。

(ロ)一九三四年五月九日附、請負カルテルに關する命令。

(ハ)一九三四年五月十六日附、價格騰貴防止命令。

(ニ)一九三四年九月四日附、商品取引に關する命令。

(ホ)一九三四年十一月十九日附、協定價格の告知義務に關する命令。

(ヘ)一九三四年十二月十一日附、協定價格及び必需品價格吊上げ禁止に關する命令。

以上の一般的法令の外に、個々の重要商品に關する特別法令及び有害なる價格條件の廢止又は緩和に關する法令が、數多く公布されて居るが、茲には省略する。

又は處分に反する行爲に對し、違反行爲の行はれたる工場閉鎖を命じ、又は賦課金を課してその經營の續行を許可し得ると共に、個人に對しても反則行爲の行はれたる領域に於ては、凡ゆる活動を禁止し、又は賦課金を課してその活動の續行を許可し得ることとなつて居る(第四條)。

而してワグナー氏の價格形成官就任以來、十一月二十六日附の「四ヶ年計畫實施法に關する過渡的命令」、同日附の價格引上げ禁止に關する命令、同月三十日附の價格引上げ差止令第一次施行令其他個々の商品に關する特別法令等が、續々公布されたのであるが、茲には新四ヶ年計畫實施後最初の一般的價格對策法令として、重要視されるべき前記十一月二十六日附の價格引上げ禁止命令に就いてのみ、その内容を瞥見するに止める。すなはち、本命令は全六條より成り、凡ゆる種類の物貨及び給付、特に日常生活の凡ゆる必需品、全商工業の生産、凡ゆる種類の物貨並に商品の取引に對する價格の引上げはこれを禁止し、この禁止は一九三六年十月十八日に遡つて效力を有するものとされるが兩契約當事者により、既に履行されたる契約に就いては、この限りではない。支拂及び交付條件が買入者に對して不利に變更されたる場合は、これを價格引上げと看做される。尤も、國民經濟的理由により又は特に苛酷なることを避けるために、例外を認むる要の存する場合には、價格形成官又はその受命官廳が除外例を許可し又は命ずることを得として居るのである。

然るに、既に述べたる如き経緯を経て、一九三六年十月二十九日に至り「四ヶ年計畫實施に關する法律——價格形成官の任命」が公布されたのであるが、本法は價格形成に關する基本法であり、その内容は概ね次の如くである。すなはち、價格形成官は凡ゆる種類の物貨及び給付、就中日常生活の凡ての需要、全農商工業の生産、各種の物貨及び商品の取引及びその他の報酬等の價格形成をその所管事務とし(第一條)、國民經濟的に公正なる價格及び報酬の確立のために必要なる處置を採る權能を有し、また價格及び報酬の許可、決定、監督又は形成に關する限り、國最高官廳に屬する職務及び權限を有するのである(第二條)。而して價格形成官は、本法實施のために必要とせらるる法令及び一般的行政規則に關しては、四ヶ年計畫實施全權者に提案することを得るのであり(第三條)、行政官廳及び裁判所は、價格形成官に對して官廳援助及び法律援助をなすを要するのである(第五條)、價格形成官が本法に基きて發したる命令は、行政官廳及び裁判所に對して拘束力を有し、また本法に基く命令又は處分によつて發生したる損害に對しては、賠償を行はないこととなつて居る(第六條)。更に本法に基きて發せられたる布令に對する違反行爲は、懲役、禁錮又は罰金——最高額を定めず——を以て處理され、以上の刑罰は併科するを妨げない。而してこの種の違反行爲は、一九三三年三月二十一日の命令に基きて開設された特別裁判所に提訴し得る。なほ價格形成官はその命令

ドイツに於ける物價は、一九三二年を底として漸次上昇傾向を辿りつゝあることは、既に統計に就いてわれ／＼の見たところであるが、そこに示された計數は、種々の統制政策によつて統制されたる價格を基礎として算出されたものであり、取引の實際に於ける物價は、統計に示されたものよりも騰貴して居ると推測される。すなはち、一九三五年九月十五日號のドイツ・ウルトシュフト誌は

「食料品指數の運動が、主として價格の不変な商品(牛乳、パン等)によつて決定されて居ることは明らかである。しかしこれらのもの、食料品事業の取引高に對する比重は、決定的なものではない。統計局の報告によれば、チーズ、ソーセイジ、サラダ油、果實等々の價格は、遙かにそれ以上の騰貴を示して居る」

として、婉曲ながら官廳統計に於ける生計費指數の偽瞞性を指摘して居り、一九三五年度第三四半期のヴァルガ世界經濟年報は「ライヒ統計局の採る方法は、その計算の基礎として、市場に行はれて居る實際の價格をとらず、政府の公布した最高價格をとつて居るのであるが、生活を維持するに缺くべからざる食料品のみについて見ても、その價格を以て入手出来るものは極めて僅かである」として居るのである。然るにドイツに於ては、物價昂騰を必然たらしむべき諸要因の存すること、既に見來たれる如くであるに拘らず、主として嚴重なる價格統制の結果、物價騰貴は英米

年 別	1937年1月-2月		1937年1月-2月				1937年1月-2月の1933年に對する騰貴率
	1933	1934	1935	1936	1937(1月)	1937(2月)	
獨逸物價指數	66.6	70.3	72.7	74.3	75.2	75.4	13.4%
米國物價指數	68.3	77.5	82.5	83.6	88.2	—	29.1%
英國物價指數	73.0	75.0	75.7	80.4	87.6	—	20.0%

諸國に於けるそれに比し、僅少に止まつたことは上表の如くである。上記統計を一例としても知り得る如く、一九三三年以降の物價の上向は世界的趨勢であり、物價を指標とする限り、景氣は世界的に好調を示しつつあるのである。然しながら、産業興隆の反面に於て、産業諸部門間の跛行状態、生産と消費の不均衡、物價騰貴等に基く國民生活の不安定が、深刻なる問題を擡頭せしめつつある事を看過出来ないのである。好況時に於て、總ての價格が一樣に騰貴を來たす限り、それは價格表現上の變動たるに止まり、實質的には國民生活に變化を來たすことなく、國民生活の不安定なる問題は、發生の餘地がない。然るに總ての價格が一樣に騰貴することはなく、就中勞働賃銀、俸給、利子、地代等の上昇が、生産原料、生産財貨、消費財貨の價格騰貴に伴はざるところに、國民生活の不安定の問題が發生する。この好況時に於ける價格變動上の非同時性は他面に於て所得變動に於ても分岐を結果するであらう。すなはち、物價騰貴は企業者の利

潤を増大せしめるが、勤勞階級の貨幣所得が物價騰貴に伴はざること上述の如しとすれば、その實質的所得は減少せざるを得ない。假りに實質所得が増加することありとしても、社會的生産物の總額は、それ以上に増加すべきが故に、好況時に於ては社會的生産物の總額中、勤勞階級の所得として分配さるゝ割合は、不況期に於けるよりも減少する。この事は、利子、地代所得者に就いても同様である。更に所得の變動はその使用方法の變動を伴ふに至る。物價騰貴によつて勤勞階級及び定額所得者の消費が壓迫される結果、社會の消費力は増大し得ない。従つて好況時に於ても消費財生産はさしたる増加を示さない。これに反して、企業家は増大せる利潤を蓄積し、これを生産過程に投下して利潤の増加をはかる。このために生産財貨並にその生産手段の需要は増加し、所得の變動は生産部門に於ける投資、生産財貨生産部門と消費財貨生産部門との乖離を促進し、兩生産部門の均衡は好況時に於て益々破壊され、産業一般が混亂に陥ると共に、國民生活の不安定が激成さるゝ結果となる。而して究極に於て生産を規定するものが消費であり、生産は利潤獲得を目的として行はれる社會に於ては、消費力を超えての生産力の増大は、結局、恐慌によつて均衡關係に復歸せしめられる。以上のところは好景氣に伴ふ價格の變動、所得の變動、産業構成の變動等の一般的經過であるが、ドイツ現下の産業界の振興は、國家を大消費者とする軍需工業を根幹的原因とするものた

る限り、國民購買力の減退に基く國內市場の狹隘化によつて左右さるゝこと尠く、これを原因とする恐慌は直ちに豫測し得ずとするも、而もその國民生活への影響は寒心に堪へざるものがある。然るに、ドイツに於ける物價對策の主たるものは、經濟の必然に放置せんか、必至的に騰貴すべき條件下の物價を、強力的に抑制せんとするものなること、上を見きたれるところの如くであり、よつて來たれる物價騰貴の原因を究明し、これに基く根本的對策は講ぜられず、僅かに消費統制を併せ企てつゝあるに過ぎない。かくて、現在までの對策を以てして、よく所期の目的を、矛盾なく達成し得るか否かは疑問であり、今日に於て、全體國家への奉仕犠牲を強要されつゝある。ドイツ國民の生活が、やがて如何なる事態によつて酬いられるであらうかに就いては凡そ豫測に難くないであらう。

古都ニュルンベルグに於ける第八次ナチス黨大會は、一九三六年九月八日より十四日に至る七日間、ヒットラー總統をはじめゲッベルス宣傳相、ローゼンベルグ黨外交部長以下黨首腦部列席の下に盛大に開催された。即ち九月八日に於ける諸種の儀禮的行事を以て開會された黨大會は、九日よりナチス諸團體の總統による檢閲、示威行進を適宜その間に加へつゝ、連日諸會議が行はれ潑刺たる演説が試みられたのであるが、それ等の會議日程は次の如くであつた。

九月九日 十一時 ルイトボルドザールに於けるナチス黨大會

九月十二日

- 十六時 市會議事堂大ホールに於けるナチス首腦部會議並に手工業及び商業會議。同所會議室に於けるヒットラー少年團指導者會議。
- 二十時 劇場に於ける文化會議。
- 十八時 黨會議續行。
- 十七時半 文化聯盟會館に於けるナチス法曹會議。
- 八時 カタリーネンパウに於けるナチス學生聯盟會議。
- 八時半 劇場に於ける教育首腦部會議。
- 十時半 黨會議續行。
- 十三時 市會議事堂に於ける新聞局長及び新聞記者會議。
- 十四時半 カタリーネンパウに於ける人事局首腦部會議、文化聯盟會館に於けるナチス戰時犠牲者扶助會議、市會議事堂に於ける財政行政制度會議、劇場に於ける黨裁判所長會議、ヘルクレスザールに於ける保健局首腦部會議。
- 十六時 大會議室に於けるナチス婦人團會議。
- 八時 カタリーネンパウに於ける團體局首腦部會議
- 十一時半 會議室に於けるドイツ勞働戰線第四次大會
- 十二時 ヘルクレスザールに於けるナチス國民福利會議。

九月十三日 十五時 黨會議續行。

十八時半 黨會議續行。八時半 市會議事堂會議室に於ける技術局ガウ指導者會議。

九時 ヘルクレスザールに於けるガウ及びクライス宣傳指導者會議、カタリーネンバウに於ける農業政策局會議、文化聯盟會館に於ける經濟政策委員會議、劇場に於けるガウ及びクライス指導者會議。

十時 會議室に於ける都市政策局會議。十時半 市會議事堂大ホールに於ける技術局會議。十二時 文化聯盟會館に於ける官吏局會議。十九時半 黨會議續行及び閉會式。

借て元來ニ、ルンベルグに於けるナチス黨大會は、専ら内政的目的を以て開催され、この機會に於ける宣言、演説の内容は、政府の治績報告並に國策の一般的宣傳を主とするを例としたが、三六年度大會に於ても、その文化會議に於けるローゼンベルグの演説に於て、「國粹社會主義的の革命は新文化の生誕を意味するものであり、國粹社會主義國家こそ來るべき世紀の新文化への道を拓くものである」と述べられ、後述の如き演説に於て、またその他のあらゆる演説に於て、或は國粹社會主義に對する讚辭とその成果が高調された如きは、從來と軌を一にするものであるが、三六年度大會全般を概観するとき、そこに看取さるゝ特異點の一は、演説の論點を國民に對する國粹社會主義宣傳より、

ユダヤ人並にソウェイト聯邦に對する非難攻撃に轉じ、主力をここに傾倒したかの觀を呈する事であり、また他の一は新四箇年計畫の提唱である。

三六年度大會に於て、ヒットラー總統は外交問題に關し、「國粹社會主義は如何なる歐洲國家に對しても、侵略的意圖を抱懐するものではない。われは、歐洲が全體として破綻し、不滅なる文化を損ふことなきためには、各歐洲國が傳統により、はたまた歴史的經濟的必要により、特徴づけられ、規律せられ、決定せらるゝ固有の生活を營まざるべからざることを信ずる。われは、如何なる場合にも、ドイツ人に對してこの前提を固守せんとする所以は、かくの如くして更に他の歐洲各國に對しても亦、有效なる寄與をなし得ると信ずるが故である」

と述べ、更に黨大會と同時に開會されたる議會に於て、「ドイツの軍備擴張の完成は、歐洲國家の自由を脅威し、若くはこれを奪ふことを目的とせずして、一にドイツ國民の自由を防護せんがためである。かゝる觀點が先づドイツ政府の外交政策的行動を決定する。従つてわれは、ドイツとなん等の關係なき事態に關與せず、またかゝる事態に捲きこまるゝを欲しないものである」と力説するところがあり、各國はこれを以て一種の中立的宣言となし、好感を示したのである。

然しながら、リツアニアに關しては、ベルサイユ條約によりドイツより分立せるメーメルが、所謂「メーメル規約」により

自治を保障せられたるに拘らず、リツアニアが一九二三年以來、獨裁的にメーメルを支配し、かくて圓滿なる自治の運行を阻害し來たれるに對し、ドイツはかゝる事態を「注意と苦痛を以て眺むる」ものなるが故に、又ソウェイト聯邦に關しては、ドイツとの間に政治的社會的思想の背反の存するが故に、これ等の國に關しては留保的條件を附してゐたのである。

然るに爾來ドイツとソウェイト聯邦との間に事態の好轉をみず、これに伴ひドイツ工業製品の主要輸出先たるソウェイト聯邦への輸出は激減したるに加へて、佛蘭西に於ける人民戦線内閣の成立と佛ソの接近、スペインに於ける内亂の勃發、ソウェイト聯邦に於ける陰謀事件の發覺等の一聯の諸事情は、ドイツ國內の經濟的社會的情勢と相俟ち、三六年度大會に於ける前記の如き論點の變移を生ぜしめたものと推察される。

一九三五年以降のドイツ經濟を、單に表見的數字または外面的事象より觀察すれば、工業の生産指數、生産價格、就業勞働者數等に於て、樂觀的材料に富むが如き印象を受けるのであるが、一度その機構的内容を検討するときは、ナチス施政下に於てもなほ、幾多の本質的缺陷と矛盾が、未解決のまま、隨所に伏在するを看取し得るであらう。然しながら、茲では各種産業部門に亘り詳細なる検討を意圖せず、たゞ標記大會に現はれたる言説の基礎を構成すと思料せらるゝ經濟事象に、簡単に觸れるに止める。

總額約五十億マルクの巨費を投じ、政府が主力を傾倒せる勞働供與事業は、一九三五年以降に於ては大體一巡し終はり、また對外貿易は依然不振を続けつゝあるに拘らず、生産増加を維持し得て居る所以は、再軍備關係の物資需要に基因する。かゝる生産増加は、嘗ての公共事業に於けると同様、公共の物資需要に基くことは言を俟たず、また投資活動の如きもその大部分は公共筋の手中にあり、私經濟の資本需要は許可制度の下に全く抑壓され、従つて投資は必ずしも經濟上の利害と一致せず、かくして振興せしめられたる景氣に於て直接利害に均霑するは生産物資工業であり、消費物資工業は一九三四年中期以降發展停止の傾向を示して居る。かゝる兩種工業間に於ける不調和は失業者の激減、操業状態の改善にも拘らず、國民所得の増大を伴はざりしこと、對外貿易不振並に爲替缺乏等に起因するものとされる。

かくて、一九三五年以降に於けるドイツ國內の景氣の特徴を要約すれば、次の如くである。(一)工業生産は主として軍備擴張及び遂行未済の勞働振興事業の需要により維持され、従つて生産物資工業の操業状態は良好である。(二)投資活動の大部分は政府を初めとする公共筋の手中に在り、資本市場も公共筋に獨占的に利用され、民間の投資は一般に不振である。(三)國民の購買力増進せざるため消費物資工業は不振である。かゝる事實は、生産を單に數字的に觀察するときは國內景氣の上昇を語

る如くであるに拘らず、ドイツ経済の健全性に關し、危惧の感を與へるものである。

然しながら、不自然なる軍需景氣を營利經濟に基く一般民間景氣に誘導せんがためには、國內需要を増進せしむると共に對外輸出を促進せしめねばならぬ。これがためにはドイツ工業界に安價なる外國原料を輸入して、價格低廉なる商品を製造するを要し、これを急速に實現せんがためには、極端なる統制經濟より自由經濟に還元するを必要とすべく、かゝる措置は國粹社會主義の經濟原則たる自給自足主義と相容れず、數年間の苦心になる爲替管理並に輸入統制の制度をも崩壊せしめ、無統制なるインフレーションをも齎し、延いてはナチス政府の危機招來の可能性も存するが故に、結局政府は從來の如く、國內に對しては強制を以てし、國外に對しては孤立を以てするの政策を持続せざるを得ず、而も一方徐々にこれを緩和しつゝ、對外的には負債の整理と貿易の調整により、原料輸入を容易ならしめ、對内的には資本市場の涵養により、民間の投資状況を改善せしむると共に、物價引下により國民購買力を増大せしめ、消費物資工業の採算状態をも改善せしむるの方途に出づるの外なきものと考へられる。

(1) 各種工業に於ける操業状況を労働時間を以て表示すれば次の如くであり、一九三五年以降に於ては、消費物資工業は失業者減少に貢献するの能力を缺き、労働市況の改善は、直接又は間接の政

府筋の注文により維持さるゝ生産物資工業、換言すれば主として軍備擴張によるものなるを知り得るであらう。

工業	一九二九	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
工業全體	六八・五	三七・六	四五・六	五七・八	六一・一
生産物資工業	六九・三	三二・二	四二・四	五九・三	六六・二
鐵並金屬工業	—	三三・九	四四・七	六四・五	七八・四
車輛船舶製造工業	四二・六	二〇・三	三七・六	五四・三	六四・四
建築材料工業	—	三一・九	四五・九	五五・四	五七・六
消費物資工業	六七・四	四四・七	四九・八	五五・六	五四・五
木材加工工業	—	三一・八	三九・四	五二・一	四八・七
紡績工業	七四・二	五四・四	五七・七	六〇・五	五九・四
食料品工業	六五・二	五七・五	六〇・一	六六・七	六六・七

既に一言せる如く、今や軍備擴張に要する臨時的並に繼續的支出が、嘗ての總額約五十億マルクを計上せる労働振興費支出に代つて、ドイツ經濟を支配するに至つたが、これを數字的に把握することは困難である。蓋し、議會政治は有名無實となりこれに伴ひ政府の豫算並に財政を監督する機關はなく、一九三三年の豫算は議會に於て審議なしに即決され、一九三四年には議會は豫算編成並に實行の全權を政府に委任し、一九三五年に至つては政府に豫算の發表を廢止するに至つた爲め、ドイツ國庫財政の運用は窺知し得ざるによる。

この故にドイツの軍事費については種々の推算が存するものであり、例へばウィンストン・チャーチル氏は一九三六年三月十日の下院に於て、

「三年前にヒットラー氏が政權を把握して以來、ドイツ人は直接間接に軍事的準備のため約一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇磅を費してゐる。一九三五年に於て六〇〇、〇〇〇、〇〇〇乃至八〇〇、〇〇〇、〇〇〇磅がドイツに於ける再軍備に費された」

と公言した。右に對しポーン氏は諸種の統計をあげて、その論據の些かも存せざることを斷定して居る。サー・ネヴイル・チェンバールン英國藏相は一九三五年に於けるドイツの軍備費を約百億マルクと推算したるに對し、ホレス・エンデミック氏は「各種の報告、文献により計算したる結果、略々同様の數字を得たるが故に、彼の説は大差なきもの」となして居る。然るに一九三三年度に於ける直接的軍事費の歳出豫算並に實績を見るに次の如くである。

	豫算	實績(單位百萬マルク)
陸軍費	三四五	二七〇
海軍費	一七八	一五二
航空省費	七六	七三

更に一九三四年度一九三五年度豫算についてみるに次の如くである。

	一九三四年度	一九三五年度(單位百萬マルク)
陸軍費	四八二	六五五
海軍費	一八七	二三六
航空省費	七九	二一一

以上を合計するときは二十三億六千五百萬マルクとなり、先に掲げたる推算は間接的軍事費を合算せるものとしても、兩者の間に大なる逕庭が存するわけである。果して幾千の軍事費が消費されたりやは、これを正確に把握し難いが、歐洲國際政治の情勢とドイツ外交の對外強硬策とは、巨額の軍事費支出を不可避ならしめつゝあることは推測に難からざるところである。

(1) Prof. W. A. Bone, Germany's Rearmament—a critical Examination, in "The Nineteenth Century and After", May 1936.
(2) Horace Endemic, Germany's Internal Economic Policy, in "The Analyst", August 7, 1936.

主として政府の注文により向上せるドイツ現時の工業界の好況が、何時まで繼續するや、又民間事業は現在以上に生産設備を擴張すべきや否やは、ドイツ事業界一般の關心事であるが、政府の大量注文による好況の波に乗れる工業にあつても、輕率なる投資、殊にクレヂットによる生産設備擴張はこれを避け、漸次企業の豫備力を涵養するを要すとなしつゝあるものゝ如くであり、シャハト氏がクレヂット擴張を停止し、公債發行により浮游クレヂットの固定化に努力するに至れる動機及び將來の労働振

興並に軍備擴張に要する支出は、これを國民の勤勞と、國家經濟全體の貯蓄との基礎に立たしめざるべからずと高唱する所以も、茲に存するものとみるを得るであらう。

ナチスが軍備擴張を決定せる以前の勞働振興政策は、國家が景氣恢復の先驅をなし、總てこれを民間の投資活動に轉化せしめんとするものであり、これがために疲弊せる經濟界に短期クレジットにより、公共筋の注文を與へてこれが活動を復活せしめ、經濟界一般の恢復により生ずべき資金を以て、前記短期クレジットを整理するにあつた。即ち將來の資金構成を豫定してクレジットを擴張したのである。然るに引續き軍備擴張に巨額の費用を要するに至るや、政府は本來の原則を抛棄し、却つて民間投資を制限し、資金はこれを政府の獨占に收めんとするに至り、これがために工場新設並に擴張禁止令及び新規株式取引禁止令を發布し、又國民所得中、直接消費に充當せらるゝ部分を制限して、消費を未然に防止すべく、勞賃の上昇を抑制し、而もなほ貯蓄を奨勵してこれをすら政府の利益に供せんとする状態にあり、かくて再軍備のためにする國家財源の總動員は、國民購買力の減退となり、これがために消費物資工業はまさに塗炭の苦境に在るものゝ如くである。

(1) 尤もかゝる見解に對してはマケンヌの次の如き見解も存する。すなはちマケンヌに依れば世界恐慌以後の輸入状況を商品類別に見ると次の如くである。

年 度	食糧品	原料及半製品	完 成 品
一九二八	四、二〇三・〇	七、二四四・〇	二、四五九・〇
一九三二	一、四九三・〇	二、四一一・〇	七二五・九
一九三三	一、〇八二・三	二、四二〇・五	六七〇・〇
一九三四	一、〇六六・九	二、六〇〇・四	七五〇・五
一九三五	九九五・九	二、五五三・〇	五六四・八
一九三六上半年	四九三・〇	二、三二三・三	二五二・〇
前 年 同 期	四九八・五	一、二九六・〇	三一二・〇

(單位百萬マルク)

右表の輸入總額中に於て占むる割合を夫々各年別に見ると次の如くである。

年 度	食糧品	原料及半製品	完 成 品
一九二九	二九・九%	五一・六%	一七・五%
一九三二	三二・〇%	五一・七%	一五・六%
一九三三	二五・八%	五七・六%	一五・九%
一九三四	二四・〇%	五八・四%	一六・八%
一九三五	二三・九%	六一・三%	一三・五%
一九三六上半年	二三・三%	六二・七%	一一・九%

かくてわれわれは、事實上一九三四年九月二十四日に始まるナチのニュー・ディールによつて齎らされた輸入構成の變化を、又革新産業の精進振興並に人民に要求される犠牲の大いさを正確に判定し得る。常年と看做される一九二八年に比較すると、再軍備上の需要を含む工業原料品の輸入割合は、二割一分五厘から

の膨脹を示すと共に、食糧品の輸入割合は、二割二分、完成品のそれは二割三分の低落を示したのである。

而してマケンヌ氏はドイツの必需品供給は十分保障されて居る事を統計を以て示し、「國民社會黨通信に書いたダレー農相の「何人も飢餓を恐れる謂なし」との意見に全的に同意を示すとなし、「一旦緩急ある場合のために食物の大切な部分を貯蔵しなへしなれば、獨逸人は飢を凌ぐことに事缺かぬ」となし、盡く戦備のために食糧缺乏等が云々されて居るのだとしてゐる。

ナチス獨裁下に於けるドイツの經濟が、政治的に運営されつつあり、その經濟的諸相を一貫する底流は、一應ナチス並に軍部の政治的意圖たることは、茲に改めて言を須ぶるの要をみないであらう。ナチス獨裁による國內の統一、再軍備による對外的實力の充實は、ドイツ經濟に幾多の變質現象を生ぜしめた。内政の改革が革命的手段によつて達成せられ、軍備の擴張が一方的條約破棄によつて實現せられたる如く、ドイツ經濟の變革も、資本主義の根本機構に關せざる限り、強力に斷行され、政治的理想のためには一部經濟界の利害並に一般國民生活の犠牲は、敢へてこれを顧るところがなかつたのであり、「ドイツ政府は、國家的社會的苦難の大となるに従ひ、國民の物資生活の窮乏は、精神的價値を以て補ふべく心掛けつゝある」との宣傳相の聲明はこれを立證するものである。

ヒットラー總統の下に、ドイツが陥れる經濟的孤立状態は、事

情已むを得ざりしによるであらうが、元來原料に乏しく、數十年來加工工業國として、輸出貿易を以て立國の基礎となし來たれるドイツは、長くかゝる状態に堪へ得ざるべく、一度國內資源及び豫備力を利用し盡せる曉には、再び對外貿易の發展に俟たずしては、ドイツの經濟的發展はもとより、その自給自足經濟すら望み難い。

かくて孤立經濟を脱して世界經濟への連絡を講ずる要はナチスの意圖と施設に拘らず依然存するのである。この故にナチス政權把握以來年を閉みすること幾干ならずして、その政治的方針の經濟に對する不利なる影響は漸く一般に感知され、不滿の意は全國に瀰漫しつゝあるものゝ如くである。即ち一般國民は極度にその經濟活動を束縛され、賃銀は人爲的に上昇を抑制するゝに拘らず、物價騰貴又は増税等により日常生活の逼迫を感じこれに對する不滿を感じつゝあることは想像に難くない。

更に輸出工業に於ては、獨占資本の最も有力なる部分が代表されて居るが、それは戦時封鎖の場合を豫想してドイツ經濟の獨立を強化すること、政府よりの補助と注文を受けること、國內における獨占的高物價を利すること等によつて、アウタルキ政策との妥協を成立せしめたが、アウタルキーへの實踐は、その達成の見込に乏しく、また餘りに高價なることを實證し、かくて、經濟省書記官ボッセは、「職業の増加をはかる一切の方策は、わが外國貿易を再び増加せしめ得ざる限り不十分である」

と明言し、ゼルテ労働相も、「輸出の發展は最近における政府及びドイツ經濟の緊急問題である」と述べるに至つたに拘らず、企業への干渉、自發的義務、凡ゆる種類の缺乏課金は、國內市場の景氣振興策としての公共事業に均霑し得ざるブルジョアジイをして、ナチスのアウタルキー政策への妥協を「國粹社會主義的世界觀」に反して不利桎梏と感ぜしむるに至らしめた。加ふるにナチス陣營内に於てすら、シュミット、シャハト、クロイジック諸氏の如き、所謂「經濟實踐派」は、經濟的現實を無視して理想に走らんとするナチスの經濟政策を非とし、ドイツ經濟を再び自給自足主義的統制經濟の妄想より解放し、世界經濟への路を拓くべきことを主張してゐるのである。由來ドイツの再農業化は、食料並に工業用の農業原料品の自給及び國內市場の國外市場より重視されるべきこと、國內市場を無視せる輸出萬能論よりの解放等を主張するものに過ぎず、ヒトラー總統も、一九三三年三月二十三日の施政方針演説に於て、「吾人は世界との提携が如何に必要であり、又ドイツ商品が世界市場に賣りひろめらるゝことによつて、數百萬のドイツ國民が養はるゝことを認識するものである」と説き、アルトゥール博士も「ナチスのアウタルキー及び外國貿易に對する態度は、教義によつて決定せずして、國民全體の福祉によつて決定するものである」となし、更にフーダー氏も亦、「アウタルキーは世界經濟から意識的に隔離せんがためにこれを説くに非ず、自國生産品が外國生産品

よりも重要であり、國內經濟事業を能ふ限り發展せしめる意味に於て、國內市場の國外市場より重要なことを説くのであり、無選擇に世界市場より隔離せんとするものではない」と説いた。然しながら、これ等の言説は、責任ある政治家としての慎重さが、その言辭に戒心を要請した結果と目すべく、その理念とするところ意圖するところを論理的に率直に開陳せるものとなし難いであらう。

民族に出發し、民族文化に於て文化の最高發展の限界を設定せんとするナチスにあつては、民族の觀念がアルフであり、オメガである。かくしてまた經濟に就ても、「完全なる自由交易の制度に於ては、各國は自然皆その資本と勞働とを最も有利なる如き用途に捧げる。この個人的利益の追求が、よく全體の普遍的福祉と結び付けられてゐることは驚嘆すべきものである。勤勉を刺戟することにより、工夫に酬ゆることにより、又自然が賦與せる特殊の力を最も有効に使用することによつて、それは勞働を最も有効、最も經濟的に分配すると同時に、一般の生産額を増加せしめることによつて、一般的福利を普及せしめ、利害及び交通といふ一條の共同紐帶を以て、全文明世界を通じて諸國民を一個の普遍的社會に結合せしめる」ところの世界經濟は否定され「アウタルキー、即ち經濟的自給自足は實に社會主義的國民經濟の根本的要求の充足——共同社會の食糧、衣服、住宅の安固——のための前提である。それは更に、國民的自由

並に國民的文化發展の前提である。——それについては世界戰爭の結果が、ドイツ國民に對して切實なる證明を提供した。アウタルキーは生活基礎に關する限り、一の絶對的のものでなくてはならぬ」とされる筈である。

(1) David Ricardo, Principles of Political Economy and Taxation, pp. 178-179.

(2) Otto Strasser, Aufbau des deutschen Sozialismus, 1932, S. 29.

然しながら、「前世紀の中葉から世界大戰に至るまでの間に世界經濟は異常なる發展をなしたが、その發展は、その基本的動向とその全運動形態とから言つて、經濟史上明かに一つの特別な時代を形成してゐる。即ちこの時代はゾムバルトの巧みな叙述に従へば、高度資本主義の特徴をもつた時代であつた。私はこの形態の研究の採る立場からして、次にあげる點を一八五〇年から一九一三年に至る間に於ける特徴的なものとした。

(一)自由競争と私的經濟的収益追求性とが生産及び消費について、支配的な力をなしてゐるところの自由收益經濟は、この頃比較的高度の發達をとげた。國家及び法制は、交通の自由を非常に廣汎にわたつて、人及び資本の自由を、就中職業の自由を保證した。

(二)ヨーロッパに於ける當時の人口密度と資本分布との状態は、分業を國際的にまで發達せしめた。而して、この國際的な分業は、國民經濟の内部奥深くまで滲透し、單に以前の如く、

奢侈的な欲求を満足さすためにのみ役立つところのものでなかつた。

これ等の條件の下に初めて世界經濟的景氣變動は——經濟要素相互間の運動が密接に關聯してゐるといふ意味に於て——形成され得たのであり、十八世紀における外面的なまた偶然的な景氣運動連衡にとつて代つたのである。就中交通上の制限または妨害は、政治的なものにせよ、技術的なものにせよ、財及び資本の老大な流が種々なる經濟領域を結びつけ、従つて、一種の超國民經濟的な機構の成立する前には必ず取り除かれねばならなかつたのである。

(1) Ernst Wagemann, Struktur und Phytismus der Weltwirtschaft 邦譯國民經濟の構造と世界經濟 pp. 31-32.

またドイツが辿れる過去約百年の道は、農業國より工業國へのそれであり、世界經濟體制への参加の道であつた。このことはドイツに於ける職業別人口の比率の推移を一瞥することによつても知り得るであらう。フリートによれば、その推移は次の如くである。

年	次	農林業人口(%)	商、工、交通業人口(%)
一八一六		七八	一二
一八四九		六四	三四
一八六七		四二	四三
一八八二		四〇	四五

一八九五	三四	五〇
一九〇七	二七	五六
一九二五	二三	五八

勿論現下の世界経済は、自由貿易主義的基礎に立たずして、むしろ帝國主義的基礎に立ち、「全文明世界を通じて諸國民を一個の普遍的社會に結合せしむる」と言ふよりは、むしろ先進資本主義國の非資本主義領域及び半資本主義領域に對する經濟的關係——領域的經濟ブロックの形成とその對立を現出して居る。この情勢下に於て、國內に於ける統制經濟、これによる國際貿易上の優越性の確保が、今や列強の最大の關心事であるが、ドイツに於てもかゝる世界經濟の情勢に適應すべく、從來の歴史的趨向に反して、ドイツの再農業化が主張されるに至つたのであり、「農業國家に於てはまづ自給自足を、即ちアウタルキー樹立が目的」とされるに至つたのであり、一方これと矛盾するもドイツの經濟の現實が要請する、貿易政策に於ける種々の努力となつて現はれたのである。而もこの傾向は新四箇年計畫に於ても變改を見ず、むしろ前者の強化が意圖されるわけであるが、かくてドイツ經濟は危機を脱し得るや否やは甚だしく疑問である。

(1) Ferdinand Fried, Autarkie, 1932, S. 15.

(2) Ebenda, S. 14.

かゝる政策に對してはシュミット前經濟相は「新國家に於ける

へ、「農業が外國市場の完全なる代用をなし得る如き錯覺に捉へられてはならぬ。工業が繁榮し、無数の休閒状態にある勞働力が完全に就業せしめらるゝためには、我國にとつては旺盛なる輸出は依然として常に絶對的に必要である」と述べ、「従つて目標はアウタルキーであつてはならず、反對に經濟的關聯の深化でなければならぬ。」として居る。かゝる見解はまたシャハト、クロージック氏等によつても支持せられて居ることは既に一言した。

以上に於て、一般國民並にブルジョアジーの一部及び政府當局者のアウタルキー政策とその影響に對する見解を概観した。それ等はナチスのアウタルキー政策に有利なるものにあらざるに拘はらず、敢へてこれを改變し得ざる所以は、自由經濟、自由主義への轉向がナチスの史的役割を解消せしめ、従つてその存在理由の消滅を來たすの虞あるを顧慮するによるものと言はれないであらうか。

上述の如く龐大なる軍備への國家資源の動員と、アウタルキー政策によるドイツ經濟の破綻並に一般國民生活の逼迫は、漸次ナチスに對する不滿を招來するの情勢を馴致せざるを得なかつた。然るにヒトラー總統によれば、「一國民の興亡はその經濟綱領の是非によらずして、その國民の世界觀如何による」のである。然らばナチスの所謂國粹社會主義的世界觀の如何なるものであり、それが果して世界觀の名に價するものなりや否や

經濟に於て批判的態度をとり、ドイツは「戦債、インフレーション、資本引上等によつてその基礎を震撼された自己の國家を秩序立てる」ために「新たな農業生産」建設の方途に出でた「この事は農民を世界市場の嵐から保護し、農業生産を國際的投機から獨立せしめんがために、農民にドイツの土地の上に於て、確固健全なる生存の可能性を與へ且つ維持せしめるものである。この方策は、より健全なる土地の分配、全國にわたる國內移住の強化、農村より都會への人口運動の轉換と相俟ち、生産、消費及び外國貿易に對し、廣汎なる經濟的效果をもつに相違ない」然し農業を極めて大切に取扱ふにしても、六千五百萬以上の人口を有するドイツに於ては、外國の氣候の生産物が重要であり、また自國生産に對する補給上重要な農業財に對する大需要は依然として存在する。……農業が繁榮状態となり従つて一般經濟状態が恢復すれば、これ等材料の消費は増大し、消費國としてのドイツの意義はより大となることが豫想される。ドイツが現在の生活標準を安全に破壊することなしに、既にその農業局面に於ても、自己の土地の生産物を以て満足し得ないとすれば、このことは一層強い程度に於て非農業的工業原料品においてもあてはまる。」とし、更に、高度に工業化せるドイツに於て、農業による自給自足がその隸屬よりの解放、獨立の確保の道たることを主張し、この故を以て國內市場を海外市場より重視すべしとなす者に對しては、國內市場の數的分析を以て答

の検討は姑く措くとするも、元來ナチスの擡頭は、敢へて嘗にその世界觀の故に可能だつたのではなく、敗戦に加ふるに世界恐慌の打撃が、ドイツ資本主義をして、左右の何れにせよ獨裁へ轉化せざるを得ざるに至らしめ、共產主義を嫌惡するドイツの支配階級及び中産階級がナチスの擡頭を許したに過ぎないのである。さればヒトラー總統の一九三三年初頭に於ける「國民に告ぐ」と題する放送も、四箇年計畫の名の下に、ドイツ農民を貧窮より救ひ出し、以て食料品の自給自足をはかり、また強力なる失業闘争により勞働者を救済せんとするに在つた。然るに今や再び一般國民生活の逼迫に伴ふ國民の不滿に當面して、嘗てのベルサイユ條約による桎梏打破なるスローガンによつては民心を繋ぐに足らず、かくて反ソ論難により、經濟的窮乏、これに基因する社會的、政治的不安の一時的轉向をはかるといふ舊い方策が採られたのであらう。もとより、それはこの理由のみによらず、軍擴の口實ともなり、孤立せるナチスドイツが廣く世界に同志を求むるに役立ち、舊領土回復のための掩蔽物としても役立つのであらうが、一々いまはそれに觸れなない。たゞナチス黨首腦者の演説のセンチメンタルなるに拘らず、ドイツの實力、これを補強するための歐洲の國際情勢の點よりみて、ソ聯打倒のために、ドイツが立ち得るものとはなし難いであらう。ゴルトヒール氏は言ふ。

「第三帝國の指導者達が芝居小屋をかけて大章になつたのと、ゲッ